昭和五十六年
第四回定例会
（十二月七日開会
十二月十八日閉会）

日野市議会会議録

（第二十六号
第三十二号）

日野市議会

昭和五十六年第四回定例会日程

十二月七日　（月曜日）　会期の決定、行政報告、諸般の報告

十二月八日　（火曜日）　審査報告、議案上程、請願上程

十二月九日　（水曜日）　一般質問

十二月十日　（木曜日）　一般質問

十二月十一日　（金曜日）　一般質問

十二月十二日　（土曜日）　一般質問、請願上程

十二月十八日　（金曜日）　審査報告、議案上程、請願上程

日野市議会会議録目次

昭和五十六年
第四回定例会

○十二月七日　月曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……3
開会……5
会期の決定……5
行政報告……6
諸般の報告……32
散会……32

○十二月八日　火曜日（第二日）

出席議員……33
欠席議員……33
出席説明員……34
議事日程……35
開議……39
（文教委員会）
（請願審査報告）
請願第五五－三二号　市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願……39

請願第五六－一三号　通学路整備に関する請願　……　39
請願第五六－二五号　心障学級（中学）設置に関する請願　……　39
（取り下げ）
請願第五六－一八号　新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願　……　40
（請願審査報告）
請願第五六－二六号　（都市整備産業建設委員会）
新田堀用水路改修工事に関する請願　……　41
請願第五六－二九号　高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願　……　41
請願第五六－三〇号　高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願　……　41
（議案上程）
議員提出議案第二六号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について　……　42
議案第九八号　日野排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分の報告承認について　……　43
議案第九九号　昭和五十一年度日野市一般会計補正予算について（第四号）　……　44
議案第一〇〇号　昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）　……　44
議案第一〇一号　昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）　……　44
議案第一〇二号　昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第三号）　……　44
議案第一〇三号　昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）　……　44
議案第一〇四号　昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）　……　44
議案第一〇五号　昭和五十一年度日野市一般会計補正予算について（第五号）　……　46
議案第一〇六号　昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第四号）　……　59
議案第一〇七号　昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）　……　60
議案第一〇八号　昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第四号）　……　61
議案第一〇九号　昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）　……　62
議案第一一〇号　昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）　……　64
議案第一一一号　昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）　……　65
議案第一一二号　字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについて　……　66
議案第一一三号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更について　……　68
議案第一一四号　農業共済無事戻金の交付について　……　69
議案第一一五号　市道路線の廃止について　……　69
議案第一一六号　市道路線の認定について　……　70
議案第一一八号　日野市一般職の職員の昭和五十六年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定について　……　71
議案第一一九号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……　72
（報告事項）
報告第七号　交通事故（日野市三沢一、〇七六番地先川崎街道路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について　……　73
（請願上程）
請願第五六－三六号　国鉄運賃値上げ反対に対する陳情　……　75
請願第五六－三七号　土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止する陳情　……　75
請願第五六－三九号　韓半島自主統一への南北最高責任者相互訪問実現支持決議陳情　……　75
請願第五六－四〇号　第三中学校過密化の解消と教育施設の充実を願う請願　……　75
請願第五六－四一号　三中を母体とする新設中学校建設に関する請願　……　75
請願第五六－三四号　老人保健法案の反対に関する請願　……　75
請願第五六－三五号　ガソリンスタンド建設に反対し、建設の許可の取り消しを求める陳情　……　76
請願第五六－四二号　日野市不用品交換所継続設置に関する請願　……　76

請願第五六ー三八号　市内の町名変更の疑義に関する陳情……76　76
散会……76
○十二月九日　水曜日（第三日）
出席議員……77
欠席議員……77
出席説明員……77
議事日程……78
開議……79
（一般質問）
橋本文子議員　在宅療養者に対する保障について……81
橋本文子議員　障害児の就学相談について……81
市川資信議員　議会活動四年を振り返る……87
谷長一議員　日野第一小学校体育館で来年三月、六年生の卒業式はできるか……95
谷長一議員　神明上地区に地区センターをつくってください……114
中山基昭議員　青少年行政の充実と非行防止の教育計画について……118
中山基昭議員　浅川左岸西北部（東平山・西平山）の生活課題について……120
散会……128
○十二月十日　木曜日（第四日）
出席議員……137
欠席議員……139
出席説明員……139
議事日程……140
開議……141
（一般質問）
鈴木美奈子議員　都立高校誘致など教育に関する諸問題について……143
鈴木美奈子議員　零歳児保育の実施など保育に関する諸問題について……143
竹ノ上武俊議員　百草・程久保の自然の復元について（仮称百草台自然公園の建設に当たって）……153
竹ノ上武俊議員　高幡不動駅前の自転車置き場・バス停屋根がけ促進について再び問う……157
竹ノ上武俊議員　三中のマンモス・過密教育を一刻も早く解消せよ……161
竹ノ上武俊議員　福祉行政は市民参加を重視せよ……164
本間久議員　町名地番整理地区内の「日野本町」に関する名称の疑義について……170
本間久議員　第四幼稚園の適正運営と学童クラブの独立・児童館の建設について……179
散会……188
○十二月十一日　金曜日（第五日）
出席議員……192
欠席議員……193
出席説明員……193
議事日程……194
開議……195
（一般質問）
板垣正男議員　住民要望にこたえて次の項目の実現を……197
……197

(1)第三小学校前信号設置、歩道橋の階段取り付けについて……197
(2)日野台四丁目先の交差点に信号機を設置せよとの要求について
(3)市道（日野自動車西側）舗装の整備について
(4)日野自動車のコンクリートべいの耐震強度について
(5)日野駅前バス停に屋根の設置について
(6)姥久保市道二号線の舗装の整備について
(7)新バス停の開始に合わせ都バスの乗車、降車のできるようにせよ
(8)多摩川の自然回復を目指して――サケの放流を進める市民運動に関連して――
医療で悩む市民に救いの手を……208
障害者への防災対策の強化を……213
傍聴の多い活気ある議会に……216
日野台及びその周辺の生活環境の整備について……221
教育行政の基本を問う……229
……231
……233
……233
……234
……235
……237
一ノ瀬隆議員
一ノ瀬隆議員
一ノ瀬隆議員
古賀俊昭議員
古賀俊昭議員
散会
○十二月十二日　土曜日（第六日）
出席議員……237
欠席議員……237
出席説明員……237
議事日程……237
開議……237
（一般質問）
米沢照男議員
米沢照男議員
米沢照男議員
米沢照男議員
石坂勝雄議員
川嶋博議員
川嶋博議員
正国務議員
（請願上程）
請願第五六―四三号
請願第五六―四四号
請願第五六―四五号
散会
教育費父母負担の軽減について……237
就学援助（教育補助）の対象者拡大について……242
消費者行政の充実について……245
ニセ「行政改革」に対する対応について……248
昭和五十七年度の予算規模と重点事業を問う……251
中学校完全給食化早期実施を……273
駅前自転車置き場対策について行政施策を問う……277
現下、日野市の学校教育について問う……280
東光寺の河川敷に野球場を設置に関する請願……280
朝鮮の自主的平和統一のための高麗民主連邦共和国創立方案の支持決議に関する陳情……280
日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める陳情……281
……283
……283
……284
……285
……291
……291
○十二月十八日　金曜日（第七日）
出席議員
欠席議員
出席説明員
議事日程
開議
（総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会）
昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第五号）……291
（議案審査報告）
議案第　一〇五号

（厚　生　委　員　会）
日野市老人憲章の制定について　……303
議案第　九三号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第四号）　……106
議案第　一〇六号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）　……304
議案第　一〇九号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）　……305
議案第　一一〇号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……306
議案第　一一九号
（緊　急　質　問）
日野衛生公社とのくみとり契約に関する市の責任について　……307
（都市整備産業建設委員会）
（議案審査報告）
議案第　一〇七号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）　……315
議案第　一〇八号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第四号）　……315
議案第　一一一号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）　……316
議案第　一一二号　字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについて　……316
議案第　一一三号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更について　……325
議案第　一一四号　農業共済無事戻金の交付について　……326
議案第　一一五号　市道路線の廃止について　……326
議案第　一一六号　市道路線の認定について　……327
（請願審査報告）
（総　務　委　員　会）
請願第五六ー三六号　国鉄運賃値上げ反対に対する陳情　……328
請願第五六ー三七号　土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止する陳情　……328
（文　教　委　員　会）
請願第五六ー二四号　中学校区変更に関する請願　……329
請願第五六ー二七号　第三中学校過密化の解消と教育施設の充実を願う請願　……329
請願第五六ー三一号　三中を母体とする新設中学校建設に関する請願　……329
請願第五六ー三三号
（厚　生　委　員　会）
請願第五六ー四二号　日野市不用品交換所継続設置に関する請願　……330
（都市整備産業建設委員会）
請願第五六ー四五号　通行規制等設定に関する請願　……331
請願第五六ー四〇号　豊田駅南口下排水路設置に関する請願　……331
請願第五六ー四一号　日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願　……331
日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める陳情　……331
（総　務　委　員　会）
韓国の自主的平和統一に関する請願　……333
郵便貯金問題に関する陳情　……333
韓半島自主統一への南北最高責任者相互訪問実現支持決議陳情　……333
朝鮮の自主的平和統一のための高麗民主連邦共和国創立方案の支持決議に関する陳情　……333
（文　教　委　員　会）
南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願　……333
（ソフトボール）運動場増設に関する請願　……333
図書館分室新設に関する請願　……333
東光寺の河川敷に野球場を設置に関する請願　……333
（厚　生　委　員　会）
日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）　……333
違法開発行為についての請願　……333

請願第五五－三一号　日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願　……333
請願第五五－三三号　公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願　……334
請願第五五－三五号　グリーンボックスに関する請願　……334
請願第五六－一四号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願　……334
請願第五六－一六号　給水本管の口径変更に関する請願　……334
請願第五六－二三号　地区センター早期建設を願う請願　……334
請願第五六－二八号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願　……334
請願第五六－三四号　老人保健法案の反対に関する請願　……334
請願第五六－三五号　ガソリンスタンド建設に反対し、建設の許可の取り消しを求める陳情　……334
（都市整備産業建設委員会）
請願第五三－五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願　……334
請願第五四－　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情　……334
請願第五四－　五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願　……334
請願第五四－三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願　……334
請願第五四－四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情　……334
請願第五五－一一二号　住宅環境保全に関する請願　……334
請願第五五－一二四号　「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願　……334
請願第五五－三〇号　用水の架橋反対に関する陳情　……334
請願第五六－二〇号　「程久保六六二番地地域山林緑地保存」に関する請願　……334
請願第五六－三八号　市内の町名変更の疑義に関する陳情　……334
（取り下げ）
請願第五五－二九号　みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願　……335
（特別委員会審査報告）
特別委員会審査中間報告の件　……335
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……339
ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……339
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……339
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……339
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……340
（請　願　上　程）
請願第五六－四六号　甲ぶた設置に関する請願　……340
（議　案　上　程）
議案第　一一七号　日野市教育委員会委員の任命について　……340
議案第　一二〇号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……341
議案第　一二一号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第六号）　……348
議案第　一二二号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第五号）　……348
議案第　一二三号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第五号）　……348
議案第　一二四号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第五号）　……348
議案第　一二五号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）　……348
議案第　一二六号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第四号）　……348
議員提出議案第二七号　電気災害防止に関する意見書　……350
議員提出議案第二八号　「七十歳老人医療切り捨て、老人医療有料化」に反対し健康で豊かな老後を保障するための決議　……350

議員提出議案第二九号　四十人学級の早期実施を求める決議……350
議員提出議案第三〇号　運政審答申による住民の足を奪うバス路線廃止反対の意見書……351
議員提出議案第三一号　立川基地跡地から伸長する幅員四十メーター道路計画の白紙撤回を求める意見書……351
議員提出議案第三二号　国民本位の行政改革を要求する意見書……352
議員提出議案第三三号　産炭地夕張市の再建促進に関する決議……374
議員提出議案第三四号　国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書……374
議員提出議案第三五号　日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める意見書……375
閉会……375

十二月七日　月曜日（第一日）

昭和五十六年
第四回定例会

日野市議会会議録

第二十六号

十二月七日　月曜日　（第一日）

出席議員（二十六名）

一番	黒川重憲君	十五番	板垣正男君
二番	市川芳太郎君	十六番	奥住芳雄君
三番	秦正一君	十七番	石坂勝雄君
四番	飯山茂君	十八番	滝瀬敏朗君
五番	川嶋博君	十九番	林重義君
六番	中山基昭君	二十番	市川資信君
七番	大柄保君	二十一番	島村孝志君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間文子君	二十六番	杉山寅三郎君
十三番	橋本美奈子君	二十七番	高橋通夫君
十四番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君

欠席議員（二名）

二十二番	大越久雄君	二十九番	正国務君

欠　　員

十一番　　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂　章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野　清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	結城邦夫	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
清掃庶務課長	大谷俊夫	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平　敏男	君
書記	五十嵐　隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪蜂
速記者　佐久間竜美　君

議事日程

一　会議録署名議員の指名
二　会期の決定
三　行政報告
四　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第四まで

昭和五十六年十二月七日（月）
午前十時開会

午前十時三十二分開会

○議長（滝瀬敏朗君）　これより昭和五十六年第四回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、

十七番　石坂勝雄君

十九番　林　重義君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）　去る十一月三日に議会運営委員会を開きまして、第四回の定例会の会期等について決定いたしましたことを御報告申し上げます。

会期は、お手元に資料が、日程表に載っていると思いますが、会期は本日より十八日までの十二日間といたします。

次に日程の内容を御説明申し上げます。

本日七日は、行政報告、諸般の報告。

明日八日は、審査報告、議案の上程、請願の上程であります。

議案は、お手元に一週間前送付されているように、今議会の議案は、報告承認の件が一件、人事案件が一件、報告事項が一件、議員提出議案の委員会条例の一部改正の件が一件、議案が十八件でございます。

ただし、明日追加議案が二件を予定されております。その追加の議案の内容は、期末手当の件、それから病院のベッド数増加に伴う病院条例改正の件が追加される予定でございます。

その議案の上程の際の議会運営委員会で決定いたしましたことの内容は、議案九九号、議案一〇〇号、一〇一号、一〇二号、一〇三号、一〇四号は給与案件なので即決としたい、こういうことに議会運営委員会ではなっております。

それから人事案件の一件も即決、期末手当一一八号を予定しているそうですが、これも上程の暁には即決というようなことになっております。

それからあとの議案の一〇五号は、歳入は総務委員会、歳出については各委員会に分割付託、こういうことでございます。

それから議案の一〇六号、一〇九号、一一〇号は厚生委員会に、都市整備産業建設委員会には一〇七号、一〇八号、一一一号、一一二号、一一三号、一一四号、一一五号、一一六号、それから一一九号の追加議案の病院の条例、ベッド改正の件は厚生委員会、以上、議会運営委員会としては、付託先

を決定しております。
それで明日の請願の付託の件は、全部で八件でございます。
厚生委員会に付託されるものが、五六－三四号、五六－三五号、総務委員会に付託を予定されている請願陳情は、五六－三六号、五六－三七号、五六－三九号、文教委員会に五六－四〇号、五六－四一号、都市整備産業建設委員会に五六－三八号、以上が明日の審査報告、議案の上程、請願の上程の件でございます。
十二月九日、十日、十一日、十二日の間を一般質問でございます。一般質問は、お手元に資料一覧表が出ていると思いますが、十四人で四日間を取りました。十一日の午後五時までに意見書、決議の締切でございます。
土曜日最後の日に、明日に上程以後の議案なり請願の上程を予定しております。
十三日は休会。
十四日の常任委員会は厚生、都市整備産業建設委員会。
十五日の火曜日は総務、文教委員会。
十六日に特別委員会。
十七日はまとめでございます。
十八日に審査報告、議案があった場合には議案の上程、その間に請願が出された場合の請願の上程。
以上が本定例会の会期と日程の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日より十二月十八日まで、期日十二日と決定いたしました。
次に日程第三、行政報告を行います。
市長から行政報告を求めます。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　本日より第四回定例会を行わせていただきますので、上程議案等につきまして、よろしく決定をいただくようにお願いをいたします。
私から行政報告につきまして五つの事項の報告を行います。
その一つ、旧庁舎地区の利用構想についてであります。
本市の庁舎をこの地に移転した後の旧庁舎地区は、これまで第一種住居専用地域であったため、市民施設としての使用が不適合でありましたが、この本年五月、地域指定が近隣商業地域に変更されたことによって、旧庁舎の利用を具体化できることになりました。
しかし、建物が不燃構造でないため、消防法上の規制が伴いますが、将来は不燃構造の高層建築に建てかえ、複合的市民施設に供用することが適当と考えます。

当面は、建物の補強や一部改修を行って、市民センターの機能に使用したい考えであります。
旧第一庁舎本館の建物は、一階を講堂及び展示用のホールに、二階の各室は会議室及び事務室等に使用する予定であります。高齢者事業団事務所の使用は、当分現状どおりといたします。
旧第二庁舎、これは本館南の長い平屋でありますが、その傷みがひどいのでこれは解体し、似た形の建物に改築の上で生活消費材の直販事業、あるいはリサイクル活動等の場に充てたいと考えます。
旧第三庁舎、これは市民相談広報課が用いたものでありますが、目下市が設けた休日準夜診療所として使用しております。将来、本館の改築を立案する際には、保健センターの機能を組織することが考えられます。
旧第四庁舎、これは教育委員会事務局の使用したものでありますが、旧第四庁舎の地域は、出土文化財の調査、収蔵、展示のできる場所に改造することが適当と考えます。
またこの際、旧三菱銀行支店店舗の土地と建物を買い取って、将来のため、用地を確保し、建物はとりあえず婦人センターの場に供用するよう計画しております。
以上のとおり旧庁舎地区について、当面の使用と、将来この地区を活用する構想について申し上げ、御理解をいただきたいと存じます。

第二は、鈴木独歩氏所有地の公共用取得についてであります。
鈴木独歩氏の所有地は、南平八丁目一番地の六外三十九筆の山林七万七千九百六十四平方メートルと畑六十六平方メートル、計七万八千百三十平方メートルで、合計二万三千六百三十四坪に相当いたします。
場所は御承知のとおり、多摩動物公園の北側に当たります。ここは調整区域となっているところですが、公共用地として取得しておきたいと考え、所有者である鈴木独歩氏とすでに金額を提示し、交渉を進めております。まだ合意には至ってはおりませんが、具体的な交渉に入っておりますことをここに御報告いたします。
なお、担当は、日野市開発公社と用地課であります。
この用途につきましては、すでに議会で申し上げているところであります。
三、市営住宅建てかえ計画の事情についてであります。
老朽化した市営木造住宅の建てかえ事業は、まず川原付住宅から着手し、不燃中層化と戸数の倍増を目指し、五十三年から三カ年間毎年一棟ずつ三棟六十七戸の建設を終えております。
計画戸数のあと一棟については、現状の地域指定が第一種住居専用地域、建蔽率三〇％、容積率六〇％であるために、いまのところ建築許可が受けられません。
したがいまして、当地区区画整理事業の進行にまって、地域

指定の変更を見た時点で建築に着手することになっております。
次いで、向川原住宅群の建てかえに着手すべく今年度予算に基本設計費を計上いたしております。
この住宅群は、昭和三十二年度から三十六年度にかけて、木造と簡易耐火構造の平屋が混在し、百三十七戸の一団地であります。
この建てかえについては、多くの問題があることが当局との協議の中でわかってきて、現在検討中であります。一団地開発としての整備を要する基本的な問題は、接続道路の拡幅を必要とすること、排水放流の施設整備が必要という当局の指摘があります。
その他、都市ガス負担金の問題、現在居住する使用者との同意交渉等を処置または整理した上の着手になりますので、当分の期間を必要といたします。
以上が市営住宅建てかえの事情報告についてであります。
その第四、黒川都市下水路の工事変更理由について報告をいたします。
本年度の黒川都市下水路事業は、当初予定の事業区域を一部縮小する事態となりました。
今年度の施行計画区域は、下流部分、約六百メートルの下水管の埋設工事であります。
この間、一部線形が屈曲する部分の民地を買収する設計で、地主さんとの話では、協力は間違いなく得られる約束でしたが、最近、突然事態が変わりました。
地域の要望と言われる筋違いの要求に対しては、理非を正して対応していますが、一部のかたくなな指導者がおられて、いまのところ解決への話がつきません。
やむなく本年度事業を工事可能の範囲、二分の一強に縮小することになりました。
国庫補助金の内示は、八千百万円となっていますが、本年度は事業縮小のため、四千万円を返上し、後年度分に加算されることになります。
請負契約の変更は、三月定例会において処理させていただきます。
なお、後年度の事業は予定どおり区分の工事を進めるとともに、事態の正常化を進めて、計画年度で完了させる所存であります。
本件につきましての報告は以上であります。
次は、第五、第二次基本構想についてであります。
本市第二次基本構想の策定作業については、本年六月事務当局に指示し、市民憲章とともに成文化を急いでおりますところ、今年中には原案として脱稿できる見通しであります。
およそ、十年後を目標年次とし、人口十六万内外を想定するものであります。

基本構想の策定手続には、幅広く市民参加が得られるように、例えば、議会議員及び各種行政委員会委員の方々を合同し、百人委員会とも言えるような機会を設けて十分な調査と合意のプロセスをとりたいものと考えております。
市民憲章の草案も同様の機会を設け、制定手続を踏む考えであります。
市歌の作成は、市民憲章の文案確定に次いで作詞、作曲は専門家の技能を煩わす考えであります。
また、基本構想に次いで、基本的総合計画、すなわち、マスタープランに取り組みまして、二年後に迎える市制施行二十周年の記念行事に間に合わせるよう作業を進める考えであります。
以上のとおり御報告をし、御了承をいただきたくお願いを申し上げる次第であります。
他の行政報告につきましては、文書をもって提出しておりますので、御参照の上、御質疑等があればそれぞれの部長よりお答えをいたします。以上です。
○議長（滝瀬敏朗君）　次に助役から報告を求めます。
〔助役登壇〕
○助役（野呂　章君）　医療費の通知について御報告申し上げます。
国民健康保険における医療費の通知については、昨年厚生省より都に対し早急に実施するよう指導があり、本年十月十五日に開催された東京都市長会厚生部会において、都より実施したい旨の説明と協力依頼がなされました。
市長会として検討、審議した結果、昭和五十六年十二月診療分について無作為抽出により、全都一斉に実施することになりました。
この通知は、最近の国民健康保険事業の中で、医療費の増高がきわめて顕著になってきたため、被保険者の健康に対する認識を深めていただき、あわせて国民健康保険事業の健全な運営に資することがねらいであります。
実施に当たっては、被保険者の秘密の保護に万全を期すと同時に、医師と患者の信頼関係を損うことのないように十分留意いたしますので、市議会議員の皆さんを初め、市民の方々の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。
○議長（滝瀬敏朗君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。
これより行政報告全般についての質疑に入ります。市川資信君。
○二十番（市川資信君）　市長の行政報告の中の二点目でございますが、鈴木独歩氏所有地の公共用地取得についての報告の中で、一、二ちょっとお尋ねしておきたい点がございます。
御存じのようにあの所有地は、鈴木独歩の違法行為と申しま

しょうか、砂、砂利採取を行って大変議会でも問題になった地点でございます。

この、いわゆる取得に対する目的をまずお聞かせいただきたいということと、恐らく聞くところによりますとあの場所は、鈴木独歩、私のこれ、うわさで聞いた話ですから確めたわけではございませんけれども、大変複雑な権利関係になっているんじゃないか、というようなうわさも聞いております。その点について二点目はどうなっているのか。

それから三点目は、過去の、いわゆる違法行為に対して、あのようなひどい行為を行った業者の土地を、年月もたたずにここで買収するということが、はたして市の行政として妥当なものであるかどうか、むしろ市がそれを助けているような感じがしないでもないんですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私からお答えすべき点について、私どもの考えを申し述べたいと思います。

御指摘のとおり、この鈴木独歩氏が所有する土地に係りましては、古くからいろいろな事件、事故があっております。

そして、そのことは日野市内の、一つのきずのような場所と言いましょうか、あるいは災害も起きかねない、そういう要因をはらんでおります。

したがって、この人に持たしておいては、後々どういう安心がつまりできないということであります。

一方に、あわせて今日なかなか確保しにくい公共用地のことでありますので、十分な地形上の手当てをすれば大変有効な使い道がある、このようにも考えております。複雑な権利関係が伏在していることはもう調査済みでありますし、またこれらが一切整理されなければ、当然また、市も終止とするわけにはまいりません。

それらのことがだんだんと整理されつつありますので、その点につきましての処理はおおむね可能である。このように考えております。

それから、現在、過去のあの用地におきましての違法の行動が、東京都より本人に対して、告発をされているという状況です。

したがいまして、私どももその点には、最も慎重に対処しながら、そのことがまた整理されると、つまり違法が本人によって確認されるという処理を本人にも早く対処するように求めております。

それらが完了しないと、実際の授受はできないと思っておりますが、いまのところ、見通しとしては整理される、また、本人もその気になっている、このように受けとめておるところであります。

確保した上の公共用の目的は、これは都立高校の誘致の場に充てたい、このように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　目的は、大体わかりました。都立高校誘致ということで……。何か聞くところによりますと、東京都も、あの鈴木独歩の所有地については、一応内定の中の一つに定めておるということは聞いておったんですけれども、はたして都立高校の用地としてあの場所を提供というか指定した場合、まだ相当の開発行為が必要ではないかと思うわけです。そういう面もあわせて、はたして本当に東京都もあの場所については候補地としながらも、鈴木独歩の、いわゆる都で告発しておる、違法行為をしておる業者の土地を買うことについては、非常に難色を示しておったということも聞いておりますので、その点は慎重に進めていただきたい。

私、いまお聞きした一点は、いわゆる平山城址公園を東京都が大分買収しまして、緑地保全に都自体が努めておる、そういう中において、あすこの隣接する鈴木独歩の所有地、いわゆる動物園の北側の緑地ということとあわせて、緑地保全ということに継続、いわゆる平山城址公園と続いていくんではなかろうか、そういう計画なのかなあと思ったもので、そこら辺をお聞きしたかったんですけれども、市長のいまの答弁で、都立高校のある程度候補地にするというふうに解釈したいと思うんですけれども、それでよろしゅうございますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御報告申し上げましたとおり地積が、七万八千平方メートルというほど広い場所です。

たとえば、校地として必要な面積は取れると思っておりますし、それから傾斜地の緑地につきましては、これは今後どうなるかわかりませんが、たとえば動物園に買い増しをしてもらうとか、あるいは、そのような、つまり緑地のままで使えるような方法が望ましい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　二十三ページの、台風二十四号の被害の問題について質問いたします。

その中の、二十四ページにある日野市三沢の半壊の件について質問したいと思います。

当日は大変な雨で、私も見回り等しましたが、このがけ崩れについては気づかなかったわけですけれども、翌日知りまして、お見舞いと実地調査に行ったんですけれども、大変ながけ崩れの状態でした。

市にも当時いろいろ要望いたしましたけれども、このがけ崩れに対するその後の処理、これはどういうふうに修理をしてきたかということと、それから今後も、七生丘陸と言いますか、程久保、三沢、こういう地域でがけ崩れしそうな危険個所とい

うものを、市としてはきちんとマークして用意しているかどうか、という点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　三沢八六八付近のがけ崩れでございますが、これは所有者の方は小船井さんとおっしゃる方でございます。

それで土砂崩れの現況といたしましては、幅約三十メートル、長さが十メートル、厚さが一メートル程度の土砂で、土量としましては約三百立米ぐらいが流れたわけでございます。

これにつきましては、一応所有者をいろいろ都市整備部の方で追跡しまして、所有者を調べたわけでございますけれども、その時点では所有者が不明確でございました。

そういうことで非常に緊急性がございますので、一応日野市の建設協和会で一応防災協力隊という組織を市と契約を結んでございますので、建設部長名によりまして、緊急にこれについて代執行というような形で工事を施工した。それ以降については建設部の所管でございますので、建設部長の方からお話があろうかと思います。

それからがけ崩れの個所につきましては、毎年六月、雨期に入る前に、一応消防団、消防署、それから私どもが一応丘陵地帯を見て回りまして、それでいろいろ調査をしてございます。現在たしか八カ所程度の危険個所があるということを承知しております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまのがけ崩れの災害復旧の状況でございますが、公害防災課よりがけ崩れの状況が、二次災害の恐れがあり、応急措置をとの依頼がありましたので、建設協和会に依頼いたしまして、応急の措置を講じております。

方法は土砂の崩れの二次災害の恐れのないように処置をいたしまして、土砂につきましては家屋のそれ以上の倒壊の恐れのない程度の土砂の搬出をいたしております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　この半壊については、お見舞金とかその他、あるいは半壊を直すことについては、条例などはどの程度まで適用できるのか、適用したか、今後の例もありますので、その点をもう一点聞きたいと思います。

それから八カ所ほど危険なところがあるということですけれども、危険なところがあるということについてはわかりましたけれども、それについての防護対策と言いますか、そういうものについては何か考えているかどうか。

また、このがけ崩れの上に分譲住宅が二軒ほど売りに出されていますけれど、こういう業者などに対しては、また、あすこが続いて崩れるということになると、近所も不安でございます

から、その辺については何か指導、対策をとっているかどうか。その点についても質問したいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　半壊の件につきましては、一応日野市災害見舞金支給規則という規則がございます。それによりまして、半壊及び床上浸水については、一世帯当たり一万円、そういう支給規定がございますので、それに準じまして支給をしております。

それから危険個所の八カ所につきましては、私どもの方では承知しておるわけでございますが、いずれも民地でございます。そういう意味合いにおきまして、消防団等がたとえば豪雨等ございます場合には、重点的にそこをパトロールして、事前避難とかそういう適切な処置を取る、そういう意味で指定してございます。

これにつきましては、七生の丘陵地区につきましては、いずれも宅地規制法の対象区域でございますので、恐らく建築確認の際には、いろいろ擁壁の厚さとか、高さとか、そういった厳重な審査がされて、その後に建築が許可されている、こういうように私の方は承知しております。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは要望だけしておきたいと思います。

一つは、規制の問題ですけれども、程久保地域、三沢、七生丘陸地域には、私どもが考えても非常に危険な地域がずいぶんございます。そういう点で、宅地規制をする際には必要以上に十分な規制をして、不動産業者、その他がつくるときに、十分な対策を取るように指導を強めてもらいたいということが一点です。

それから、今回の半壊事故に対してどうこうということではないんですけれども、今後のことも考えて見ましたところ、相当の土砂が崩れて、門柱が壊れて、かべが落ちて、大変な被害の状況でございました。

そういう点で、日野市の条例からは一万円しか出せないということでありますけれども、予期せざるこういう災害などに対して、もう少し何らかの市としての復旧のための補助、あるいは国とか都の条例などの適用の拡大と言いますか、そういうことを十分に今後研究して、ひとつ市民が不安がないようにしていただきたいと思います。以上、要望しておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　三つ質問しますが、第一は工事請負契約のことですが、十二ページの二十の七生中の屋外運動場の照明施設二千四百五十万円、施設の詳細について御説明願いたい。

なお、これは一中の照明に比較してどうか。

二番目に、日野市下町下河原地区センターの用地の買収、価格はどういうことになっているか。

三番目に、今回の行政報告になかったんですが、前回ありました西平山において住宅供給公社と区画整理のことを交渉中、ということが発表されたんですけれど、その後の計画はどうなっていますか。それについてお答え願いたい。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次長）　七生中学校屋外運動場照明新設工事の内容につきましては、一中の工事との比較等について詳細記憶してございませんので、後ほど書類で御報告したいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　二点目の下町下川原地区センターの買収用地の価格でございます。

平米当たり十二万八千八百円でございます。それに立木補償が多少入っておるわけでございまして、総額で、八百五十四万二千円でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　三点目でございますけれども、ちょっと私聞き落したんでございますけれども、住宅供給公社でございますか。（「前に市長から報告があった西平山の公団です。区画整理ですか、その後の経過です」と呼ぶ者あり）　お答え申し上げます。

住宅公団で西平山の地域を開発、これは区画整理の方式を用いて、地域の整備を行うということで現在検討調査に入っております。

現在の状況では住宅公団、現在は住宅都市整備公団と申しておりますが、こちらの公団の方で住民の意向調査を実施いたしまして、その結果がここで出てきております。

公団では、区画整理方式で地域を整備するためには、地域の約四割の土地を事前に入手しなければ――これは買収でございますが、入手しなければ事業が実施でき得ないということで、四割程度の土地を事前に買い取りたいということで、そういった趣旨のもとで調査に入っていったわけでございますが、現在の段階では、まだこの四割は、約半分も未たない状況であるわけでございます。

したがいまして、現状では、直ちに用地買収等には入ってまいれない状況にあります。

今後、公団と市の方で地域の住民の意向等も踏まえまして、十分計画を立て、用地買収等に入っていく、そのように現在公団の方と詰めを行っている段階でございます。

また、再度近々公団の方とそういった点についての協議に入っていく予定になっております。概略以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　それではまだ区画がどういう形になるかというような、そういうような計画の図面なんかはできていないですか。

それと、こういうようになるから協力してもらいたい、というところまではいってないわけですか。その点。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。現在の計画面積は約五十二ヘクタールでございます。

この五十二ヘクタールはあくまでも計画段階でございまして、これが決定をするというものではございません。多少の前後はあろうかと思います。一応の目標といたしましては、この範囲内の住民の方々、土地の権利者の方々に意向調査を行っている段階でございます。

したがいまして、計画としての目標というものは持っておりますけれども、これを図化したものは、まだ持ってはおりません。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　先ほど市長から行政報告につきまして、あるいは将来の基本構想なんかにつきまして報告がございまして、まさに旧庁舎の利用を初めといたしまして、あるいは都立高校のもう一校の建設の問題、あるいは市営住宅の建てかえの問題、すべて大変意欲的に取り組んでいると、いうふうに絶賛をするわけですけれども、この中で特に私が問題としたいのは、黒川都市下水路の工事の変更であります。

先ほど市長は下流六百メートルの一部変更、これの事情を説明されましたけれども、どうももちょっと合点がいかない点があります。

いままで地主の協力が得られてきたけれども、突然それが急変をした、こういう状態のように聞こえましたけれども、何やら私どもの耳に入ってくるところによりますと、一部の人たちが、森田革新市政に何か仕事をさせまいとするような、動きを感じるようなところがあるんですけれども、そのような政治的な関係、あるいは感情でもって、この一部が変更されるというようなことが私はあるんではなかろうか、というふうにも思われますけれども、その点について、市長からでもあるいは担当者の方からでも、あれば名前を出していただきたい。

そして、どういうような実情になっているか、どのように変更していくのかということについては、まだ説明がないわけでありますけれども、それについて、少し若干担当の方がよろしいでしょうから、都市整備部長にその辺の事情を御説明願いたい。こう思いますけれども。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。
○都市整備部長（結城邦夫君）　黒川都市下水路につきましては、本年第二期に入っておりまして、行政報告、市長の方からございましたように、下流の部分から工事を本年度は行う予定で計画を進めてきたわけでございます。
　この黒川都市下水路を施行するに当たりましては、一部地域の民地を買収しなければならないということで、地主さん方、ここには五名の地主さんがいらっしゃいますが、この方々と売買につきましてのお話を進めてまいりまして、一応、八月の中旬ごろまでにはこの土地を買収できる、売ってもよろしいという確約を得まして、それ以後、単価の問題等につきまして、折衝を行ってきたわけでございますが、本年の九月一日に、市長あてに要求書が、地元の代表の方々五名によって提出されたわけでございます。
　この代表の方々は地域の川辺堀之内の自治会長、それと、神社、これは日枝神社でございますが氏子代表の方、それから延命寺の壇家の総代の方、用水組合の代表の方、それと地主の代表ということで、五名の連名をもちまして要求書が提出されたわけでございます。
　この内容は、都市下水路の流末部分に当たるところの地域では、将来この用水路の水質の悪化によって、悪臭が出る恐れがある、したがってこれを防止するために放流口を、近くに処理施設をつくってほしい。それとあわせまして、地主、住民等に十分な補償をしていただきたい、といった内容になっております。
　御存じのように、都市下水路につきましては、あくまでも雨水を対象といたしました下水路でございます。
　この下水路につきましては、将来公共下水道が完備した段階では、完全な雨水管になるものでございまして、これに処理施設をつけるということにつきましては、現在、国、都の方におきましても、そういうものを認めておらない状況でございます。
　したがいまして、私どもはこの要求に対しまして、そういった施設については、国の認可を取り実施することは不可能である、というお答えを行ったわけでございます。それに伴いまして、交渉の過程におきまして、それにかわるものとして、地域の環境の整備を部分的に行っていただきたい、という御要望にかわってきたわけでございます。
　この要望は五点ございまして、買収に当たっては、できるだけ高い単価でもって買い取ってほしい、そういったそれらの五点の要望が出されてきております。
　こういった点について、種々検討いたしまして、お答えをしたわけでございますが、御納得がいただけなかったわけでございます。
　私どもこの事業を一部本年度は中断いたしまして、来年度以降に振り向けるわけでございますが、将来二カ年間の間に、この部分はどうしても実施をしなければならない部分でございます。したがいまして、今後地主の方々並びに地域の代表の方々と十分また話を継続いたしまして、早期に着工できるように、私どもはこれから鋭意努力していく考えでおります。以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。
○十二番（本間　久君）　ちょっとつじつまが合わないんですけれども、いま、都市整備部長の話を聞いておりますと、八月の中旬ごろまでに買収の確約が五名の地主とできた、それ以降、九月一日に要請書が提出されて、自治会長やらあるいは氏子さんやら延命寺の住職やら五名の方々から要望が出されたということですけれども、すでにこの都市下水路の工事の件につきましては、議会も通過しながら解決をしてきて、あるいは五名の地主さん方もオーケーということの中で、さらにこの九月の一日以降に出されました要望書が、処理施設の建設とかなんとかいうことで要求して、あるいは環境整備ということはある意味では環境整備ということをやる意味ではわかりますけれども、要望書の中の、五点の中にも、高い単価でもって買収するようにというようなことも入っているといま承ったんですけれども、この辺の変化について、どうも政治的なにおいが漂ってくるんですけれども、その辺そういうことはないのかどうなのか。私は、少なくとも何かそういうような、いわゆる排水管を埋める、あるいはそういう工事をしたり道路をつくったりすることについて、やっぱり政治的にはあんまり保革の関係があってはまずいんではないかというように思うわけでありますけれども、何やらそんなようにもいま説明を聞いていても伺える点がありますんで、その辺についてはどうなんですか。そういうようなことは全くないと断言できて、あるいは工事が今後もスムーズに計画どおりに、何とか納得させながらいけるという方針を持っていますか。
○議長（滝瀬敏朗君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　下水の処理場とか、あるいは都市下水の放流点を計画をしたり着工したりいたしますと、あちこちでトラブルが生じてまいります。そういうことは、過去には新坂下住宅の新町に向けての放流点であり、また、別のことで言えば、この庁舎を建てる際にいわゆる下流方面から雨水用水の心配のためにいろいろな意見もありました。
　これをもってどのように見るか、ということはあるわけですけれども、まあ誤解がもとである、つまり下水路の放流点で市内にも幾つもありますが、その地域に迷惑をかけるなんてことはまずない、なぜなれば管は皆地下装置でありますし、川の出口はもう樋管がつけられて、かなり流れの中の方に放流しますからして、そのような心配は余りないんですけれど、しかしな

がら感情的に、何か上流から汚い物が流れてくると下流の方は迷惑するんではないか、こういうことも考え方の中にあるいはあります。

したがって、一時の誤解は、これはよく説明をすることによって解かなきゃなりませんし、いま、新町の放流点に対しても、じゃまになる約束がありますので、これもお互いに首を絞めることであるからして、これは合意の上で破棄しましょう、ということを提案をしております。

今回の場合も、ちょっと何か突然という感じがしないわけではありませんが、つまり樋管をつくったんですからして、本来地元で何か意見があれば、樋管をつくる時点で出てこなければならないものではないかと思いますけれど、現実に業者に発注をした、そして着工をする時点でこういうトラブルが生じた、こういうことであります。

しかし、変更は、これは後年度に、つまり後の年次に回すということでありまして、工事の計画を変更するものではありません、まあ、下流地域としては、いろいろの思惑もありましょうし、不満もほかのことでありますからして、この際、何か市に要望したい、こういうことがとかく出がちであります。

これは一つの住民感情というふうに受けとめまして、誠意を尽して、また理非を正してよくわかるように了解していただく、こういうことが当然また仕事の中に必要なわけであります。

私はそのことは可能であると思っておりますし、そう大きく事業の解決に大きな壁があるというほどにはまだ思っておりません。後のことはひとつ別の機会に担当から説明をさせていただければ幸いだと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　最後にどうもそのとおり確かに市長の言われるような形で努力を重ねていくんでありましょうけれども、やはりちょっとこういう問題、特に、確かに下流地域に放流しますと、その地域はある意味では迷惑をしたりなにかする場合もあるでしょうけれども、将来、都市整備部長が説明されたように、下水道、雨水排水の完璧な排水計画がなされていくという条件下の中では、やむを得ない点があるというふうにも思うわけでありますけれども、この堀之内一体が、全体がそういうような空気なのか、あるいは自治会長なり、氏子代表なり延命寺とかあるいは一部の人が、個人的に出された要望書なのか。いわゆる請願か何か、署名か何かつけた形でもって地域ぐるみでこういう形になっているのか、また五名の地主がその中に入っているのかどうか、その辺ですね、五名の地主を含んだ要望書なのか、意見なのか、あるいはその中に含まれていますように、なるべく高い単価でもって買い上げてほしいということなのか、その辺がちょっとお聞きしたいんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。要望書の中には地主代表としまして先ほど申し上げました五名の地主が入っております。これは代表という形で入っておるわけでございます。

それと一応自治会長名で出ておりますので、地域全般というふうに解釈せざるを得ないわけでございます。

しかし、総意でということになりますと、ちょっと疑問がある点もございますが、一応、自治会長名で出ておりますので、地域を代表している、地域を総称している、というふうに解釈いたします。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　よくそういうことあるんですけれども、自治会というのは任意の団体であって、それが出したからすべて自治会を代表している、というふうな形でこの問題についてとらえることは私は賢明ではない、というふうに思うんです。これは政治団体でも何でもないわけですから、後援会の団体でもないわけですから任意団体ということでありますから、そういう中ではいろんな意見があるわけですから、その中でもって、討議をされて云々ということには限らないと思いますし、しかも、八月中旬ごろまでに買収の確約ができていた、ところが突如として九月一日に要望書が出てきたということになってきますと、当然ここに何やらの政治的配慮が働いた、というふうに私は思わざるを得ないということからその疑問をただす意味でもって質問をしているわけでございますので、その辺は賢明なる都市整備部長でありますから、乗り切ると思いますけれども、そういう私たちの耳に入ってくるところによりますと、やはり一部の何といいましょうか、一部の方々が何か支配しているというような印象に聞こえてならないし、あるいは市長に仕事をさせまいとするような防害にも聞こえるようなときもあるし、それにつきましてはそのような（「考え過ぎ」と呼ぶ者あり）形でないように、あるいは私たちの耳に入ってこないような状態で問題の解決を図ってほしいし、地域もそのように私はもし、地域の密着している議員がいれば、あるいは担当者がいれば、そのような形でやってほしいというふうに思います。

いまの現状では、私たちの耳に入ってくるところによると、やはり何かそこに対市長との感情的な、あるいは一部のそういった人たちが、権力者がこういった運動なんか起こしている、というふうにしか思えないんですけれども、私どもの誤解であれば訂正いたしますけれども、そういうようなことありましたものですから、質問したわけであります。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　市長が報告しました、四点目の黒川都市下水路の工事の変更ですけれど、これは水害の関係

住民長い間要望したきたものがようやく昨年度から工事が始まった。四年計画で工事を終えて、水害のないような地域をぜひつくってほしいということで希望をもってきたわけでありますけれど、二年目にして予定の計画の半分しかできないということになったわけですけれど、その問題点については、いま詳しいやりとりがありましたので、私の方は省きますけれども、四年間で工事を終えるという工事の期間は絶対に延長しないで完成させるということを、はっきりと確約していただきたいと思いますので、先ほど市長からもそういう報告あったように思いますが、再度その点を念を押す意味で、一件伺っておきたいと思います。

それから二次基本構想の問題でありますけれど、年内に原稿はでき上がるということのようです。これは恐らく素案的なものになっているんではないかと思いますが、市民参加の百人委員会で検討を進められると思いますけれども、これは大体どのくらいの期間をかけようというふうに現在思っておられるのか、たとえば来年三月までにやってしまいたいんだということなのか、さらに一年ぐらいかけてじっくり検討をしたいんだ、というようなことなのか、その辺のところをお聞きしたいということと、市民参加、百人委員会で論議をするわけですから、さまざまな論議はあろうかと思います。その際、手直し、検討のやり直し、再検討、こういったものは当然出てくるわけでありますが、その際の市側の、市民の意見の取り上げ方、受け入れ方は、これまでの私どもが聞いておりました、いろんな市民の意見の取り入れ方が、たとえばそれはできないんだ、予算の関係でできないんだというようなことであらわれますように、限定された意見しか取り上げられない、というようなことのないように取り組んでいただきたい、という希望を持っておりますので、十分市民の意見が反映されるような経過を踏むように私は要望しておきたいと思うんです。

その辺のところをどういうふうに考えておられるか、伺っておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

本工事の工期でございますけれども、これは御指摘のように四年間、終期は五十九年三月三十一日までに完成するということで事業の認可を取ってございます。

したがいまして、この認可を取りました施行期間内に工事を完了させるという予定でおります。

これはそれまでに実施いたしませんと、今後補助対象等の問題も生じてまいりますので、何が何でもそれまでには完成させるというふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと黒川都市下水のことですが、これは御承知のとおり、トラブルを申し立てておられる下流地域もまた大変な利益を得られる立場にもありますから、必ず了解をされる、また、了解をしていただく努力をすると、ということで処理をしたいと思っております。（「市長、あいさつに行かなければだめだよ」と呼ぶ者あり）

それから第二次基本構想は、これは理念的な表現を文言で行うものであります。

したがって、予算的な背景が伴うとか、また、事業年度を定めるというものではありませんから、したがって町づくりの理念について御意見をいただく、原案に伴う御意見をいただく、こういうことになるわけであります。

したがいまして、なるべく多くの意見をというわけですが、その集約の形としては、先ほど申し上げましたような、議員さん、あるいは各行政委員会、その方々のメンバーといたしまして、そうして意見を聞く機会をつくろうと、こういうふうな考えからであります。できるだけ立派なものをつくることが望ましいと思っております。

その制定する時期なんですが、単に議決だけをしていただくということであれば、三月議会に間に合うかしれません。しかしながらそういう手続を取る場合に、また意見が多ければ一つの調整ということも出てくるわけでありますので、そうタイムリミットを決めないで、時間をある程度かけて、そして、異論のない、また、皆さんの合意のできる形をつくりたい、このように思っております。その後、引き続きマスタープランというのをつくろうというふうに申し上げているわけでありますが、これは行政の中の内部計画と言いましょうか、そういうものに一つの基準をつくろうということになるものでありますから、ある程度の情報公開をしながらまた議会等の意見を承りつつ、これは制定ではありません。内部の取り決めということで取り組むことだというふうに思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　先ほど市長から旧庁舎の利用計画についてお話がありましたので、その点につきまして若干お聞きをしたいと思います。

御承知のように、旧第二庁舎には現在不用品交換所と呼ばれるものがございまして、民間の方の手で運用されているわけであります。

聞くところによりますと、今年の十二月いっぱいで閉鎖をされる、また、その閉鎖のための立ち退きのお願いを市の方からなさったそうでありますが、御存じのように、ごみの減量あるいは資源の再利用ということで、多くの市民の方が利用されている施設であります。立ち退きを求められます際に、再開のめど、再開の見通し等について市の方で何かお考えがあるかどうか。

それから、十二月いっぱいで立ち退きを求められましたその期日の設定の理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の行政報告に伴う質問でありますので、お答えをいたします。

先ほどの報告の中でも、旧第二庁舎、つまり本館南の長い平屋という建物ですが、これは傷みがひどいので解体し、似た形の建物に改築の上生活消費材の直販事業、あるいはリサイクル活動等の場に充てたい考えです。このように申し上げております。

したがいまして、そういう考えの中で一番活用される方式を取りたい。このように予定いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　不用品交換所という性格をもった公共の施設をその中におつくりになる、というお考えもあるわけですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　リサイクルということで、いろんな事業をまとめていくわけでして、不用品交換も市民の要望が高ければもちろんやることだと思っておりますし、主としてこれは単なる衣料品だけじゃなくって、もっと電気製品でありますとか、そういうものもひとつ、たとえば廃棄物になっても手を入れたら活用できるという、こういうものまでひとつ取り扱おう、したがって、ごみの減量もさることながら、一つの資源活用、こういうことに重点を置くべきではなかろうか、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　私、この施設を利用なさっている方からお聞きしたんですが、市の方から閉鎖について突然たしか九月だったと思いますが連絡があったということで、大変当惑をしているというお話でございました。

市長がおっしゃいます対話、話し合いということからしますと、突然のそういう通告というのは、やはり手続上問題があるのではないかと思います。と言いますのは、昭和五十三年からいわゆる三年間この施設を市から提供されているとは言え、一切の財政援助もなしに民間の方がやってこられたわけでありますので、当然、この閉鎖に伴います話し合いというものが、一度ぐらいは持たれてもいいのではないかと思います。

いわゆる民主的な手続という言葉がよく使われますが、そういう点怠りがあったのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　総務部長でございます。九月に、あの平屋の建物を建てかえざるを得ませんのでお願いしに行ったわけでございますけれども、実際の話し合いは、都市計画が五月に決まりました以後、実際にはふるさと会というところにお貸ししているわけでございます。そういうことでございますので、ふるさと会の方へあの建物を大分土台等腐っておりますので建てかえざるを得ないんだ、ついてはいろいろと利用されている方、あるいは委託されている方の関係もございますので、九月の以前から六月ごろから話をいろいろとふるさと会の方へ、話を進めていた、こういう中で、最終的には九月に文書でもって十二月いっぱいに立ち退いてほしい、いろいろ手間はかかるでしょうけれども、十二月いっぱいまでには立ち退いてほしい。それで、五十七年に入りますと、要するに取り壊しというふうなことになります、というふうなことで、九月にまいったわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　実は、昭和五十三年に市長から日野市ごみ減量研究会というところに、ごみの減量システムの確立についてという諮問が出されまして、それに対する答申だと思いますが報告が行われております。

その中で不用品交換所の定着化という項目で、現在の旧庁舎内にある市民団体による不用品交換所が広範な活動を続けているけれども、市としても一段とこれを活用する努力が必要である、という内容のものが出されております。

市の方で具体的に対応が、施設を貸されたわけでありますので、なされたということもできるかもわかりませんが、民間の手でこういうものが行われてきたわけでありますので、ひとつお願いでございますが、あすこに参りますと、家具等の大きなものもございます。閉鎖に伴いまして、その運搬、あるいは撤去ということで、多額の費用がいるのではないかと思いますが、そういうものを一部負担されるようなお考えはございませんか。いかがでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　市の方で、費用の負担をするということ等につきましては、非常にむずかしいんではないかと思います。いろいろといろんなものが委託され、陳列されております。それを不用品交換所の方と、やはり実際の問題としてどうなるのかということ等については、ひとつ相談にこちらの方からまいりたい。相談をした上で、できる便法等があれば、要するに協力していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　市民の方が善意で発展維持してきた施設でもありますので、ぜひその点お願いをさせていただきたいと思います。

聞くところによりますと、ＮＨＫのテレビ等でも放映されま

して、他市でもこういう施設を見習ってつくろうということで、すでに多摩地区でも同じような施設をつくったところがあるそうでございます。

そういう面で、一つのごみ問題という自治体が抱えます大きな、頭の痛い課題に対しまして、回答を示しているものでもありますので、ぜひその点一部でも負担をしていただいて、それらの市民の方々の善意にぜひこたえていただきたいと思いますので、蛇足になるかもわかりませんけれども、その点もう一度、できるだけお答えいただけるような姿勢があるかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　将来もっと発展のできるそういう組織に組みたいと思っておりますから、なるべく明朗にことを処理するようにいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　先ほど市長の報告の中で、鈴木独歩の所有地を公共用地として取得したいというのは、同会派の市川議員が質問をされておりますので、むしろ確認という意味でまず聞きたいと思うんですが、都立高校用地という前提のもとで市が所有される、取得されるという中で、関係の上部官庁と言うんですか、東京都といろんな、まあ二万三千坪あるんですから都立高校用地としては私の考えでは一万坪から一万一千坪あれば、広ければ広いほどいいと思うんですが、都だって財政窮乏の中でそんな都立高校用地としては取得しないんではないか、一部は市長の報告の中にも動物園で取得してもらうというような考え方もやりとりの中で聞いておるんですが、東京都と合議がなされている上で、私はこういう作業を進められていると思うんですが、道義的に見れば鈴木独歩という人が過去二十年間ぐらい、もっと長く見れば昭和二十七、八年ぐらいからですから三十年いま少しでなるかと思うんですが、あの地帯にいろんなことを行われてきているということは、私はこういう議会の場で言う必要はないと思うんですが、そういう中で、市が取得されるというにはそれなりの緊急性と市民要望にこたえるということがあると思うんですが、その辺の、完全な東京都といろんな面の合意がなされているだろうということの確認だと思うんですが、その辺の点をお答え願いたいと思います。

その次は、先ほども出ましたんですが、黒川下水路の工事の変更のことについてなんですが、私が考えるには、いわゆる市の行政と言っても出発点は政治性からくるものがないというのは、私は見方によればないと思うんです。ただ執行者である市長という立場から見た場合には、厳正中立だとか、いわゆる行政にたずさわるものは公平無私でなければならんと思うんですが、市民サイドから見れば、こういう特に公選下の市長、いや、

公選下の知事という中でいけば、そういう政治性なことが勘ぐるんでなくって、あって私はしかるべきではないか。ただ問題はこういう公共の事業を、どう担当の市長が、いわゆる所有権者なりに公共性という考えから見て、説得するなり、納得してもらうなり、理解してもらうということが必要ではないか。

ただこの任期四年間でやるという中で、予算を盛っていわゆる工事に着手したとか発注したとかいう形の中で、用地取得ができないでこういうことをやったのか、用地取得は、たとえば正式の市の所有権にするということの前提ができておったからやったのか、いわゆる、何か下へだけに埋設する雨水管であるために、そういうことに関係ないからやったのか、その辺の何か合議が非常に何ていうか不明朗である、急にいろいろ出てきたということは、私は見方によれば政治性があっても当然ではないか、こういう理解、その理解をしてもらうのが理事者の責任ではないか。

何か数日前の新聞なんかを見ると、学校用地の問題で市長が責任をとったというような、これは実際その土地へ行って見なければ、その内容というのはわかりませんが、私は少なくとも今後の日野に処理場の問題にしても、区画整理の問題にしても、都市計画道路の問題にしても、こういう問題というのは当然発生してきてしかるべきだ。ただ問題は、市長という立場の熱意と住民のどう合意が得られるように努力されるか、ということもするんであって、出てくるのが当然ではないかというふうに、先の質問に決して反論するんでなく、私の見方の問題ですから、必ずしも私の見方が当たってないかもしらんけれども、私はそういう理解を持っておるんです。

そういう中でこの二点目は、そういういろんなことの手続上が終えておったのかどうなのか、ということを確認ながら聞きたいと思います。

なぜこういうことを聞くかと言いますと、恐らく市の用地に、たとえば道路の拡幅なんかの場合に、市の用地に取得されておっても、その場所が埋蔵文化財の指定地域だということになると、調査費を盛っていなかったために工事が延びるということがあり得るんで、そういうことを考えた場合に、よほど市はこういう発注するに対しては、万全な策を講じてやらなければ、また、特に、そういう政治性の質問の中ではありというような見方をして、自分はそういう点ではあっても当然だという考え方でいけば執行者というか担当はもっと詳細な何か計画が行われたのかどうかということでお聞きしたいと思います。以上が二点目です。

三点目に、後は市長のもとではございませんのですが、行政報告の中の四十三ページに敬老大会の実施状況が行われております。

年々高齢化社会の中で、お年寄りというか、高齢者がふえて

おります。この何というか、この間九月の十五日の敬老の日に行われた敬老大会には二一・二%、こういうことは今後の高齢者社会がどんどんふえていく中で、今後ともいままでのようなパターンの敬老大会を続行される考えなのか、さもなきゃ市長は、第二次の大きなマスタープランを来年考えられている中で、こういう本当に血の通うような敬老大会のようなことを、もちろん施設の問題なり場所の問題も私は多少関係するんではないか。実施される期日が九月十五日と、見方によればまだまだ暑い時期なので、そういう点があって低いのか、全市どこの市を見ても非常にパーセンテージが低いのか、その辺の何か今後に何と言うか、担当に改善をされる考えがあるのかないのか、その辺のところ、昨年も実は聞いたんですが、その点をお聞きしたいと思います。

その次に、市立総合病院が去年の十月から一年にわたって増改築、約六億の予算をかけて増改築されて二十ベッドふえた。病院の面目を一新したということは、非常に理事者の努力を自分は買うものでありますが、この一年間、ああいう病院の中で患者を収容しておいて、いわゆる増改築されたということは、一つの何か、私はケースというか、一つのテストケースにして、恐らく市ではあれだけのことをやったというのは初めて、いままで大きくされてきたというのは、新しく建ててきたという経緯の方が多いんではないかと思うんですが、その中でどういう、たとえば一年間に患者がその点ではどういう苦情が出たとか、どういうんだということは、今後事務長に、内容的なものは、前年度との患者の増減とか、どういう苦情が出たとかいうようなことがあったとすれば、あとはデスクで聞きたいと思うんですが、この病院なんかの改造に当たって、市長はこの問題をやられたときに、これは私、市長にぶしつけで申しわけないんですが、かなり大きな音がしたりなんかして、実際に患者の気持ちになって一度か二度病院へ行って、そういう患者の気持ちを聞いたことがあられるかどうか。これは非常に何か心情的なことを聞いて恐縮なんですが、以上の点をお聞きします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の質問二点についてまずお答えをいたします。

鈴木独歩氏所有の公共用取得のことにつきましては、先ほど御報告したとおりでありますが、御質問の都との合意の度合いについてでありますが、これは、都と完全合意ができているというところまでには至っておりませんが、しかし、材料を持たなければ交渉にはならない。私はそのように考えておりますし、また、そのような、ある程度の運動路線はつくっていただける。このように思っております。

特に、独歩さんにこの土地を所有させておくということは、日野市のきずをだかせてるようなことになりますから、私はなるべく状況を整理して、そうして公共用地に充てることが一番望ましい。こういう判断にたっておるわけであります。

それから黒川都市下水路の事業変更に伴います対応でありますが、事業という一つの取り組みでありまして、この黒川都市下水は多摩平浸水を解決する手段であるとともに、流域の、恐らく数百ヘクタール、この範囲の雨水を河川に流すようにする。つまり日野市の一番悩みを解決する大きな事業であります。

したがいまして、何か他が利益をする際には、犠牲になるものは何がしかの受け取り分が生まれる、というふうなことが政治問題であるとするならば、この際私は当たってないと思います。そういう関係のものではなくて、地域全体に下流の方も含めて、大きく排水処理、あるいは当分の間の下水、雑排水の受け入れ、このことにも役立つわけでありますから、いまのところは、特段迷惑をかけるというわけではありませんので、了解をしていただく。これはどこの放流地域についても同様であります。

まもなく今度は神明上都市下水を東町の方に工事を進めることになります。今年はあすこの樋管を建設省の工事でまもなく着工いたしますが、これまた同様でありまして、現在、地元ではむしろ歓迎をされておる、こういう状況で受けとめております。

それから市立病院の建設改築期間中の迷惑は、これは最小限にとどめたいというふうに、責任者にももちろん指示をいたしておるわけでありまして、入院された方に迷惑がなかったとは言えないと思いますけれども、最大限の努力はしたというふうに伺っておるところであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　福祉部長でございます。三点目の御質問に対してお答え申し上げます。

昨年もたしか石坂議員から御質問いただきました。そのとき私の方でお答え申し上げているのは、楽しみにしている御老人もおいでになるということで、今後も続けていきたいというお答えを申し上げているわけでございます。再度の御質問でございますけれど、これにつきましては、今後の考え方ということでございます。

われわれといたしましては、各、特に老人クラブ等のこういう御意見も伺ってみないと、その結論は出せないのではないかというふうに考えているわけでございます。

極端なことで申し上げたわけですけれど、他市におきまして市民会館など持っているところにおきましても、こういった問題、敬老会を続けていくべきかどうかという問題が、いろいろと論議されているというふうに伺っております。私どもが調べた範囲におきましても、この近辺の中では、八王子、立川市、市民会館を持っているわけでございます。実施の時期、これに

つきましても、上旬から中旬に行っている、その一日の中で午前、午後に行っている、こういう状況でございます。

そういう施設で一日に行うとなれば、当然そこに入る対象人数というものが制限がございます。そういうことから七十五歳以上とか、そういう制限を加えているわけでございます。

出席状況を伺ったところでも大体三〇％以下というふうに私どもは伺っているわけでございます。

日野市におきましても、そういう状況で市民会館がこれから建設されるわけでございますけれど、いまの状況としては、続けるならば、こういった場所的な問題等から、現在の四中の場所で行わざるを得ない。このように考えているわけでございますけれど、いずれにいたしましても、御指摘がございましたので、検討をしていきたいと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　ちょっと、都市整備部長の黒川下水の問題で、いろんな手順で、たとえば普通なら市がやる道路の問題例を上げたんですが、用地買収をしなきゃならんものなら用地買収が先に行われているというなら、市のものになっているからいけさせない、いけないということはないわけですけれども、そういうことの手順的な問題に何か手抜かりというか落ち度はなかったのかということを聞いているんですが、答えがないから。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

黒川都市下水路の用地問題でございますけれども、ここの用地を買収するに当たりましては、当初該当する地主さんがほぼ五名であるということが従前からわかっておりました。ここ以外の地域でも当然地主さん方から用地を買収しなければならない、そういうものを全部把握いたしまして、関係地主さんに対しましては五十四年の五月二十九日から逐次御説明、御了解を取りつけるための折衝を行ってきたところでございます。当然工事に着手するまでには用地を公共の方で買収いたさなければならないわけでございます。

この黒川都市下水路の本年度の工事の分につきましても、この事業に着手するまでには、一応買収できるという見通しを立てまして、工事に踏み切っていったわけでございます。

したがいまして、それ以降の個々の問題については、八月の末ごろまでには契約ができるであろうということで事業の事務手続も進めてきておったわけでございます。

しかし、九月一日になりまして、こういった要望書が出てまいりました関係上、一時地主さんとの交渉を中断したわけでございます。

したがいまして、御指摘のように、工事に着手する前に、用地は買収しなければならないもの、というふうに私どもは当然考えておりますし、他の事業においても、そのように事前の折衝、契約ということで従来からも進めてきております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　都市整備部長の答えを聞いていると、役所っていうか、都市整備部の方でも段取りというか、手続的にちょっと甘かったというか、普通だと市で道路をたとえば拡幅するにしても公共用――たとえば学校を取得するよりも用地を取得しないうちに、たとえば何カ年か計画で、確かに多摩平の雨水排水というものは非常に緊急性があったからかもしれませんけれども、そういうことも終えなくて、予算化し、工事を実施した。こういうところにも、少なくとも前年度なり前半期にそうやって、行われるというのが普通の手順ではないか、こういうふうに要望というか、指摘をしておきたいと思います。

いま一つは幾ら、何ていうんですか、地主さんが何か先ほどいろんな質問の中にありましたが、何かあったとしても、そういうきちっとしたところに行っておれば、いわゆる所有権が市の方になっておるということになれば、工事はどうだということは、当然公共性から見てもやれると思うんです。その辺のところをやっぱり市当局も、決して私は地主さんを擁護するということじゃないけれど、今回ずっとこのやりとりなんか見ていると、役所の見方に対しても、非常に手順に対しても、手抜かりがあったというか、手続上に不備があったんではないか、こう私は理解せざるを、また、考えざるを得ないんですが、どうですか。

今後恐らくそういうことの学校なんかの用地にしても、たとえば、ほかの道路の拡幅にしても、そういうことというのは、恐らく市ではやらないことが多いんじゃないですか。いわゆる何もしないうちに、少なくともいろんな手続が終えて、あとは建物なり、埋設管なりすればいいんだ、ということまでいってやるというのが、普通の工事の形態だと自分は見るけれども、その辺何かそういうことをしなくてもやれるという自信を持ったのか、何か、そういう点でどうなんですか。その辺のところをいま一回聞きたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事前に必要とする用地は完全に確保しておくことがもちろん原則であります。

したがって、結果的に見てその盲点が災いをつくったというふうに言えるわけでありまして、この点は大変反省をすべきことだということを私自身、また担当者にもよく指示をいたしております。

とかく善意であれば、あるいはすでに口頭にせよ、話がついているからというふうなことで、あいまいにおくことは、決し

う国の説明があったように記憶しております。
それで現在のところ、大体日野市内には三千世帯ぐらいあの図面上にはセットされております。現在は、約二百五十世帯ぐらいの申し込みがございます。
これにつきましては、やはりこの八十ホン以上の騒音地域を第一重点地域にしまして、それから次にそのホンを七十五ホンに下げていくような、そういう運動を展開していきたい。かようにに考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　秦　正一君。

○三番（秦　正一君）　本年度の計画、二百五十世帯の申し込みがあるわけですけれども、どこまで防音工事が実施されるのか、年次的に。五年間で三千、三千まで数字が出ない場合もあると思います。たとえば五百とか、七百とかそれで終わる場合もあるだろうし、それはやってみなければわからないでしょうけれど、とりあえず本年度は何世帯まで、何軒くらいまでやってくれるのか。将来の計画として、希望を持っている点は、いま説明のあった四人で一部屋、五人以上二部屋、この枠は将来とも変わりはないのかどうか、また、変わりがあったんじゃ不公平が出てくると思いますけれども、その点ちょっとお伺いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　防音工事の内容につ

ていいことではない。これはもう指摘されるとおりであります。
今後一層、正確に事をやっていくということに努力をする戒めにさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。
（「休憩」「質疑続行」と呼ぶ者あり）秦　正一君。

○三番（秦　正一君）　米軍横田基地の航空機騒音の対策といたしまして、現在防音工事を行っております。その現在の時点でどのくらいの申込者があるか。それからまた、今後の年次計画、どのくらいまでやれるのか。将来のまた一つの目標として、住民が希望している四人世帯で一部屋、五人以上になると二部屋というように、工事をやっておりますが、その点の拡大的な面は見通しは持てないかどうか。その点をあわせてお伺いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　米軍横田基地の騒音防止対策事業でございますが、これにつきましては、一応、民間の航空基地並みの基準が適用されることになりまして、一応八十ホン以上のところにつきましては、さきに御質問のように四人家族については一室、それから五人家族については二室以上と、こういう形でいま補助事業を進めているところでございます。
これはたしか説明会の中でも五カ年事業でやりたいんだときましては、一応防衛施設協会という外部組織が窓口になっているわけでございます。非常に仕様等が、何ていいますか細かく分かれているということの中で、いろいろ審査がとまどっているということを聞いております。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、五カ年で全部やりたいんだ、という国の希望があるようでございますが、これは多少年次がずれていくんではないか、というように予想を持っております。
それから四人を一室、五人を二室以上という形の中の、これにつきましては、将来とも変わっていかない、とかように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　助役からの御報告がありました医療費の通知についてお伺いしたいと思います。
都の御指導などによって市長会の厚生部会で実施するということを決定なさったということで、私はそのことについてはよかったというふうに思っております。
それにつきましては、いろいろ理由があるようで医療費が年々増加していて、それら市民にわかってもらいたい。なおかつ財政的にも健全な運営が行われれば、というふうなことでやりたいということで、大変結構だと思います。
ですが、この実施につきまして、十二月診療分無作為ということですが、十二月の診療分についてのみ行うという御報告ですが、これを一月、二月、三月と続けてなさるお気持ちはないかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　かわりましてお答えをさせていただきます。
医療費の問題のいまの御質問は、十二月分の医療費通知のみでなく、毎月通知の考えはあるか、ということなんでございますが、目下のところ十二月分一カ月の計画でございます。
いま少し詳細御説明させていただきますと、十二月分の診療報酬の報告でございますが、御承知のように、二、三カ月の遅れが出てまいります。
したがいまして、十二月分の医療費の通知は、二月に被保険者に御通知を申し上げるという予定で、いま事務作業を進めております。おおよそ、無作為抽出五分の一の通知を予定いたしておりまして、約三千世帯、そういうような予定でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　いまのところ、市では十二月分だけ、というふうないまお答えでございましたが、一般に国民保険を利用して医療を受けていらっしゃる方々の多くの御意見を伺いますと、必要以上に薬が出ているんじゃないか。あるいは必要以上に入院が延長されているんじゃないか。あるいは必要のない治療までが行われているんじゃないか。検査も含

めて大変財政的に苦しいと言いながらどうも見えないところで支払われているので信頼ができない。そういう意味で、信頼を損なわないで行いたい、とおっしゃられる先ほどの御報告にもありますように、十二月だけを限定して行うとしますと、それは十二月に通知をしてもらうからその月だけうまくやれよ、後のときは一切それは行わないので、後は適当にやってもよいというふうな、すべての医師がそのようなことをしているとは、私は決して思っておりません。一人でも二人でもそういう病院があったり、医師がいたりいたしますと、市民は大変不信感を持つわけでございます。

したがって、こういう医療費の通知につきましては、今後、できるだけ恒久的に行うことによって、医師と患者との信頼関係をより深くし、なおかつ財政的にも、いままでのような赤字だ、赤字だということなく健全な運営ができていけば、一石二鳥ということで私は大変結構じゃないかと思います。

したがいまして、いまここでもう時間も遅いので多くは申し上げませんが、私の要望といたしまして、最初から申し上げておりますように、恒久的にぜひとも市では考えて、この医療の通知の問題をやっていただきたい、というふうに思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって行政報告を終わります。

次に日程第四、諸般の報告を行います。

会務報告につきましては、お手元に配付いたしてあります報告書のとおりでありますので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。

なければこれをもって諸般の報告を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後　零時二十四分散会

十二月八日　火曜日　（第二日）

昭和五十六年
第四回定例会

日野市議会会議録

第二十七号

十二月八日　火曜日　（第二日）

出席議員（二十四名）

一番	黒川重憲君	十五番	板垣正男君
二番	市川芳太郎君	十六番	奥住芳雄君
三番	秦正一君	十七番	石坂勝雄君
五番	川嶋博君	十八番	滝瀬敏朗君
六番	中山基昭君	二十番	市川資信君
七番	大柄保君	二十一番	島村孝志君
八番	古賀俊昭君	二十二番	大越久雄君
九番	藤林理一郎君	二十三番	一ノ瀬隆君
十番	谷長一君	二十四番	竹ノ上武俊君
十二番	本間久君	二十五番	米沢照男君
十三番	橋本文子君	二十七番	高橋通夫君
十四番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君

欠席議員（四名）

四番	飯山茂君	二十六番	杉山寅三郎君
十九番	林重義君	二十九番	正国務君

欠　員

十一番　　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	都市整備部長	結城邦夫君
助役	野呂章君	福祉部長	加藤一郎君
収入役	成井正夫君	水道部長	中村亮助君
企画財政部長	生野清君	病院事務長	小山哲夫君
総務部長	赤松行雄君	教育長	倉又秀作君
市民部長	加藤一男君	教育次長	長沢三郎君
生活環境部長	伊藤正吉君	清掃庶務課長	大谷俊夫君
建設部長	森久保三次君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	平敏男君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和五十六年十二月八日（火）
午前十時開議

（請願審査報告）

一　請願第五五―三二号　市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願
二　請願第五六―一三号　通学路整備に関する請願
三　請願第五六―二五号　心障学級（中学）設置に関する請願

（取り下げ）

四　請願第五六―一八号　新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願

（請願審査報告）

五　請願第五六―二六号　新田堀用水路改修工事に関する請願
六　請願第五六―二九号　高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願
七　請願第五六―三〇号　高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願

（議案上程）

八　議員提出議案第二六号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
九　議案第九八号　日野排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分の報告承認について
一〇　議案第九九号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第四号）
一一　議案第一〇〇号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）
一二　議案第一〇一号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）
一三　議案第一〇二号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第三号）
一四　議案第一〇三号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）
一五　議案第一〇四号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）

一六　議案第一〇五号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第五号）
一七　議案第一〇六号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第四号）
一八　議案第一〇七号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）
一九　議案第一〇八号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第四号）
二〇　議案第一〇九号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）
二一　議案第一一〇号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）
二二　議案第一一一号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）
二三　議案第一一二号　字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについて
二四　議案第一一三号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更について
二五　議案第一一四号　農業共済無事戻金の交付について
二六　議案第一一五号　市道路線の廃止について
二七　議案第一一六号　市道路線の認定について
二八　議案第一一八号　日野市一般職の職員の昭和五十六年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
二九　議案第一一九号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（報告事項）

三〇　報告第七号　交通事故（日野市三沢一、〇七六番地先川崎街道路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について

（請願上程）

三一　請願第五六ー三四号　老人保健法案の反対に関する請願
三二　請願第五六ー三五号　ガソリンスタンド建設に反対し、建設の許可の取り消しを求める陳情
三三　請願第五六ー三六号　国鉄運賃値上げ反対に対する陳情
三四　請願第五六ー三七号　土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止する陳情
三五　請願第五六ー三八号　市内の町名変更の疑義に関する陳情
三六　請願第五六ー三九号　韓半島自主統一への南北最高責任者相互訪問実現支持決議陳情
三七　請願第五六ー四〇号　第三中学校過密化の解消と教育施設の充実を願う請願
三八　請願第五六ー四一号　三中を母体とする新設中学校建設に関する請願
三九　請願第五六ー四二号　日野市不用品交換所継続設置に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から第三九まで

午前十時二十二分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十三名であります。

これより請願第五五－三二号、市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願、請願第五六－一三号、通学路整備に関する請願、請願第五六－二五号、心障学級（中学）設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。

請願五五－三二号、市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願でございますが、日野市新井八六三－四五の服部恵子さん外九百六十六名から出された請願でございます。内容といたしまして、第五幼稚園に通園している児童の通園地域が、百草、落川、三沢、高幡、新井、南平と毎年広い地域にわたっており、この地域には、児童館その他の施設もないので、ぜひともここで第五幼稚園の二年保育を充実させて、幼児教育施設のおくれを取り戻してほしいという、こういう請願内容でございます。文教委員会といたしましても審議いたしまして、その中で、現在幼児人口が減ってきており、公立幼稚園の二年保育の実施の時期に来ておりますけれども、私立幼稚園との話し合いが必要であり、いまそれを進めているところである、という教育委員会の報告がございました。そういう中で、この請願につきましては、五十七年度すぐには実施できないけれども、将来展望の中で、二年保育を実施されたい。また、私立幼稚園の代表との話し合いを積極的に進め、今後の幼児教育についてのあり方を検討するよう、こういう意見をつけまして、全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして請願五六－一三号、通学路整備に関する請願です。この請願は日野市落川一四六五－二、松谷正吉さん外百八十二名の方から出された請願でありまして、内容としては、通学路の整備、第八小学校の通学路の整備のために舗装していただきたい、こういう内容でございます。文教委員会といたしまして現地調査をし、また、この都道であり、通学路として都からまだ借りていないので、ぜひ東京都の方に働きかけてほしい、というこういう中で、東京都の方にも協議して、来年度に向けて予算化を進めている、という報告がなされまして、全会一致採択といたしました。よろしくお願いいたします。

次に請願第五六－二五号、心障学級（中学）設置に関する請

願です。日野市南平二ー一四ー三、江島広子さん外六千五百四十四名の方から出された請願で、日野市も人口の増加に伴い、障害児も年々ふえてきておりますが、現在の市内の小中学校の現状から見て、中学校の障害児学級の増設が必要であり、ぜひとも、中学生となれば体力もあり、自力で通学できるようになるので、将来の社会の一員として自立するよう育てるためにも、ぜひとも地域に通学させてほしいということで、市内に一校のみの、一校だけなので、できるだけ市内の南側地域に心障者学級を設置してほしい、という内容でございます。文教委員会といたしまして、現在あります小学校の平山台小の心障者学級を視察してまいりました。そしてまた、父母との懇談を開く中で、いま大坂上中学校では、過大学級となりつつあり、ぜひとも南側にも心障者学級をつくることが必要であり、そして場所としては七生中学校がよいのではないか、ということが検討されている、こういう報告がされました。そしてまた、五十七年度実施に向けて、都の教育委員会に教員配置などの手続をし、また、心障者学級の先生方とも検討し予算要求をしていきたい、こういう報告がされまして、全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は採択であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五五ー三二号、市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願、請願第五六ー一三号、通学路整備に関する請願、請願第五六ー二五号、心障学級（中学）設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第五六ー一八号、新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、文教委員長より報告を求めます。

○文教委員長（鈴木美奈　君）　請願第五六ー一八号、新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願でございますが、五十六年の十一月二十七日に代表であります塚原豊栄さんの方から、滝瀬議長あてに取り下げの旨出されましたので、委員会といたしまして承認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

本間　久君。

○十二番（木間　久君）　この紹介議員はどなたでしょう。（「市川さん」と呼ぶ者あり）市川さんだけですか。そうですね。一人だけですか。わかりました。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　取り下げの理由をひとつ…。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

文教委員長（鈴木美奈子君）　委員会の審議の中でこの請願の趣旨に沿って避難場所が設置されるということで、本人、請願代表の方で取り下げることにいたしました。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、請願第五六ー一八号、新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願の件については、取り下げることに決定いたしました。

これより請願第五六ー二六号、新田堀用水路改修工事に関する請願、請願第五六ー二九号、高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願、請願第五六ー三〇号、高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会関係の請願の審査報告をいたします。去る十一月の二日、委員会を開催いたしまして、そして審査をいたしました。

請願の五六ー二六号、新田堀用水路改修工事に関する請願でございます。この請願は、日野市下田三九八の下田自治会長さんであります川久保高男さん外百六十二名から出されたものでございます。当委員会は、現地を調査いたしました結果、請願の趣旨どおり非常にこの水路が汚れております。そして悪臭がひどいわけでございます。また、万願寺地区区画整理事業内でございますが、担当の方もそのままでなく早急に善処したいということでございます。こういうことで全会一致採択といたしました。よろしくお願いをいたします。

続きまして請願の五六ー二九号、高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願でございます。この請願は、日野市新井八四二ー九ー五〇八塚原豊栄さん外百二十九名から出されたものでございます。こちらも当委員会では現地を調査いたしました。そして、この請願にございますように、用水路

上を使用しての置き場は非常に困難である、ということでございます。しかし、これにかわりまして二カ所の用地を交渉しております。この方も見通しがついております。そして何とか置き場ができる、こういうような見通しでございますので、全会一致採択と決しました。よろしくお願いをいたします。

それから請願の五六－三〇号でございますが、これは高幡の一五九－一、土方　誠さん外八十八名から出されたものでございます。これは高幡駅の南側の方の問題でございますが、同じく自転車置き場のことでございます。これはやはり現在担当の方で置き場の用地を交渉中であるということでございます。それから同時にまた京王ストアー側の方にも自転車の置き場を設置するように交渉をするようにいたしております。そういうことで、この方も全会一致採択といたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は採択であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－二六号、新田堀用水路改修工事に関する請願、請願第五六－二九号、高幡不動駅裏側の用水路上に自転車置き場設置に関する請願、請願第五六－三〇号、高幡不動駅周辺の自転車置き場異常事態早期解決を願う請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

議員提出議案第二六号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。石坂勝雄君。

〔十七番議員登壇〕

○十七番（石坂勝雄君）　議員提出議案の第二六号の日野市議会委員会条例の一部改正に関する条例の制定についての内容の御説明を申し上げます。

この委員会条例の一部改正は、先般第三回の定例会において市の機構改革により生活環境部が分離されまして、清掃部が新設されたために所管の変更、所管事項に関する一部改正でございます。皆さんのお手元に配付されている一部改正の資料に新旧対照表がございますが、二の項に清掃部の所管に関する事項というのを厚生委員会に所管をした、こういうことでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二六号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九八号、日野排水樋管新設工事委託契約締結の専決分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九八号につきまして、提案の理由を説明いたします。

本議案は、日野排水樋管新設工事の委託契約締結について、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月三十日付で専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案第九八号の日野排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分について御説明申し上げます。

本工事は、神明上都市下水路の建設の一環といたしまして、多摩川堤防の一部分に排水樋管を設置するものでございまして、神明上都市下水路の流末部分となる施設でございます。登記の関係から地方自治法の規定に基づきまして専決処分をいたすものでございます。

本事業の内容につきましては、専決処分の処分書のとおりでございますが、事業名は日野排水樋管新設工事でございまして、委託事業費は一億二千百三十二万円でございます。委託期間は昭和五十六年十月三十日から昭和五十七年三月三十一日までございます。契約の相手方は東京都千代田区大手町一丁目三番一号、建設省関東地方建設局長、多田宏行でございます。

排水樋管の構造につきましては、次のページに平面図で示しておりますようにボックスカルバードで二メーター六十掛ける二メーターの管を二連設置するものでございまして、延長といたしましては、二十七・五メーターでございます。導水路の部分につきましては、約百九十メーターでございます。

また、位置につきましては、次のページに位置図を掲載してございます。多摩川の二・二・十に絡みまして、立日橋が建設を予定されておりますが、その橋のところから下流に向かいまして、約五十メーターのところに位置するものでございまして、日野市大字日野一二四七番地先に設置いたすものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なけ

総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第一〇四号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

「市長登壇」

○市長（森田喜美男君）　それでは議案第九九号から一〇四号までにつきまして、それぞれ提案の理由を申し上げます。

議案第九九号は、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第四号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ一億八千九十八万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二百九億七千百三十八万六千円とするものであります。

議案第一〇〇号は、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第三号であります。補正額は、歳入歳出それぞれふえませんが、ただ款の組みかえをするもので、歳入歳出の予算総額は二十三億八百四十万九千円と変わっておりません。

議案第一〇一号は、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第三号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ五百六十一万九千円を追加し、歳入歳出の予算総額を十一億七

れればこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九八号、日野排水樋管新設工事委託契約締結の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第九九号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第四号）、議案第一〇〇号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一〇一号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一〇二号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一〇三号、昭和五十六年度日野市立

百八十三万七千円とするものであります。

議案第一〇二号は、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第三号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ六百五十三万六千円を追加し、歳入歳出の予算総額を十三億二百六十三万円とするものであります。

議案第一〇三号は、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算第二号であります。補正予定額は、収益的収入及び支出それぞれ千二百五万円を追加し、収益的収入及び支出の予定総額を十五億一千八十四万八千円とするものであります。

議案第一〇四号は、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第二号であります。補正予定額は、収益的収入及び支出それぞれ七十六万四千円を追加し、収益的収入及び支出の予定総額を二千九万八千円とするものであります。

それぞれ詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは、ただいま九九号から一〇四号まで一括提案されました議案につきまして御説明申し上げます。

九九号から一〇四号の議案は、いずれも期末手当に伴う人件費でございます。当初予算計上四・九ヵ月、条例分五・四二五

ヵ月、その差〇・五二五ヵ月分をここに補正させていただくわけでございます。なお、ただいま各会計別の総額につきましては、市長の提案理由の中で説明したとおりでございますが、補正総額につきましては、九九号から一〇四号まで通しまして、一億八千三百九十一万八千円でございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本六件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本六件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九九号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算

（第四号）、議案第一〇〇号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一〇一号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一〇二号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一〇三号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第一〇四号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇五号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

「市長登壇」

○市長（森田喜美男君）　議案第一〇五号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第五号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ六億六千五百四十四万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二百十六億三千六百八十三万四千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　歳入、歳出全般及び第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいま提案になりました議案につきまして、それでは御説明申し上げます。

初めから五枚目に歳入がございます。まず最初に歳入から御説明いたします。

市民税につきましては、個人、減額でございます。当初の想定より少し落ちてここで八千八百七十八万円の減額という形になっております。法人税につきましては、富士通ファナックその他の増益によります増額補正でございます。

次のページ、市税、たばこ消費税につきましては、増益に伴う増でございます。次の電気税につきましては、使用料増に伴う増でございます。

次の九ページ、負担金につきましては、これは保護者負担分でございますが、所得の自然増に伴う増ということでございます。ただし、説明欄にあります一番下段の他市保育所措置費負担金につきましては、人数の減による減額でございます。

使用料、手数料につきましては、対象増でございます。

次の国庫負担金以降につきましては、対象増、あるいは基本額の増によるもの、額の決定によるもの等で、いずれも説明欄に記載されております内容でございます。ただし、十六ページの中段にございます第二十小学校用地取得につきましては、二十小の民有地買収に伴う国庫補助金でございます。

次に申し上げますのは、二十四ページをお開き願いたいと思います。二十四ページにつきましては一番上段に都条例直接請求事務というのがございます。これは選管に出されております私学助成の署名運動に基づく直接請求の事務に対するものでございます。

次の二十六ページにつきましては寄付金でございますが、これは日野市高幡三二九砂田氏の寄付に基づくものでございまして、障害者用の備品購入に充ててほしいというものでございます。歳出につきましては、その項にいきまして御説明申し上げます。

次のページ、繰越金でございますが、ここで繰越総額四億八千八百三十一万三千円のうち、すでに三億五百九十八万八千円、さらにここで補正を二千八百四十万九千円して三億三千四百三十九万七千円とするものでございますが、あと残額が一億五千三百九十一万六千円、そういう内容になっております。

諸収入につきましては、特に御説明することもございません。

次の三十二ページにつきましては、市債でございますが、この中で上段の浄化槽汚泥処理施設新設につきまして、この減額は事業年度二年間であったものが三年間に延びたためのいわゆる補助率の変更に伴う減額でございます。下段の二十小用地取得につきましては、先ほど説明したものでございますが、その中で一番最下段にございますつなぎ資金という項目がございます。計算式等につきましては、説明欄のとおりでございますが、この趣旨は国庫補助、用地に対する国庫補助が三年間にわたって三分の一ずつ分割されてまいります。当初、初年度三分の一いただきますとあとの三分の二が不足するわけでございます。その不足分に対してつなぎ資金という形の起債を認める、そういう形のものでございます。

次に三十三ページから歳出になります。歳出のうちの補正の主な原因は各報酬の改定等によるものが主なものでございますが、なお、特段のものにつきましてはページを追って御説明いたしたいと思います。

議会費の中の旅費の減額につきましては、これは参加人員の減によるものでございます。

次に三十八ページをお開き願いたいと思います。三十八ページの最上段、工事請負費、市民ギャラリーの新設のものでございます。六十五・三八平米に対する工事改装、改築費でございます。

次に四十ページ。四十ページにありますのは動く窓口車電話架設料となっております。これはバスに電話を設けるというものでございます。動く窓口のバスに電話をセットする、そういう費用でございます。

次に四十二ページの上から二段目、職員手当等の欄に先ほど申しました都条例直接請求事務の職員手当等が掲載されており

ます。なお、選挙費につきましては、市議会議員選挙費用、あるいは農業委員会の費用等報酬等の額の変更に伴う補正が主たるものでございます。

次に五十ページをお開き願いたいと思います。民生費でございます。民生費の中で項の十八、中ほどでございます。備品購入費五百万円、これが先ほど歳入のところで申し上げました砂田氏寄付に基づく備品購入代でございます。

次の五十二ページ。五十三ページにつきましては、投資及び出資金――中段でございます。節の二十四、四百五十万計上されてございます。これはいわゆる出損金でございまして、総額五億のうち、都が二分の一を持ち、あとの二分の一を二十六市でそれぞれ分担して支出するというものでございます。

次のページの五十四ページ、最上段、婦人センター用地建物取得となっております。公有財産購入費でございます。これは旧庁舎わきにございます三菱の旧施設の土地を買収したい、とする予算でございます。それからその下にありますのは備品購入費は、これは生活課新設に伴うものの備品購入費でございます。

それから次は六十ページをお開き願いたいと思います。これは一番上の工事請負費、これは旭が丘保育園の補正でございますが、耐震建築、いわゆる耐震建築基準の改善による額の不足を補うものでございます。それから次の段の負担金、補助の欄にございます平山保育園の件は、これは自転車置き場、あそこの平山保育園増築に伴ってなくなる自転車置き場を、移設するそのための負担金でございます。

それから次のページ、六十二ページ、最上段、工事請負費四百四十万につきましては、百草台児童館から百草台小学校に学童クラブを移設するための費用でございます。

次に六十八ページをお開き願いたいと思います。六十八ページにつきましては、一番最下段、委託料の欄に八百五十六万の計上がございます。ごみ焼却でございますが、これは清掃部の焼却炉を定期修理いたす期間、多摩市にごみの焼却をお願いする、そのための委託料でございます。

次に七十八ページをお開き願いたいと思います。七十八ページの下の段、補償、補塡及び賠償金の欄をごらんいただきたいと思います。四百四十二万一千円の計上がございます。これは根川改修に伴う工事にかかる物件補償でございますが、ふろ場、あるいは地主さんのふろ場とか、そういうものも含まれているんですが、主たるその中の金額の大きなものは、その傍らにございますウナギの養殖をしていられる方がおりまして、その工事震動によってウナギが五万匹ほど死んだという、それに対する補償でございます。それが三百万、それが主なるものでございます。

それから八十二ページをお開き願いたいと思います。これは

いつも話題になります常備消防費の件でございますが、常備消防につきましては、基準財政需要額の八〇%ということになっております。基準財政需要額の算出ができますのが当初予算ではできませんので、ここで額が決定いたしたわけでございます。ちなみに、当市の基準財政需要額につきましては、八億二千五百六十二万六千円というのが当市の基準財政需要額になっております。それの八〇%分をここに計上した、そういうことでございます。

次に八十三ページから以降教育費でございますが、教育費につきましては主として報酬改定に伴うものが主な内容になっております。あとは光熱水費等の不足分の補正というものでございますが、八十八ページに先ほど二十小の用地買収にあわせまして用地不動産鑑定、あるいは公有財産購入費、これは民有地四千四百平米に相当するもの四億七千八十万の計上がいたしてございます。そのほかは別に特段に御説明申し上げることはございません。

以上でございます。失礼しました。最初の債務負担と起債につきまして落としましたので追加させていただきます。

最初のページ、一、二、三枚目に債務負担行為補正が掲げてございます。第七小学校増築設計、そこに書かれているとおりでございます。RC四階建て、九百二十一・六平米、五十八年度から使用したいというものでございます。下の段、その次の段は第七小三教室分のプレハブでございます。それから次の第一小学校プール改修につきましては、第一小のプールが建築が一番古いようなプールで漏水が激しいということでそれの改修でございます。第四小学校プール付層施設、これは便所と更衣所を増築したいという、そういうものでございます。次の大坂上中学校増築設計につきましてはRC四階建て、七百二十八・二八平米の分でございます。それから中学技仮設教室借上につきましては三中と三沢中学校各一教室ずつのプレハブのものでございます。第二中学校プール改修につきましては、中学校のプールとしては深さがちょっと足りない。小学校のような深さ七十センチというような深さのために、深さを中学校用に合わせるために深くするというための改修工事でございます。

次の一ページめくりまして地方債補正につきましては、浄化槽汚泥処理施設の新設でございますが、これはすでに御説明申し上げましたとおり、当初計画二年度であったものが三年度になり、補助が当初年度一〇%ということで、三〇から一〇に変更されたそのための補正でございます。それから、その下段の二十小学校（仮称）用地取得につきましては、先ほど御説明申し上げました民有地分に対するものでございます。

以上でございました。失礼しました。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　第一点の市税の収入の中で、今度の補正で市のたばこ消費税、さっき企画財政部長が消費の増というようなことなんですが、たばこの単価が変わったのか、実際にたばこの何か単価が変わったから金額的にはふえるから、そういうふうな問題、そのどちらか。約八％予算より伸びているようなので、電気税も予算より一一％ぐらいの率の補正が出ている、その辺のいま少し具体的に。

それからいま一つ、何か公有財産購入の婦人センターの六千万の、土地は幾ら、建物は幾ら、こういうことをいま少し詳細に。担当委員会でないだけに、できれば詳細にいま少し。

それから学童クラブの問題なんですが、百草台に四百四十万円、これはこういうふうに理解してよろしいんですか。いま現地点に百草団地の児童館に何というのか学童クラブをやっていた人を全部百草台小学校の空き教室に行くための改造費だ、そういうことに理解していいか。その辺の問題。とりあえずそれだけちょっと聞きたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。

まず第一点の御質問の、たばこ消費税の関係と電気ガス税の関係の御質問でございます。つまり単価アップに伴うものか、それとも自然のものかという御質問かと思いますが、たばこにつきましては、御承知のように五十五年の四月にたしかアップになっておりますが、したがいまして、これは単価アップに伴うものではございませんので、したがいまして、何といいますか、利用といいますか、使用といいましょうか、自然増という考え方でいていただきたいと思います。税率においては変わっておりませんので、そういうふうに御理解を賜りたいと思いますし、電気税につきましても同様でございます。使用料のアップに伴う自然増でございます。増収でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第二点につきまして、五十四ページの第二点でございます婦人センター、三菱銀行からの購入でございます。この六千万につきましては用地費というふうな形での取得でございます。上に建物の上屋がございますけれども、一応廃屋というふうな考え方で、ここに載ってございますのは土地代だけでございます。上物につきましては廃屋というふうな考え方で取得するといいますか、三菱銀行の方から譲り受ける、そういうことでございます。（「坪数は」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　三点目の御質問にお答え申し上げます。

百草児童館の中に現在もぐさ学童クラブがあるわけでございます。これは三沢台小学校の児童、それから百草台小学校の児童、この二つの学校の児童が入っておるわけでございますが、これにつきましては、一応分離いたしまして、百草台小学校の子供さんを一応百草台の小学校の中へ移転をするという内容の工事費でございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　第一点の市税、たばこの消費税と電気の問題なんですが、これは毎年あれですか。私が聞いてるのは、部長の答えでは、単価とかそういうものではなくて消費の伸びだ、ということなんですが、私が聞きたいのは、当初の何か見積もりというか、予算のときの算定が緩かったのかどうなのか、適正だったのかどうなのか、ということを聞きたいのが主なのでその辺のお答えを。

それから次は、この婦人センターの問題、私は別にこのことがどうだということじゃなくて、購入代金、たとえばこの議会を通ったとすれば、これでそっくり坪数が、たとえば何坪なら土地代金だ、というような坪数がわかればおのずから一坪幾らと聞かなくてもわかるんですが、その辺のところを。建物は廃屋だというようなことなんでそういうふうな理解。それでは坪数だけ言っていただければわかるわけですよ。二点。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。

先ほどの御質問に対するお答えが若干相違いたしまして申しわけないと思いますが、当初予算におきます見込み額の若干甘さがあったと私は思います。たとえば、市たばこ消費税につきましては、前年度と比較いたしまして、もちろん予算計上もいたすわけでございますが、一四％程度のアップであろう、ということで予算計上をいたしておりましたが、それが一六％強のアップ率になっておるようでございます。したがいまして、当初の計算に若干の甘さがあったということでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第二点目につきましてお答え申し上げます。

婦人センターの土地の平米でございますけれども、百六十八平米でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いいです。もういいです。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　教育関係の二十小の用地購入に関係いたしまして質問を行いたいんですが、これは民地の部分の購入予算だというふうに先ほど説明があったんですが、きのうの都市下水路の問題にありましたように、これはもう十分見通しがあるということで当然予算計上されたんだと思いますけれども、その辺のところをひとつ確認の意味で説明していただきたいということと、桑園跡地の大蔵省に関係する用地の確

保の見通しが、いまどの程度まで進んでいるのか。建設予算はですね、それとの関係もあると思いますが、来年度予算を計上できるくらいの見通しになっているのかどうかですね、その辺の見通しをひとつお伺いしておきたいと思います。

それからもう一つ、債務負担行為補正の、大坂上中学校の増築設計予算が計上されております。これは増築しなければならないようになってきているわけでありますけれども、来年度恐らく建設関係の予算が計上されるんではないかと思いますが、その際に、給食室の改善をまだしなきゃならないと思うんですが、その給食の実施時期と合わせて、この増築の工事も一遍にやったらいいんではないか、こう思うんですが、その辺の関連性はどういうことになっているかお伺いしておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第一点目の二十小の用地交渉につきまして、御説明申し上げたいと思います。御答弁申し上げたいと思います。

二十小につきましては大体民有地が四千二百平米買収対象となっておるわけでございます。それで四人の地主さんでございます。年度内にですね、年度といいますか、この十二月末までに用地買収の契約を果たそうというふうなことで進めてきておるわけでございます。それで四名の地主さんとも、市の関係については大体話し合いがついておるわけでございますけれども、中のお二人の中で離作、小作の問題がございます。いいますれば、個人的な問題がございますので、その調整に当たられているというふうなことで、ちょっと買収契約の方は年を明けるんじゃないか、というふうな状況に来ておるわけでございます。あと市の方としましても、あと多少代替というふうな問題等がございますので、大体九分九厘までの話の状況というふうな報告をできるんじゃないか、そういう状況でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　大蔵関係の二十小用地の分につきまして御答弁いたします。

当初二十小用地、学校用地として大蔵省に中央審の俎上に上った時点での申請平米というのは、七千平米というのが市の申請平米数でございました。ただいま総務部長の方から説明がありましたように、民有地の買収面積四千二百あるいは約四千四百ぐらいということになりますと、七千ではちょっと足りなくなるわけでございます。そこで大蔵の関財と交渉いたしました結果、中央審で七千平米としたものを約一万二千平米まで学校用地として使用してよろしい、といういま内諾を得ております。現にきょうも担当が関財へ、そのことで図面を持って相談に行っております。多分その線で承認が得られるんではないか、ということになりますと、用地の点につきましては、五十七年後半あるいは五十八年当初に留保地分については兆しがつかめる、そういう見通しが立つのではないかと思っております。

なお、補足として御説明申し上げますと、ここで民有地の予算計上いたしましたのは、当市小学校分につきまして人口急増市の適用を受けられる年度が今年度限りでございます。小学校につきましては。でありますので民有地の買収確定の分につきましてはここで取り急ぎ計上させていただいた、というもう一つの事情のあることをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　大坂上中学校を増築する際に給食室もつくったらいいんじゃないか、こういうことでございますが、これについてはいまそのこともあわせて検討しております。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　婦人センターのことについて二点質問いたします。

今回予算化されたわけですが、開設の時期並びに運営についてどのようにやるのか、その二点についてお尋ねいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　今回の補正予算で一応買収費をお願いしているわけでございます。それに伴いますす内部改修を若干しなけりゃいけないわけでございます。そういう意味合いにおきまして、やはり開設にはちょっと来年度後半になるんではないかということでいま予定を組んでございます。

これにつきましては、一応条例が必要になってまいります。そういうことで、条例化の方向も検討しなければいけませんし、また、その運営につきましては、一応また運営委員会とか、そういうような形でいろいろ御相談してこの運営に当たっていくような形になろうかと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　来年の後半といいますと、五十七年の十二月ということになるのでしょうか。それとも五十六年の三月までにやるのか、その辺を確認したいと思います。

それから運営委員の点につきましても、どういうメンバーでやるのか、その辺ももし具体的にありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の予算上程は、昨日もちょっと旧庁舎の今後の利用ということで御報告をいたしましたとおり、この際、用地を確保するという意味で、銀行店舗の跡地を取得をする、あわせて相当使える建物がありますからして、これをとりあえず婦人センター的な用途の場にいたしたい、こ

のように御報告をいたしました。したがいまして、これから改修ということじゃないと思いますが、多少の備品的な物が要るだろうと思いますし、三月議会に条例の制定をいたしたい、その程度までいま予定をいたしております。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　国連婦人の十年ということで、ことし六年目に入って日野市の婦人の集まりの大変中心的な部分になると思いますけれども、この運営については、ぜひ婦人の声を生かされるように、行政の側の運営でなくて、婦人の声をぜひこの中に入れて、そういう運営の仕方をぜひお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

二十七番（高橋通夫君）　三十八ページの上の方の市民ギャラリーの新設というのがありますが、それから、その下の開設備品、それについて詳細説明を願います。

それから、先ほど石坂議員が質問されましたもぐさ学童クラブの件ですが、これは現在三沢台関係、百草台関係の児童がどのくらいの割になっているか。それから今度二つに分かれた場合に、保母の関係なんかどういうことになるか、そういうことについて御説明願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　市民ギャラリーについて御説明申し上げます。

平米数としましては、三十五・三八平米でございます。なお、これにつきましても婦人センター同様、使用条例等の制定が必要になってまいりますが、工事内容は、主として電装、電気関係の工事でございます。なお、電気関係あるいは塗装幾ら幾らという詳細につきましては資料ここにございませんので、後ほど、一覧表にしまして議員さんの元にお届けしたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　現在の現状でございますけれども、三沢台小学校が二十四名、それから百草台が三十名、合計五十四名が入っております。当然新しくここに新設をするわけでございますので、保母につきましては、新たにそこに採用をして配置をする、ということでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ただいまの市民ギャラリーの説明の中で、この備品のことについては……。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　失礼しました。

備品につきましては、主として展示用の台とか、そういう物でございますけれども、これにつきましてもリストを提出させていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　歳入のところについて一点伺いたいと思いますけれども、個人市民税のこの減額八千八百七十八万円については、その理由が言われました。しかし、この減額ということについては、単なる見積もりの違いなのか。経済情勢なども影響しているのか、その辺について市の方でつかんでいる点があれば教えてもらいたいと思います。三ページの個人市民税の減額についてのね、経済的背景があれば教えてもらいたいと思います。

それからもう一点、六十二ページのいまほかの議員からも質問されましたけれども、もぐさ学童クラブ移転改修工事、同開設備品の件です。これについては、一般質問や委員会で、詳細な質問、質疑、意見を申し上げたいと思いますので、一点だけ確認したいと思います。

このもぐさ学童クラブ移転改修工事というのは、結局、三沢の父母の皆さんや住民の皆さんが、学童クラブを三沢台小学区にもつくれ、こういう要望があったということと、市議会でその趣旨の請願を採択したという背景から出たものであって、もぐさ台学童クラブを百草台小に移してくださいという住民要求は、私は一つも聞いてないわけですけれども、そういうことをはっきりちょっと確認しておきたいんですけれども、お願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えをいたします。

御質問は三ページの個人市民税の減額理由ということかと思います。経済的な理由かという御質問なんでございますが、その要素もございますが、これは先ほどのたばこと電気と相反するものでございますが、ここで減額をさせていただきました。それは、その内容は給与所得の関係の方、それから営業所得の関係、その他ということで、それぞれ見込みより減額をいたしております。たとえば給与所得の関係で申し上げますと、当初予算におきましては、前年度対比七・二％ぐらいのアップをするのであろうということで計上させていただいたわけでございますが、実質的には五・七％ということでございます。したがいまして、そこに減額の理由が出てまいります。これはいろいろ調べてみましたが、一応会社系統の関係で申し上げますと、いわゆる内容の本俸といいましょうか、そういうものにつきましての変化はないけれども、いわゆる全体的に見ますと、上昇してないということ、つまり超勤等で調整をしたんではないかという一つのこれは想像でございますが、結果的に七・二％が五・七％程度で終わってしまったということで、したがって、ここに大きく八千万の減額をいたした、というのが理由でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　二点目の御質問でございますけれども、確かに三沢台小学校区に学童クラブということの趣旨が、請願、あるいは住民の要望でございます。しかしながら、その地区内に適当な土地がないということから、現在あいている百草台小学校、ここの空き教室を利用するということでございます。どちらを入れるかというような問題が、当然分離をいたしますので、出てくるわけでございますけれども、やはり同じ学校の百草台の小学校でございますので、百草台の小学校の児童の方が、学校の管理上の問題等から見まして適するという判断の中で、こちらの児童の方をこちらにお願いする、分離、いわゆる三沢台小学校の児童の方は従来どおり百草台児童館に残っていただく、こういうふうな一つの方法で行うわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　もぐさ学童クラブの件ですけれども、私が確認したかった点は、形式的と思うかもしれませんけれども、予算書だけ見ると、もぐさ学童クラブの移転を住民が望んで、そのため予算化した、こういうふうに思えますし、提案説明でも、大体そういう趣旨で聞き取れましたので、もぐさ学童クラブで百草台小に学童クラブを移してくださいという住民要求は、私は聞いてないんですけれども、そういうことですねということを確認したいわけです。この予算化というのは、三沢地区の学童クラブをつくってくれという住民要望や議会の要望に応じて予算化したものだ、そういうことですね、ということを聞いておりますので、その点に限って再答弁していただきたいと思います。もぐさ学童クラブからは移転の要望は出てませんね、移してくれというような。その点だけ聞かせてください。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　おっしゃるとおりでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　二点、ひとつお願いしたいと思います。

一つは歳入ですけれども、先ほど財政部長の方からもちょっと触れましたけれども、二十七ページ、繰越金の関係ですね。これは五十五年度からだと思いますけれども、すでに決算等の中では明許を除いて四億八千八百三十一万三千円ですか、こういう額が決定しておるわけですね。したがって、そうした決定額とここへの繰り入れの三億三千四百三十九万七千円ですか、この関係ですね、これをひとつお願いしたいということが一つですね。

さらに、先ほどの婦人センター等の関係の五十四ページですか、これはかなり具体的に一応の構想等をお持ちのようですけれども、先ほどの説明等聞いておりますと、用地の取得費だというふうなことで、建物は廃屋だ、こういう説明もございましたね。しかし、その反面建物を改築、改修等をして活用していくような感じの説明もございました。したがって、廃屋等の中にそうしたような施清ができるのかどうなのか、この辺もひとつお聞きしたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　繰越金についての御答弁をいたします。

御指摘のように、五十五年度決算におきまして計上されております繰越総額は、四億八千八百三十一万三千円でございます。ここで補正をお願いしますのは二千八百四十万九千円でございます。ここでお願いします補正の内容につきましては、繰越金の一般財源として財源充当しておりますので、いずれのどの場所にという指摘は必ずしも明確にそれぞれの歳出の中で一般財源として充当しております。それからあと差し引きますと、先ほどの説明でも申し上げましたが、一億五千三百九十一万六千円の財源留保がございます。これらにつきましては、今後予想されます三月までの間のいわゆる行政需要、それに対応するために一応まだ開かないでおいてある、そういうのがいまの形でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　婦人センターについての御答弁申し上げるわけでございます。

百六十八平米のこの六千万というのは、用地費だというふうに御説明申し上げておるわけでございます。それで考え方でございますけれども、家屋の値段としては、廃屋という扱い、こういうことでございます。ですから、建物の内容が廃屋だ、こういうふうなことではございません。値段の考え方としては、そういう考え方でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）そういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　後段の方の婦人センターの関係ですけれども、そうした評価という中で購入されるわけですけれども、実際にその建物を活用することにおいて特に支障がないかどうか、この辺をひとつ確認しておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　三菱銀行が市役所支店としまして、臨時的といいますか、数年のみ使用したという状況でございます。内容等二回ほど十分に検分したわけでございますけれども、機能的にはやはり銀行としていろいろ意匠を施してございますので、そういう点の改修、あるいは婦人センターとして使うための、要するに模様がえというふうな意味での改修

は必要でございますけれども、建物の基本については、そう大きな改修は必要じゃないんじゃないか。屋根の周り等がやはり改修を要する、というふうな程度に考えておるわけでございまして、取りまとめて申し上げますと、要するに建物そのものとしては値段の積算においてはさっき申し上げたようでございますけれども、価値ある有用なものだというふうに考えておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　土木費の河川費でございますけれども、このウナギの養殖、これに関してその補償及びその賠償金についてでございますけれども、その内容を少し詳細に説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

根川改修に伴いまして、その根川の改修の近くに、日野水産というウナギの養殖場がございました。根川改修に伴い、ブルドーザーの工事の震動によりまして、非常にウナギの稚魚が震動に敏感で、飼料を食わなくなったということで、毎日ウナギが死亡しておるということを報告を受けまして、それは営業補償をしなければならないということで、死亡したウナギの数を毎日調査をし、市の職員がこれを確認しております。その結果、約五万匹程度死亡した、ということを確認いたしましたので、これが補償について、営業者でございます日野水産と補償につきまして交渉いたしました結果、一匹約六十円、三百万ということで了解が成立したわけでございます。最初の要求といたしましては、これを成鰻を市場の平均価格で要求されて、約千七百万円ほどしてほしいということでございましたけれども、これを水産研究所、あるいは養鰻の組合等と、静岡県の養鰻の組合等とも調査いたしまして、この額で了解をいただいたわけでございます。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一〇五号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を都市整備産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後　一時四十九分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一〇六号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一〇六号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第四号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ七百万六千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二十三億一千五百四十一万五千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは一〇六号につきまして御説明をさせていただきます。

歳入におきましては、繰越金に財源を求めました。

それから四ページに入らせていただきまして、歳出、総務費の関係で一般管理費八十五万円、これは昨日御報告をさせていただきましたように、医療費の通知に伴います必要経費でございます。上段は通信運搬でございます。それから真ん中の委託料はレセプトのはじき出しをお願いいたします関係でその事務処理費七十万円、合わせまして八十五万円の一般管理費の補正でございます。それから運営協議会費につきましては、運営協議会をあと二回予定をさせていただきたい、ということで追加をいたしました。これが十六万八千円でございます。

それから六ページ、七ページでございますが、事務委託を高齢者事業団にいたしたいということでここに六万六千円の追加をお願いいたしました。

それから一番最後でございますが、八ページ、九ページ、九百万円の追加でございますが、療養給付費が平均七十五万円月不足をいたしてまいりました。その関係で九百万円の追加をお願いするものでございます。

十ページは予備費の減額でございます。
合わせまして七百万六千円のそれぞれ補正をさせていただいたわけでございます。
よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第一〇六号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。
これより議案第一〇七号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一〇七号につきまして、提案の理由を申し上げます。
本議案は、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号であります。補正額は、歳入歳出それぞれふえませんが、ただ款の組みかえをするもので、歳入歳出の予算総額は、十一億七百八十三万七千円とするものであります。
詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長より詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案一〇七号につきまして御説明申し上げます。
本補正予算は、区画整理事業にかかります事業予算を補正いたすものでございます。
歳入予算の補正はございません。歳出予算のみの補正でございます。補正財源は、本事業の予備費から八十一万六千円を充当することといたしております。
明細書の二、三ページをお開きいただきたいと思います。歳出予算の一般管理費でございますが、ここで消耗品でパンフレットを五百部要求してございますが、これは高幡、豊田南の区画整理事業の説明会に使用いたすPR用のパンフレットでございます。
次に四ページ、五ページでございますが、総務費につきましては、一般の事務費でございます。二の審議会経費につきましては、審議会委員の単価アップ等に伴いまして、不足額を補正

いたすものでございます。
六、七ページは予備費の減額補正でございます。
よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第一〇七号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一〇七号につきまして、提案の理由を申し上げます。
本議案は、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ二千四百九十九万二千円を追加し、歳入歳出の予算総額を十三億二千七百六十二万二千円とするものであります。
詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長より詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案一〇八号につきまして御説明申し上げます。
本補正予算は、下水道事業にかかります事業費を補正いたすものでございます。
事項別明細書に基づきまして御説明をいたします。
二、三ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算でございますが、一般会計から繰入金を計上いたしたものでございます。
次に四、五ページの市債でございますが、二千四十万円を補正いたすものでございますが、この市債につきましては従来から多摩市が施工しております公共下水道の中に日野市の下水を、また汚水を収容していただくための工事をお願いしているわけでございますが、それにかかりますところの負担金を歳出の方で計上しております。それに見合います市債を計上いたしたものでございます。
次に六、七ページでございますが、歳出でございます。下水

道総務費につきましては、これは事務費の不足分でございます。次に八、九ページでございますが、下水道建設費、これは歳入のところで御説明申し上げました多摩市建設の負担金でございます。

次、十、十一ページでございますが、多摩平処理場費でございます。多摩平の処理場の運転に伴いまして、特に二の維持管理費、ここの一番下に書いてございます塩化第二鉄が不足をしてきた、これは汚泥量の増加に伴いまして、その凝集剤でございます塩化第二鉄が不足してきたために、それに見合う予算を補正いたすものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一〇八号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第一〇九号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

「市長登壇」

○市長（森田喜美男君）　議案第一〇九号につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算第三号であります。補正予定額は、収益的収入及び支出それぞれ六千三百九十六万四千円を追加し、収益的収入及び支出の予定総額を十五億七千四百八十一万二千円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　それでは議案第一〇九号の提案理由の詳細につきまして御説明を申し上げます。

詳細説明に入ります前に、大変恐縮でございますけれども、脱字がございますので字句の挿入をお願いいたしたいと思います。二ページの上段の収入の予算の中の節のところでございますけれども、節のところが空欄になっておりますのでその節の空欄の中に恐れ入りますけれども、「入院収益」というふうに御記入をお願いいたします。

それでは内容の説明をいたします。

まず収入につきましては、六千三百九十六万四千円を追加いたしまして、収入総額を十五億七千四百八十一万二千円にする補正をお願いするわけでございます。この収入の内容につきましては、当初予算におきまして入院患者一人当たり一日の収入を一万三千三百三十二円と計上いたしましたところ、本年四月一日から九月三十日までの一日当たりの収入が一万四千七百十六円ということで、当初予算と比較しまして、一日一人当たりの収入が千三百八十四円増収が見込まれますので、その増収分を今回補正をお願いするわけでございます。

次に支出でございますけれども、支出につきましても、収入額同様六千三百九十六万四千円を増額いたしまして、支出総額を十五億七千四百八十一万二千円にお願いするものでございます。支出内容につきましては、退職給与費の一千万円でございますけれども、これにつきましては、看護婦等の退職に伴う退職給与費が不足を生じますので、増額補正をお願いするものでございます。次に薬品費の三千九百四十一万三千円の増額補正でございますけれども、これにつきましては、外来患者の増等によります投薬量が不足を生じますので、増額補正をお願いするものでございます。

次の診療材料費の四百万円でございますけれども、これにつきましては、外科、整形外科の患者の増に伴いましての診療材料費が不足いたしますので、増額補正をお願いするものでございます。

次に消耗備品費の二百四十万七千円でございますけれども、これにつきましては、今回の増改築工事によりまして、机、いす等の消耗備品が不足いたしますので、増額、補正をお願いするものでございます。次に光熱水費の四百二十五万九千円でございますけれども、これにつきましては、今回の水道料金の値上げ、増改築工事の完成によりますところの施設の拡大、医療機械等の購入によります光熱水費に不足を生ずるおそれがございますので、増額補正をお願いするものでございます。それから印刷製本費の六十万円でございますけれども、これにつきましては、今回の医療改定に伴いまして、カルテ等の共通印刷の更新をしなけりゃならないということで、印刷製本費に不足を生じますので、増額補正をお願いするものでございます。それから賃借料の三百二十八万五千円の増額補正でございますけれども、これにつきましては、医師の住宅の入居者等の増加に伴いましての補正、それから基準寝具料の借上料の値上げ等によりまして、賃借料の増額補正をお願いするものでございます。

以上で補正予算の内容についての説明を終わらせていただきますけれども、条文関係につきましてでございますが、第四条の棚卸資産の購入限度額でございますけれども、当初予算にお

きまして、三億五百二十万四千円を計上いたしましたけれども、今回薬品費等の増額補正をお願いいたします関係上、その購入の限度額を三億四千八百六十一万九千円に変更をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一〇九号昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第一一〇号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一一〇号につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第二号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ五千五百八十八万九千円を減額し、歳入歳出の予算総額を九億四千七百六十五万八千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（中村亮助君）　それでは議案第一一〇号、水道事業特別会計補正予算第二号につきまして、説明書の二ページ、歳入から御説明を申し上げます。

歳入につきましては、水道事業委託金を五千四百六十四万二千円減額補正するものでございます。これは年度内の今後の事業執行に必要な歳出予算を調整いたしまして、これに見合う東京都からの交付される委託金を減額するものでございます。

次に四ページ、五ページの下水道使用料の徴収事務委託金につきましては、東京都で算定した概算額で当初予算をお願いしたわけでございますけれども、今回、五十五年度の決算数字が確定いたしましたので、この決算確定数字に基づきまして調整をいたしまして百二十四万七千円減額補正をさせていただくものでございます。

次に六ページからの歳出関係でございますけれども、歳出関係につきましては、人事異動に伴います人件費の調整並びに業務の運営に必要な経費、配水管網の整備に必要な工事費関係など、これまでの執行実績そして今後の計画見通しによりまして調整した結果を、それぞれ減額または増額補正を今回お願いするものでございます。

主なものを申し上げますと、九ページの配水費の工事請負費二千七百三万九千円の減額につきましては、配水管の移設工事の減額でございまして、これは都道二・二・六号線、あるいは黒川排水路、程久保川の改修、これらの工事の関係が見送られておりますので、これに伴いまして、配水管の移設工事も年度内見送らざるを得ないという状況にございますので、この分を減額をさせていただくわけでございます。

次にずっと飛びまして最後の十五ページでございますけれども、十五ページの水道改良費の工事請負費三千三百三万一千円のこれも減額でございますけれども、これにつきましても宅地造成の計画の中止あるいは都道の改修工事のおくれ、これによりまして、配水管の新設、あるいは消火栓の設置工事が年度内できなくなる見通しでございますので、この分の減額をさせていただくわけでございます。それから次に同じページの水道建設費の工事請負費一千四百九十九万五千円の増額補正につきましては、これは管網整備ということで、管末の取水不良を解消していこうという計画を立てまして、現在、第四次利根川水道計画が進行しておりますので、この日野ポンプ場の建設に関連いたしまして、年度内に工事をさせていただくものでございます。

以上、大変簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一一〇号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第一一一号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一一一号につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正

予算第三号であります。補正予定額は、収益的収入及び支出それぞれ二十四万円を追加し、収益的収入及び支出の予定総額を二千三十三万八千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第一一一号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の詳細につきまして御説明申し上げます。

農作物共済勘定につきましては、収入支出とも十八万四千円でございます。それから業務勘定につきましては、収入支出とも五万六千円でございます。計二十四万円の収入支出でございます。

一ページでございますが、農作物の共済勘定につきましては、それぞれの不足金のてん補金の戻し入れ、あるいは水稲積立金の戻し入れを行いまして十八万四千円の増額。

それに支出の方でございますが、これにつきましては農作物共済金、あるいは農作物の無事戻金のために必要な経費十八万四千円でございます。

それから業務勘定につきましては、業務引当金戻入を行いまして、六十三万一千円を行いまして、その関係で一般会計から繰入金を減額する。

支出につきましては、一応報酬の改定に伴います不足額の五万六千円でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一一一号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第一一二号、字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区を画することの件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一一二号につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は、神明上土地区画整理事業に伴い、町名地番の整理を行うもので、地方自治法第二百六十条第一項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは議案第一一二号につきまして御説明申し上げます。

本議案は、いわゆる町名地番の変更に伴いますところの議案でございます。まず今回変更いたします地域でございますが、神明上の土地区画整理事業の区域とその周辺でございます。面積にいたしまして、神明上の方は百三十三・二ヘクタール、合計で二百四十六・八ヘクタール、このうち河川が三十二・六ヘクタールを含みまして面積といたしたものでございます。この地域の中に筆数として現在ありますのが六千二百五十五筆でございます。うち区画整理区域内では三千五百四十二筆でございます。世帯数といたしましては五千八百二十世帯、これは五十六年の十月三十一日現在の世帯数となっております。これらの区域に町割り及び町名を新たにつけるものといたしまして、日野本町一丁目から七丁目、神明一丁目から四丁目、大坂上一丁目から四丁目と多摩平七丁目を新しく画することにいたしております。そのほかに栄町一丁目、新町一丁目、東豊田三、四丁目につきましてはこの町名の整理に伴いまして、新たに編入する部分が出てきたわけでございます。実施時期といたしましては、五十七年七月一日を目途に現在作業を進めているところでございます。

調書につきまして、この見方について若干御説明を申し上げます。本調書はページ数が六十八ページから成っておりまして、その末尾に、六十九ページに区域図が掲載してございます。

まず一ページでございますが、廃止する区域、これは大字日野の、この下に地番が書いてございますが、この大字日野のこれらの地番を廃止いたすものでございます。と同時にこれの地域に、区域に沿接いたします官有無番地を含めまして廃止をいたしまして、新たに日野本町一丁目と画することにいたしたものでございます。以下、この調書の書き方については同様になっております。

最後の六十九ページに区域図がございますが、それぞれの町名を記載してございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一一二号、字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することの件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第一一三号、日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一一三号につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は神明上土地区画整理事業にかかわる委託金額及び期限を変更するのに伴い、日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部を変更するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案第一一三号につきまして御説明を申し上げます。

本議案は神明上土地区画整理事業にかかわる業務委託を新都市建設公社と締結しておるわけでございますが、昭和五十六年九月の二十六日に都知事の認可を得ました、事業計画の変更に基づきまして、委託金額並びに期限等を変更いたすものでございます。

委託金額につきましては、三十四億三千八百九十七万三千円を三十六億九千七百九十万六千円に改めるものでございます。請負の内容につきましては別紙に書いてあるとおりでございます。委託期間といたしましては昭和五十七年三月三十一日までを昭和五十八年三月三十一日までに改めるものでございます。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一一三号、日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整

備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第一一四号、農業共済無事戻金の交付の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一一四号につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済条例第三十六条第一項第一号及び第二号の現定に基づく無事戻金の交付で、昭和五十三年度から昭和五十五年度の三カ年にわたり、事故等がなかった者に支払うものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第一一四号、農業共済無事戻金の交付についての詳細を御説明申し上げます。

この法令根拠といたしましては、農業災害補償法第百二条、それを受けた日野市農業共済条例第三十六条により無事戻金の交付を行うわけでございます。

交付の対象者は共済加入者が自己の責めに帰すべき理由がないのに前三会計年度において共済金の支払いを受けていない者、または前三会計年度において支払いを受けた共済金の金額が、共済加入者負担金の二分の一に相当する金額に満たない者に支払うものがこの無事戻金でございます。

記といたしまして、交付対象者は百二十九名、金額が十四万七千四百八十二円でございます。平均交付額が一人当たり千百四十三円となってございます。それから次の農作物の方でございますが、交付対象者につきましては五名、金額が千六百二十五円、平均交付額が三百二十五円となってございます。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一一四号、農業共済無事戻金の交付の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第一一五号、市道路線の廃止の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一一五号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、市道天神一号線及び天神二号線を廃止するため、道路法第十条第一項の規定により提案するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　議案第一一五号につきまして御説明申し上げます。

本議案は、天神一号線、天神二号線が、現況が廃滅し公共の用に供されていないために、廃止するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一一六号、市道路線の認定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時三十　分休憩

午後三時三十一分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一一八号、日野市一般職の職員の昭和五十六年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第一一六号、市道路線の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一一六号につきまして、提案理由を申し述べます。

本議案は、道路法第八条の規定に基づき、長銀一号線外十一路線を市道として認定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　議案第一一六号につきまして御説明申し上げます。

本議案は、市道長銀一号線から八号線、石田二十一号線、石田二十二号線は道路の移管事務が完了したため、また程久保八号線、松山二号線は、現況道路として公共の用に供しているため、市道路線の認定をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一一七号、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時四十五分休憩

午後四時二十分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一一七号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第一一七号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十六年十二月期における一般職の職員の期末手当の特例に関する条例の制定であります。職員組合と交渉した結果、今期の支給率を百分の二百三十五とするものであります。なお、支給日は十二月十五日にしたいと存じます。

詳細につきましては、担当部長に設明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　一一八号の条例を御説明申し上げます。

第一条につきましては、期末手当の給与条例の特例を規定したものでございます。

二条につきましては、その特例の内容でございますけれども、条例に、十六条二項の条例に勤勉、期末合わせまして二・七カ月の規定にかかわらず、特例としまして期末を二・三五カ月、勤勉を〇・六カ月、合わせて二・九五カ月の理事者より趣旨説明がございました支給と相なったわけでございます。

これにつきましては、十一月の二十四日、職員組合より、三・五カ月プラス六万円の要求があったわけでございますけれど

も、その後四回にわたる団交を重ねまして、二・九五ヵ月の支給と相なったわけでございます。これにつきましては、都下二十六市の連絡協議の中での交渉というものでございまして、国家公務員の支給率、あるいは民間との比較、こういう厳しい中で、昨年の実績は三・一八ヵ月でございましたけれども、いま申し上げました厳しい客観情勢というものを反映しまして、二・九五ヵ月になったわけでございます。それから平均支給額でございますけれども、三十八歳で、期末、勤勉合わせまして六十六万六千七百三円となるわけでございます。これは旧ベースでございます。昨年の旧ベースと、金額におきましては一万六千九百四十三円の支給マイナス、減額となる、こういうものでございます。厳しい情勢を反映しました妥結額ということで、二十六市大体、大体といいますか、二・九五ヵ月の妥結状況、こういうものでございます。よろしく御審議を賜りたいと存じます。

それから条例の中での付則につきましては、この十二月三十一日限りの時限のものである、こういう付則でございます。

以上、説明にかえまして御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一八号、日野市一般職の職員の昭和五十六年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一九号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

「助役登壇」

○助役（野呂　章君）　議案第一一九号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、市立総合病院増改築工事の完了に伴い、病院施設

の内容が変わりましたので、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　それでは議案第一一九号の詳細につきまして御説明申し上げます。

ただいま理事者から提案理由の説明がありましたとおり、本議案は日野市立総合病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。御案内のとおり、日野市立総合病院の増改築工事につきましては、昭和五十五年度、昭和五十六年度の二ヵ年間にわたりまして、工事を進めてまいったわけでございますけれども、このたび、その増改築工事が一応終わったわけでございます。その結果、一般病床が従来百四十二床ございましたけれども、今回の増改築工事によりまして二十床ふえまして百六十二床になったわけでございます。したがいまして、この条例の中の第二条第三項に規定をしておりますところの百四十二床を、百六十二床に変更させてもらいたいということでございます。

なお、増床した二十床につきましては、すでに東京都知事の方の許可を得ております関係上、十月一日から使用を開始しておりますので、これに対しましての適用につきましては、十月一日からお願いをいたしたいということでございます。

よろしく御審議を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一一九号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより報告第七号、交通事故（日野市三沢一〇七六番地先川崎街道路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

「助役登壇」

○助役（野呂　章君）　報告第七号についての報告を申し上げます。

本報告は、日野市三沢一〇七六番地先川崎街道路上における

交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第百八十条第一項及び第二項の規定により報告するものであります。

なお詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　報告の七号、交通事故の専決処分でございます。議会より百八十条の一項によりまして委任されている事項の専決でございまして、その報告でございます。

それで交通事故でございますけれども、日野市三沢一〇七六番地先の川崎街道路上での交通事故でございます。それで交通事故の相手側でございますけれども、和解の相手方中央区新川一丁目三十一の十ということで西宮酒造株式会社、東京支店の従業員が交通事故の相手でございます。市から支払う賠償額は一万七千五百五十円、こういう内容でございますけれども、事故の内容を御説明申し上げますと、五十六年の九月の四日でございます。午後三時ごろ市内三沢一〇七六番地ということでございますので、伊藤晴江氏宅前の川崎街道でございます。福祉部の福祉事務所職員、ケースワーカーの佐々木茂晴が落川の保護申請者宅から高幡の方へ向けての帰りでございます。百草の方へ向かう対向車も頻繁に通っておった。それで前方に西宮酒造のトヨタカローラがとまっておって、非常に狭い状況の中で前方へ出ようとしたときに軽く接触した、こういう接触の交通事故でございます。それで相手側に接触の損害を与えた、こういう内容でございます。

この事故は市の職員が公務中に庁用車運転による事故でございますので、市が損害賠償責任を負うということに相なるわけでございます。したがいまして、市は相手方と示談しました結果、相手側の西宮酒造株式会社に一万七千五百五十円を支払うことで和解が成立しましたので、ここに御報告申し上げる次第でございます。

交通事故でございます。絶えず職員に注意を促し指導しておるところでございますけれども、こういう事故を惹起したということについては、心から陳謝申し上げるとともに、御承認をいただきたい、こういう次第でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　事故を起こしたというんですけれども、ちょっと説明が足りないかと思うんですけれども、狭い所だというんですけれども、相手のどこへぶつけて、いわゆるこっちの車も傷んでないかと、そういうことがよくわからないので、そういう点をちょっと。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　相手側が伊藤晴江さんの前の川崎街道を高幡の方に向けてとまっていたわけでございます。そこをこういうふうに通るわけで、相手の後の右側で、ランプとかいろいろなところは壊してないようでございます。ちょうど表面をかすったということで、一万七千円という程度になったわけでございます。こちらの前方、こちらの車も同じトヨタカローラでございますけれども、同じどちらもバンでございます。こちらは前の方をやっぱりこすった、そういう形でございます。よろしいでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって報告第七号、交通事故（日野市三沢一〇七六番地先川崎街道路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－三六号、国鉄運賃値上げ反対に対する陳情、請願第五六－三七号、土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止する陳情、請願第五六－三九号、韓半島自主統一への南北最高責任者相互訪問実現支持決議陳情の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

文教委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－四〇号、第三中学校過密化の解消と教育施設の充実を願う請願、請願第五六－四一号、三中を母体とする新設中学校建設に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

厚生委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－三四号、老人保健法案の反

対に関する請願、請願第五六ー三五号、ガソリンスタンド建設に反対し、建設の許可の取り消しを求める陳情、請願第五六ー四二号、日野市不用品交換所継続設置に関する請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

都市整備産業建設委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六ー三八号、市内の町名変更の疑義に関する陳情の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十八分散会

十二月九日　水曜日（第三日）

昭和五十六年
第四回定例会

日野市議会会議録

第二十八号

十二月九日　水曜日　（第三日）

出席議員（二十三名）

一番	黒川重憲君	十五番	板垣正男君
二番	市川芳太郎君	十六番	奥住芳雄君
三番	秦正一君	十七番	石坂勝雄君
五番	川嶋博君	十九番	林重義君
六番	中山基昭君	二十番	市川資信君
七番	大柄保君	二十一番	島村孝志君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	橋本文子君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	鈴木美奈子君		

欠席議員（五名）

四番	飯山茂君	二十六番	杉山寅三郎君
十八番	滝瀬敏朗君	二十九番	正国務君
二十二番	大越久雄君		

欠　員

十一番　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	結城邦夫	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
清掃庶務課長	大谷俊夫	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子　君

議事日程

昭和五十六年十二月九日（水）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時三十二分開議

副議長（島村孝志君）　本日、議長不在のために、私、副議長が本日の議長を務めさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十七名であります。

これより一般質問を行います。

一の一、在宅療養者に対する保障についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

十三番（橋本文子君）　おはようございます。それでは通告に基づきまして、在宅療養者に対する保障についてということで一般質問をさせていただきます。

一昨日ちょうだいいたしました市政概要を見ますと、大変福祉の点は充実しているようでございまして、私も知らないことがずいぶん細かいところまで配慮されて、市の行政が行われているということを、逆にこの概要で知らされたようなわけでございますが、それでもなおかつ、本当に困っている人たちがこぼされているのじゃないかという不安も市民の訴えから感じておりますので、きょうは具体的な例をお示ししながら質問をさせていただきたいと思いますので、その実例を通じての、また具体的な御答弁がちょうだいできればと思っております。

在宅の身障者、あるいは寝たきりのお年寄り、あるいは入院待ちをするために在宅しながら療養している、そういろいろんな立場の人たちがたくさんいるわけですけれども、そういう場合に、医療の面で、あるいは行政側のサービスという、いわば精神的なものまで含めての面で、どこまで保障がいまされているのか。入院していれば当然医療費として保険などが適用されるにもかかわらず、在宅しているために、それが自己負担で、大変経済的な圧迫を受けてしまう、そういうふうな話を、ついせんだっても石川左門さんという方から伺いましたし、また私自身も個人的な訴えを聞いております。例を申し上げますと、たとえば、御存じかと思いますが、人工肛門という、腸のがんとか肛門のがんとか、あるいは腹部に全身的にがんをしょってしまったという場合に、もう排便の能力がなくなって、おなかのちょうどおへその横の方でしょうか、それは病状によっていろいろ違うそうですが、腸全体がだめなときはおへそより右側につくとか、あるいは半分ぐらいまだ消化吸収する能力があれば左側につくとか、いろいろあるそうですけれども、そういう人工肛門をつけられた方というのが、実は一般には表に余り出ていないんです。と申しますのは、大変、人工肛門つけること自体が人に話したくないという患者さんの状況があるようでございまして、ひっそりと、こっそりと悩みながら処理をしているというのが実態だそうでございます。ついせんだっても、そういう方

たちで会を結成していらっしゃる互療会というのがございまして、その三多摩支部の会長さんからお話を伺いましたところ、大体その人工肛門をつけるということ自体が、もうほとんどが原因ががんなんですね。その人工肛門つけられる方は、がんだけれども手術をして、命をある程度保障ができるという場合のようですが、大体二千人に一人存在しているだそうです。二千人に一人存在しているということは、この日野市で、成人十万としまして、五十人ぐらいいらっしゃるんじゃないかという推計が出てくるわけです。実際にこの互療会というのに、自分はそういう人工肛門つけてますよということで参加していらっしゃる方は、いまのところ日野市では四名、たったの四名ということです。人に知られて恥ずかしいというのが本当にあるわけで、一日にそのおなかのわきに出した人工肛門から絶えず排便がされていくわけです。普通の正常な人ならば一日に一回か二回で済むものが、全く締まりがなくて、朝から晩まで、おなかにつけた人工肛門に袋をつけて、絶えず絶えず食べたものがそこにたまっていく。全くそれは自分の意思で調整することができないわけですね。そのために、医師の間ではパウチという名前だそうですが、一般にはパックパックと呼ばれているそうです。そのパックという袋を一日に三枚ないし四枚取りかえるんだそうです。これも人知れず、こっそりと取りかえるんで、大体これにかかる経費が一ヵ月一万二千円ぐらいだそうです。多い方は二万円も三万円もかかる方があるそうですが、まあ一万二千円あれば何とかそのパックは買えるだろう。このパックというのは、皮膚に直接、この人工肛門の周りにのりで張りつけるわけですから、のりで張りつけないとにおいが出て、周りの人に大変いやな、不快感を与えるということで、のりで張りつけるわけです。そうすると、そののりで張りつけることによって皮膚に炎症を起こす。炎症を起こしたために今度は張れなくなって器具を装着する。そうするとその器具を買うにはまた多額の費用がかかる。のりで張りつけた跡の皮膚に炎症を起こせば、またそこに何らかの治療を要する、それらのことがすべて自費でいまは賄われているというのが現状のようでございます。厚生年金では三級までは適用されるそうですが、国民年金では合併症がないと、一級か二級でないとこういう病気にも保障がされないそうでございますから、三級という認定ではこの人工肛門に関しては全くどこからも、何らの保障もないということで、なおかつ人には恥ずかしくて話せないで耐えている。これが一人の方の例でございます。これは、私が訴えられた方はTさんという女性の方でした。

　また全く別の話をここで申し上げなければなりませんが、Oさんという全盲の男性の方がいらっしゃいます。マッサージで生計を立てているわけですが、最近妻がひどい卵巣がんになり、病院で開腹の手術をしようとしたところ、開けてみたら内臓のすべてに飛び火をしてしまっていて、腹の中全体ががんで侵されていた。何の摘出するすべもなく、そのままおなかはふさがれて、立川のある病院で、コバルト照射しか手当ができないということで、コバルト照射の治療を受けました。コバルト照射を体に受けるということは、それを許容量を超えればまた血液がんを生み出すことになりますので、そう長い間はこれは使えません。このOさんの奥さんに当たる方も許容の限界を過ぎて、もうあなたには何の治療する手だてもない、即時退院してほしい、そう言われました。それでそのOさん、大変困られて、日野市の市立病院に、こういう状況だからぜひとも入院させてほしい、そういう問い合わせ、要請をなさいましたところ、立川で断られたものは受けるわけにはいかないということで、日野の市立病院でも入院を断られました。Oさんは福祉事務所に相談なさいました。どこにも行くところがないから、入院できる病院を見つけてくださいと頼まれたそうですが、それは個人で見つけて、自分でやってもらわなければということで、Oさんの言葉によればけんもほろろだったという話でございます。全盲のOさんは大変困られました。北海道からお姉さんを呼び寄せられて、ボランティアの方にもお願いをして、ようやく受けてくださるという老人病院を見つけられたそうです。

　こういう話を伺いますときに、このOさんの場合で言えば、二つの私は問題点があると思いました。一点目は、全盲のOさんにとってはつえとも頼むその奥さんに当たる方が、全く回復不能の、家庭ではとても世話をしきれない状況のひどい病人であるということ、そういう方の要請を聞かれて、福祉事務所がなぜ何らかの手だてをしてくださらなかったのかという、それが一点です。もう一つこの方にはその後問題が出てきまして、あなたは年寄りだし――六十六歳です。年寄りだし目も不自由のようだから、もう働かないで施設に入ったらどうですか。つまり自立をして働きたいというこのOさんに、働かないで、もうあなたは施設入りなんですよ、こういう話が来たというんですね。私はまだ自立して人の役に立ちたい、私のマッサージで大変病気がよくなったと喜んでくださる人がたくさんいる、いまここに住みながら私はそういう仕事を、人に役立つ仕事をやっていきたいんだ、なおかつ妻は市内のある病院に入院しているわけだから、たまにはその病院にも見舞いに行きたいんだ。それなのに日野市にはない遠くの――全盲のお年寄りの入る施設というのは日野市にはないそうですから、かなり遠くになるそうです。そこへ入りなさいと勧められる、私はもう悲しくてしようがないんです、このところが何とか解決できないでしょうかという御相談なんです。先ほど申し上げましたように、福祉事務所でなぜ適当な配慮ができなかったかということを一点と、まだまだ元気で働けるにもかかわらず、施設へ入れとおっしゃる意図はどこにあるんだろうかと、私は大変疑問に思って

います。この二点については後ほどぜひとも御答弁をちょうだいしたいと思っています。

それから先ほど申し上げました互療会の方につきましても、国民年金でできないということですが、人知れず、人に話せないで悩んでいるこういう病状の方、この人工肛門だけではないと思うんです。もっともっといろんな形で人間の体には病気が存在しているはずだと思うわけです。ですから、入院していれば保障されるものが、家でがんばって、とことん、できるだけ自分の自力でやりたい、だけれども入院で保障されるものだったら、家庭でも器具あるいは薬に関しては、何らかの保障が市の行政の中からできないものだろうかというふうに私は感じておりますので、そういう、入院していてできて、家でできないという例がほかにどんなことがあるのか、ぜひとも、おわかりの範囲で結構ですから知らせてほしい、教えていただきたいというふうに思います。

まだ石川さんの話によりますと、たとえば酸素吸入を必要として病人が家庭で、在宅でその酸素ボンベを使うとしたら、一本買うのに大体一万五千円から二万円ぐらいかかるそうです。自己負担だそうです。この一本の酸素ボンベ、病状によって使い方もいろいろあるそうでございまして、ある人は三十分でそれを使い切ってしまう。ある人は六時間でそれを使う、個々さまざまのようですが、これがもし買えないとしたら、そういう酸素吸入を必要とする病人は、金の切れ目が命の切れ目だともおっしゃいました。一方ではまあお年寄りに理容券とかパーマのお金とか、あるいはバス代だとか、私はそれはそれなりに結構だと思います。ですけれども、本当に命のぎりぎりの限界のところで苦しんでいる、しかも人知れず苦しんでいるという方たち、優先順位からいったら、私はやっぱりそのあたりの、もっときめの細やかさというのが必要じゃないかというふうに思っておりますので、あちこち飛びながらの質問でございますが、いままでの中で、ぜひとも私の疑問に答えていただきたい。よろしくお願いをいたします。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。最初に、入院していると保障され、在宅で保障されるものが他にあるのか、こういうようなことで御質問だと思います。これについて最初にお答え申し上げますけれど、全体のお話の中におきまして、医療におきまして最初にちょっとお断り申し上げたいわけなんですけれど、たとえば身体障害者、児含めましてですけれど、これにつきましては医療費の助成というものがございます。その中におきまして、先ほど若干、入院している者だけに適用があるような御発言がちょっと伺ったわけなんですけれど、これにつきましては、在宅におきましても全く保

険――保険の範囲になるわけでございますから、自己負担につきましてはすべてこれを公費でみる、こういう制度がそれぞれ障害の重い方に対しましてはあるということをまずお答え申し上げておきます。それと、そのほか難病ですね。先ほどOさんの例でお話ございましたけれど、これにつきましては特殊疾病という形があるわけでございますけれど、これにつきましての公費負担という制度もあるわけでございます。現在三十三ばかりの決められたものにつきましてはこれは公費でみる、いわゆる保険内のことで自己負担分をみる、こういう内容があるわけでございますけれど、先ほどのお話の件につきましては、この中に、私いまこうやって見てるわけですけれど、その対象の数の中に入っていないということは事実ございます。そういう状況がございますけれど、そういうようなことを申し上げまして、入院の場合のことで、あと家庭におきましては、身体障害者の例で申し上げますれば、いわゆる補装具の交付の修理だとか、これにつきましての自己負担は市が全額を補助する、あるいは家庭の方に対するいわゆる日常生活の援助といたしましては、ホームヘルパーの派遣、あるいは介護人ですね、こういった派遣、こういった制度もあるわけでございます。あるいは日常生活用具の設備改善費の給付、これは酸素のことで先ほどちょっとお話がございましたけれど、この範囲の中におきまして酸素吸入装置、これはおおむね十八歳以上の呼吸器機能障害の程度が一級から三級と医者が必要と認めた場合、これにつきましてはそういった日常生活用具の給付の中にこういう制度がございまして、家庭内においてそういう必要とする方に対しまして、これは所得制度とか、いろいろ自己負担という問題がございますけれど、こういう制度もあるということで御承知いただきたいと思います。それから手当関係におきましては、身障の福祉手当、こういうものが在宅――入院の場合にもあるわけでございますけれど、施設費が除かれるというようなことで、これは支給されているわけでございます。あるいは重度身体障害者の手当、あるいは福祉手当、あるいは児童育成手当、この中には障害者手当というものがあるわけでございます。あるいは特別児童扶養手当、こういうふうな手当の面におきましても在宅者の中にはあるわけでございまして、それぞれ入院されない方との中で、された方の、またこういう在宅における保障というものが行われているわけでございます。それからいま申し上げました一点目、いわゆる入院と在宅との内容、それからいま酸素の例が出ましたので、ただいまその中でお答え申し上げました。

それから最後に、福祉事務所のお答えした内容でございますけれど、何らかの手だてができなかったのか、あるいは施設入所を勧めた意図ということでございます。私も内容が、ここで御質問いただきまして、実際にこの内容を福祉事務所の方へ伺ってみないとわからないわけでございますけれど、福祉事務所

の一般的な事務の取り扱いといたしましては、やはり生活に困っている方の相談といいますか、あるいは保育所の方とか、母子寮に対する入所の措置の関係だとか、あるいは身体障害者、あるいは精神薄弱者への手帳の交付だとか、あるいは施設の入所の関係、こういうような事務を取り扱っている。これは当然相談を受けて行ってるわけですけれど、こういうふうに、入院の場合におきましては、大変、これがおっしゃられたことがいいのか悪いのかちょっとわかりませんけれど、そういうふうな、本来の福祉事務所の仕事を表に出しまして、そのようなお答えがされたのではないかというふうに思っているわけでございます。施設につきましてもただいま申し上げたとおりのようなことから、その勧めた考えがあったということではないかと、このように推察しているわけでございます。いずれにいたしましても、この件につきましては、福祉事務所の方で、どのような考えからこのようにお答えしたか、確かめて、後ほどまたお答え申し上げたいと思います。以上です。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　いまのお答えですと、Oさんの場合につきますし、生活に困っている方とか、あるいは身体障害者、あるいは施設に入所することの相談などを福祉事務所ではやっている。このOさんの場合には、私は全盲と申し上げましたから明らかに身体障害者ですね。ですけれども、じゃあ福祉事務所では身体障害者で、なおかつ働けない人、働くのが不能であると認められた人についてだけの相談をということなんでしょうか。そのところをもう一度お聞きしたいんですが。健康で働ける人はその外であるというふうに範囲を決めていらっしゃるんですか。ちょっとそこ、お願いします。

○副議長（島村孝志君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　ただいま一般的に私の方で、福祉事務所の業務の取り扱いで、業務内容をちょっと申し上げたわけでございますけれど、確かにおっしゃられるとおり、この方が身体障害者であるということになれば、その相談に乗らなければいけないというふうに考えられるわけでございます。それがどのような形でこれを、私も実際の内容が、このように答えられたということがちょっと具体的にわかりませんので、やはりここでお答え申し上げることは、先ほど申し上げたとおりなんですけれど、健康な人、当然生活保護だとかあるいはそういう施設等の勧めといいますか、相談がある場合、福祉事務所におきましてはいろいろ状況等をそれぞれ伺うわけでございます。そういう中でそれに対する措置、あるいはお断りする場合もあります。場合によってはですね。そういう形で行っているわけでございますので、その辺のところでひとつ御了解いただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、この件につきましては、内容を調べましてお答え申し上げたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　何かすっきりしませんが、先ほどから申し上げておりますように、Oさんの場合は大変元気な方です。全盲ではございますが、大変ほかは健康です。なおかつ働く意欲を大変持っておられます。そしていままでずっと働いてこられた範囲の中で、たくさんの患者さんを抱えていらっしゃいます。マッサージをしていらっしゃいますから、そのマッサージを受けに通って来られる方が何人かいらっしゃるわけです。そういう方に、あなたはもう施設へ行った方がいいという勧めをなさった、これはもうはっきりした事実があるわけでございまして、そのあたりの、つまりきめの細やかさというんでしょうか、何でも、ああ目が不自由なんだ、つえの奥さんが入院しちゃったんだ、じゃあもう施設へ入る方がいいんだという頭からきめつけるような、そういういままでの対処の仕方、対応の仕方が、姿勢が、このOさんの場合にぽっと出てきたんじゃないかというふうに私思うんです。つまり根本的なところで、人間というのはできるだけ健康なうちは人に役立つ仕事をしたい、役立つことで人に認められ、その認められたことで生きる喜びを得る、それは健常な人でも障害を持った人でも全く同じ感情だと思います。そこのところを、ややもすれば私たち、体に何の不自由のない者は、あの人は人の世話になる方がいいんじゃないか、行政の方で、この方が楽ですよ、あなたはこうした方がいいですよと親切に言うことが、本当の親切なんだというふうにとらえていらっしゃるじゃないかというふうな気がしてしょうがないんです。このOさんは私に話すときも大変力強い話し方でした。かかってる患者さんにも何人も伺いましたが、Oさんがこの場所からいなくなったら大変困るという訴えまでなさっておられます。どうぞそこのところを十分お調べいただきまして、このOさんに対する処理の仕方、あるいは考え方、今後細やかな配慮のもとに行政指導がなされますよう、心からお願いをしておきまして、この問題については一応打ち切らせていただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　これをもって一の一、在宅療養者に対する保障に関する質問を終わります。

一の二、障害児の就学相談についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○十三番（橋本文子君）　それでは通告に基づきまして、二点目の、障害児の就学相談について御質問を申し上げたいと思います。私は九月の議会におきまして、統合教育という言葉で一般質問をさせていただきました。障害児が社会の一員として自立していくためには、小さいときから、普通の子供とともに育つという条件であって初めて可能になるんではないかという考えがあるものですから、そういう趣旨の意見を述べたわけ

でございます。つまり健常児も含めて障害児の自立を考えるならば、周りにいる人間たちと支えたり支えられたりする関係をつくり上げていくことこそ、本当の大切な教育であると考えておりますし、また自立への道ではないかと思うからです。これらのことを踏まえた上で、今回の一般質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

では早速質問の中身に入らせていただきますが、まず一番目は、毎年のように十月ごろから就学時健診が年中行事として来年度入学の幼児を対象に行われているわけでございますが、この就学時健診の中身といいますか、どんなことをやっているのか、具体的に教えてください。

二番目の質問は、就学相談というのがこの就学時健診に続いて各学校で行われているようでございますが、これはどんな目的があるのですか。またこの相談を始めた子供はことし何人いますか。相談をすでに始めているそうですが、いままでに何回ぐらいなさいましたか。これが二番目の質問でございます。

三番目といたしましては、就学時健診と就学相談の間には何らかの関係があるのでしょうか。またあるとしたら、その理由も教えてください。ではその三点についてまずお答えをちょうだいしたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育次長（倉又秀作君）　お答えいたします。就学時健診の中身などについては、学校保健法で決められているわけでございますが、このことなどについては後刻次長より説明させていただきます。それで教育相談の目的でございますけれども、この教育相談の目的は、これは都では就学指導委員会というようなものを設けて相談に応じるようにと、こういうふうに指示されておりますけれども、それに応じていろいろ行ってるわけですが、それの目的は何のために行うのか、こういうことでございますけれども、これについては東京都ではこのようにいっておりますし、私たちもそれに従って行ってるわけでございます。それは、一人一人の児童の障害及び発達の状況に応じて、それぞれに対して適切な教育措置を行うためにこういう相談に応じているのであるということが一つ、それでございます。

それから次に就学時健診との関係でございますが、これも結局その内容の中には、精神神経症とかあるいは言語障害とか、あるいは精神障害のようなものがやはり健診の内容として含まれておりますので、そういうような関係から、やはりお互いに連絡を取りながら、本当に障害を持っているお子さんはどういう方なんだろうかということを、お互いに連絡しながら相談をやっているということでございます。以下については次長から答弁をいたさせます。

○副議長（島村孝志君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　ただいまの橋本議員からの御質問の中で、おっしゃるとおり十月から十一月にかけまして就学時の健康診断が行われ、それに基づきましてこの就学相談等も十二月の中にセットされている。この就学時健診と就学相談、この間にどんな関連があるのかということでございますけれど、一応就学時健診の中では、医師によるところの一般的な栄養状態だとかあるいは胸部の疾患だとか、その他疾病、異状等が就学する子供さん方にあるかないかというような検査、あるいは耳鼻科、歯科のお医者さんによるところの検査、そういうような検査とあわせまして、ごく簡単な、一般的、標準化された知能検査、これが就学時健診という形の中で行われております。そういう状況の中でお医者さんの方から一応指摘されたお子さん、あるいは、いわゆる自閉症とか本人自身が持っているところの障害、こういうような状況が判断された子供さん方につきまして、就学相談を十二月に行うわけでございますけれど、日野市の場合には、一応年間通しまして、就学相談の非常勤の方が教育委員会の指導室の方に配置されておりまして、日野の保健所あるいは希望の家、こういうところから事前に連絡のあったお子さんたちに対しましては、就学時の健診を待たずに、その父兄の方々と就学についての相談をしているというのが現状でございます。ちなみに本年度の状況でございますが、就学相談の件数、これは御質問にありましたけれど、十七名の方の相談件数が寄せられております。この十七名の相談件数の中で、すでに御父兄の希望によりまして都立の養護学校、こちらを希望されている父兄の方二名の都立養護への就学措置、これは決まっております。それから身障学級へぜひ進学したいと、こういうケースが一名、それから就学猶予といいますか、これを希望されている父兄の方が二名、五名の方につきましては、すでにそれぞれ内容が決まってるわけでございますけれど、十二名、現在この十二月段階で相談をするケースが残ってるわけです。この十二名の内訳というのは、この十月から十一月にかけまして行われた就学時健診、この中から寄せられているケースが六件、並びに、すでに、先ほど申し上げました希望の家とかあるいは日野の保健所、こういうようなところから寄せられて、すでにそういう相談ケースにのっている、そういうケースが六件、合計十二件のケースにつきまして、十二月に入りまして就学相談ということで、心理学の先生あるいは精神科のお医者さん、あるいは現にその身障学級等の子供さんたちをじかに指導されている先生方、こういう方々によりまして相談をし、なおその相談の結果に応じて普通学級、身障学級等にそれぞれ就学していく、こんなような手続がとられるような状況になっております。なお、いままで何回ぐらい相談を行ったのか。この就学時健診で出されております六件につきましては、この十二月に行います相談が初のケースになるわけでございますけれ

ど、先ほども申し上げましたすでに希望の家等から寄せられているそういうケースにつきましては、就学相談員の方が必要に応じて、またその個々にわたりまして、年間を通してその相談を受けている、こんなような状況になっております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　それでは教育長の方にちょっとお尋ねしたいんですが、児童の発達の状況に応じて適切な教育をするためにということで、就学相談などで振り分けて身障学級、あるいは養護へ子供たちを指導するということを表現しておられますが、じゃあ、普通の学級の中で、児童の発達の状況に応じて適切な教育はできないのですか。そのことをお伺いしたいんです。

副議長（島村孝志君）　教育長。

教育長（倉又秀作君）　身障児ですね。それを実際ごらんになると御理解いただけると思いますけれども、その種類というんですか、そういうようなもの、内容でございますが、それからさらにその程度、こういうようなものはきわめて多様でございます。したがって、集団の中へ置いて教育した方がいいお子さんと、そうでない、むしろもう少し違った角度で、もっと大勢の手をかけて教育をした場合がいい場合と、その二つ、いろいろなケースがあるわけです。そういうようなことについてそれぞれ適切な状況に応じて教育を行っていくということが、やっぱり教育的な措置としては最も大切なことではないか、こう思います。したがって、そういう方をいきなり一般学級の中に入れて教育をしていくということになっていくと、これ自身が本当にそのお子さんを生かしていくことになるだろうかというようなことをやっぱり不安に思って、いまのような措置をとっている、こういうふうにお考えいただければいいんじゃないか、こう思っております。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　それでは重ねてお伺いしますが、集団の方がいい、集団で育てる方がいいお子さんと、より手をかけた方がいいお子さんといらっしゃる、それはそのとおりでしょうね。ですから十人いれば十人個々に子供の教育の仕方は違うんですよ。同じだったらおかしいですね、逆に。じゃあ、障害児を普通の学級から締め出したら、いわゆる健常児の四十人なら四十人の子供たちに、その児童の、あるいは生徒の発達の状況に応じて適切な教育を、締め出したらすることができるのか、そのことをもう一度お伺いしたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お言葉ですけれども、私たちは決して締め出すというような観念で相談に応じているわけじゃございません。その辺をまず御理解いただきたいということと、それから、健常児との交流というようなものが大事であるということは、これも事実でございますが、これが学校生活全体、いつも一緒にいるということが、その障害児にとっていいことなのかどうかということは問題でございまして、現在でもたとえばある教科についてなどは当然健常児と一緒に勉強しているような場合もございます。たとえば音楽とかそういうような場合です。あるいは給食の時間とか、あるいは朝礼のときとか、あるいは学芸会のときとかあるいは運動会のときとか、こういうようなときは普通の学級と一緒になって行動をして、そしてそういうようなものとの触れ合いをしている。それと同時に基礎的ないろいろな教育につきましては、むしろその状況に応じた教育を、きめ細かく施していく方がそのお子さんのためにいいんじゃないか、こんなふうに考えていまのような態勢で進んでいるわけでございます。以上。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　それでは続けて質問させていただきます。「交流」という言葉をたまたまいまお伺いしましたので、その交流ということをちょっと考えてみたいと思うのですが、交流をしてやるという言葉の中には、健常な人間が一段上で、障害を持った子供が一段下になっているというふうな内在した考え方があるんじゃないかというふうに、いま交流という言葉を伺いながら考えたんですが、いつも交流をしてやる側と、してもらう側という関係で使われているような気がするんです。このことを一点後ほどお答えいただきたいと思います。

それと、知能検査のことが先ほど次長の方から出ておりましたが、この知能検査の中身、もう一度その目的、ぜひとも聞かせていただきたいと思います。それが二点目です。

それから三点目といたしましては、医師の側から指摘された障害の程度とかあるいは種類だとか、あるいはそれらの判定ですね。それをそのままうのみにして子供たちを評価していらっしゃるんでしょうか。そのあたりも含めて、以上三点、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いまおっしゃる交流という言葉の中に、してやるとかしてもらうとか、そういうような言葉で表現されますけれども、私たちは決してそんなことを考えてるんじゃなく、そうすることがお互いにいいんじゃないかということを常に思っているんです。ただ、じゃあ交流をしょっちゅう、同じ教室にそういう身障児を入れて教育していくことがそのお子さんを伸ばしてやる、あるいは少しでもその可能性を引き出してやるということの上から果たしていいのかどうか、その辺にもまあいろいろな見解の相違がありますけれども、私たちの方としては、やはり区別とか差別とか、あるいは締め出すとかいうことじゃなしに、そういうような形の方向で教育をしていくことの方が、そのお子さんのためにもいいんじゃない

か、こういう気持ちで対応しているわけでございます。あとのことについては次長から御説明いたします。以上。

○副議長（島村孝志君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　ただいま知能検査の中身の問題でございますけれど、一例を申し上げますと、これは就学されるお子さんに、犬とネコと牛とハト、こういうような四つの動物なら動物が載っている絵のかかれたものを見せて、この中で一つだけ種類の違っているものをはめるとするとどれですかというような形で、たとえばハトならハトが、その中に、牛や犬やネコと一緒に並んでいるときに、ハトというような指摘を子供がされるか、あるいはいま言った牛というような指摘をされるか、これですべての子供の、一応五歳までの生活経験を通しての中で、すべてがそれで判断されるというようなわけではございませんけれど、そういうようなごく簡単な、標準的な形での就学時の知能検査用紙というものがございまして、それに基づいて対応している、こんなような状況でございます。

それから、お医者さんの方から指摘された内容をそのままうのみにして一応処置をしているのかと、この件につきましても、たとえば医師の方から身体検査の結果、骨格の形成不全とか、あるいは再生不良性貧血だとか、いろいろ病状に応じてその子供さん方の肢体不自由とか、そういうような面やなんかにつきまして指摘を受けた場合に、そのお子さんがとにかく普通学級で措置される方が、クラッチ等をつけて普通学級で措置できるような内容なのか、それともどうしてもそういう状況では対応がむずかしいのか、その辺の問題なども含めながら、十二月の相談の中で父母の方々とも十分話し合いをした上で措置をとっている、これが現状でございます。

○副議長（島村孝志君）　教育次長、質問の中にテストの目的、知能検査の目的、もう一回お願いします。

○教育次長（長沢三郎君）　知能検査の目的というのは、これは小学校に就学した時点で、いろいろ小学校の方も学校側として学級編成、あるいはその他を行っていく、そういう際に、なるべく各クラスの均等化されたような状況の中での教育ということが望ましいわけでございまして、そんなような学級編成等の問題等も含めながら、一応の発達段階に応じた、どの程度の、いままでの生活経験を通して、その子供さんならその子供さんが一定の力を持っているか、こういうような内容等につきまして知能検査をやっている、こういう現状でございます。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　入学前に、動物などの絵を見せて、その中に一つだけ、たとえば四つ足の中に鳥を入れるとかいうことなんでしょう。それを見つけ出すことをできるとかできないということが、どれだけその子の将来を見通したテストになるんでしょうか、私は大変疑問に思います。さらに、就

学時に学級編成をするとき、なるべく均等化された方がいいということのようですが、均等化は何のためにやるのか。私なりに考えてみますと、つまり教師がやりいいからなんですね。私は教育というのはそういうことで行われるんじゃないというふうに考えます。つまり学校側に子供を合わせるんじゃなくて、目の前にいる子供が何を望んでいるのか、いまこの子は何を刺激したら、最もこの子の将来の発達の上に大事なんだろうか。目の前にいる子供から教わりながら、大人たちは対応していくべきだというふうに考えています。そして、それが教育ではないかというふうに思います。ですからどんな障害を持っていても、それが心の障害、精神的な障害、あるいは体の障害、さまざまな障害があるはずですし、また健常だと思っていたって、理科の得意な子、あるいは本を読むのが大変好きな子供、駆けっこならだれにも負けないよ、音楽なら任せとけ、さまざまな能力を持った子供たちが学校に入ってきたその状況を見て、いまこの子には何を刺激したらいいか、いまこの子には何を指導したらいいか、それを考えるのが教師だと思います。ですから初めからこのランクより上の子しか預からないという教育はまやかしだろうと思います。障害児を締め出した次に来るのはこぼされた子です。算数や理科ができない子が次にはじゃまになってくるでしょう。その次には本が読めない子がじゃまになってくるでしょう。子供は望んでその与えられた能力を持っているんじゃありません。すべての子供に、少なくとも親が望むならば、普通の学校へ行くチャンスを、普通の学級に入っていけるようなチャンスを私は当然教育の中では考えられていいはずだと思っています。私の仲間の一人が、こういうふうな文字で私と同じような考えを発表していますので、ここで読ませていただきたいと思います。「ランク中の幻想」と書かれています。

特殊学級ならばよいけれど養護学校はいやだというとき、養護学校にいる人間に対して特殊は一ランク上という意識が横たわっている。この子は特殊向きであの子は養護向きと平気で語る教育者がいる。特に教師や親がそれを語るとき、教育とは一体何なのかと自問自答してみることが必要だと思う。それぞれの子に見合った教育は本当のところは個性教育をというのだが、障害児と目される子に対してそのことを大々的に、しかも目下して教育者は言うのだけれど、反面、普通教育では標準化教育を文部省の指導に従って強力に推し進めていもする。その結果子供のみずみずしい感性が日々失われていっている。身辺自立を永遠の課題としてきめ細かい指導が特殊教育ではできるのだからよいという人たちがいるのだけれども、普通の人々を基本にして、そこに到達するという途方もない課題を与えて、自立を永遠に追い続けることが、果たして本当の教育のあり方であろうか。隔離的方法によって自立が達成できるとするのは幻想であって、教師の思い上がりでしかないというのが本当のところでは

ないか。自立とは自分自身で何でもできるということではない。自立とは自分自身の弱さ、至らなさを他人に託す関係の中で、支え合う中で成立する概念である。もしもそのように自立を考えることがないならば、弱い人間、重度の障害を負った人間の立つ瀬がないではないか。このような表現をしてこの友人はその気持ちを語っているわけですが、まさに私もこの考え方に全く同じ思いをもってきょうのこの一般質問をしているわけでございます。ですから私は最終的には就学時健診も就学相談もなくなってほしいというのが本音です。学校に入学する前に、学校になれるために一日入学とか一週間入学とか、そういう形の経験をすることはむしろ大いにやってほしい。先ほどから再三申し上げておりますように、教育とは学校に子供を合わせることではなくて、いま目の前の子供たちが何を求めているのか、何を必要としているのか、そのことを子供の側から学び取ることから教育の始まりがあるのだというふうに考えます。人間はいろいろな肉体的な条件を持って生まれてきています。大きな人もいれば小さな人もいれば、太った人もやせた人も、そして体や心に障害を持った人も、いろんな形がある中で、人間社会というのは、そういうさまざまな、多様な存在を持って構成される以外にはやっていけないんだ。すべての子供を、すべての人を包含する中でしか社会のあり方は追求できないんだ。多様な人間が共存をし、ともに生きていく知恵を小さいときから私たちは身につけることが大切だというふうに思います。現代の教育が、この日野市の中でも、先ほどからの私の質問やお答えいただいた答弁の中からも見られますように、あなたは養護学校、あなたは身障学級、そういう形でランクづけをされていき、その中で育っている子供は、ただひたすら友人をけ落とし、友だちの頭の上に乗っかって、自分だけがいい学校に入り――いい学校というのはいわゆる一般のいい学校です。私は決していい学校とは思いません。いわゆるいま評価されているいい学校に入りいい会社に入り、たくさんの給料をもらうことだけが人間の究極の目的のような様相を呈してきています。その中にあって、この森田革新市政の中で、私は少なくともどんなに障害を持った子供でも、締め出すことのない教育行政がしっかりと押えられていって、初めてすべての子供に、すべての人間に、本当に生きていてよかった、生まれてよかったという実感を体験させられるのではないかというふうに考えております。もうこれ以上きょうは質問はいたしません。ですけれども、私は九月の議会、そしてこの十二月の議会、続けて障害児問題を取り上げさせていただきましたが、いまの状況がなくならない限り、私は今後も執拗にこのテーマは追い続けたいと思っております。どうもありがとうございました。

○副議長（島村孝志君）　これをもって一の二、障害児の就学相談に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後　一時　十三分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

二の一、現下、日野市学校教育について問うの通告質問者、正国　務君から、本日、都合により欠席するので、通告質問を最後にしてほしい旨の通知がありましたので、本通告質問は最後にいたします。

三の一、議会活動四年を振り返るについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔二十番議員登壇〕

○二十番（市川資信君）　議長のお許しをいただきましたので、通告質問を行わせていただきます。議会活動四年を振り返るというテーマで。早いもので、昭和五十三年の二月に市民の信任を得まして、日野市議会に、先輩各議員、並びに同僚議員とお仲間入りをさせていただいて早四年を迎えようとしております。歳月の流れは早いもので、来年また改選期を迎えようとしておるわけでございますが、この四年間の間、いろいろと各議員にお世話になりましたことを厚くお礼申し上げます。さて、この四年間、私は私なりに、この議場を通しまして市政に私見を述べ、また納得のできた質問、納得のできなかった質問等が何点かあるわけでございます。この任期最後の議会におきまして、それらを総括して、納得のできなかった点を数点拾い出して、これから質問に入らせていただきたいと思うのです。

第一点目は、日野市においても行財政の改革を行うべきだ、何点かの事例を挙げて五十五年の三月の議会で一般質問を行いました。そのときにも触れたんですけれども、構造改革の八十年、全国どの市町村においても行財政改革を最優先課題として取り組み、今日を迎えておるわけであります。いわゆる行政の肥満化、機能の低下、財政の硬直化等、いまこそ行政の減量と増質を求められている。民間企業においてはあのオイルショック時に、低経済成長の中で減量経営を余儀なくされ、それを乗り越えてきた中で高度経済成長時代の税収が伸びて、使うに困った時代の待遇措置が現在なおそのまま残っておる。減量経営どこ吹く風、官民格差をめぐる市民の不合理感、それがいま行政に変化を求めているのだと申し上げて質問したわけでありました。その後市の対応措置はそれらの質問に対しましてどのように措置されてきたか、それを一点目の質問として行います。

次に、先般の議会でプロジェクトチームをつくったというこ

とが報告されておりましたけれども、前回私も組織の活生化を図るとか、事務事業の合理化を図るには、プロジェクトチームをつくって機構改革を図るべきである、このような提言を行ってまいりました。そのときのいわゆる企画財政部長の答弁は、プロジェクトチームはつくってあるけれども、実際にはまだ活動しておりません、具体的な活動はしてないと、このような答弁がありました。今回つくられたプロジェクトチームはどういう方々によって構成され、目的は何の目的でつくったか、それが二点目であります。

なおそのときに、定年制、退職金制度、給与制度、特に私は給与制度において職務給、能率給等をこの制度に取り入れるべきではないか、かような提言を行いました。現在なおかついわゆる通し号俸渡り制度というものが運用されておるわけでございますけれども、その点についてどのように考えてきたか、また考えておるか、この点についても御質問申し上げます。

前回にも申し上げましたけれども、私はこのような質問を行いながらも、決して働く人たちの生活の安定、より豊かな生活設計、安心して生活できる保障を与えるのが為政者の、あるいは上に立つ人の基本的な考えであることについては全く異論はありません。昨年の読売新聞、十月の三十日の朝刊であります。「甘いですよ、お役所運営」こういう見出しで国分寺の行財政を銀行が診断という記事をお読まれになった方は多いと思いま

す。その中に、高過ぎる給与、職員増、ばらまき福祉、むずかしい予算書など、地方自治体に対する批判が厳しい昨今でございますが、国分寺市は今後の財政運営の参考にする目的で、同市の行財政状況調査を三井信託銀行調査部に依頼したのであります。その調査報告書によりますと、一番に、財政分析は特別会計を含めた総合決算方式が必要ではないか。二点目に、企業会計のように複式簿記にして市民にもわかりやすくするべきである。三番目に、行政サービスはその性格に対応した利用者負担の適正化が必要である。そして四番目に、職員給与は年齢給一本より、職種、能力、貢献度に応じて、等の大胆な分折提言が行われておりました。その報告の中に、一つが市行財政を取り巻く環境の変化、二点目が市財政の見通し、三点目が市財政の分析、四点目が行政水準の検討、五点目が行財政運営の問題、そして最後の六点目が住民から市民へとから項目がなっておりまして、特に財政分析の項目を見ますと、自治省指導の財政分析は精密であるが、普通会計による分析が主で、他の特別会計は余り考慮されていない。二点目、土地や施設などを市の財産と考えるストック概念が欠落しておる。三点目、単年度主義を反映して動態的でないなどを指摘しております。これらの限界を克服するには、普通会計、いわゆる一般会計にプラス国保特別会計、プラス下水道事業特別会計の純計決算、いわゆる総合決算方式が必要ではないかと指摘しておるのであります。それ

らを私は見まして、この日野市に適合できる点を拾い出してみたのでありますが、いわゆる先ほど申しましたように、年齢給一本の給与体系は、いわゆる働いても働かなくても同じという意識を職員に植えつけるのではとして、組織に活力を入れるには、やはり職種、能力、貢献度に応じた給与体系というものを持つことが不可欠であろうとその中でも指摘しております。一方、行政サービスにおいても、公民館講座等は特定個人がサービスを受け、社会性がほとんどない、余暇の個人的便益には利用者負担によって賄うべきである、このようにも指摘しております。また保育サービスも、保育に欠ける理由が、母親が働かないと生活できない、そういったケースや、所得をふやすために就労するケースなどさまざまである。サービスを受ける社会的必要度には大小の差がある。行政サービスの性格に対応した利用者負担の適正化が必要だと指摘しております。このほか、その予算書、決算書には事業別にして職員にいわゆる原因意識を植えつける、官公庁会計、いわゆる大福帳式といわれる幾つかの欠点があるのに対して、企業会計は複式簿記であるので、一連の会計が準則しておる。そういう意味で企業会計を今後は取り入れるべきではなかろうかと指摘しております。私が五十五年三月議会で指摘いたしましたいわゆる問題点と、この三井信託銀行調査部の方が、国分寺市が依頼いたしましたこの調査部の方の依頼と、はからずも一致したので、私はあえてその新聞記事を再度ここで申し上げたわけでございます。以上申し上げた点についてどのように関係者はお感じになられたか、この点について御答弁をいただきたいと思います。

次に高幡踏切立体化と区画整理事業についてのA・B調査が現在経過しておるということでございます。そこで二点目の質問といたしまして、日野市議会におきまして五十五年度高幡踏切対策特別委員会を設置していただきまして、この地域の重要性を認識していただいたわけでございます。今年度の調査費四千五百万円を計上いたしまして、現在A調査、B調査が進行しておると聞いております。せっかく特別委員会を設置していただきながら、調査費を計上していただきながら、途中経過も具体的に説明を聞くことなく最終議会を迎えたわけでありますから、現在までのA調査、B調査の進行過程の説明をお願いしたい。この地域はいわゆる近隣丘陵地帯の開発で、少量の雨でも水が構内、道路にはんらんし、大きな被害をもたらしておることはよく御存じのとおりであろうと思います。この地域の区画整理事業とあわせて、それらを解決するために、下水管、雨水管の埋設を同時に行うことは計画しておるかどうか、この点についても質問いたします。また、この事業が遂行するには大変長い年月を要するであろうと想定いたします。したがいまして、その応急処置として、あの川崎街道に面する用水の改修工事を緊急を要すると思うのですけれども、そういった点について対

応しようとしているのか、あくまでも区画整理事業一本でそれらを解決しようとしておるのか、この点についても御説明をいただきたいと思います。

次に自転車置き場について御質問いたします。現状の高幡不動駅構内及び周辺は、いわゆる京王線の七生の中心地でありまして、また日野市の南の表の玄関でもあろうかと思います。しかし南の玄関と呼ぶには余りにもその実態はお粗末な状態でありまして、あの狭い駅の構内に一日十一系統、バスが延べ三百二十五台発着し、構内ハイヤーは構内権を持つもの十二台、いわゆる総台数五十台以上でうめ尽くしております。そのほか御存じのように通勤自家用あるいは買い物の自家用車、あの場所を所狭しとひしめいておるわけでございますが、ましてその周辺道路には自転車駐車がはんらんしております。先般の九月議会にも二つのこの件で請願が提出されております。市当局はその後のどのような具体的対策をとられたか、経過説明をお願いいたします。またさきの都産委員会現地視察においても指摘されました、長期放置自転車処分の対策はどうなっておるか、この点についても御説明いただきたいと思います。また現在一日おきに高齢者事業団によります整理配置が行われておりますが、これらは特にひどい状態になる夕方においても、新しい自転車置き場対策がなされるまでは、高齢者事業団等の人の派遣等が必要ではないかと思うのでありますが、その点についても御回答いただきたいと存じます。

次に下水道処理場について御質問してまいりたいと思います。終末処理場及び下水道事業の進捗状況、いわゆる昭和五十五年六月、建設省告示第一九一七号をもって事業認可されております。その後地権者との話し合いの状況について、承諾書受領者、それは何名ぐらいいらっしゃるのか、現在。そして現在測量を行える状態になっておるのかどうか、今後の見通し等について御回答いただきたいと思います。さらに前回、この地域の地権者、土方　文さん外二十五名から質問状が提出され、そしてその撤回を求められております。その二十五名の方々のその後の経過はどのような状態になっておるか、それについても御説明いただきたいと存じます。

次に学校問題に移らせていただきます。小中学校の格差是正、新設校と既設校との格差が一段と増しておる現在、その内容について、先般も行われました教育行政懇談会で、教育長のもとに事細かな各校の問題点が指適されております。現在整備費が年間小学校で五千五百万、中学校で二千七百六十万、これでは一校の校庭整備費で二千万円も要するときに、これらの施設改善資金をもってはとても、その格差はますます拡大される傾向にあるのではなかろうか、かように思うのでございますが、教育長はこの点、来年度予算要求の中におきましてどの程度の増額等を図っておられるか、また解消はできるのであるかどうか、お考えをお聞きしたい。その中にできますれば、今回の議会にも提出されております三中過密校解消のための新設校の建設の見通し、そして仮称二十小の建設の見通しについてもお答えいただければありがたいと思います。

最後に、日野市商工会への市の対応について申し上げてみたいと思います。さきの八十四国会において商工会法の一部改正が行われました。御存じのことと思いますが、従来は商工会は商工業の総合経営改善を図るということを主目的としてあったわけでございますが、いわゆる地方の時代を迎えるに当たって、文化、体育、社会、一般福祉も地域ぐるみ、市民ぐるみの活動を商工会を通して行う、いわゆる住民、商工業が相互発展を図る目的で「地域とともに歩む商工会」という一項目が定款に入れられました。そして今年度八月二十二日より実施されておるわけであります。日野市においても市民的行事、これからは商工会の委託事業として位置づけてもよいのではないか。あるいは産業祭一つ取ってみても、長年にわたってその補助金五十万円。近隣他市においては地域市民、とりわけこの近くにおいて二百万、三百万の産業祭における支出をしている市があるわけであります。日野市の商工会の対応について、私は五十三年の十二月議会で、補助金増額その他五点について質問を行ってまいりました。当時の議事録を私はこの質問に際しまして何度か読み返してみたのですが、私はこういう性格ですから単純な質問でございます。にもかかわらず、その答弁は何度読み直してみてもまことに理解しにくい、本当に補助金を出す意思があるのかどうか、出さないで済むなら済ませてしまおうかと、歯切れの悪い答弁が議事録の中に載っております。どうかその点についても、その議事録を読む中で、私は、商工会に対するいわゆる認識不足、あるいは理解が欠けておる、このように思わざるを得なかったのでありますが、あるいは理事者にしてみれば、ほかにもっと意図的な問題があってそういう答弁になったのかどうか知りませんけれども、いわゆる五十五年百万の増額を見たわけでございますけれども、それでも近隣他市の助成と比較いたしまして余りにも僅少でございます。ちなみに私はここに、ざっと四、五件ですけれども、その後の商工会の市からの助成に対して調査してみました。国分寺市の商工会が、いわゆる五十三年当時七百三十一万円であったものが一千百七十七万、それから福生市商工会が七百九十四万円が一千百四十三万、東村山がちょっとこれ、今年度は七百二十八万、これは五十三年度の調査資料はちょっと私調べられなかったのでわからないのですけれども、多摩市商工会が九百万が一千百九十七万、稲城市の商工会が六百万が六百八十九万、このようになっております。先般商工会に東京都の監査があったそうですけれども、そのときに監査委員より、市の補助金が他市に比較して余りにも少ないではないか、いま少し増額を申し入れるべきであるという指摘をされ

たそうであります。いわゆるその中において、新商工会法が制定された中で、市の商工会に対する基本姿勢というものについての御回答を求めるものでございます。それからその中の一つに、先般私どもの店の方にも、安い掛け金で大きな利益、そして企業繁栄と従業員の福祉にという日野市勤労者互助会加入の御案内というパンフレットをいただきました。これらの設立につきまして、この商工会とこの勤労者互助会との関連、あるいはこれにこぎつけるまでの商工会との取りつけというんでしょうか、話し合いというんでしょうか、どのような過程を踏んでこういうものはできていったか、その点についてお尋ねしたいと思います。

また、いま少し聞きたいところがあるのですけれども、一応回答をいただいた上で、さらに再質問の形で入っていきたいと存じます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　最初の行財政改革の件についての御質問、プロジェクトチームについてお答え申し上げます。去る三月での御質問の中では、つまり行政効率化のために電算機等の導入を図ったらどうかという御提案と質問でございました。その際に私、プロジェクトチームをつくって検討していく予定であるという答弁を申し上げていると思います。そのチームにつきましては企画課長以下十六名で構成されております。ただいま私の手元に冊子ができ上っておりまして、答申もでき上がっております。その内容といたしましては、導入検討部会、電算業務計画部会、二つの部会をセットし、その各部会の中で項目を立てて、その項目ごとに検討事項を報告しております。二つの部会に分けてあるわけです。そのチームの部会の中で検討された報告書がここに五十数ページの報告書になってでき上がっております。内容の一々を申し上げるのは繁雑でありますので省略させていただきますが、それらの報告書に基づいて今後の年度間において、電算機を導入するという立案中でございます。

次に国分寺の財政分析のお話の件でございます。この件につきましては、そのときも私もたしか答弁した記憶がございますが、いまの自治体の予算方式は総計予算主義という方式を法律によって義務づけられております。御質問の御指摘のとおり、企業会計的な、いわゆる会社会計法的な、計理上の純計的な要素の予算書でありますと、差し引きした額によって事業計画を、収入とそれに要する額との差し引きを明瞭にすることによって成り立っているのでありますが、ただいまの総計予算主義のもとでは、収入は収入、歳出は歳出、別個でございます。そのような関係から、法によって規制されている点がございますので、それらの利益概念導入を予算の上に反映することは、いまの形

式上は困難であろう、そのような答弁をしたように思っております。今度の場合にも、その点につきましては法律上の障害のために、そのようなものを導入するということにつきましてはいささか困難がある、このように御回答申し上げたいと思います。

そのほか給与制度につきましては総務部長の方からお答えいたします。

○副議長（島村孝志君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　会議がございまして遅参いたしました点について御理解いただきたいと思いますし、答弁につきましても至らないところが出てくるのではないかと危ぶんでおるわけでございますけれども、御質問の年齢一本の給与制度、あるいは年齢給というものについてどのように考えるかということのようでございますけれども、国分寺市の調査というふうな内容でございますけれども、二十六市、いろんな形態のようになっておりまして、標準職務表というものから見ますと多少違った取り扱いをしているというふうな状況が現状でございます。日野市におきましても多少のそういう問題点はあるわけでございますけれども、給与制度といいますのは、このように包括的に取り扱うべきものではないんではないか。やはり職員の中に活力を生み出す、あるいはより能力を生み出す、こういう形態のものであるべきでございますし、また一方にお

きまして、職員の、生活給じゃございません。生活費的な考慮も一面に払わなければならないものというふうに考えておるわけでございます。ですから事務の実際の困難性、あるいは事務事業に従っている職員の責任の度合い、こういうもの等も考えました職務給的な方向に持っていくべきものであると同時に、これが標準職務表というものとある程度合致してくる。それでいろいろと職員の生活実態というものは変わってきております。その変わった実態についてもやはり考慮を払う要するに給与制度にしなきゃならないんじゃないか、現状では職階給といいましても、職員の中にやはり強い差別に対する拒否感もございます。それからすべてを同じように、自動車を持って生活しているというふうな、生活実態の中でそう大きく切り詰めていけないというふうな生活実感等もございますので、多少生計費的な面においてはそういうものを考えていかなきゃならん。ですから私の申し上げますことは、その職員の職務の実際の困難性だとか責任の度合いというものを考えた職務給的なものであらなきゃならないし、そのことによってその人間の、要するになし遂げた事務事業についての一つの張り合いが生じ、そこに奉仕しようというより以上の活力なり能力を生む制度でなきゃならないんだ。ですから年齢給一本のような包括的な取り扱いをしている面については、やはり除々に改善の道を講じていくべきものなんだ、そのように考えておるわけでございまして、包括

的な取り扱いということについてはやはりなるべく避けなきゃならないんだ、そういうふうに考えておるわけでございまして、そういうふうな努力を積み重ねてきておるわけでございます。国分寺の調査結果についての御質問というふうなことでございますので、そのようなお答えを申し上げる次第でございます。

○副議長（島村孝志君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　二点目と四点目の御質問につきましてお答え申し上げます。二点目は高幡踏切立体化と区画整理A・B調査の経過についてという御質問でございますが、高幡踏切の立体化工事、これは周辺の土地利用をあわせて考えていかなければならない、また単に踏切の立体化のみを整備するということでは不可能でございます。市といたしましては諸条件を満たすために、ある一定の区域を区画整理事業により整備をするということが最良の方法だというふうに考えておるわけでございます。この立体交差を含む約四十ヘクタールの区域につきまして、区画整理事業を実施するための基本調査でございますA調査、B調査を、B調査は一部でございますけれども、七月から十一月にかけて専門的な業者に依頼をいたしまして実施をしてまいってきたわけでございますが、その成果がここにきまして出てまいりまして、私どもといたしましては、今後この調査結果に基づきまして、十二月十一日及び十二日の二日間に、地域の全権利者に説明をいたす計画でございます。すでに庁内におきましては関係部局との協議を行い、地域の主立った方に対しましては十一月の四日に概略の御説明をしておるわけでございます。今後の進め方といたしましては、B調査の残りといたしまして、説明会である程度の了解を得ました段階で、私どもは直ちに地域の測量に入るとともに、事業計画書を年度内に作成をしていきたいと考えているわけでございます。それに基づきまして来年度六月に区域の決定を行いまして、事業の認可は一応十月を目途に今後作業を進めていく予定を立てております。その中の、二番目でございますが、下水管をこの区域の中で埋設する計画があるのかといった点でございますけれども、私どもこの区画整理事業を実施するに当たりましては、当然公共下水道の汚水管と雨水管を整備の中で同時に施行をしていく計画でございます。下水道計画では本年末には公共下水道の認可を取ることで現在作業を進めております。したがいまして、来年度以降は公共下水道の着手に伴いまして、当然国の方から補助金が出てまいりますので、私どもは実施できるところから進めていきたいというふうに考えているわけでございます。それと、三点目の用水路対策でございますが、この点につきましては建設部長の方からお答えを申し上げます。

　第四点目の下水道の進捗状況といった点についての御質問でございますが、御指摘のとおり、多摩川右岸、浅川流域下水道につきましては、昭和五十四年の一月二十四日に都市計画の決

定の告示を取りまして、引き続き五十五年の六月の三日に事業の認可の告示がなされたわけでございます。それに基づきまして同年の六月から十二月までの間に、自治会単位に事業認可につきましての説明会を開催するとともに、権利者に対しましては東京都流域下水道本部の用地課が、処理場用地測量につきましての協力要請を行い、戸別訪問を実施してきております。この中で、現在権利者が六十名ございますが、そのうち三十五名の方々の承諾書を受領をしております。残りの方々については、現在東京都の方で戸別に訪問をいたしまして、お願いを重ねておるところでございます。測量の見通しでございますけれども、現在三十五名の方々が測量をしてよいということで了解をされておりますので、そういった方々のところは、でき得れば年度内に、個別でも測量に入る。それでそういう中で全体を測量に入るということで計画をしたらどうかということで、東京都の方にはこの点は申し入れをしております。東京都の方でまだそこまで踏み切ってはおりませんが、そういう方向で除々にできるところから測量を行っていくということで私どもは考えております。それと、二十五名の方々が地主会というものを現在つくってございますが、この方々は主に、現在処理場予定地の中に企業が三つございます。この三企業にそれぞれ土地をお貸ししている方々がこの地主会を形成しておるわけでございますが、企業との話し合い、これは主に権利問題でございますが、そういった点につきまして現在交渉がいささか難航しておるようでございます。この点を解決しないと、測量の承諾はちょっといまの段階ではしかねるといった点もございます。しかしわれわれといたしましては、測量をやっても直ちに用地買収をするというものではございませんので、事前の測量でございますから承諾をしてほしいということで、お願いは重ねてしております。こういった点につきましても、当局も今後積極的に地主さん方に働きかけるとともに、一方企業の移転の問題につきましても、東京都と企業の間で話し合いが重ねられてきている段階でございます。以上簡単でございますが御説明にいたします。

○副議長（島村孝志君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　第二点目の中の川崎街道沿いの用水路の改修の件でございますが、区画整理を待っていたのではなかなか改修がおくれてしまうということから、五十六年度、原形測量を実施いたします。五十七年度より三カ年程度の計画で、下流から改修したいというふうに考えております。幸い程久保川も改修され、水位も下がっておりますので、下流から改修することにより、この用水路の流化能力を大いに高めたいというふうに考えております。

　次に三番目の自転車置き場でございますが、当市の場合、駅周辺における放置自転車が目につくようになりましたのは昭和五十年、五十一年ころからで、当時全市の各駅の放置台数は約

二千台でございましたが、その後逐次増加いたしまして、現在は五千台を数えております。この間、市では応急措置といたしまして市道等を使いまして、臨時に註車場を五十二年度以降五カ所、収容台数といたしましては千六百から千七百台の自転車置き場を設置いたしましたが、すべてみな焼け石に水でございました。抜本的対応といたしましては、現在用地確保等の努力をしておるところでございますが、また常設の註車場が設置されるまでの間も、駅頭の状況は看過できない状況でございますので、利用者への啓蒙や指導も進めるべく計画しております。まず放置自転車でございますが、十二月八日、先日早朝六時ごろでございますが、市内各駅に放置してあります自転車に一斉に荷札を貼付いたしまして、一週間後、この荷札のついておる自転車を強制的に高架、中央高速道路の下に、あるいは都道の下に撤去するというふうに予定しております。なおこの整理作業は、先般日野駅のガード下の、日野駅下の跨線橋が開通するに伴いまして、十二月二日、日野駅でも撤去を行いまして、百七十一台を高速道路下に移動しております。啓蒙活動といたしましては、十二月の十二、十五日号からシリーズもので、広報を、自転車の置き方についての啓豪をする考えでおります。なお註車中の自転車の整理につきましては高齢者事業団に委託し、一日おきに実施しておりますが、整理し終わらないうちに再び乱雑になるという状況でございますので、整理員を常註させない限り解決しそうもありませんので、今後も種々検討をしながら対応策を見出したいというふうに考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　五点目の小中学校、学校格差是正についてということにつきましてお答えさせていただきます。現在小学校が十九校、中学校が八校ございまして、全部鉄筋になっているのは御承知のとおりでございますが、これは昭和三十七年以来、教育環境の整備ということで、木造校舎を漸次鉄筋校舎に変えていったものであります。その一番先に始まったのが第一小学校であり第一中学校です。それ以来ずっと校舎が建てられましたけれども、一番先につくられた校舎と、それから最近建てられた校舎の間には大体十八年ぐらいの、あるいは十九年ぐらいの隔たりがございます。したがって、古いところはかなり傷んできた。それから新しいところとの格差はいよいよはなはだしくなりましたけれども、その一つの原因は、児童数などがどんどん増加していくために、学校建設のためにどうしても追いまくられて、補修まではなかなか手が回らなかったということが一つ。それからもう一つは、国庫の補助単価などもだんだん上がってきたし、それからまた建設の面積などについてもだんだん広がってきたというようなことが一つございます。それからその上にさらに、材質がいいものが、だんだんできてきたり、それから技術も進歩してきたり、そういうようなことから、確かに新旧の格差は年数の開き以上の格差があるというのが現実だと思います。それでその修理の対応につきましては、一つは、危険だからということとか、それから法規が改正になったためにどうしても修繕しなきゃならんというようなものがどうしても先になりまして、一般的な格差是正というようなところへ手が回らなかったというのが事実です。しかし最近には児童の増加というものも一応鎮静してきた傾向にあります。したがって、校舎建設というのも、まだ二十小とかあるいは二十一小とか、いろいろな問題はありますけれども、前に比べてその緊急度が幾分下がってきているのじゃないかというふうに思います。そういうようなことから、これから計画的にこの学校の修繕、修理、格差是正の方に取り組んでいきたい。そのためには年次計画をつくって市長部局の方にお願いしていきたい、こういうふうに考えております。それからなお、いままで、じゃあ全然格差是正のために努力をしなかったのかというと、必ずしもそうではなくて、最近になりまして、たとえば一小とか一中とか、あるいは五小とかあるいは二中、こういうようなものの窓枠、サッシなどの改修に計画的には取り組んでおりますので、今後ともそれを続けていきたい。校庭につきましては、これは滝合小学校を初めとして七生中学、あるいは潤徳小学校、二小などについては改善してきておりますが、さらに来年度においては、八小などについてはひとつぜひお願いしたいというようなことを申し出ておるわけでございます。なお、その間、二小の校庭の拡張なども皆さんの御努力によって、一部ではありましたけれども大きな成果を上げさせてもらったということも御報告させていただきたい、こう思います。それから、直接的に、いま御指摘のありました修理費を、ことしは一体どうしているのか、少しは増加したのか。いままで五千五百万ぐらいだって、これではどうにもならんじゃないかと、こういう御発言でございますけれども、これにつきましては、ことしもいろいろな点で具体的にいまお願いをしているところでございます。いまその金額は幾らだったかというようなことについてはここに資料を持っておりませんが、後ほど文書でもってお渡ししたい、こういうふうに思っております。

それから三中の過密とか二十小の建設の見込みでございますけれども、三中は御存じのようにもう千名をはるかに突破して、やがて千五百名ぐらいになるんじゃないかということはどうしても予想されています。これを一時は三沢中学などとの連関で何か解決できないかというようなことも考えてみた時期もあるのですけれども、三沢中学自身がもうすでにパンクするような形になってきておりますので、これもなかなか困難で、やはり三中は新設校オンリーということでお願いするように、いま事務的に進めさせていただいてるわけでございます。それから二

十小につきましては、この前の行政報告の中でも報告がありましたかと思いますけれども、市有地の方はある程度めどがついた。それからさらに公有地である桑園跡地の方も大体めどがついたというふうにお話がありましたので、恐らく五十八年度ぐらいには出発させていただけるのじゃないか、こんなふうに予想しております。以上。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　六点目の商工会への市の対応につきまして、二点ございますけれども、一点目について御回答したいと思います。まず商工会につきましては、商工会の組織等に関する法律によりまして、商工会はその地区内の商工業の総合的な改善、発達を図るために設けられるということの趣旨の条文によりまして、この商工会が組織されているわけでございます。一方私どもの市役所としましては、産業経済課の中に商工観光係の分掌事務といたしまして、商工業の振興に関すること、こういうことの分掌事務が載ってございます。それにいたしますと、いろいろ地域商工業の振興を図ると、こういうことについては多分に入りまじってる分野があるわけでございます。これらについては、この入りまじった部分については相互にある程度の機能を分担し、また明確化していきたい、かように考えているところでございます。御質問の補助金等の関係につきましても、一応いま御指摘がございましたように、確かに五十四年度から五十五年度につきましては一応百万円の増額を図りました。これは直接補助金の関係でございますけれども、そのほかに側面的なものといたしましては、一応商工会ということじゃございませんが、市内に商工業を営んでいる方々に対します中小企業の融資条例、これを大幅に増額し、改正してございます。そういう意味で一応対応をしてございます。なお補助金等の額につきましても、私どもで状況調査を、各都下の一応資料もございますけれども、大体これは単純に比較はできないわけでございますけれども、実額につきましては二十一市中十位前後にランクされてございます。

それから二点目の勤労者互助会の件でございます。これの商工会との関連ということの御質問でございますが、これにつきましては、本年の三月に一応第一回の準備会を開催したわけでございます。その人選につきましては一応職種が片寄ってはいけないという形で、ある役職者を除きまして、無作為で抽出いたしまして、規約等の審議していただく準備委員というような形でお願いをしてまいりました。四回ほどその規約等の審議をしまして、いよいよ今月に発足する、こういう段取りになってございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長、答弁が一点漏れております。勤労者互助会との関係。答弁願います。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　いま申し上げた中で、勤労者互助会の設立と商工会との関連でございますけれども、私どもの方では行政サイドで、一応先ほど申し上げました一部役職者を除きまして、無作為で準備委員を選任いたしました。その準備委員が約十名でございますが、その中の八名が、いわゆる各事業分野から選出された委員がこの規約等の審議委員となりまして、それでこの審議の規約が成文化したわけでございます。そういう意味におきましてことし中に、十二月中に勤労者互助会を発足させたい、こういうことでございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　いま生活環境部長の答弁の中に、新商工会法がここでできて、それに対して市の対応、いわゆる姿勢というものは今後やはり変革していくのかどうかという点についての四点目の質問があったのですけれども、それについてはいかがでございますか。わからなければまた後であれしますけれども。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一応法改正以後につきましても、いままでの協調関係は持続してまいりたい、かように考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　いま一通り御回答いただいたわけですけれども、また順を追って再質問に少し移らせていただきたいと思います。まず一点目のいわゆる行政改革についての企画財政部長の答弁でございますが、プロジェクトチームはどういう目的でつくるのかということに対して、電算部会、導入検討委員会のプロジェクトチームであるというお答えをいただいたわけです。私は前回のときにはそういう意味でプロジェクトチームの必要性を、設立を言ったんではなくて、いわゆるそういうものも含めて、電算は電算だけの質問をしたわけです。導入する意思があるのかどうか、導入するとしたらどういうシステムでやるかというような質問だったわけです。今回私が言ってるプロジェクトチームというのは、いかにこの職場の機構を、事務事業の効率を図るとか、あるいは職場の活性を図るとか、そういうことを、いわゆる係長、課長クラスのプロジェクトチームをつくってもっと検討すれば、すばらしい案が出てくるんじゃないか。いままでのように、いわゆる大学の先生だとか学識経験者だとか、そういう方だけのいわゆる諮問では、余り理想主義過ぎて、現実離れしておって、それを現実に行使することができない。したがって現実味のある、常に市民の接する係長、課長等が、現実問題と理想との中間等をつくって、市のこの行政の中に取り入れていくということができるならば、そういう人たちにも生きがいを感じるでしょうし、さらに活力

というものもその職場内に生まれてくるだろう。そういうものをつくったらいかがでしょうかという提言を前回しているわけです。ちょっと私の質問する要旨と違っていましたので、あえて申し上げておきます。

それから給与制度でございますけれども、いま総務部長から、いわゆる年齢給をいまやっておるけれども、活力を見出すためには、将来はやはりそういうものを取り入れていく方向でいくんだろう。しかし生活費等の関係もあるので、一概に給与を減らすとか、そういうことは現在できないんではないか。職員等の反対等があるということですけれども、私は決して給与を抑えるとか給与を上げてはいけないとかいってるんではなくて、いわゆる事務事業の効率を図って、いわゆる少数精鋭にして、給料は私は現在よりラスパイレスが上がろうと、たとえ、仮に、私はむしろそういう合理化を図った上でもっと給料を払ってもいいと、こういう実際見解なんです。ですから決して高いとか何かじゃなくて、いわゆる現在の職員構成でいくならば、昭和六十年には係長のポストが三十人で一つを争うとか、やがては五十人で一つのポストを争うとか、そうなりますと、事務事業そういったものはますます停滞化して活力を失ってくるんじゃないか。こういう意味で前回は質問しているわけです。ですからそういう方向に持っていくにはプロジェクトチーム等をつくって、実際の現実的なものの活性化というものを図るにはどうしたらいいかという意味で申し上げているわけですから、ひとつ履き違えないようにお取りいただきたいと思うのです。

それから法律的によって、いわゆる純計決算はできないんだということで、私はそれは認識いたしました。しかし私ども議会を通しまして見るのに、やはり本当に私どもの企業会計の決算書と比べますとむずかしくて見にくいです。ですからできることならば自治省等に今後取り計らって、これは一市だけではなくて二十六市とも計らって、今後は企業会計システムというものも取り入れていった方がいいのじゃないか。そうすればこれは議員のみならず、市民も、なるほどこの予算がこう使われてこうなって決算されているんだということがわかるんですけれども、本当に飛び飛びで素人では見づらい。これは三井の調査員が言うんですから私どもが言うのは当然だと思うのです。

まだまだいっぱい再質問があるんですけれども、飛び飛びですけれども……。次に高幡の川崎街道の用水に関して、またA調査、B調査の件について、十二月十一日、十二日に説明会が行われるという経過を聞きまして、まあA調査は順調に進んでおるんだということは理解できたわけです。そして川崎街道の用水に関しても、五十六年度原形測量をして、五十七年度より三カ年計画ぐらいで実施されていくということも理解いたします。

それから三点目の自転車置き場について、私は現在交渉中であるというような話を聞いたんですけれども、いまの建設部長の答弁ですとそういう回答が寄せられませんでした。恐れ入りますがもう一回その点についていま御説明いただきたいと思うんですが。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　現在用地確保のため努力しておりますという中には、地主と交渉しているということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　その見通しについて御説明いただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　見通しにつきましてはかなりめどが立っているというふうに聞いております。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　現在話が進行しておるというところは私は大体わかっております。しかしその二カ所が仮に話がまとまったとしても、とうてい解決ができる状態ではないことは建設部長もよく御存じだろうと思うのです。そのほかにどういう対策を立てているところがあるのかどうか、お答えいただきたいと思うのです。

○副議長（島村孝志君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　京王線の北側につきましては用地の確保についての交渉でございますので、北側については見通しは明るいんでございますが、南側につきましては現在のところ立っておりません。以上です。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　それから私がこれ聞き落としているのかもしれませんけれども、高齢者事業団の夕方の整理はどうなんだということに対して、だれか答えられたようでしたんですけれども、ちょっと聞こえなかったんですけれども、もう一度恐れ入ります。

○副議長（島村孝志君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　夕方の整理という言葉ではなく、ただ常註させない限りという、常駐ですから一日ということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　はい、理解いたしました。

下水処理場については、六十名中三十五名が承諾書を取っておる、土方文二さん外二十五名の質問書、これは私の先ほど聞いた範囲では、いわゆる企業に貸している地主さんで、権利者との話し合いの方々だけだ、この二十五名は。そういうふうに私理解したのですけれども、それで間違いないでしょうか。追加質問さらに続けていきます。それがいま一点ですね。

それから三中、二十小については他の議員が一般質問で出ておるようですので、私はそれ以上は結構です。ただ格差是正の点について、いわゆる小学校で五千五百万、中学校で二千七百六十万。私は先ほど、一つの校庭を改めるのに二千万近くもかかるんだから、これではとうてい格差は広がるばかりでどうにもならない。それに対して教育長は、これおら市長部局へも増額を申し入れるということを言っておられたけれども、増額の申し入れ程度では私はどうにもならないんじゃないか。確かに三中の新設の問題、二十小、二十二小の問題もありますけれども、しかし大きい目で、マクロ的にこの日野市を見たならば、明らかに人口はとまっております。趨勢本当に微増でございます。ということを考えれば、将来の学校建設というものもある一つの区切りの時期を迎えた、こういうふうに解釈しても私は言い過ぎじゃないと思うのです。そういう中であと少しのことで新設校のピリオドを打てる、こういった時期に、根本的に日野市内の小中学校の格差是正問題を教育長はひとつ腹を据えて取り組んでいただきたい、かように申し上げておきます。

最後の商工会の補助金についてですけれども、互助会設立について、準備会に無作為抽出で十名の方に規約等をつくるために協力を仰いだ、こういう回答が寄せられています。しかしその点ちょっと理解できないんですけれども、これはじゃあ何のためにつくったのか。本当に中小企業に勤める従業員、企業主の幸せを願ってつくったものなのかどうか、融資制度もあるんですけれども、別にこの融資制度だって、企業主であるならば、これは生活資金の範囲内ですから、これは市民であればだれだって利用できるものですし、私前回にも商工会の質問のときにいろいろと申し上げた中に、中小企業に勤める従業員の健康診断であるとか、そういう意味の福利ということも申し上げたんですけれども、この中にはそういうものは入っていない。そして設立過程についても、なぜ商工会に正式にこういうものをつくるについての申し入れをしなかったのかどうか、その点についてもう一度答弁をいただきたい。大体それで結構です。

○副議長（島村孝志君）　答弁願います。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。下水道の二十五名の地主会でございますが、この地主会は主として企業に土地を貸している者から構成されております。したがいましてその関係ない方も一部入られているようでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　それは三十五名の中には入っていないのですか。

○副議長（島村孝志君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　三十五名の中には入っておりません。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　商工会の方の互助会についての申し入れでございますが、これにつきましては五十五年十月でございましたか、一応中小企業の福利厚生に関するアンケートを市内の中小企業者千社に出したわけでございます。その中で一応できたら加入するという答えが戻ってまいりましたのが八七％と記憶しております。そういう意味を踏まえまして、一応中小企業の互助会についてはやはり設立を望む、そういう形の声が強いものですから、その背景を受けまして、それでこういうような形で勤労者互助会の準備会から設立の過程をたどった、こういうことでございます。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　それでは最後の一点だけ生活環境部長に申し上げたいんですけれども、私は少なくとも生活環境部長をされておれば、いわゆる、先ほど申し上げました八十四国会における新商工法等が設立されて、市民ぐるみ、一体ぐるみとなった、いわゆるともの福祉、体育、スポーツ等、社会性ですかを拡大していくんだ、このように言ったわけですね。だとしたらば、少なくともそういう線に沿った、たとえば、私は先ほど具体的に、産業祭をしても、長年五十万円の補助金で済まされているわけですよ。それで一時産業祭ストップというような読売新聞の記事が出て、中断したときもあったわけです。それからもう数年流れて、そしてさらに一つの催しするには莫大なお金がかかっているわけです。ましてことしなどは、市民広場、いわゆる市役所の前であのように市長がテープカットまでして行われておる、そういう市民ぐるみでやってるものの中で、現在の補助金、それから市の姿勢というもの、そして互助会のあり方等を思うと、まあ、私どもが素直に思う市の姿勢とだいぶかけ離れておる、かように思うんです。その点については最後に私結びで申し上げて、市長から時間のある限りで結構ですから答弁をいただくということにさせていただきます。

私は今回の一般質問の出力というものを、やはり地方自治体においても、また御存じのように国においても、厳しい財政事情の中で、行政改革、財政改革というものについてもっと真剣に取り組むべきであるということを、前回の五十五年の三月議会でも訴え、またこの最終議会でも訴えたわけです。あたかも一部の政党の人たちは、財政改革はにせであるとか悪であるとか、その実態を知らないで抽象的な問題で取り上げてる人もおるわけでありますけれども、私ははからずも十二月の七日付の毎日新聞のトップ記事に、いわゆる「公共企業体の経営形態変更、総評、必要性認める」という記事を見たわけです。私はまあ総評なんというのは――なんというと失礼ですけれども、頭がこちこちで、融通のきかない代表的な日本の組織であると、かように思ったのですけれども、この新聞記事を見ると、さすがの

総評でも、一部の行政改革はやむを得ないということをうたわれております。読むとちょっと長いんですけれど、

一律民営化を目指すかのような第二臨調の動きを厳しく批判しながら、労働組合の立場から経営の主体性、当事者能力の確保のため経営形態変更の必要性を認め、さらに企業の効率性、収益性を積極評価するなど、これまでの総評の姿勢に比べると一歩踏み込んだ内容。すでに電電公社の経営形態の変更を目指して動き出している全電通の路線を〃認知〃する形になっている。

こういうような見出しであります。私は地方自治体においても、またあるいはこの日野市においてもいわゆる最も注意しなくてはならないのは、「役人の数は仕事の量に関係なくふえる」というパーキンソンの法則がございます。ふえた役人がまた仕事量をふやす。そういうのが役人の世界の傾向であります。競争意識の強い民間企業ではコスト意識が先に立って、むだな仕事をつくらない。しかし役所には仕事に自己増殖メカニズムがあるんだそうであります。年金、社会保障制度、あるいは物価等のスライドに対しても、それだけに地方自治体においても今後行政を進める上で知恵を働かしていただいて、工夫をこらす面が多々出てくるんではないか。たとえば足立区や三鷹市などの例でございますけれども、労人福祉センターに対して、従来は市で管理しておったんで、夕方五時になると職員が帰る。そうすると老人の方々、碁や将棋を打っていても時間になると締め出されてしまう。ところが三鷹市、足立区ではそういった不満を解消するために、管理を民間に委託した。利用時間も延長されて、その老人たちは大変喜んでおるというような記事が先般の新聞にも載っておりました。同じ仕事でも役所がやるのと民間がやるのとでは大分コストも違ってまいります。たとえば自治省の外郭団体、地方自治研究資料センターの記録によりますと、ごみ収集費用は自治体が直営でやるより民間に委託した方が半分だ、保養所の運営費も民間でやると六割強、老人家庭奉仕員の経費も三分の一になるそうであります。

先ほど申しましたパーキンソンメカニズム法則ではありませんが、財政の自己増殖メカニズムにメスを入れないと、自治体の財政も肥大化して、ますます動きがとれなくなることも間違いないんではないか。これらの地方自治体の運営は、先ほども申したプロジェクトチーム等を生かして、私は運用していくならば、日野市においても、そういう効率的、能率的な運用を図って、財政にゆとりをもたせる、その上で先ほど言った、私は給与を上げたって一つも差し支えない。それは市民も認めるんだろうと思うんです。いわゆる職員給に対して、総給与数に対する人口割り、あるいは総給与数に対する職員割り等を見れば、いかにこの日野市が効率を図っておるかということは一目瞭然であります。たとえば日野市の今年度の経常収支ですが、五十

四年度が八一%ですね。五十五年度が八一・六%。いわゆる自治省でいう健全財政の経常収支は七五%から八〇%であります。そうすると日野市の財政必ずしも青信号ではない、黄色信号はもう点滅しておる、かように解釈せざるを得ないのであります。このようなことでぜひひとつ日野市も積極的な運用を図っていただきたい。

時間も刻々とないんですけれども、最後に私は資料要求を行います。これは今回の質問と直接は関係ないんですけれども、日野市の衛生公社、それから三多摩興業、過去十年間のくみ取りの家庭数と、それからそれ年次的に。それから過去十年間の支払い明細書、それから車の台数、これを要求いたします。あさってまでにお願いいたします。それから日野環境保全に対しても四十八年以降ですから支払いの明細書の提出を求めます。大体以上でございます。いまの点について、市長、何かお考え等ありましたらお答えいただきたいことと、最後ではございますけれども、大変言いたいことを言って恐縮ですが、私も一応長いこの四年間お世話になりました、特にこの議会をもって去ります林議員、そして杉山議員、島村議員、そして市川芳太郎議員、本当にありがとうございました。また現職議員の方々も、ぜひ来年の三月にこの場所でお会いできることを望んでおります。御健闘を祈ります。では市長、もし何かありましたら、時間の許す範囲内で結構です。お答えいただきたいと存じます。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま市川議員のいろいろな四年間のお話を伺ったわけであります。四年前の五十三年に、新進気鋭の議員さん方がたくさん出てこられまして、そうしてこの議場を舞台として、それぞれにりっぱな御提言なりされまして、その中のお一人が市川議員さんでもあるわけであります。それでいま御指摘のことを全部見解を等しくしているというわけではありませんが、ともにわれわれも努力をさせていただきまして、相当ないろいろな分野の前進があったんではなかろうか、このように感謝をいたしております。今日の自治体経営が長期的に考えまして、いわゆる経営意識を持つこと、あるいはコスト感覚を導入すること、これは私も同感であります。なるべくむだな経費はかけないようにして、そして市民サービスにそれを回すというのが、これは大原則である、このように思っております。したがいまして、組織の上でも、あるいは事務事業におきましても、絶えず厳しい内部的な見直しを図りつつやってまいったつもりであります。お気に入らない点も多々あろうかと思いますけれど、これからもそのような気持ちで努力をいたしまして、ともに前進させていただければ幸いである。このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。御苦労さんでございました。

○副議長（島村孝志君）　これをもって三の一、議会活

動四年を振り返るに関する質問を終わります。
お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。
よって暫時休憩いたします。

午後二時三十五分休憩
午後三時　七分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
四の一、日野第一小学校体育館で来年三月、六年生の卒業式はできるかについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。
〔十番議員登壇〕
○十番（谷　長一君）　前回の議会のときに、日野第一小学校体育館を来年三月までにぜひとも完成させていただきまして、六年生の卒業式をそこでやらせていただきたいということをお願いいたしたわけでございます。今回その続きのようなものでございますけれども、日野第一小学校体育館で来年の三月、六年生の卒業式は一体できるのかどうかということについて質問をさせていただくわけでございます。体育館解体工事も八月下旬には終わりまして、九月の議会のときに大木建設株式会社が請負工事契約の締結をいたし、来年三月をめどに完成をさせるというような趣旨説明があったのでございますけれども、この体育館建設予定地には従前より埋蔵文化財が包蔵されておることは、校庭の南側にごみ捨て場を十年ぐらい前に掘りましたときに埋蔵文化財が出土したわけでございます。それらのことを考えてみましても、当然体育館建設敷地内には埋蔵文化財が包蔵していることは、もうすでに学校関係者は十二分に御承知のことだと私は考えておりました。そこで日野市遺跡調査会が九月十六日より調査にかかりまして、多数の埋蔵文化財、遺物の出土を見たわけでございます。それらの出土品は本年行われました文化祭のときにも庁舎の一〇一号室で展示され、皆さま方もすでにお見受けしたことと私は存じております。そのようなことを考えてみますると、この埋蔵文化財は、非常に、この前からもよく言われておりますけれども、国民共通の財産であり、また考え方によりますれば、日野の第一小学校の校庭から出土したということは、これまた幸いであるとも考えれば考えられるわけでございます。どうしてかと申しますと、小学校の生徒が授業をやっておりまして、発掘現場をじかに見まして、手でさわって、発掘をしている住居址をよく見、さらに手で触れる、これは私は学校教育にとりましては非常に大切なことであると考えております。はだで触れて知る、またこのような先人の残してくださった遺跡が、ああ、私たちの学校の校庭

にもあるのかということを考えると、また学校の先生、さらには父兄にいたしましても、非常にこの日野の歴史というのを知る上にも貴重な体育館建設ということになるのではないかと思うのでございます。また、そこに、遺跡発掘調査に従事していらっしゃる方々は高齢者事業団の方であり、さらにはまたＰＴＡの役員の方であるということを考えてみますると、非常に、この休日等も返上しまして参加してくださっておる、調査に協力してくださっているということを考えますと、これまた敬意を表さなければならないということも、私は心から申すことができるのでございます。
この出土品等を見てみますと、縄文期から勝坂、加曽利、弥生、土師、須恵に至るまで、非常に長い年代の出土品が見受けられるのでございます。前回この教育長の答弁等を見ますると、遺跡は、遺物は発掘してみなければ何とも言えない、七のものが十になるかもわからないというような答弁もなされたことを私は記憶いたしております。このような答弁から類推してみますと、体育館は一体いつできるのかということになりますけれども、教育長さんは前回、いずれにいたしましても努力をして、三月末までには完成をさせる予定であるということを申されておりました。これらを振り返ってつぶさに考えてみますると、答弁の内容から申しますれば、当然三月、また答弁ではなく工事契約等から見れば三月末ということになっておりまして、これが遵守されなければならないのではないかと思うのでございます。また、卒業式までには何とか工面をしても間に合わせるということを申しておったということを考えてみますると、この伝統ある第一小学校におきまして、この長い間、他の場所において卒業式をしたという記録等はまだ見受けていないということは前にも申したとおりでございます。それらのことを考えてみますると、小学生の最後の卒業式、最後の栄光の場である卒業式だけは、どうしてもこの母校でやっていただきたい。もしどうしてもできない場合には、大きなテントを校庭に張ってもこれはやってもらわなければ私はいけないのではないかと思うわけでございます。この弱い、ものを言うことのできない児童でございます。これは教育関係者すべての方が助けてあげなければならない、救済の手を差し伸べる、思い出の場所はぜひともつくってやらなければならないという温かい心を持っていただいて、私はどうしてもこの卒業式だけは、体育館でできなかったならば、校庭に大きな天幕を張ってもやっていただきたいということを申しまして質問に入らせていただきます。
第一点といたしまして、発掘調査の状況とその出土品、さらには、あとどのくらい発掘調査に日時を要するかということが第一点でございます。
第二点は、来年三月、果たして体育館で卒業式ができるかということです。

第三点は、卒業式がもしできないとしたら、一体どこで行うのか。天幕を張っても、校庭でもいいから最後の卒業式、これは思い出の場でもありますのでやっていただきたい。以上三点について質問いたします。

○副議長（島村孝志君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ただいまの御質問に対してお答えいたします。まず埋蔵文化財の発掘調査の状況、今後どれぐらいの期間かかるかということをまず述べさせていただきます。これはさっきも議員が申されたように、一小の体育館の改築用地というのは周知の文化財埋蔵地であって、その建設に先立ってはどうしても発掘調査をしなければならん、これが義務づけられているわけでございます。したがって、九月十六日より確認調査をしまして、その結果、そこにかなりの遺跡があるということがわかりました。それで直ちに発掘調査に取りかかったわけです。一小の卒業式はぜひ新しい体育館で行われるということを強く希望いたしておりますので、それに間に合うように、建設が、遺跡調査をしなければできませんので、その遺跡調査の期間というものをできるだけ短くするということの全力投球というものをやったわけでございます。その一つの形としては、市の職員、これは発掘調査の専門家でございますけれども、これはほかの地域を調査していましたけれども、これを一時中止しまして、そして一小の発掘調査の方に向ける。それから、都からも応急の場合だからひとつ援助を頼むということで、専門家の派遣を頼みまして、これもある時期協力をしてもらいました。それから、それに応じて、さっきも申されましたけれども、一小のＰＴＡが積極的にお手伝いを申し出ていただきまして大変ありがたいことでありましたんですが、そういうふうにしていただきました。また調査をするためには、専門員のほかに、一つの助手のようなものがどうしても必要なんでございます。その助手などもなかなかいま見つけにくいんでございますけれども、ほかの市などに交渉をしまして、四人ほどこちらの方へ手助けをいただくというようなことをし、さらに高齢者事業団にもお願いしまして援助をいただくというようなことで発掘に取りかかっていったわけです。できるだけ早くということでございますので、さっき議員も申されましたけれども、土曜日の午後、こういうようなものは返上する。日曜日もできるだけ返上する。休日は祭日などは返上してもらうという形で、実際そのようにして進めていったわけでございます。しかし結局十月末には、少なくとも体育館を建設するためにはどうしても十月末までに調査が終わらなければならんというような至上命令のようなものがございましたんですけれども、しかし実際発掘してみますとなかなかそこまでには完了することができませんでした。これはなぜそういうふうに完了できなかったのかといいますと、それは遺跡が非常に複雑したものが多く出てきたということでございます。さっきも申されましたけれども、縄文時代のものから弥生、平安、こういうようなところまでの、ただそれもばらばらに出ているならわりあいにさっとやれるんですけれども、それが時代ごとに重なってきているということがあるものですから、一つ一つ離していかなければならん。面積はそう広くないんでございますけれども、たまたまそこは体育館をどうしてもつくらなきゃならん場所に相当しているものですから、そこを一つずつ上層部から調査をしていかなければならん。こういう状況に置かれていまして、それだけならいいんですけれども、さらにそこへ、平安時代のものらしいんです。これは大変珍しいものだそうですけれども、みぞがございまして、そのみぞのところに石がずっと置いてあるんですね。これは何のためなのかということはまだ十分解明されない、今後解明されなきゃならん問題ですけれども、そのみぞがちょうど住居址の上を横切っているというような状況になってきていたために、なかなかその調査が一挙に進めるわけにはできない。やはり調査をする以上は、あるいはその調査というものは学術的方法によらなければならんということになっているものですから、どうしてもそういうように丁寧にやっぱり発掘を進めていかなければならんというようなことがあって、一生懸命やったんですけれども、どうしてもうまくいかない。それで結局十一月が過ぎ、この十二月の中旬ぐらいまで恐らくなだれ込むんじゃないか、こういうふうに考えております。こういうような状況でございまして、いまのところ、大変申しわけないんですけれども、十月末までに掘ってそれから建築にかかるという予定が大幅におくれてしまいました。これは大変残念なことですし申しわけないと、こういうふうに存じております。したがってこれから建設工程は、恐らくそれだけおくれれば三月三十一日につくれと言う方がこれは無理だと私は思っております。いままでずっと待っていただいたわけですけれども、少々無理かと考えますので、それができない場合に、じゃあどうするかということがいま谷議員からもおっしゃるとおりなんでございます。これについては学校、あるいは、直接的には学校でございますが、学校ともいろいろ相談しまして、今後どうするかということについては十分検討させていただいて進めたい、こう思っております。ただ、いま言いましたように、確かに子供たちが一生に一回の卒業式でございますので、新しい体育館でという気持ちは十分わかりますんですが、しかしさっきも議員が申されましたように、児童自身があの発掘の場所などに行っていろいろ見たりして、こういうものはやっぱり大事にしなきゃならないんだというような気持ちを非常に強く、感銘をもって理解していたようでございます。したがって、少なくとも新しい体育館ではやるということはできないのはこれはやむを得ないとい

うことについては理解してくれるんじゃないだろうか。それから父母の方も実際発掘に当たられまして、そういうような気持ちをお持ちくだすっているんじゃないだろうかという、これは私たちの希望的観測かもしれませんけれども、こんなふうに考えております。いずれにしましても、できない場合にはどうするかということについては、学校ともひとつ十分に話し合って決めていきたい。大変どうも、三月三十一日までに間に合わせるべく努力しますとお約束していながら、努力はしたんですけれども、結果は必ずしもそのとおりならなかったということについては、皆さんに深くおわびしなければならん、こういうふうに考えております。どうも失礼しました。

○副議長（島村孝志君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　ただいまの教育長の答弁からいきますと、私も納得できないわけではないのでございます。どうしてかと申しますと、この遺跡の発掘に関しましては、先ほども申したように、非常に多くの困難または見通し等において予測のできない事態が発生するということはままあることでございます。さらにこの貴重な文化財、これを学術的に調査する、それらのことをあわせ考えてみますると、非常に大変であるということはよくわかっております。そんなようなことからいきまして、どうしてもこれは無理であるということを承知ではありますけれども、前回質問をいたしておる関係上、ここでさらに確認の意味で質問をしなければならないというのが私の立場でもございます。そこで学校とよく協議をして、来年の三月の卒業式は、もしかすると。卒業式ができないというのはまことに残念ではございましたけれども、努力に努力を重ねてできないということならば、これは私はやむを得ないと思います。私は最後のお願いでございますけれども、できなかったとしたならば、どうしてもやはり思い出の場であるこの母校に、大きなテントを張れば何とかなるんじゃないかと思われるんですよ。新しい体育館を建設するのを横に、大きなテントを張って卒業式をさせていただければ、十年、二十年、三十年、五十年、六十年たって、ああ私が卒業式をするときには新しい体育館をつくっておりました、大きなテントをつくってその中で卒業式をしたという思い出をひとつぜひ残していただくように要望して、この件についての質問を終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって四の一、日野第一小学校体育館で来年三月六年生の卒業式はできるかに関する質問を終わります。

　続きまして四の二、神明上地区に地区センターをつくってくださいについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○十番（谷　長一君）　通告にのっとりまして、再度二として質問をさせていただきます。神明上地区に地区センターをつくってくださいということでございます。この神明上地区は昭和四十二年に区画整理の事業認可がありまして工事に入り、道路ができて街区がさらに完成し、形態を整えてまいりますと家が建ち並ぶわけでございます。これもこの日野のこの台地に、このようなりっぱな住宅が各地にできたということは、区画整理のおかげではないかということを考えておる者でございます。まして日野市の中心、市役所もある関係上、日野市におきましては将来中心的位置を形成するということは間違いないと思うのでございます。現在では住宅等は、それらのことを、住宅事情等も考えますと、非常に多くの住宅が建ち並びまして、七百世帯ぐらいはいまできておるのではないかと思います。自治会数も五つということになっております。そのような中におきまして、街区はりっぱな街区が形成されたわけでございますけれども、まだ自治会館、または地区センターがこの地区にないのでございます。人口増とあわせて考えてみますると、どうしても地区センターは必要であるのでございます。ただいまのこの神明上地区においての自治会活動等を見ますと、自治会の役員が集まる場合は、その役員のおうちにおきまして会合を開いたり、またはこの空地を利用しまして、お天気のよいときに日曜日等はそこで火を燃したりなにかをしまして集会を行っておるというのが現状でございます。またこれらを見てみますと、非常に自然に親しむということを基礎に考えてみますれば、うらやましいとも言えますけれども、やはり天候はそればかりを許すものでもなく、やはり雨の日も風の日もあるわけです。それらのことをあわせ考えますと、どうしてもこの神明上地区に地区センターをつくっていただきたいのでございます。住民の方々も早くつくってもらえれば非常にいいじゃないかということを、私もこの神明上の自治会の会員の一員として、自治会の皆様方を代表してここでどうしても地区センターを早くつくってくださいということをお願いせざるを得ないのでございます。

　そこで第一点といたしまして質問させていただきますのは、地区センターをつくるのに必要な市有地等はあるのかどうかということでございます。

　第二点といたしまして、市として神明上地区に地区センターをつくる考えはおありかどうかということでございます。

　第三点として、もしつくることができない、またはいつになるかわからないというような場合には、この市役所の一階にある一〇一を貸し出していただけることができるかどうか。以上の三点につきましてお伺いいたします。

○副議長（島村孝志君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　組織改正がございまして、地区センター関係につきましては生活環境部の生活課が担当するようになりましたので、私の方からお答えしてまいりたいと思います。

まずこの地区センターにつきましては、いま申し上げたように組織改正で、いま事務引き継ぎを終わったわけでございます。それらを踏まえますと、過去に一応地区センターの請願が採択されて私どもの方に送付されているという個所が数カ所あるわけでございます。まず神明上地区にしましては西北部、北部、それから新井地区、それから百草地区、このようないろいろな場所が採択されて私どもに送付されているわけでございます。今回の御質問の点についても、現在五六ー二三号で厚生委員会でこの地区センターの建設の請願が審査されております。そういう過程を踏まえまして、やはりこれについては非常に地区センターの要望がございます。そういうことで、一応基準といたしましては半径三百メートルぐらいを一つの基準といたしまして、そういうところの方を重点的につくっていきたい、かような考えを持っております。それから、市といたしましては地区センターをつくる考えはあるわけでございますが、用地等につきましては現在探しているところでございますが、現在のところは候補地はないわけでございます。

三点目の一〇一の会議室の利用の件については、これは開放してございますので、これらの一〇一の会議室を利用していただいて、地区センターがわりにお使いになっていただきたい、かように申し上げます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　ただいまの生活環境部長の答弁によりますと、つくる考えはあるということで、私は理解いたしたいと思います。またこの一〇一はすでに開放しているということですから、ぜひそれらの会議を開くときには貸していただきたいということで、よくわかりましたのでこれで質問を終わらせていただきます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　これをもって四の二、神明上地区に地区センターをつくってくださいに関する質問を終わります。

五の一、青少年行政の充実と非行防止の教育計画についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

〔六番議員登壇〕

○六番（中山基昭君）　通告の内容に従いまして質問をしてまいりたいというふうに思います。次の時代を担う大切な青少年が、より広い視野を持ち、豊かな情操を養い、心身ともに健やかに成長することは地域社会の役割りでもあり、また市民みんなの願いでもあります。しかし青少年の非行化、暴力など、問題行動は、最近における町田市の補導活動等を見ましても、九月の二十一日から十一月の三十日間にわたりまして、実に八百十四名の青少年が暴力や問題行動等で摘発あるいは検挙等がなされたことが報道をされております。大変深刻な、社会的にも共通な、重点的な課題ではないかというふうに考えてお

ります。学齢期には学校での教育、家庭での生活、地域社会とのかかわりなどがございますが、中でも地域社会における連帯感の欠如がいろいろの場において強く指摘をされてきております。青少年の健全な育成と成長のためには、先生、父母はもちろん、行政においても創意と努力を傾注する中で、学校教育、家庭生活、地域社会がより信頼と連帯に強く結ばれなくてはならないというふうに思います。私はこうした受けとめと観点から、暴力や非行化について最初に学校での対応をお伺いしてまいりたいというふうに思います。私の認識が不足する面もあるかと思いますが、これまでの対応を見ますと、問題が起きてから対策や指導を強める、いわゆる後追い的な指導教育になっているのではないかというふうに思います。したがいまして、当然関係の児童、生徒が中心になる個別的な指導が主体になってきておるというふうに思います。さらには、そうした経過の中で、特に注意や説教などの短絡的な指導になり、教育的な説得力に乏しくなってくるのではないかというふうに感じております。こうした後追い的な個別の指導から、全校全生徒の共通の問題としてとらえ、事前の全体の指導の推進を図るために、非行や暴力をなくなすために、市内全校共通の、年間を通しての系統的な教育方針、教育計画、こういうものの確立を図ることが最も大事ではないかというふうに思います。これらの現状の取り組み、あるいは教育長の見解等をひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に二つ目でございますけれども、児童館活動の推進についてでございます。青少年の育成のために、放課後の生活や活動、交流の場として、児童館活動の充実と促進を図ることもまた大切な課題ではないかというふうに思います。児童館活動は特定の福祉と異なり、大変門戸の広い、地域における集団活動、あるいは交流の場として、社会教育的な要素も持つ、大変重要な役割りを果たしておるというふうに思います。現在三つの児童館の利用状況等を見ますと、五十四年が八万三千七百四十名、五十五年が九万一千八百十四名、一日平均百八人、こういうふうな内容でございますが、その必要性あるいは活動の定着化、こういうことはこの利用状況等を見ましても明らかでございます。したがいまして、この児童館の設置等についても少なくとも中学校区単位ぐらいをめどに、さらに施設の整備促進を図ることが必要だというふうなことも、いままでも指摘をしてまいりました。しかし都の補助金との関連等を含めて順次整備をしていきたい、こういうふうな見解なりあるいは答弁等もございます。そうした中で、これからの児童館活動、あるいは児童館施設、こういうものについてどのような計画あるいは考え方を持たれておるかどうかということでございます。

最後に三つ目でございますけれども、指導、対策の推進をさらに促進、推進をするためにということでございますけれども、

青少年問題については協議会やあるいは学校区ごとによる地区委員会などによって大変底辺の広く、また幅の広い活動等によって努力をされていることも承知をしております。しかし先ほど触れましたように、社会的にも共通、緊急の課題としてその対応が必要とされるときだというふうに思います。そのためにも問題をしぼって、指導や対策、さらには研究等の内容を深めることが最も大事だというふうに思います。たとえば現在の協議会あるいは地区委員会等の中に専門の分科会あるいは小委員会等を設けて、もっと深く、あるいは論議、協議、討議、こういうものを深めることも大事だというふうに思います。さらには市内の都立高校側との定期的な協議あるいは連絡会等の場、こういうものをつくっていくことも必要だろうと思います。さらには現在家庭教育学級、こういうことの括動にも私はかなり期待をしておるわけですけれども、いままでの実績等を見ますと、現在大体各学校で年間一回ぐらいの講師による学習等が実施をされております。こうした点からもさらにこれから予算面の対応等も含め、さらに運営についても単にＰＴＡに委託ということだけでなく、もっと積極的に努力をしていく必要があるんじゃないか、こんなふうに思います。以上について教育長等の見解等をお伺いしてまいりたいというふうに思います。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　第一問の非行防止の全校共通の活動計画をということがありますが、これの前に、たとえば青少年の間に最近非常に問題が起こっているということは、もう新聞などでも大きく報道されていますし、あるいは皆さんの身辺にもそういうものが目にとまっているんじゃないか、こんなふうに思っております。これに対応するには一体どうするかということでございますけれども、これはもちろんいろいろな原因があります。しかしその原因をそれぞれ、あれのせいだこれのせいだ、というようなふうに責任をなすり合っていても、その事態は決して解決していくものではない、こういうふうに考えて、そういうものについての取り組みをしていかなければならん、こういうふうに考えておりますが、何といっても青少年が積極的に活動して、そして自分の生きがいというものは一体どこにあるのかというようなことを見つめていく、そしてそれを身につけていくということは、これは生涯教育の一つの基本でもありますし、同時にそれが非行防止というようなことにも大きく寄与していくことになるんじゃないか、そういう広い立場から、現在の非行問題などを見直していく必要があるんではないだろうか、こういうふうに考えております。それで、それに伴って一つのやはり教育のそういうものの核をなすのはやはり学校だという自覚を学校自身が持たなければならんし、そういうものとかかわり合っている教育委員会というものもそれ

については明確に認識しておく必要があるんじゃないだろうか、こういうふうに考えております。それで、現在学校として、どういうふうな方向でその指導を行っているのかということがあるわけでございますけれども、これについては、各学校の教育活動というのは皆さんも御存じのように、直接的には学習指導要領というのがございまして、それに準拠して各学校ごとに計画して、そしてその地域の特性に合った教育活動を展開するというのが一つの基本でございます。しかし、それだからといって、各学校ともばらばらに自分勝手の、準拠するといっても、その準拠の仕方などが余りにもばらばらであれば、これまた子供たちの教育の上には必ずしもいい成果をもたらさないんじゃないか、こういうふうに考えまして、これはどこの教育委員会でもやっていることでございますけれども、各学校から教育課程というようなものを届け出させまして、それについての指導というものを、それを通して調整を教育委員会ではやって、その相談に応じて調整をしているわけでございます。それで、その中でも特に生活指導というようなことについてはどんなふうにやっているかと申しますと、これは全市の各学校の生活指導主任によって構成されている日野市生活指導主任会というようなものをつくりまして一カ月に一回ずつ、これは小中一緒の会合をひとつ持っております。これは小中校の連関性というものがやっぱり教育の中では大変必要なんじゃないかという立場からの一つの対応でございます。しかし、いま特に問題になっているのは、中学校が常に問題を起こしておりますし、そしてまた中学校の生活指導というのは一番むずかしい時期だと、こういうふうに考えまして、中学の生活指導主任会などを開いて、そしてまたお互いに情報交換したり、あるいはどういうふうに取り組めばいいかというようなことを、互いに意見を交換しながら協議をしております。それからそのような場合に、生活指導主任会というようなものもそういう中だけに閉じこもっているんじゃなしに、やはり地域の方々との連絡などをできるだけ持とうということで、地区委員の方などにもときには来ていただくというようなこともございますし、それから警察などとも互いに情報を交換したりして、その内容を充実しているというのが現実的な姿でございます。

　それから、全体についてはいま申しましたようなことでございますけれども、さらに第三番目のところの御質問に連関して少しつけ加えさせていただきたいと思いますが、まずそれは一の質問にもかかわりあることでございますけれども、確かに非行というようなものは後追いだけしてはだめじゃないか、こういう御批判、これは全くそのとおりだと思います。しかし現実的にはそういう問題が各学校で起こっていないとは限らないんで、実際リンチ事件があったりあるいは傷殺事件というんでございますか、ああいうようなことがあったりしているわけで

ございますが、そういうようなものが起こった場合には、一体どういうふうに対応していくか、それについても一つの共通の理解を持っていなきゃなりません。そして平素の教育活動では一体さらにどういうふうにするかという二つの面から、こういう非行に対応する対策というものがあるんじゃないか、こんなふうに思っております。非行がもしある学校で起こった場合、現に起こった場合にはどういう対応をしているかといいますと、まず非行の事実をはっきりさせる。そしてうやむやに過ごしちゃこれはだめなんだということが一つです。それから非行というようなものは絶対に許さないんだという、全校が一致した姿勢でもって指導に当たっていく。それから教育委員とひとつ緻密に連絡をとってくれということを言っております。それから内容によっては父母とか警察、その他の機関とも連絡をし、指導協力を行うというようなこともやっております。決して学校内だけでもみ消すとか、あるいは隠すとか、そういうようなことがあってはならん。それはかえって非行を拡大することになっていくんじゃないか、こんなふうに考えております。しかしそういう際にも、罪を憎むんであって人間そのものを憎んではならないんだ、そういう温かい愛情というものをやはり、問題を起こした子供に対しても常に持っていなければならんというふうに考えております。こういうふうにして事件が起こったときにはそういう対応の仕方を一応して、これは全市一致した一つの線で指導を行っております。もちろんこれは日野市だけの問題じゃなくて、恐らくどこの学校でも、市でも、そういうふうに恐らくやっているものだと思います。

それからもう一つは、さっきおっしゃったように、ただ単に、非行が起こったからそれをどうもみ消すかとか、あるいはそれをどういうふうに処罰するとか、あるいはそれの後追いのような指導だけであってはならないんじゃないかというのは全く御意見のとおりなんでございまして、そのためには私たちはやはり、日常の教育活動というものを本当にしっかりしたものにしていかなきゃならないんじゃないか。そのためにはやはり子供たちのそれから先生方ができるだけ生活を一緒にして、そしてそれを通して心の交流を常に図っていくという温かい心と努力とが必要になってくるのじゃないか、こんなふうに考えております。

それからもう一つは、やはり子供たちの学校生活の中で一番大きな時間を過ごしていたり、あるいは自分たちを充実させるために必要なものの一つは、やはり授業だというふうに認識しなきゃならん。授業というのはただ知識を授けるということじゃなくて、その知識をどんなふうにして身につけるか、あるいはどこにどういう問題があるか、そしてそういうようなものをお互いが協力しながら、いかにしてそういう問題を発見して、解決のために協力し合うかというようなことなどを含めて、授

業というようなものをひとつ大事にしていこうじゃないか。いつも言われるように、いわゆるわかる授業というんですか、そういうようなもののための工夫というものが、各学校とも本当に全力を挙げていかなければならない。そういうようなことについての教師の力量というものでございましょうか、こういうようなものをいかにして高めていくかということが、今日の一つの大きな課題になっているということは否定できない、こういうふうに思っております。それと同時に、ただ単にそういうものほかに、生徒みずからが一つの生活する力というものを持っておりますし、だからそういうような意味で、ひとつ学級会とか児童会とか、あるいは生徒会とか、こういうようなものを大いに活発にしながら協力していく。そうすることが一つの自分たちの校風を高めていくことにもなるし、それが非行の防止の一つの歯どめになっていく。そしてそれを通して本当の生き方というようなものをまた子供たちが身につけていく一つの手だてにもなっていくんじゃないか、こんなふうに考えております。こんなふうにしまして各学校では指導していくわけですけれども、その場合の、これは、非行はほかの子供たちに迷惑をするんだから、ひとつどこかへはじき出せばいいんじゃないかという思想は、これは絶対とっちゃならない。やはり一緒になって、非行の芽を持っている子供もいますけれども、それからさっきもちょっとお言葉もありましたけれども、たとえば落ちこぼれというようなものについても、これはただ単に先生だけの落ちこぼれじゃなく、子供同士がいかにしてこの落ちこぼれを救い合うかというような姿勢というようなものをやはり工夫していかなければならないんじゃないか、こんなふうに考えております。

それからもう一つは、これは学校だけの問題じゃなくて、地域社会とか、あるいは家庭との連絡というようなものもひとつ十分密接に連絡取り合う。ことしは特に、昨年の終わりから、ひとつ父母とそれから学校との話し合いの機会というものをできるだけ多く持ってください。それからまた先生方が、その地域社会に積極的にひとつ出てください。生活指導主任会とか教務主任とか教頭とか校長等はかなり出ているんでございますけれども、その幅をもう少し広げていくということが大事なんじゃないかということで、少しずつ前進はしているというふうに理解しています。特に父母の御協力などは二中などでは非常によく得られて、最近は余り問題がないんだというような報告を受けておりますし、それから一中なども父母のお力をずいぶんおかりしまして、かなり荒れていた子供たちが立ち直っている。一つは卒業していったということもあるんでしょうけれども、そういうようなこともありまして、地域との連絡というようなものもひとつ十分お願いしたり、そのかわりこちらも積極的に出ていくというような形の態勢をつくっていかなければならな

いんじゃないか。こういうことなどを大体生活指導というものを通して各学校が取り組み、努力している一つの姿である、こういうふうに御理解いただければありがたいと思います。以上です。少し長くなりましたけれども、失礼しました。

○副議長（島村孝志君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは二点目の、今後の児童館の設置の計画、考え方の御質問にお答え申し上げます。いま具体的にお示しできますのは、五十六年度の中で設計費を認めていただきました仮称三沢児童館、これを五十七年度に建設するということでございます。児童の健全育成を図る上におきまして、児童館という施設が必要である、この考え方は私ども持っておるわけでございます。今後におきましては、市全体の公共施設整備計画、これにのっとりまして、当然国なり都の補助金を受けまして逐次整備していきたい、こういうことに努力をしていきたいということでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　青少年問題協議会という、いわゆる青少年に対します健全育成をするその関係者の協議会があります。これは国にもあるいは都道府県、各市町村、それぞれ法律に基づいて制定されておる機関でありまして、その首長が会長をする、こういう組織であります。今回その事務局を教育委員会社会教育課から生活課に組織変えをいたしました。その目指すところは、いまお話の少年非行といわれておりますいわゆる子供たちの問題行動は、もちろん学校現場がその教育の場として大きく指導していただかなければならないわけでありますが、一種の社会病理的な意味も現象としてあるわけでありまして、したがって社会の自浄能力といいましょうか、みずから病理を――病理といたしますならば、健康体に、健康な条件に復元をする、そういう力がなければならないと考えます。その自浄能力というのは、要するに地域社会の、特に青少年を含めた一つのコミュニティーという連帯社会がきわめて重要な関係を持つ、こういう認識に基づくものであります。したがいまして、いまいろんな分野でいろいろ心配をされておるわけでありますが、私どもは学校、それから家庭、地域社会という三者が同じ問題に取り組むことが大切である。そのためには特に地域社会という観点からいきますと、いろんな自治会もありますし、それから子供会もありますし、また諸団体もあるわけでありますが、みんながとにかく子供を仲間にして、そして子供に温かい目を注いでいこう、こういうことでなければならないと思います。いま言われております児童館、あるいは地区センター、子供の遊び場、広場、スポーツの場、文化の場、いずれもこれは青少年の健全な成長のために必要な施設でありまして、これを、いま考えておりますのは、小学校区を小ブロックのコミュニティーと考える、中学校区を中規模のブロック・コミュニティーと考える、それから大きいブロックは、これは市全体ということに、そういうコミュニティーという発想であります。したがいまして、特に小学校区を単位といたします小ブロックのコミュニティーには、先ほど言いましたような住民組織、並びに公園や遊び場を含めた、あるいは地区センター等も含めた、そういういわゆる地区活動の場、こういうものを小さい――市全体に大きな施設があればいいということではなくて、小ブロックにそれぞれきめの細かい施設等をつくるべきである、こう考えておるわけであります。そういうことによっていろんな住民活動の中に健全な社会活動、それがとりもなおさず自浄能力になっていく、健康な社会生活を営むそういう環境をつくっていく、こういうことが、抽象的ではありますけれど一番本格的な方法であろう、このように思っております。したがいまして、いますぐ具体的に、即効という手だてはないかもしれませんけれど、まさに健全な社会活動を浸透させていくということが、とりもなおさず子供の問題行動についても必ずいい影響をもたらすに違いない、こういうことを期して活動を組織しようとしているところであります。まあ、お話をするといろいろあろうかと思っておりますけれども、目下の、特に青少年問題協議会という立場から考えまして、そういうような施策を考えております。もちろんその組織の中でまたお世話をいただく地区委員の方々の新たな活躍もお願いをしたいと思っておりますし、それから、それらを情報としてＰＲをいたします広報紙上に、教育委員会の情報スペースも積極的につくっていこう。そうして各地の情報を市民みんなで関心をもって知っていこう、あるいは交流していこう、こういうことにいたしたい。またこのことを具体的に来年の一月からスタートをしよう、こういうこともございます。また基本的には、もっと教育ということに対します地域市民の注目、あるいは関心、これのもとになるような大きい市民運動も、何らかの形で仕掛けていくことが大切だろう、このように考えております。尽くしませんが、以上のようなことをお答えいたします。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　一点だけひとつ最後にお聞きしたいんですが、教育長の見解ですけれども、私は先ほど、大変後追いになっておって、特に当然、関係の児童なり生徒が中心になる、個別的な対応になっているんじゃないかというような現状を指摘したわけですけれども、教育長は学校指導要領に準拠した一つの方向で全校的な対応をされているんだということですけれども、たとえば不幸にして、現状ですと多発する場合は、そうした児童に明け暮れて、本来的な学校教育、こういうものにどうしても手薄さ、こういう状況が出てくるんじゃないかという心配をするわけですね。したがって、起きる以前に、それぞれ教育なりあるいは計画なり、こういうふうなものを確

立しながらなくなしていく、こういうふうな意味合いの私の受けとめですけれども、最後にひとつ、簡単で結構です。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　全くそのとおりだと私も思っております。というのは、さっきちょっと申しましたように、子供たちが全体の中でひとつそういう力をつけていこうじゃないか、こういうようなことも非常に重要視していかなきゃならんというふうに思っております。それからもう一つ、確かに何か大きな問題が起こりますと、学校というものはそのために振り回されるという、この事実はあると思います。私も学校の現場にいたことがありますが、本当にそういう場合がありますが、その場合いつも自戒してかからなきゃならんのは、それに振り回されて、もっと大事な教育活動、ほんの一握りの子供だろうと思いますが、九九％の本当にしっかり生きていこうという、そういう子供たちも片方にはいるんだということを忘れてはならんということをいつも考えて取り組んでもらうようにお願いしております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　青少年問題の取り組みは大変重要な問題であると同時に、市長も先ほど触れましたように、なかなか即効的な効果なり期待、こういうものは必ずしも考えられないんじゃないかというふうな感じもいたしております。

したがってぜひ息の長いじみちな努力、あるいは実践の積み重ね、こういう中でしんぼう強く、健全育成への道を確立していただきたいということを最後に強く要請をしまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　これをもって五の一、青少年行政の充実と非行防止の教育計画に関する質問を終わります。

続きまして五の二、浅川左岸西北部（東平山、西平山）の生活課題についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

○六番（中山基昭君）　私はこれまでも市内の地域間の格差や不便を解消し、より快適な、健康と不安のない日常生活を最優先に、その積極的な対応の必要性を指摘と強調をしてまいりました。特に都市化の進行に伴う市街地の広がり、社会や経済の発展と変化による生活様式や、あるいは意識の多様化等がいわれる中で、身近な行政として、きめ細かな、阻害感のない、親切な行政の推進が図られなくてはなりません。こうした受けとめと認識から、特に都市生活施設のおくれが見られております東平山、西平山地区の課題への対応についてであります。すでにこれまでも大勢の議員から指摘や、あるいは対話集会、市民相談、請願などを通しまして、現状については十二分に御理解と認識をされていることと思います。したがいまして、これまでのフォローを含め、次の四点にわたりましてその促進と要請をしてまいりたいというふうに思います。

この地域の整理については、すでに数年前から公的な手段による整備が言われ、市長初め関係者の努力等が重ねられてきておるわけでございます。こうした経過の中で、前回の九月議会におきまして、日本住宅公団による区画整理方式の導入が報告され、さらには調査の委託費等も計上されております。関係者への説明会、こういうものも開催する中で、理解や協力等が呼びかけられておりますが、土地の所有者あるいは権利者の一部の方々等から、公共施設用地に見合う公共減歩の負担が大変多い。保留地減歩と合算すると三五％以上のような減歩が必要だというふうなことで、なかなか簡単には応じにくいというふうな話も聞いております。そうした問題を含めて考えますと、まだまだ時間や困難がかかりあるんじゃないか、かかるんじゃないかというふうな感じをいたしております。そこでお聞きしたいわけですけれども、公団による整備の展望計画をどのように持たれているか、あるいは見込まれているかということですね。さらには施行者が公団になるわけですが、当然市の負担金あるいは分担金、こういうものも必要になってくると思いますが、これについての対応をどのようになされるかどうかということですね。さらには公団による整備が大きく遅滞、おくれる場合、行政といたしましても緊急的な受けとめの中で、やはり最低の生活施設の整備、こういうものは必要じゃないおというふうな考え方を持っておるわけですけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

次に二点目でございますけれども、生活道路の整備と家庭雑排水対策でございます。これは特に毎日の生活の中では、道路、交通、あるいは下水道対策は、人間の身体等にたとえると血管的な役割りであるというふうにいわれますように、大変重要な課題、問題ではないかというふうに思います。一・三・一都市計画路線等を含め、地域全体の整備については公団による整備計画等に待つといたしましても、直面する緊急対応を必要とされるものについてお伺いし、その整備をお願いしてまいりたいというふうに思います。東平山、西平山を通る平山七号あるいは平山八号、こういうものは大変整備をされて、いままでその連動活用を図るために大久保一号線、こういうものの拡幅整備がいわれてきておりますが、この大久保一号線の進行状況あるいはこれからの見通し、こういうものについてまずお聞きしたい。二つ目は、地域の主要幹線としての補助十二号線。おかげさまで逐年整備が進められてきておりますが、国鉄踏切周辺、さらには以北の豊田団地入口付近、これはまだ路肩等も未改修になっておりますが、この整備の促進、こういうものをひとつ早くしていただきたいと思いますけれども、この点の予定、お考え等をお聞きしたいと思います。さらにもう一つは、補助十二号線の測溝でございますが、これは五十六年から三ヵ年計画で実施をしたい、あるいはしていくんだということが言われて

きましたが、五十八年には全線が完成をすると、こういうふうな受けとめでよろしいかどうか、これは確認の意味も含めてでございます。次に三つ目でございますけれども、西平山五丁目の豊田団地西北部の四八番、四九番から大平地区の五〇番、五一番、これ等につながる大和田中一号線の整備、これはいままで建設部長も地主の協力をお願いして計画的に進めたいと、こういうふうな考え方等も示されておりましたが、なかなかこの地主による寄付行為だけではこの整備が進まない、困難ではないかというふうな感じもいたしております。そうした面から、いま唯一の生活道であるこの中一号線を、有償等によっても整備をすることが必要ではないかというふうに受けとめますけれども、この点についてのひとつ対応をお聞きしたいというふうに思います。さらに四つ目の、最後になりますけれども、これは家庭雑排水の処理対策でございます。浅川北第一排水区等が新設され、あるいは年次ごとに整備が図られ、大変努力をいただいていることも理解をしているわけでございますが、先ほどの大和田中一号線沿い、あるいは大平地区などの枝線こういうものについて、できれば幹線と並行してというふうなお願いもしてきたわけですけれども、なかなか進まない。こういう状況の中で、この四八番、五一番地区の雑排水対策、こういうものについてのこれからの取り組み等をお伺いしたいというふうに思います。

三点目でございますけれども、公園、遊び場緑地の保全と、さらに日常生活への利便、こういう観点からでございます。東平山、西平山には公共あるいは公益施設が大変少ない。こういう中で、公園や児童の遊び場の適正配置、こういう面からも重点課題というふうに受けとめなくてはならないというふうに思います。しかし公団による整備計画との関連でなかなか困難な面もあろうかと思いますけれども、これまでの計画、あるいは現状、こういうものをとらえながら問題指摘をし、さらに促進を要請をしていきたいと思います。一つは長沼橋の上流の四丁目の一一番、二〇番の護岸堤等もだいぶ整備をされてきました。ここに雑木林や遊休地があるわけですけれども、この辺の整備あるいは活用によって広場なり公園なり、こういうものができないかどうか。これは公団との間でできないといえばそれでも結構ですけれども、いままでそうした話題等もかなり出ておりますから、この辺の状況等についてもお聞きしたいということでございます。さらに二つ目は、五丁目の大和田児童グラウンド、これはかなり、五千六百二十七平米ですね。かなり広いグラウンドがございます。いまグラウンドの方はかなり整備をされてきておりますが、広場の方はブランコやあるいは鉄棒等の遊具もついておりますけれども、北は石ころと、あるいは雨が降ると水たまり、こういうふうなことでなかなか利用がしにくい、こういう状況にございます。少なくとも公共施設、公益施

設、こういう面ではいま少し責任ある整備、こういうものが必要だろうと思いますけれども、この点についてもお伺いしたいと思います。さらに三つ目は、旭が丘五丁目の西公園付近から帝人裏側につながる丘陵や西平山四丁目二八番の鉄塔沿いに貴重な自然保護樹林がございます。資金面の問題もあろうかと思いますけれども、ぜひこの辺の貴重な自然を活用し、たとえば市民の森なり健康の森なり、こういうふうなことでこの保存等についての努力等をお願いしたいと思います。四つ目は、西平山五丁目の八高線寄りの大平地区、あるいは旭が丘の奥の方の地域になる旭が丘小学校付近でございますけれども、これは最近人員も大変増加をしてきております。しかし最寄りの駅まで二キロ圏とか、あるいは市役所まで四十分あるいは五十分等の所要時間がいわれております。こうした地域への、地区への利便、こういう面から、動く窓口車の巡回配車、さらには二・二・六号線等を利用した八王子二・二・五号線と連動するバス路線、こういう運行についてさらに積極的にひとつ努力をしてほしい、こういうことでございます。

最後になりますが、滝合小あるいは第二小の過大校対策でございます。これまで義務教育施設としての小学校、中学校の適正規模、あるいは計画的な配置、こういう面から教育長の見解等もお伺いを何度かしてまいりました。私も基本法による十八学級あるいは八百名程度、こういうふうな規模が望ましいと思いますけれども、なかなか都市化による人口の急増という面からは、その対応等を困難にしてくる面もあるということも理解するわけです。したがいまして、予定されるやはり学校区の人口変動、こういうものを的確に展望されて、その対策、対応を図ることが最も大事じゃないか、こういうふうに受けとめております。そこでこれまでの学校建設時の規模は大体十八から二十学級ぐらいの学級編成で計画をされてきておると思います。したがって増築、あるいは学級生徒数の増加、こういうふうなことで、給食施設あるいはプールや体育館、グラウンド、こういう付帯施設等の活用については特に支障がないかどうかということですね。二つ目は、現在プレハブ教室等を使用しておる小学校、あるいは中学校等もあるわけですけれども、この解消対策等はやはり早期に必要だろうというふうに思いますけれども、特に中学校はそれぞれこれからの質問等もございますから除くにしても、小学校の滝合あるいは平山台ですか、こういうところの解消対策、これをひとつお聞きしたい、こういうふうに思います。三つ目でございますけれども、第二小学校あるいは滝合小学校等は、二十五、あるいは二十五学級というふうに市内でも有数の過大校になってきております。これまでは東平山の二丁目を候補地にして五十八年、五十九年ごろが開校をめどにしたい、こういうふうな説明等もなされておりますけれども、これらの計画は特段、そうした一つの問題もなく計画が進

められるかどうかというふうなことと、あわせたらこの計画をさらに繰り上げて、滝合、第二小等の過大化対策、こういうことも必要じゃないかと思います。この点あわせてひとつお聞きをしたいというふうに思います。以上です。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。この際理事者側にお願いをいたします。答弁はひとつ要領よく簡潔にお願いをいたします。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　まず私から第一点目と三点目の緑地の保全につきまして御答弁申し上げます。まず第一点目の公団住宅の整備計画についてでございますけれども、これまでの経過、展望ということでございますが、この点についてまず御説明申し上げます。現在公団で計画を進めております当地域の現状といいますと、非常に農地が多い、大部分が農地、森林で覆われているところでございますが、現状といたしましては、道路及び排水施設が整備されておらない状態でございます。そういった現状の中で、現在数少ない農道を利用いたしまして宅地化が進み、このまま放置をしておきますとスプロール化が進行していくということは明らかでございます。そこで市といたしましては、住宅都市整備公団、以前の住宅公団でございますが、この地区の区画整理事業を要請いたしましたところ、公団は事業実施の方向で現地調査等の調査が実施されてきたわけでございます。現在までの地元に対します公団のＰＲなどにつきまして御説明申し上げますと、説明会、これは市と公団が共同いたしまして五十六年の十月二十四日と二十五日の二日間にわたりまして、全権利者に対しまして説明会を行いました。その後公団で五十六年の十月二十六日から十一月の十七日まで、全権利者の面談の上の意向調査が実施されたわけでございます。この意向調査を実施いたしました結果といたしまして、私どもも報告を受けてございますが、公団で予定しております約四割の、土地の買収といった面で、これに調査の段階では同意されたという方がまだ半分にも至っておりません状況でございます。そういった点から考えますと、今後この事業を進めるに当たっては、まだ相当の問題点があろうかと思っております。今後、公団と市の方で協議をしながら、両者一体となってこの区画整理事業の進行を促進していきたいというふうに考えておるわけでございます。そこで先ほども御指摘がありました調査でございますが、市といたしましては国庫補助金を導入いたしまして、宅地供給促進計画に基づくところの調査を今年度実施する予定で、近々これを発注いたす予定を立てております。これを年度内で仕上げまして、さらに計画を進めていきたいというふうに考えているわけでございます。それから第二点目の市の負担金、分担金はどのようになるのかといった御質問でございますが、まだこの地域に対してどう整備していくのかといった基本的な問題が解決しておりませんので、したがいまして分担金並びに負担金といった点につきましては、まだ協議を行っておらない段階でございます。それと三点目の整備が、計画がおくれた場合、これは最低の生活環境といったものをどう整備していくかということでございますが、道路、公園、そういったものにつきましては、今後建設部とよく打ち合わせながら、適切な整備をしていきたいというふうに考えております。

それと第三点目の緑地の保全でございます。御指摘の帝人南の緑地と考えますが、ここの緑地は中央線から旭が丘小学校の南側に延びる幅三十メーターから四十メーターの、約一キロにわたる段丘崖の緑地であるわけでございまして、ここは面積といたしましては四ヘクタール弱の雑木林であるわけでございます。この土地は平山土地区画整理事業の区域内に入っておりまして、宅地といたしまして権利者に換地いたしたものであるわけでございます。したがいまして、現状といたしては緑地としての法的な担保はありませんが、強いて言うならば、市の環境保全に関する条例に基づく要綱によりまして、登録樹として約二・五ヘクタールを現在確保しているのが現状でございます。市内の担保性のある緑地は、動物園周辺の市街化調整区域、及び都市計画決定してありますところの公園緑地でございまして、今後市といたしましては、これらを優先的に整備していかなければならない立場にございます。御指摘の緑地を都市計画緑地として決定するには地主の承諾がぜひとも必要でありまして、財源負担も考え合わせますと、非常にむつかしい問題であるというふうに考えております。当面の緑地保全の方法といたしましては、全面積を市の登録樹として地主の了解を得ることであろうかと思っています。それから豊田電車区の西側の緑地の保全でございますけれども、現在、先ほど申し上げました公団の計画は進められているところでございますが、西平山土地区画整理事業といたしまして、その中の区域に当然入るわけでございますので、その計画の中でこの取り扱いについて検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　建設部関係につきましてお答えいたします。二番目の生活道路の整備と家庭雑排水対策の中で、まず第一点の大久保一号線の進行状況でございますが、これは現在地主との交渉が成立いたしまして現在設計中でございます。五十六年度中には竣工すべく努力をしているところでございます。それから次に補助十二号線の整備及び側溝の設置でございますけれども、この側溝の整備につきましては、御指摘のとおり、今後三年間で整備していく計画でございます。また大和田中一号線の市道の拡幅整備でございますけれども、市道を含めて幅四メートル以内は現在地主の寄付ということが基本でございますので、この地主の協力をいただきまして拡幅すべく努力するわけですが、担当といたしましては地主とすでに

接触を持っておりますので、土地所有者の協力を得て整備をしたい。五十八年度以降になろうかと思いますけれども、整備をしたいというふうに考えております。この整備によりまして、家庭雑排水の対策ということを考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　それでは第四点、滝合小、第二小の過大校対策ということを中心にしての御質問にお答えしたいと思います。確かに現在の人口推移というようなのは、全市的に言えば微増しておるかもしれませんが、児童の数はかなり減っていく傾向にあることは事実のようです。しかしこれは全体としての平均であって、地域によっては必ずしもそういう傾向が出てこないところもある。その一つがここの滝合小学校とか第二小学校の地区ではないか、こんなふうに私は推定しております。今後ともその人口の推移には十分注目しながら、いろいろ学校建設などについて市長部局の方へお願いしていきたい、こう思っております。それで滝合小学校というのは、御存じのように二十七学級ございます。そして教室もいま二十七学級、満杯という形になっていますが、これが来年どうなるか、いまのところはこのまま推移するんじゃないか、こう考えております。それから第二小学校は二十五学級で、クラスルームは二十六ということになっておりますので、一つ余裕があるようですけれども、来年は恐らくいっぱいいっぱいになるんじゃないか、こんなふうに考えております。そういうふうに、プレハブというような関係からいうと、この二校というのはいまのところは特に問題はないんでございますけれども、御指摘のように、非常に大きな学校になってきている。そうするとたとえばプールの使用にしてもなかなか人数が多いと活用率が低くなりますし、それは体育館についてもあるいは特別教室についても同じわけでございますので、これはやはりもう少し小さい学校へという希望が当然のことだと、こういうふうに思っております。そういうことで第二十二小という形で市長部局の方へも前からお願いして、市長部局の方でもそのことを配慮してきていただく、こういうふうに考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　大和田の運動広場の中におけるいわゆる遊具等、これの整備のことで御質問いただいています。これにつきましては調査の上、対処したいと思います。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　バス路線のことについてお答えいたします。バス路線につきましては、バス路線の循環バスコース、あるいは路線延長等につきましては、企画の方で一応京王と折衝している課題でございます。京王との接触の課題の中でいつも指摘されますのは、道路環境の整備という問題でございます。御指摘のように、種々の道路の整備が進みますれば、それに合わせてバス路線についての延長あるいは循環等については順次京王と交渉していきたい、また毎年度何回かの交渉を持っているわけでございますので、その中で検討させていただきたい、そのように考えております。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　じゃあ再度何点か急いでひとつ質問をしていきたいと思いますけれども、いまの財政部長の方のバス路線の問題ですけれども、道路は整備ができれば順次導入をしていきたい、こういうことですけれども、実は前回の、もう二年ぐらい前に、日野二・二・六号線、これに八王子の二・二・五号線が完成をしてりっぱに連動ができているから、特に旭が丘あるいは西平山の奥の方の地域周辺の足の確保、利便、こういう面から導入をひとつ検討したらどうでしょうか、あるいはしていただきたい、こういうお願いをしたわけですね。したがって前回の回答と、いまの企画財政部長の回答と何ら変化がないし、道路はすでにりっぱに整備ができていると、こういう認識の中で、ひとつ再度お願いしたい。

それからこれは確認ですけれども、西平山四丁目の方の保護樹林ですね。これは公団の整備の中の一つの計画の中で対応していきたいということでよろしいかどうかという確認ですね。

あと大和田中一号線の整備の問題ですけれども、これは少なくとも救急車、あるいは消防車、こういうものが通れるくらいの最低限の整備は、これはやっぱり寄付だとか、あるいは地主だとかということ以前に、やはり市民の日常生活を守る、こういう前提の中での対応が必要だろうと思いますね。ただ勝手にうちができちゃったから、あとは道が狭いけれども寄付でなきゃ広がらないよと、こういうふうなことでなくて、そうした日の当たらないところに日を当ててやる、あるいはやらなきゃならない、こういうことをぜひ認識をいただいて、再度お願いしたいし、さらに雑排水対策ですけれども、これもいままで大勢の議員からも指摘がございまして、年次的に整備を進めていきたい、あるいは進めるんだ、こういうお話がございましたけれども、きょうのお話ですと、道路ができないとなかなかそれもできないんだというふうな形ですけれども、さらに後退をしておるのかという点も含めて、この雑排水対策、これはぜひ応急的にもお願いをしたい、こういうことと、さらにこの雑排水対策は八王子ずっと奥の方の旭が丘小学校の北の方の西平山五丁目の五〇番、あるいは五一番等の地域でございますけれども、ここにも自分たちの任意の排水を共同でつくっておる。しかしその流末は、一番あとは八王子に依頼をして流させてもらっている。これも自分たちが八王子市と話をしてそうした経過をしておるんです。しかし八王子市がバイパスとの関係でかなりあの地域周辺を整備をしてくる、こういう計画が進められておるそうで

す。したがってそうした関連を含めると、あの五〇番、五一番地域、こういうものを日野市としても何らかの排水対策、こういうものをしてないんじゃないかという感じもいたしますけれども、当面以上についてひとつ再度のお答えをお願いしたいというふうに思います。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。実はバス路線につきましては十月中に一回、それから十一月に入りまして一回、テーマとしましては、日野の旧庁舎間の連絡バスの件で京王に交渉に行ったわけでございます。そのときに、一応日野市の道路計画、あるいは道路完了、あるいは拡幅完了等の現状を説明して、その中で一応話し合ったわけでございます。そのときに京王の方では、もう少し時間が欲しい、うちの方もルートをもっと抜本的に見てみたいというような答弁がございました。それを踏まえて先ほどの答弁をいたしたわけでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　二点目の西平山四丁目の樹林地、これを公団整備の中で検討していくのかといった御質問でございますが、私どもそのように考えております。したがいまして、今後の計画の中でこの樹林地をどのように保存をしていくのかといったことは同時に検討を進めていきたいと考えております。

それから雑排水対策の問題でございますけれども、西平山五丁目付近の対策でございますが、現在私どもは公共下水道の整備計画というものを持ってございまして、ここの地域は八王子の小宮処理場の方に流入する予定地域になっております。八王子の秋川流域下水道計画につきましては、本年の十月の三十日に東京都地方都市計画審議会におきまして決定を見ております。もうすでに都市計画の決定がなされたわけでございます。今後は年度中に事業の認可を取るというところまでこぎつけてございます。御指摘のこの地域には、八王子の中に幹線、これは雨水の幹線でございますが入ってまいりまして、途中で西平山付近の方に分岐をしてまいります。この幹線を大和田幹線といっておりますけれども、この幹線が八王子と日野の流域にまいりますと、この地域は直ちに家庭の雑排水並びに水洗化が可能になってくる地域でございます。したがいまして日野市といたしましては、来年度具体的な実施設計をこの地域に行っていく予定でございます。その中で今後は整備を進めていきたいというふうに考えているわけでございます。当面は側溝等で暫定的な整備を行っていただくことになるかと思いますけれども、抜本的対策としてはそれぞれ申し上げましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（島村孝志君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　再度の御質問でございますが、大和田中一号線の市道拡幅につきましては、地主の協力を得て五十八年度以降整備をしたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　最後になりますけれども、市長初め執行側におきましても、本当に毎日の市民生活を直視する中で、行政のひずみや阻害感のない、公平で親切な行政の推進をさらに一層力強く進めていただくことをお願いと要請をしまして質問を終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって五の二、浅川左岸西北部（東平山・西平山）の生活課題に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十分散会

十二月十日　木曜日　（第四日）

昭和五十六年
第四回定例会

日野市議会会議録

第二十九号

十二月十日　木曜日　（第四日）

出席議員（二十五名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
五番	川嶋博君	十九番	林重義君
六番	中山基昭君	二十番	市川資信君
七番	大柄保君	二十一番	島村孝志君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十六番	杉山寅三郎君
十三番	橋本文子君	二十七番	高橋通夫君
十四番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君		

欠席議員（三名）

四番	飯山茂君	二十九番	正国務君
二十二番	大越久雄君		

欠　　員

十一番　　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	結城邦夫	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
清掃業務課長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一－一〇－三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　小野口純子　君

議事日程

昭和五十六年十二月十日（木）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時二十四分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十六名であります。

これより一般質問を行います。

六の一、都立高校誘致など教育に関する諸問題についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十四番議員登壇〕

○十四番（鈴木美奈子君）　都立高校の誘致など教育に関する諸問題について、質問いたします。

臨調答申が出されて行政改革がこれから行われようとしておりますけれども、その中で本当に子供たちの教育の上でも大きな影響が出てくることが、もうすでにいろんな資料によって発表されているわけです。教科書の無償制も検討される。また、四十人学級も五十九年まで延ばされるとか、また、私学の助成も前年度以下に抑制せよということや、育英資金なども利子をつけて、貸付制度を後退させる。こういうことについては全国的に大きな運動が盛り上がっております。反対の運動です。そういう中で、この日野市の現状、どうなのかということをもう一度見直す必要があるかと思いまして、私は今回、教育問題についての質問を行う、そういう立場でございます。

つい先日、十二月二日に日野市内のＰＴＡ協議会の方からいろいろと行政懇談会が行われまして、その中で百項目以上のいろんな行政に対する教育上の要求事項が出されました。その中で主に各学校で集中してきた問題について、私は質問をいたします。

まず一つ目には、都立高校の誘致の進行状況です。先般の議会の開会のときに、市長の方から用地の交渉について話されましたので、かなり具体的に進んでいるかと思いますが、この進行状況。

二つ目には、新旧学校の格差是正が一層激しくなってきているわけです。そういう点について、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

三つ目には、校庭整備の問題です。各学校でいろいろと授業にも影響を及ぼすくらい、校庭整備の問題では頭を悩ましているのが現状です。この校庭整備について。

四番目には、通学路の環境整備と交通安全対策でございます。通学路の環境整備、車のスクール・ゾーンへの乗り入れや、また、通学路にまだポルノ雑誌などがある。また、交通事故が頻繁と起きている。こういうことについて、どう対策を立てるのか。この問題です。

五番目には、私どもはニセ行革といっておりますけれども、この行革による教育に及ぼす影響、特に日野市ではどういう影響が、この日野市に及ぼされるのか。並びに、その対策についてどう考えておられるのか、この点を質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目の、都立高校誘致の進行状況についてのお答えをいたしたいと思います。

ただいまの御質問の中でも議員さんみずからがおっしゃっておられますように、先般、この議会の開会当日に行政報告の中で、市長が南平八丁目の土地についての報告をいたしました。この報告に対する質疑等を通じまして、その土地の条件づくりというようなものがどのように進行しているか、御理解いただけたと思っております。

都立高校をつくってもらうという形の中では、もらうというか、つくる当然のような環境づくりをするというか、その辺のいわゆる条件づくりが先であるというのが、われわれの認識でございます。その条件づくりのための交渉をただいま重ねている、そのように御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　新旧格差の問題を、まずお答えいたします。

これについては、きのうの市川議員の質問などでも一部触れてありますけれども、確かに現在、日野市の二十七の学校がありまして、それが全部鉄筋であるということは大変、まだ木造校舎を持っている地域などに比べると、大変進歩である、大変恵まれている。こういうふうに考えております。しかし、いま御指摘のように、もうすでに古いものと新しいものとの間には十年近くの隔たりがあり、その間に技術の進歩とか、その他材質の問題があるのを、改良などからその新旧格差が非常に広がっているということは、これは否定できないと思います。

それで、私たち教育委員会としては常にお願いしているんですけれども、古い学校については従来、児童数の増加などのために学校新設がどうしても先行しているために、古い学校の修理というようなものが危険とか、照明などの健康上の問題、あるいは法規の改正などによって、たとえば非常階段をつくらなきゃならんとか、あるいははいままで地下にあった水道を少し上げなきゃならん、こういうようなものについての改善などは大いに努力してきたわけですけれども、ただ、いわゆる格差是正というような内容的なものについては、どうしてもおくれがちだったということは否定できません。

しかし、それでも全然それに取り組まないわけではなくて、かなりそういうようなものにも努力をしてきたつもりであります。たとえば窓枠とか、教室内部が非常に傷んでいる学校とか、こういうような学校につきましては修理とか、あるいは改造などに努めております。たとえば五小、あるいは二中、あるいは一中、一小というようなものについては、すでに年次計画を立

てその改修に当たってきているのは、御存じのとおりだと思います。

しかし、最近になって児童数がやや減少の傾向にあります。したがって新設校への需要というようなもの、あるいは新設校というようなものが、やや緊急性が少なくなってきているというふうに見受けられております。したがって、今度古い学校、あるいは格差の大きい学校につきましては、計画的に改造を進めていかなければならない。こういうふうに考えております。そうすることが、これは子供の環境というものを守っていく上からも大切なことでありますし、それはただ機能的な面だけでなしに、たとえば外部にも、塗装などについてもかなり汚れているものがありますので、こういうものなども、ひとつ今後、計画の中に入れていかなければならない、こんなふうに考えております。

次に、校庭の整備でございますが、これについてもさきと同じような理由で校舎とか、体育館とか、プールとか、そういうようなものにどうしても中心が置かれまして、そちらの整備に力が集中されて、校庭はただならして平らにすれば何とか使えるんじゃないかというような取り組みの上で、どうも対応してきていたのが現実の姿だと思っています。しかし、最近におきましてはそれではならないんで、新しくつくる学校については校庭の整備というようなものも十分考えながら対応しておりま

す。しかし、古くからある学校についてはそういう状況を放置しておくわけにはいきません。したがって、これも計画的に進めてきているわけでございます。

たとえば、滝合小学校を五十三年度に行っておりますし、平山小学校とか七生中学については五十四年度に整備をしております。五十五年度には潤徳小学校を整備しております。それで本年はすでに二小、三沢台というようなところを整備していただいております。来年度以降については、やはり問題のあるところは八小、百草台などを来年度にお願いしているわけでございます。そのほか、やはり校庭が必ずしも整備されてないのが三小、三中、三中は大変水はけの悪い校庭でございます。それから四小なども、これも大変排水のよくない、そういう学校でございますし、一小なども石ころが散在して子供の危険などがある、こういうふうに言われておりますので、これらについて今後一歩一歩、あるいは大急ぎで整備を進めていかなければならん、こういうふうに考えております

その次は通学路の環境整備とか、交通安全対策でございますが、一つは通学路の環境、特に盛り場に近いようなところでは例のボルノ自動販売機というようなものもあったりして、これは子供たちの心に決していい影響を与えるものではないというふうに考えております。したがって、こういうようなものの排除などについては、地域の活動として特に青少年問題協議会な

どでもそれを取り上げて、一部運動などを進めていっていただいておりますけれども、なかなか決定的な対策というようなものは取れにくいので、特に急増しているというわけじゃありませんけれども、現在まだかなりの数があることは事実でございます。

そのほかに安全の問題でございますけれども、これは最近、自動車というようなものが非常に多くなってきまして、細い道でも何でも自動車が通るようになって、そして学童の通学の安全を脅かしている面もかなり出てきている。したがって、いままでもそういうような点については学校と協議をしながらその対策を講じてきておりましたけれども、これを全面的にひとつ見直してやっていかなきゃならないんじゃないかというんで、いま学務課を中心にしてそれの調査をして、その対応を確立していきたい、そういうふうに考えております。

それで、もちろん一方においてはそういう条件整備というようなものも非常に大切でございますけれども、一方においてはやはり子供たちが自分で自分の身を守るというような、いわゆる安全教育をどうするのかというようなことも、あわせて強く学校で指導しているわけでございます。しかしその際に、よく言われることでございますけれども、学校へ来るとき、あるいは下校していくときには、子供っていうのは案外交通規則なども守っているんでございます。しかし、家庭に帰ってからお母さんなどと一緒に歩いているとき、こういうようなときに交通の規則を守るというようなことが、ややルーズになっている面がありますので、父兄会などでもそういうような場合を考えて、御父兄の御協力をいただいているというのが現実でございます。

その次に、いわゆる行革から来るいろいろな教育に対する影響は何であるかということでございますが、それはいま議員が述べられたとおりでございます。特に大きいものは、一つは四十人学級というようなものが抑制されてしまった。したがって、本格的に五十八年度から実施されていくのが、恐らく三年間ぐらいは抑制されて、それに手がつかないんじゃないかというふうに思っております。それで五十五年度ぐらいから、できるところから、言いかえると教室などに余裕があってできるところからは四十名学級というようなものをやっていくんだという方針で、一部進行してきておりますけれども、まだ日野市はその仲間には入っていないわけです。東京都では都内とか、あるいは立川、小平とか、あるいは小金井だったと思いますが、そういうような三市ではすでにスタートしているわけですが、そういうようなものがやはり制限されてくるし、日野市もそろそろ児童数の減少などによって、それができるんじゃないかということを期待していたんでございますけれども、それがかなりおくれていかざるを得ないだろうというふうに考えて、非常に残念なことだ、こういうふうに考えております。

というのは、四十人学級というのは、現在一人一人をもっと個性を生かして行き届いた教育をする、そのためにも一つのいろいろな条件として一学級の児童数四十五人はやはり多過ぎるんじゃないか。大体は三十五、六名ぐらい、多くてですね。その辺が一つの基準じゃないかといわれているんですけれども、それがいま言ったような状況で、一番基本的な学級数が解決されていかない。それが延ばされたということは、やはり残念なことだと思っております。

そのほかのこととしては、奨学資金の問題もございますが、さらに国庫補助金関係がかなり大きく減らされてくるんじゃないか、こういうふうに考えられております。それでその内容については、減らされ方は幾分差があるようでございますけれども、しかし全体としては、少くとも一〇％くらいはカットされてしまうんじゃないか。そういうことが学校建設とか、あるいは教材、教具とか、あるいは社会教育施設とか、あるいは社会教育の活動というようなものに対しての従来あった補助金などが、少しずつ減らされてくるんじゃないだろうかというふうに私たちは予想しております。そういうような点について、しかし活動を低下するわけにいきませんので、それを一体どうすればいいかということが一つの重要な問題として、いま苦慮しているところでございます。ただ、明確にこれだけ減ったとか、そういうようなものがいまのところはありませんものですから、具体的にはこうするということは言えませんが、恐らくそれが大きなかせとして私たちのところにはめられてくるんじゃなかろうか。こういうふうに思って、大変これも残念なことだと思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　それでは一つ一つ質問してまいりますので、お答えをお願いいたします。

一つ目の都立高校誘致の進行状況は、ぜひとも早期に開校できるように、東京都の方に働きかけていただきたいと思います。これは要望です。

二番目の新旧学校の格差是正についてでございますが、先ほど教育長も言われたとおりに、古い学校ほど要求が出ているわけです。たとえば、潤徳小学校では体育館や旧校舎の雨漏り、そして雨が降ると床にバケツを置いて雨水を受けとめている、こういう授業の内容なんですね。私は本当にこういうことでは子供たちのいい教育、体育の教育はできないというふうに考えます。平山中学校でもやはり同じです。体育館の補修の問題が出ております。それから第五小学校では資料室、図書室、こういうところの壁がひび割れがしている。そしてその壁から子供たちのところに落下の危険があるので、ぜひ改修してほしいという要望も出されております。第一小学校でもやはり雨漏りの補修。高幡台小学校でも。これは非常階段の設置ですけれども、

古い学校ほど雨漏りだとか、床に穴があいてるとか、壁の破損がはなはだしいとかということで出されておりますので、こういうことについて本当に計画的に進めていかなければならないことは確かでありますが、ぜひ新旧格差是正を早急にやらないと、どんどん新しい学校はお金もかけて、いい教育条件ができるわけですから、ぜひこれについて、具体的にいま述べた潤徳小学校の体育館の問題、それから平山小学校の体育館の補修、雨漏りと壁、この破損がはなはだしいので、これについて。それから第五小学校の図書室の窓のコンクリートの壁のひび割れ、こういうこと。それから一小の、やはりこれも体育館の雨漏りですけれども、体育館はいま壊しましたけれども、校舎の中の雨漏りですね、こういうことについて具体的に検討をお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　学校のそういう施設、設備、その他校舎などの保全については絶えず庶務課の施設係、各学校を回りながらそういうふうなことについて見て回って、学校のいろいろな要望などを受けているわけでございます。そういうようなことですので、この前の市P協の中で出された要望というものの大部分は私たち把握しているつもりでございます。したがって、その全体を見回しながらそれを修理していっているわけでございますが、その中で、さっきも申しましたように危険というようなものがある場合には、これはもう何を置いても優先的にやらなきゃならない。その危険の中には確かに雨漏り、これは漏電などにどうしてもかかってくるものでございます。もっとも鉄筋の雨漏りというのはバタバタ落ちてくるというよりは、むしろそういうといの腐食で時にはありますけれども、大体は壁にしみ込んだり、天井にしみ込んできたりするような問題が多いわけでございますけれども、そういうようなものについては十分配慮して、雨漏りなどのことは優先的に考えていかなければならん、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　それでは三番目の校庭整備です。校庭整備の問題では、先ほどいろいろ、来年度第八小学校、百草台小学校で実施するということが約束されましたが、まだのところが第三小学校、三中、四小と、ここでもそれぞれ出されております。運動場の整地の問題では、学校や体育館やプールなどを中心に教育の予算がつけられていたので、校庭整備の問題では土地をならせばいいという、そういう考え方に一番の問題があったかと思いますけれども、新しい学校でもいろいろ問題が起きている学校もあります。そういう点では特に古い小学校、第三小学校では運動場の傾斜やでこぼこが多くて、乾燥期は土ぼこりが舞い、非衛生的であるので、ぜひスプリンクラーをつけてほしい。これは中学校の場合でも、こういう意見が出されております。特に中学校は課外の活動が活発ですし、第二中学校なども毎週日曜日はサッカーなどやって、全三多摩からいろいろと試合に来る中で、校庭の使用なども非常に頻繁だと思うわけですが、そういう点でぜひ第三小学校、並びに百草台小学校でも水はけが非常に悪いために、雨が降ると運動場がでこぼこして授業の前に整地を行ったりしている。こういう状況です。一中でも同じです。雨が降るとその排水のために時間がかかって、なかなかすぐには使用できない。こういう状況が出されておりますし、第三中学校でも雨が降ると山側から団地の方に向かって流れる水のために、校庭が川のようになってしまうという。こういうことが古い学校、また新しい学校を問わず校庭の場合では問題が出ているわけですから、ぜひこの点を思い切って予算を校庭整備にかけて、子供たちの体育の場もやっぱり教育の一つですからぜひお願いしたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　確かに、いまおっしゃるような面があります。したがって、こういう整備は今後とも続けていかなきゃならない。

それから砂ぼこりの問題でございますけれども、それのためにスプリンクラーをというような御意見がございましたけれども、これはほかの市などでもそういうものをつけた学校もあるんですけれども、実際使ってみるとこれが必ずしも考えるほど機能がうまくいかないという実態もありますので、いまのところはどうしてもそういう場合には水道、ホースなどでやっていただきながら校庭の使用を円滑にしていくようにお願いしているわけでございます。また、体育の前に生徒と一緒に水まきをするなんていうのも一つの、ぼくは学校生活の一こまとしては決して悪いことばかりではない、そういうふうに私は考えております。

なお、校庭につきましては学校開放というようなものもございますので、そういうものともあわせて整備に今後とも努めていきたい、こう思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　次に、通学路の環境整備と交通安全対策です。この通学路の整備は、やはり母親にとっても一番心配なところでありますが、私も先般のある議員の質問で標識のことが出されましたが、私も自分の自宅の前付近が通学路に指定されておりましたので、たびたび本当にさびが出てるなあということは気がついていたわけですが、議員の方から指摘されたわけです。そして今回の市P協の懇談会の中でも、通学路の問題は子供の命にもかかわることで、特に第五小学校の場合ですと一・三・二バイパスの泉塚の交差点で非常に事故

が多発していて、つい最近、私のお知り合いの方がお子さんがはねられたという、こういう状況ですので、ぜひ通学路の整備は力を入れてほしいと思うわけです。この要求も、第二小学校でも狭くて危険な個所が多いということ。また、南平小学校では登校時の事故が多くて、南が丘や鹿島台団地内を通って程久保に抜ける車が非常に多くなってきている。このために子供の事故もふえていることが言われております。潤徳小学校では、高幡不動駅のそばの道が狭いのに自転車が置かれているために、通勤通学の子供たち、大変困っている。こういうことも出されておりますし、一中ではスクール・ゾーンが指定されているにもかかわらず自動車が通行してしまうという、こういうことが出されております。私も第六小学校の通学時間に、そこのスクール・ゾーンのところに立って、見ていました。やはり、一応ここは入ってはいけないというふうに標識は出ておりますけれども、そこを通過する車があるわけです。実際にあるわけですから、そういう点についてはぜひ通学路の指定をもっときちっと、教育委員会も回り切るのが大変かと思いますけれども、通学路を一つ一つ歩いていただいて、その点検と、それからまだ通学路に子供たちに見せたくないという、そういう雑誌の自動販売機があるわけですね、そういう点についても一応対策をお願いしたいわけです。五小でも悪書自動販売機の追放や痴漢の取り締まりをもっと強くしてほしいという、こういう要望も出されておりますので、その点について再度質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　さっきも申しましたように、通学路というようなものを全面的にいま見直す計画を進めてございます。それを一つ。そしてそれに応じてどういうふうにするかということを、標識などについてもその際に撤去すべきものは撤去する、あるいは新しくつくるべきものは新しくつくるという方向で進ませていただきたい。こういうふうに思っております。

それから、確かに児童の交通事故というものもかなり多くございます。時には登校時にはねられたり、下校時にはねられたりする場合があります。恐らく泉塚の問題もそのことだったと思いますが、ただ、こういうような場合には、子供がちゃんと交通規則を守って標識を見て走っているところへ飛び込んできて、そしてそれをはね飛ばす、こういう社会状況などの中で大変困った問題だ、こういうふうに考えております。

スクール・ゾーンの取り締まりなどについては、ひとつ学校の先生方も時には立っていただくということもあるかと思いますが、ただ、勤務時間というんですか、朝が非常に早かったりなにかするもんですから、そういうのはありますが、こういうようなものは折に触れてその状況を警察の交通安全課でございますか、そちらの方と連絡を取りながらその辺についての確認

をしていただいたり、時には取り締まりをしていただくようにお願いしたいと思っております。以上でございます。

なお、ポルノ雑誌等についても今後ともだんだん地域の方々の認識というようなもの、特に父母会とか、あるいは地域との話し合いの中でそういうものが出てきておりますので、こういうようなものを踏まえて、地域の力としてそういうようなものをだんだんなくしていくという方向で努力したい。こう思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　それでは五番目の、ニセ行革による教育に及ぼす影響並びに対策ということで質問いたしましたが、やはり日野市の教育にも大きな予算の問題、いろいろと施策の点で影響を及ぼしてくることが明らかにされましたので、ぜひ、このことについては米沢議員が総括質問いたしますので、私は簡単に触れておきますけれども、やはり大きな運動を展開していくことが必要であるかと思いますので、ぜひ市の方も御協力をお願いいたします。

最後に、この学校教育要覧によりますと、市教委の学校訪問についてということで、日野市では教育長と庶務課長と学校教育課長、指導主事が学校の教育活動の実態に直接に触れることで、いろいろと当面する教育指導上の諸問題をとらえて、それらの問題を学校の持つ条件に基づいて解決するように実践する。

あわせて日野市の全般的な教育活動を把握して、指導行政の参考とするためにこれをやっていきたいということで行われておりますが、A、Bと、またいろいろと二年間に一度ということで、この中で授業参観や施設設備の活用状況の参観というふうになっているわけです。それで、施設設備の活用状況の参観や教職員との協議、懇談などを含んで、教育委員会は学校の現状を私はよくつかんでいると思うわけですけれども、先般のこういうPTAの方からの百項目以上のいろんな要請が市の方に来ますと、私は財政上、本当に困難な状況はよくわかりますけれども、果たして先生や父母の声を本当に細かくつかんでいるのかなという疑問を持つわけですが、それについて教育委員会のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　学校訪問でございますが、これは私が日野市の教育行政の中で、他市と比べて最も優れている一つだ、こういうふうに思っております。というのは、これはただ上から行って調べるとか、摘発するとか、欠点をあげつらうとか、そういうようなことのために行っているんじゃなくて、やはり現場の先生方の意見というようなものも私たちが十分知って、そしてまた私たちの考えていることなども先生方に理解をしてもらう。そしてよりよい教育をどうするかということを最終的な協議などでやっているわけでございます。

したがって、今後ともこういう方向を進めながら、いまおっしゃるもっと細かく、本当に骨身にしみて現場の声を聞けという、そのことはひとつ十分反省の材料として、そういうつもりでいままでもそうしておりますけれども、不足しているという御批判に対しては、もっと心を改めて取り組んでいかなきゃならない。こういうふうに思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　最後に、市長にぜひお尋ねいたします。

先ほども四十人学級のことが出されましたけれども、三多摩の中でも三市がスタートしているということで、私も市長の決断によってできる可能性も出るわけですが、いろいろと教育委員会は市の方から予算を受けて学校の建設や、いまＰＴＡから出されましたいろんな要求を解決する、そのためにもっと予算をふやしていただかなければならないわけですが、ぜひ市長の方で来年度の予算編成に向けて、いろいろと財政上困難な中でも、教育の点についてどういうふうに予算の配分など考えていらっしゃるのか。また、父母のこういう要望に対してどうこたえていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　四十人学級というのは、ゆとりのある教育をするために必要な条件だというふうに存じておりますが、日野市の場合は四十人以上の学級というのは非常に少ないんではなかろうかと思っております。三十数名というのが大部分ではなかろうか、このように思っておりますが、なお現状をよく聞きまして、なるべく現実的には四十人に近づける方法をとるのがいいに違いない、このように思っております。

教育行政は、日野市の場合かなり重点的に毎年力を注いでおるわけでありまして、新設校をあと二、三校まだつくらなければならない、急ぐ状況もありますし、また教育委員会の、あるいは教育委員会事務局の体制づくりもする必要があるというふうに考えまして、今回次長制度を敷いたわけであります。より教育委員会のひとつ、特に事務局の今後のがんばりを期待したい、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　教育委員長のがんばりを期待するということなので、ぜひ私はそれに期待いたします。これから日野市の学校教育の問題では、先ほど言いました四十人学級に近づくことや、また第三中学校の過大校の解消を進めることや、すべての中学校に完全給食の実施、さらには移動教室や修学旅行に対する補助金を復活させること、そしてまた、市Ｐ協から出されましたいろんな要求を解決していくことや、また地域から、行政も家庭も一致して非行をなくする、こういう体制の取り組みも必要でありますし、これから本当に私たちは市民の皆さんと一緒にいい教育、行き届いた教育を進めるために全力を尽くすわけですが、行政の側のぜひ積極的な協力をお願いいたしまして、この都立高校誘致など教育に関する諸問題についての質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって六の一、都立高校誘致など教育に関する諸問題に関する質問を終わります。

六の二、零歳児保育の実施など保育に関する諸問題についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○十四番（鈴木美奈子君）　引き続きまして、零歳児保育の実施など保育に関する諸問題について質問いたします。

零歳児保育施設をふやせという第一点の質問は、いま幼児人口が減ってきている中で、四歳、五歳の幼児は保育園に比較的入れるわけですが、産休明けから預ける保育園、三歳までがなかなか入れないということで、募集の時期になりますとお母さんたちは大変苦労するわけですが、ぜひこういう点で零歳児保育をもっとふやす必要があるわけですが、いま公立保育園でも十二園あるうち、やっているのが四園で、まだまだこれからというとこですので、その点についてどういうお考えであるか、お尋ねいたします。

二番目について、増改築や新設については市民参加を貫けという、こういう内容です。新しい保育園を建てる問題でも、昔は、かつては百草台保育園のときにもいろいろと市民の中から反対や賛成の動きもありましたし、つい最近増築いたしました高幡台の保育園でも、いろいろと建てられた後から問題が出ているわけですので、こういう点についてもっと市民と一緒に保育園をつくる、これは保育園だけじゃないわけですが、すべての点で市民参加を貫くことが必要ですので、その点をお尋ねいたします。

三番目は、先ほどの教育と同じように行政改革によって保育に及ぼす影響はどうなのか、並びにその対策についてお尋ねいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それではただいまの三点につきまして、お答え申し上げます。

最初の第一点目でございますけれど、確かに昨今の保育事情は幼児人口が減少したとは言いながら、もともと低年令児は施設の基準、いわゆる設置基準あるいは定数に対する保母の数の基準、こういうような関係から各園とも認可定数に対する年令別受け入れ定数は三歳児以上に厚く、いわゆる逆ピラミッド型となっております。一時ほどではございませんけれど、三歳未満児の受け入れが不足いたしまして保留児がおる。こういう状況も事実でございますし、要望も高まってきている、こういう状況だと思います。

では、この解消方法をどうしたらよいかということになるわけでございますけれど、先ほども議員さんからおっしゃられましたとおり、四歳、五歳児につきましては余裕があるわけでございます。こういう現状の中からは、いまのところ新設園ということの考えはないわけでございますが、したがっていま考えられることは既設園の有効活用ということになるわけでございます。年令別の認可定数の変更ということになるわけでございますけれど、特に零歳児につきましては保育室、ほふく室などの設備基準に合った設備改善をしなければならない。また、職員も基準に合った職員が必要であります。これはいずれにいたしましても国等の関係が生じてまいります。簡単にいくとは思いませんけれど、当面の考え方といたしましてはこれに向かって努力をしていきたい。さらには高幡保育園の例にもございますけれど、老朽既設園、いま古いところでは多摩平とか豊田など、こういった全面改築の機会、あるいは将来における新園の開設の際には、低年児に過重を置く保育園づくり、こういうものを図っていきたい。このように考えているわけでございます。

二点目の御質問でございますけれど、確かにおっしゃられるとおりのいろいろなケース・バイ・ケース、いろいろあると思います。できる限り私どもといたしましてはその線で対処していきたい、このように考えております。

次に三点目でございますけれど、保育関係におきます現在の行革の影響、あるいは対策でございますけれど、現段階では国の方針が保育園の場合には定かではございません。五十七年度の東京都の福祉局の予算要求の内容を見ますと、前年度と変わらない内容で予算要求がされているということは、現在確認しているわけでございますけれど、今後、鋭意情報をキャッチいたしまして、他市及び都との連携を取りながら対応していきたい。このように考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　再質問いたします。いま、部長の方から報告がされましたが、多摩平、豊田、ここの保育園はもう二十年以上たっているわけですから、いろいろと父母の皆さんからも増改築の要望もなされて、ぜひこれをなるべく早く、特に多摩平の場合は定員が一番多いと思いますが、ここで改築を進めて零歳児保育を実施してほしいと思うわけです。その点は、いかがでしょうか。

それと、都営住宅の下にある保育園は無理かと思いますが、そうでない保育園がありますね。そういうところでは増改築の見通しがあるのか。いま、既設園を有効活用するということですけれども、それだけだとなかなか追いつかないので、そういう増改築するところがあるかどうか。

それから、三歳未満児だけの保育園をつくるお考えがあるかどうか。その辺をお尋ねいたします。

それから増改築についてはぜひ、いろいろと建ててから父母も保母も使いにくい保育園になったら困ります。これはもう、一つ例があるわけですから。ぜひこれは市民の声を生かした建て方をやってほしいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　先ほども若干、国の関係が生ずるということでお話をしたわけでございますけれど、当然こういった内部改築をいたします場合には、それなりの国、都の補助金というものを得なければなりません。そういうことで、それはまた当然市の財政状況というものの中で考えなければいけないということでございます。多摩平につきましては、確かに二十年という経過をしているわけでございますけれど、いますぐということでの計画は、いまここに持っているわけではございません。将来的なものとして先ほど申し上げたわけでございますけれど、そういうことでお願いしたいと思います。

また、細部につきましても同様な考え方でつくっていかなければならないというふうに考えております。

それから三歳未満児の新設ということでございますけれど、これにつきましても当初にお答え申し上げたとおりの状況でございます。将来的な問題はとにかく、いまのところはないというふうにお答え申し上げます。

さらに、市民参加の問題でございますけれど、これにつきましても先ほどお答えしたとおり、今後できるだけの対処はしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　零歳児保育を実施してきたのは、森田革新市政になってから初めて零歳児保育は実施されました。旭が丘、大久保、新坂下、百草台の保育園、四十九年から零歳児保育が実施されてきました。私はこういう点で本当に、その前にいろいろと運動をやってきた中で、ようやく零歳児保育は日野市で実現できることになって父母の皆さんも大変喜んだわけですが、いま、特になかなか入りにくい状況ですので、ぜひ増改築を進める中で積極的にこれを推し進めていただきたいと思います。

もう一つの質問は時間延長の問題ですが、厚生省が各自治体にベビーホテル対策として七時から七時までの保育時間の延長を通達として、出してきていると思います。日野市でも四十八年になると思いますが、請願が出されまして午前七時から午後七時までの零歳児を含む保育を早急に実現してほしいという、こういう請願が採択されております。特に今回の場合の厚生省の通達は、ベビーホテル対策として出されて保母の増員はしないし、また、七時まで延長しても夕食を出さないんです。延長した保育料は五〇%から一〇〇%まで父母の負担としてこれを

押しつけようとしているわけですから、なかなかこれを受け入れるわけにはいかないわけですけれども、一応の参考として、日野市ではこの通達についてどういうお考えであるのか、お尋ねしたいと思います。

もう一つは、行政改革の及ぼす影響ですが、日野市の保母さんの配置基準を見ましても、国と都の配分では国が零歳児や一歳児、二歳児は六人に一人に対して、日野市は東京都と同じに三人に一人、五人に一人、六人に一人ということ、また特例保育の指定施設でも保母さんをそれぞれ配置しているわけですが、保育園で調理員なども同じです。国基準よりもはるかに多い保母や調理員を派遣しているわけですから、もろに私は行政改革が行われれば、子供たちの上にも、保育園、保母さんや調理員にも大きな影響を及ぼし、さらには保育料も国基準になりますといまの父母の負担が二倍以上になることは明らかです。そういう点について、ぜひ、一番しわ寄せが来る保育の問題です。これについてもっと積極的な運動を展開する必要があるかと思いますが、この二点について再度質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　時間の延長でございますけれど、これにつきましては現在の東京都の段階では二十六市の実務担当者、いわゆる保育担当課長の中で検討をしております。これをどうするかというような、受け入れるかどうかという問題ですね、検討をしております。そういう段階でございます。

それから行革に対する運動ということでございますけれど、私ども先ほど保育に対する大変情報が不足しておりまして、お答えができないわけでございますけれど、いずれにいたしましてもそういう状況は、情報をできるだけキャッチいたしまして、そういう状況にあるならば、またそれに対する対応をしていきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　それでは、いろいろと保育園の父母の方からも子供の要求として、二階からの安全な避難路を確保してほしいという高幡台保育園の問題、また、簡単な要求で、園庭から入るクラスの子供用のげた箱に雨がかかるので、ひさしをつけてほしいということや、これは三沢です。多摩平では湯沸かし器をつけてほしいという、こういう要望や、ホールの床が滑りにくい材質のものなどで、もっと危険のないようにしてほしいという、こういう百草台の要求など、たくさんのお母さん方から保育に対する要望も出されております。ぜひ乳幼児保育を拡充するために、保育園の整備や増設を図って、公立の保育園ですべて零歳児保育ができるように、積極的な施策を前進させていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって六の二、零歳児保育の実施など保育に関する諸問題に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時十九分休憩
午後　一　時十九分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

七の一、百草・程久保の自然の復元（仮称百草台自然公園の建設に当たって）についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　百草・程久保の自然の復元についてということで担当市側、理事者に質問を申し上げたいと思います。

日野市が「緑と清流」ということをスローガンにして、日野市全域の自然を守る、あるいは文化を育てる、こういう姿勢は、いま市民の間にも広くしみ通ってきております。こういう日野市の中で、特に七生丘陵地帯は自然がそのままに残っている日野市の唯一の地域でございます。私はこの七生丘陵地帯の緑を守る問題について、一般質問その他を通じて何回も市当局に訴え、要望をいたしてまいりました。

いま、日野市では開発行為が一定のスピードで緩やかになっている、というふうに言われております。しかし、それにもかかわらずやはり小さな形で開発が進んでいる。こういう状態がございます。このため、だんだんきれいになった浅川、あるいは多摩川、こういうところもなかなか、もっと抜本的な澄み切ったきれいさというところまでは、まだ達しておりません。こういう中で、日野市ではある市民の方々は、多摩川にサケを放流し、呼び戻すことによって、日野市の緑と清流をさらに一層進めようという運動をされております。

また、私どもが住んでいる百草、程久保の地域でもホタルなどをふやそうではないかというような形で、自然を復元しようというさまざまな要望も高まってきております。先日、百草団地自治会で文化祭がございました。この際に、団地住民のある人がミミズの研究をしているということでございました。ミミズの成長過程について、写真を専門的に撮っている。この方が言うには、緑と清流だけではなく、土というものも守っていかなければいけない。こういうことをおっしゃっておりました。このような市民の深い形での願望、こういうものを私は見まし

て、ともに七生丘陵地域の自然の回復に今後ともがんばっていきたいと考えている次第でございます。

本日は第一点の質問といたしまして、百草台自然公園というような仮称で、いま工事が進められている自然の復元の問題でございます。この百草台自然公園とも言うべき公園の建設工事は、約一万二千平米。ここに八千六百万円の予算をつぎ込みまして、緑をここに復活しよう。こういう計画でございます。いままで住宅公団、日本信販など開発される中で、裸のままになっていた山にみごとに木や動物を呼び戻して、ここには昔からあったわき水、こういうものも実現させようではないかという努力が続けられているわけでございます。百草団地、並びにその近辺の住民の皆さんがさまざまな形で市当局あるいは日本住宅公団などに運動された結果、いま実現しつつあるものでございます。そして百草団地の住民の皆さんは、これが完成の暁には日野市の七生丘陵ハイキングコースの最終地点として、また、日野市で標高百五十メートルという最も高い地域として、全市民共有の財産にして自然に親しんでもらいたい、こういうことも願っておられます。第一点の質問は、この仮称百草台自然公園につきまして、市が受けとめている住民の運動の評価、そしてまた、ここの公園に対する市としての今後の位置づけ、こういうものについてどう考えておられるか、質問する次第でございます。

第二点目は、提案の形で質問をしたいと思います。それは、いま申し上げました一万二千平米の仮称百草台自然公園に続きまして、日野市の配水池といいますか、浄水場の給水塔がある地域がございます。これをめぐる斜めの土手などになっている、また広い土地がございます。私はここについても、このまま単にススキだけを生やしておくというような状態であってはならないというふうに考えます。この土地を利用することによって、百草台自然公園をさらに拡張していく。そしてここの土地を、昔の七生丘陵のように大きく復元していくことが必要ではないかというふうに考えます。私のこの提案に対して、市当局はどういうふうに考えておられるか、質問をいたします。

第三点は、やはり同じ場所にあります給水塔をめぐる諸設備の付近についてでございます。ここは、山のてっぺんにコンクリートの浄水場の諸設備がございます。いま、水道が東京都に移管しましたので、この土地の所有者については東京都になっているかもしれません。これを関係方面に働きかけまして、私は給水塔は土の中に埋めることはできないといたしましても、その周りにある建物や平地については、ここに土を盛ることによりまして、設備を地下に持っていく。こういうことが可能ではないかというふうに思う次第です。そしてこのことが実現すれば、あの標高百五十メートルの百草台の山とでも言うべき一つの地帯が、完全に緑豊かな自然に返っていく。そうすれば、

十数年前までおりましたたくさんのウグイスなども帰ってくるでしょうし、また、わき水がわけばホタルなども復活させることが自然にできていくのではないかというふうに思う次第です。

そういう意味で、以上三点、担当者の方にお答えをいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　御質問につきましてお答えいたします。

ただいまの仮称百草台自然公園は、開発を免れた貴重な山を緑豊かに復元するということをメーン・テーマに置き、地元住民の意見をすべて参考に取り入れた植物園的な機能を持った公園を住宅都市整備公団が築造を行い、昭和五十七年三月三十一日に完成し、完成後は市に移管することになっております。この公園は、多摩丘陵に自生していたか、またはかつて自生していた野草、薬草、湿生植物、花木、樹木等の植物観察園及び雑木林、丘陵、緑のほか、花の広場、パノラマ台、池等が設計されており、子供から老人まで幅広く親しめる植物公園となります。

また、昨年決定いたしました七生丘陵散策コースのハイライト部分が、このパノラマ台になっており、当公園から続く散策コースの丘陵の一部の公園が、公団が整備の上、市に引き継ぐことになっております。この散策コースを丘陵の一部と申しますのは、ただいま御質問のありました水道施設のあります南側の斜面でございます。この斜面、現在ススキが生えておりますが、この丘陵斜面も住宅公団が整備の上、市に引き継ぐ予定になっております。

なお、水道給水塔の諸設備の地下埋設による地上への緑化につきましては、今後この施設のどうするかということによって緑化が決まるわけですが、それは今後の検討課題ということで御了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは再質問いたします。

第二点目であります、いま申されました斜面、これは住宅公団などが整備して市に移管するということでございます。私はこの地も含め、市有地になっている土地を単に整備するということではなく、百草台自然公園、この設計の思想の中にある三多摩の自然を回復するという、この思想の延長線として、ひとつ今後市がここに力を込めていただきたい。こういうふうに要望しているわけでございます。

また、第三点の提案につきましては、詳しく調査したわけではございませんが、すでに下水道処理場などについては地下化して、その上を公園にしているところは都心を初め、全国各地

にございます。浄水場についてはまだ例を見ませんけれども、お茶の水の順天堂医大の付近には、それと思われるような工事をいたしまして、緑を復元している場所がございます。こういう先例などもぜひ研究して、いま私が提案した建物を地下に入れて山全体を自然の形に少しでも近づけていく、こういうひとつ努力をしていただきたいと思う次第です。

再質問については、いまのことと関連し、もう一点述べる点も含めまして、市長にひとつ御答弁をいただきたいと思います。

私は、いままでに高幡不動尊の裏山、あるいは百草園の緑、そして多摩動物園付近の緑、それから程久保川に清流を取り戻す問題、こういうこと等を数回にわたりまして要望してきたわけでございます。聞けば、程久保川にも昔はヤマメがすんでいたということでございます。いま、多摩テックその他によって水源地が足りておりますけれども、こういう点についても遠い、高い理想を持っていどむならば、程久保川にヤマメや自然な魚、あるいはコケを食べる、そういう魚類などもすめるような川にすることも可能だと思います。こういうようなひとつ視点に立ちまして、市長に私の提案したことを含めまして御努力をお願いしたいと思います。市長の答弁を、ひとつお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　程久保にかかわらず、なるべく日野市内あちこちに緑を保存したい。そうして、せっかく日野市内にあります水系豊かな自然環境を保存したい。これは大きな私の行政の眼目にしておりますところ、市民の方々の理解が年々進みまして、行政を伝達をしていただいた、このように受けとめております。

百草台自然公園の場合も、一つの地域の住民運動が一役買われた形で、いい方向が発想された。このように思います。そして給水塔のすその部分、いま部長の答弁で、私はあれは都にまとめて移管したのかなと思っていましたが、公団の土地であるということですし、いずれは手入れをして市に引き継ぐということでありますから、なるべく御指摘のような利用に進めたいこのように考えます。

ただ、給水塔あるいは水道部の施設そのものは、いま都に財産移管をしておりますから都の考え方もあるはずでありますから、まあ公共用地として確保されておるわけでありますから、おかしく開発をされる心配はない。将来の自然にかかわる資産というふうに考えて、よろしかろうと思います。程久保川は、これはわりあい奥行きがあるわけですけれど、しかしまた、開発の結果、暴れ川になってしまいました。ふだんは汚水、大水が降ると急流川という形ですから、将来の下水道普及とともに水はきれいに澄むと思いますが、暴れる川をどうコントロールするかというのを、いま東京都で非常に大きな工事として取り組んでいただいております。これもまた、要するに自然の資産

として今後の日野市民に大いに貢献をする、そういう環境にすべきだ。このように考えます。

大体、そのような見解でおります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって七の一、百草・程久保の自然の復元（仮称百草台自然公園の建設に当たって）に関する質問を終わります。

七の二、高幡不動駅前の自転車置き場・バス停屋根がけ促進について再び問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは、自転車置き場とバス停屋根がけの問題で質問いたします。

この問題についても、しばしば市議会の中でも取り上げてまいりました。また、ほかの議員も自転車置き場については取り上げられております。現状については、皆さん御承知のように高幡不動駅前、特に買い物時間、夕方の勤め帰りの通行が激しい時間、こういうときの混雑、また子供たちの交通安全の上からの危険性、これは非常に大変な状態でございます。

また、バス停の屋根がけにつきましても、私ども京王帝都本社とも交渉し、また住民の皆さんとともにさまざまな運動をいたしてまいりました。その結果、タクシー乗り場の屋根がけと百草団地方面行のバス停の屋根がけは実現したわけでございます。しかし、まだ取り残されているのが日野駅方面へのバス停の屋根、多摩動物園方面への屋根がけなど、残されているところがございます。さらにまた、それを延長いたしますと通行の本数が少ない多摩動物園付近の程久保のバス停なども、屋根がけなどが行われておりません。これについて先般質問した際には、道路交通法の問題、さまざまな法律の問題や消防法の問題、こういうことでなかなか実現がしにくいんだという答弁でございました。しかし、私はその後、市が全力を尽くして屋根がけが完成するように要望してきていたわけでございます。そこで、二点について質問いたしたいと思います。

第一点は、高幡不動駅前自転車置き場の件でございます。これは、いろいろ問題はございますけれども、とどのつまり自転車置き場をつくるつくると言いながら完成しない最大の原因は何なのかということを、特にしぼって答弁をしていただきたいと思うわけでございます。

第二点の問題は、バス停の屋根がけでございますが、これについて市としてはその後、関係方面に働きかけたのかどうか、その経過について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　高幡駅前の自転車置き場につきましては、先日も市川議員さんの方から御質問のあった際の御答弁のとおりでございますが、最大の置き場のできな

い原因と申しますのも、まず用地の確保、用地を確保するべく公有地あるいは民有地を借り上げて、これが設置に折衝に努力をしているわけでございますけれども、その交渉がうまくいかないということでございます。

現在、駅の北側には民有地二ヵ所のあっせんがあり、年内には協議が完了するという考えでおりますけれども、南側につきましては全く現在のところ見通しがなく、苦慮しているところでございます。なお、まだ空き地があります所有者につきましても、これについて交渉は継続いたしますけれども、ここで現在工事しております児童遊園地、子供の遊び場がございますけれども、この遊び場につきまして少なくとも半分ぐらいは自転車置き場にならないものかというふうに、主管課の方に申し入れましたところが、この公園につきましても高幡保育園の園舎が狭いためにここで遊ばせるために、半分になってしまったんではいけませんからちょっと遠慮してほしいというような申し入れもございました。そのほか、元の七生支所跡も現在緑化されておりますけれども、このところも、警察としては開設は危険であるからつくらんでほしいというような経過もございまして、進退きわまったという状態でございます。

なお、現在放置してあります自転車の整理が、今後手を下してすぐに実効のある方法じゃないかというふうに思いまして、高齢者事業団等によります整理でこの急場をしのぎつつ、次の用地確保にさらに努力を続けていくというのが現状でございます。以上でございます。

次にバス停の屋根がけでございますけれども、高幡駅にはバス停が五ヵ所置かれております。ただいまお話のとおり京王シャッピング前に四ヵ所、住友銀行前に一ヵ所あります。京王シャッピング前の四ヵ所中一ヵ所はすでに屋根ができておりますが、他の三ヵ所及び住友銀行前は未設置でございますが、バス会社の方にまた強く要請してまいります。前にも何回かバス会社の方に要請したという経過がございますけれども、現在まだ実現しておりません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　自転車置き場については一部進展の見通しがあるという答弁でございます。しかし、部長のお答えにもありましたように、進退きわまったというような答弁も含まれております。私はこのような市の程度の努力では、これはいつまでたっても解決しない、こういうふうに思います。高幡不動駅周辺の区画整理の話も、計画が発表されてきております。日野駅周辺の場合もそうでしたが、区画整理事業をする中においても、自転車置き場というのは一つもこれは準備しないまま町づくりが進んだわけです。ですから、高幡不動の区画整理ということを将来考えるとしても、自転車置き場を獲得するということは、並み大抵の努力ではできないわけであります。

そういう中で、高幡不動駅前付近の自転車の所有者を調べてみますと、一番多いのが新井方面でございます。したがいまして、いま言われました北口、この北口の用水付近につくる予定である自転車置き場、これは設置が実現すれば大きく事態が解決するというふうに思うわけであります。私は、付近の住民や市民がおっしゃるには、ある地主さんがなかなかウンと言ってくれない。こういうことで、その地主さんを市で何とかして説得されたらどうだ、こういうような声も何回も耳にいたしております。市はそういう地主さんについて御承知だと思いますので、数少ないわずかな地主さんだと思います。鋭意これは本年度内においてでも説得し切り、公示もして、自転車置き場の設置を促進してもらいたいと思うわけです。

それから南口の問題につきましては、遊び場等の問題はこれは十分話し合ってもらうべきだと私も思います。しかし、市の私は努力で足りないのは、京王帝都に対する要求がないのではないかと思うわけです。京王帝都があすこにスーパーをつくった。また、その向こうにはハイマートビルという商店街がございます。やはりこういう大きなマーケットといいますか、店舗をつくるに当たってはそういうことをした主体者である京王帝都とか、あるいはハイマートビルの持ち主とか、そういう人たちの責任というものが重大だと思います。自転車は通勤だけのものではないわけであります。そういう点で京王帝都の空き地、あるいは京王帝都の資金的な拠出、こういうものなどをもっと強く市が要求して交渉していけば、もう一歩展望が出てくるのではないかと思うわけです。その点について、ひとつ努力する気があるかどうか、この点については再答弁をお願いしたいと思います。

次に、バス停の屋根の件でございます。これも経過を聞きますと、バス会社に要求したことがあるというようなことでございますが、どうも、いつ何回にわたって交渉したのか、その辺がはっきりいたしておりません。しかも前に私が何回か取り上げた際には、これは道路法上の問題がネックになっているとか、消防法上の問題がネックになっているなどと言われているわけでございます。そういう点で、東京都やあるいは道路法関係の官庁、あるいは消防署、そういうところと話し合って、そして何か合法的な形で屋根がけができるような努力をしてもらわない限り、いつまでたっても屋根はできないと思います。そういう点で、これについても重大な決意をして臨んでもらわなければいけないと思う次第です。もちろん住民も京王帝都その他に、運動を今後するでしょう。しかし、何といっても町づくりの中心になっている市当局がこの点では関係方面に全体的に当たってもらいたいと思うわけです。

そういう点で、再度ひとつ部長の決意のほどをお聞かせいた

だきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　自転車置き場につきまして、今後なお努力するわけでございますが、京王帝都電鉄に対しましても、この窮状は知っているわけでございますので、強く訴えて協力をお願いしたいと思います。

また、バス停屋根がけの促進でございますけれども、現状を重視的に、また安全面につきましても検討いたしまして、これが促進に努力したいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって七の二、高幡不動駅前の自転車置き場・バス停屋根がけ促進について再び問うに関する質問を終わります。

七の三、三中のマンモス・過密教育を一刻も早く解消せよについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　三番目の通告質問に移らせていただきます。

三中の現在のマンモス状況、これは一刻も猶予がならない事態になっております。三中は、以前は六百名前後、こういうことで進んでまいりました。当時から三中の学校教育については生徒の自主性を尊重するということで、学校運営や運動会など、こういう自主的な生徒の活動を助けるという点でも秀でたものがあったというふうに聞いております。また、ある人々は三中は三多摩の学習院だというように呼んでおられました。学習院がいいかどうか私は意見は異にしますけれども、そういうふうに環境がいい、あるいは教育が非常にいい、そういう生徒の自主性を育てるという点などで優れたものがあるということが、ずっと続いてきたわけでございます。こういう中で、いま東京都全体あるいは日本全体、あるいは日野市、こういう中で非行化などが非常に多く起こってきている事態の中で、そういう点では幸いにも三中が一番おくれている、こういうところになっていた遠因になっているのではないかというふうに考えるわけでございます。

ところがその後、昭和五十年、六百五十二名だった生徒数が毎年毎年ふえてきております。三沢中ができ、平山中ができてまいりましたけれども、一向に三中の生徒数は減らない。減らないどころか年々ふえてまいりまして、現在では二十七学級千百四十四名、こういうところに到達してきている状態でございます。このことは生徒自身、あるいは父母、教師、地域の皆さんが不安がっている事態に立ち入ってきております。運動会をするにいたしましても、全員が準備体操で手を広げると、生徒数が校庭からあふれ出てしまうぐらいな状態でございます。

また、体育館でございますけれども、この体育館も一週間に一回一クラス使うのがなかなか困難である。スケジュールをつくるのに一苦労している。こういう事態になっているわけであります。

また、教育の質の点を考えましても、たとえば一年、二年、三年と分かれている中で、英語の先生、数学の先生が中規模、小規模の学校では一人の数学の先生が一つの学年を受け持つ、こういう状態が可能でございます。しかし三中になりますと、そういう先生も複数にしていかなければいけない。ここから生徒や父母の間でいろいろの問題点も出てきているようでございます。そして子供たちの心もいろいろとすさんできているようでございます。余りに生徒数が多く、教職員が多くて、生徒と先生との人間的な関係も機械的になってきてしまう。こういう状態に、いま、なってきているわけです。こういうことを心配されまして、ＰＴＡの皆さんなどがマンモス解消の目的で署名運動などをされて、いま市議会に請願が提出されてきております。

日野市の中学校の生徒数の状況を見てまいりますと、一中、二中の過大校、こういうものが千名を超える時点で大坂上中、七生中については平山中、こういうふうにして過大校を解消してきたわけであります。私も三中の問題を過去取り上げまして、議会で市当局にいろいろ要望してまいりました。昭和五十一年前後におきましては、日野市は将来三中が過大校になる、三十クラスから三十五クラスになるということで独立校が必要であるというような答弁の方向がございました。しかし、その後、この独立校ということについては市当局としてもはっきりとした方針が出ていなかったわけでございます。そこで私はこの三中に関連いたしまして、三つの点で質問いたしたいと思います。

第一点は、五十三年から五十五年付近での公共施設の整備計画、こういうものがどういう方向であったのか。そして、そういう計画というものは現在、考え方を変更しつつあるかどうか。この点についてお聞かせいただきたいと思います。結論としてはっきりしているのは、独立校をつくるしかないということであろうと思いますけれども、その辺について市としてだんだん固まってきつつあるとは聞きますが、ここではっきりとした御答弁をしていただきたいものと考えます。ＰＴＡ、住民からの請願にもありますように、間もなく三十五クラス。千三百から千四百、千五百とふえていくことが、教育委員会などの調査でもわかっております。また、関連の地域の三沢中その他に生徒を移そうとしても、それぞれの中学校が満杯状態にだんだん、徐々にではございますけれども生徒数がふえていく。受け入れることができない、こういうことも聞いております。そういう中で、市側のはっきりとした考えをここいらで打ち出していかなくてはいけない段階になっていると思うわけでありますので、第一点の質問をする次第でございます。

また、独立校をつくるという方向が明らかであるならば、いつまでにこれはつくっていく方向であるのか。そういう考えが

固まっているとすれば、それをお聞かせいただきたいと思います。そしてまた、この第二点の質問に関連いたしまして、独立校完成までの間の対策というものを何か考えているかどうか、この点もお聞かせください。

第三点目は、独立校をつくる運動と並行して、いままでもしばしば三中のＰＴＡなどが調査して、市当局などにもお願いをいたしておりました中学校給食、こういう問題。あるいは、三中は学校開放を行っております。これに関連して、マンモス化の中でございますので、いま急にということはいろいろむずかしい点はあると思います。しかし、ここの校庭の市民での利用の問題、あるいは夜間照明の問題、こういうような方向については何か考えているものがあるのかどうか。その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

以上三点、まず質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　三中の過大化の問題というのは、これは特に私たちも頭を痛めているところでございます。それで、それの数の推移などについては、いま議員が指摘されたとおりで、来年にはすでに三十学級以上になるんじゃないかというふうに予想されております。現在のところは二十七学級ございまして、教室が二十八ありますので、これはこれで対応しなくても、いままでは来たんでございますけれど、来年はもうプレハブなどを考えて応急の処置として対応せざるを得ないんではないだろうか。こういうふうに考えております。

したがって、三中における過大化の問題というものを解決するためには、やはり学校を新しくつくっていかなければならないということで、これにつきましては前々からもお願いしておりましたけれども、特に最近そのことについて市長部局の方と切実な問題として、いま協議をさせてもらっているわけでございます。

それからさっき申しましたように、やはり緊急的な対処として三沢中学との関係なども考えてみた時期もあるんでございますけれども、しかしそれはいろいろ生徒数の増加傾向などを見たりしますと、これはむしろ不得の策であって、やはり抜本的に一つの新しい学校をつくっていただくということが、三中の問題解決の最良の方法ではないだろうか。こんなふうに考えて、その線でいろいろお願いをしているわけでございます。

それから三中における学校給食とか、あるいは学校開放の問題、三中も将来、もちろん中学校で学校給食を始めたんですから、できるだけ早い時期に全校に行き渡るような努力は、していかなければなりません。しかし、いま三中を一番トップの方へ持ってくるとか、いつやるというようなことについての計画は、いまのところまだつくっておりません。

夜間照明というようなことにつきましては、今後、地域の住民のある程度の協力を得たり何かしなきゃなりませんが、その辺などについての問題を十分踏まえながら、果たして適切であるかどうかというようなことについては、今後、検討させていただきたい、こう思っております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　そういたしますと、三中についてはいま教育委員会と市長部局とで独立校をつくるという方向で協議中である、こういうふうな答弁であったと思います。そこで、その点について再質問をいたします。

私も、いままで学校の関係者の皆さんなどといろいろ話し合う中では、そういう学区の変更、あるいは体育館を二階建てにして何とかする方法はないかとか、さまざまな話し合いをしたことがございます。また、生徒数増については、プレハブ教室例はございました。あるいは鉄筋の教室の増設、こういうふうで乗り切ってきたわけです。しかし、いま教育委員会も考えておられるように、ここまで来ますと独立校という方向に踏み切らざるを得ない。そういう中で、いままでの市の考え方というのは、少なくとも今年度、昨年度までは独立校という考えがなかったのではないかというふうに思うわけです。日野市の公共施設の整備計画などを見ましても、中学校については五十六年度まで八校どまりというようなところでございます。もちろん先ほど申し上げましたように以前には私が議会で質問した際、三中も将来、独立校が必要な方向で進みますということでございました。しかし、最近数年間のこの計画などをいろいろ調べてみますと、市の中にそういう考えが消えております。そういうことでございますので、いま教育委員会と市当局は協議中であるということでございますけれども、ここいらでやはり独立校ということで、はっきりと決めてかからなければいけないのではないかというふうに思うわけでございます。

再質問といたしましては、市当局、たとえば企画の方あたりではこの点についてはどういうふうにいま判断しているのか、この点を聞かせていただきたいと思います。

また、独立校をつくる場合、財政的にはどうなのか。展望はあるかどうかということも、もしわかれば聞かせてもらいたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　御質問にお答えいたします。

三中を母体校とする独立校の問題につきましては、教育委員会より企画の方に予定は参っております。それを受けまして、われわれは協議しています。協議している内容と申しますのは、いわゆる土地の問題でございます。候補地をどこにセットしたらよろしいのかということを、ただいま検討しているわけでご

ざいます。その検討の過程にありますので、どこどこというようなことをここで発言することは差し控えます。差し控えますが、いずれにしても周囲の状況から見て、土地の入手が非常に困難な状況にあるということは事実でございます。

それから建てる場合の財政負担についての危惧はどうかという点でございますが、この点につきましては義務教育施設でございますので、およそ一校三十五億、あるいは地形によっては四十億程度の支出になりますが、それの財政負担には応じられる、このように考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　企画の方の答弁によりまして、財政的な面ではこれは展望があるということでございます。土地の問題は、いま日野市は公共用地に取得するべき場所というのはかなり限定されてまいっております。市当局と関係者の格段の努力をお願いいたしまして、この一般質問では土地の問題については、私は触れるのは避けたいというふうに思います。

そうしますと大体、というよりは一〇〇％これは独立校という方向で事態の解決を図る、こういうふうに判断してもいいということであるかどうか。もう一度その点について、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　さっきも申しましたように、その方向でお願いしたい、こう思っております。

というのは、こういう人口増の学校でございますので、最大限でも三十学級というのは、もうぎりぎりの最大限だろうというようなことは前から申していたんですけれど、それより少ない方がもちろんいいわけでございますけれども、そのぎりぎりの三十学級をこの二、三年のうちにどんどんオーバーしていってしまうというようなことからいって、ひとつ独立校というもので対応させていただきたい。このように考えております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　もう一点、企画の方で答弁できればお伺いしたいと思います。独立校、財政の展望はある、ということになりますと、用地の手当てというものができれば、これは早くてどのくらいで独立校が実現するのか。その辺はどういうふうに見ておられるか、答弁していただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　時期的な問題を問われていらっしゃいますが、ただいま教育長の説明でも二十八教室で二十七学級という現実がございます。空き教室等がありますとか、あるいは校舎建築、あるいは備品の補助金、こういったものがカットされるというようなことも承っているわけでございます。急いで三中をつくらなければいけないという時期にそういうことがやってまいりますと、また市民の財政的負担はふえていく。こういうことになるわけです。もし市当局で、いま政府が考えているこういう人口急増地の学校建設に対して、三中の場合はどういう波及がしてくるか。そういう点、予測されておられたら一点、お伺いしたいと思います。教育長または企画関係の方で、おわかりになる範囲で教えてもらいたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　土地の取得などにつきましても、総括的には確かにさっきも申しましたように、一割ぐらいはカットされてくるんじゃないか、こういうことは考えられると思います。しかし、ばっさりカットということは恐らくないんじゃないか、こういうふうに思っております。

ただ、文部省やなにかの話によりますと、だんだんそういうようなものの需要量が必ずしもどんどんふえていくわけじゃなくて、むしろ横ばい、あるいは少し低下してくる。全国的に見てでございます。そういうようなことがあるので、その一校当たりとか、そういうようなことについてのカットというようなものは、どの程度に行くかというようなことは、いま予測はつれらの点を考えますと、ここでいろいろなファクターがございますので五十九年とか六十年とか、そういうふうな年数を切って申し上げるのはちょっと言い過ぎだというような感じがしますので、差し控えたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは、要望だけこの点ではしておきたいと思います。

中学校は八百人程度が適正規模だといいますけれども、現在の各中学校を見てみますと、大体八百名ぐらいでございます。しかし、私は三沢中のような六百名台、このくらいが本当は行き届いた教育ができるというふうに、個人的には思っております。そういう意味で、いま千二百名になんなんとする三中でございますので、十分もちろん独立校をつくる条件は整ってきているわけです。何としても市当局、関係当局の努力によって三中を、独立校を早くつくる、こういう方向で全力を挙げて努力していただきたいというふうに思います。私たち市民もこの点では大いに市当局をさまざまな形で応援をさせていただく、こういう決意でおります。

最後にもう一点は、財政上の問題で若干理解するために質問したいと思うわけです。

いま、政府で行政改革ということが行われております。聞くところによりますと、人口急増地に対する用地費の補助でござ

かないけれども、そう大きな不自由をさせないんじゃないかというようなことを一部から聞いておりますが、これはまだ最終的に確定したものでございませんので、その辺はひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは三中の問題については、最後にもう一点だけ要望して、質問を終わりたいと思います。

行政改革による日野市への波及効果ですけれども、教育長が言われるように全部ばっさり義務教育の予算補助などを削るということはないことは、はっきりしております。しかし、仮に教育長が言われたように一割のカットという場合を考えましても、用地その他入れまして三十五億から四十億中学校をつくる方にかかるとなりますと、三億から四億のカットということになるわけです。これは、現在ではあいまいな数字ですので、また後に担当者の方で正確な数字は調べていただきたいと思いますけれども、いま日野市の財政の中で三億も四億も補助金が減らされるということになれば、またこういうことが学校建設の障害になっていくことは明らかでございます。いま、日野市が下水道事業で、浅川の方の下水道についても当面五カ年で日野市の負担が三十六億円、南多摩下水道の百草、落川の方で当面二十六億ぐらいかかるさまざまな仕事、あるいは市民会館の建設、そういうことがございます。そういうわけですので、今度の行政改革という名前によるこういうカットというものが、びた一文もないような立場でひとつ教育委員会並びに市長などが東京都や政府に要望して、一刻も早く三中の独立校建設に向かっていただきたいと思う次第でございます。

あわせまして中学校給食の問題、また夜間照明の問題などについては父母の意見や教師の意見、こういうこともよく聞かれた上で強い要望になっておりますので、促進の方向で私は検討をしていただきたいと思うわけです。夜間照明などにつきましては、いま一中、七生中などにできてまいりましたし、日野市の多摩市に隣接している地域の住民やソフトボールの皆さんなどは和田中の夜間照明、多摩市などを利用している向きもたくさんございます。そういう点で、もちろん住民合意が必要でございますけれども、こういう点についても鋭意検討して進めていただくようにお願いをいたしまして、三中問題についての質問を終わりたいと思います。残された問題については、ぜひ請願などの審議の中でまた他の議員の皆さんの御協力をお願いする次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって七の三、三中のマンモス・過密教育を一刻も早く解消せよに関する質問を終わります。

七の四、福祉行政は市民参加を重視せよについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは、本日の通告質問の最後になりました福祉行政は市民参加を重視せよということについて質問いたします。

市民参加を重視するのは、もちろん福祉行政だけではございません。すべての行政が市民参加を重視して進めなければいけないことは、当然のことでございます。しかし、福祉ということについては市民の理解が非常に低いというものもございます。昔、老人医療費の無料化を東京都などが提案いたしましたとき、厚生省は枯れ木に水をやるようなもんだからそういう必要はない、こういうようなことで妨害したいきさつなどもございます。そういう考え方が一部市民の中などにもございますので、福祉行政を進めるに当たっては特に市民参加ということを重視していくことが必要である。私はそういうふうに考えまして、今回この質問をするわけでございます。

たとえば、学童保育の保育料を三多摩トップを切って引き上げようとしたことがございました。このときも、市民が日野市政に対してたくさんの疑問や不満を抱いたわけでございます。また、じゅんとく学童クラブを浅川のふちの広場のところから潤徳小に移すときも、多くの市民がこれに反対の請願をし、かつまた反対の行動がございました。いままた、先ほど鈴木議員が取り上げましたように高幡の保育園建設、これについても落成式には地元住民を招待したけれども、一人も参加していただけない。また、父母や保母の皆さんも現在でもさまざまな点で不安と不満を抱きながら、この高幡保育園を維持をせざるを得ない。こういう事態に立ち入ってきております。

私がこういう中で教訓として思い起こせるのに、二つの福祉行政がございました。それは、大変もめたけれどもうまくいった例として私は言うわけでございます。その一つは、数年前、保育料を値上げするときのことでございます。このとき市は保育料を値上げしようとしたけれども、市民参加で保育問題の協議会などをつくりまして、ここで十分に討議をする中で、一時保育料の値上げを中止した。そしてその後、値上げをするときも住民や関係者、父母などと協議をし、また日野市の広報などで何回も市民にアピールする中で、万やむを得ずという形で一定の保育料の値上げを行いました。このときは不満ではあるけれども、住民の皆さん、父母の皆さんがこの値上げの仕方について日野方式ということで、前進面を評価したわけです。そして一般新聞を初め、全国にこれが日野方式ということで高く評価された時代がございました。しかし、その後の保育料の値上げは、こういう協議会を開かず議会の途中で突如提案するなど、非常に市民として認めることのできない、そういう動きもなされるような傾向が出てきて、この点は残念に思っております。このまた、もう一つの例は百草台保育園の例でございます。このと

きも反対運動、反対の請願がございました。しかしこのときは市長を初め担当者などが反対住民の中にも入っていき、粘り強い話し合いなどをした結果、めでたく保育園が完成をしております。そしてその後、反対していた住民の皆さんもこの保育園を利用し、開設落成式以後は一言も苦情は来ない。こういうような後遺症のない解決の仕方ができたわけでございます。

こういうような教訓を私は振り返るにつけまして、最近の福祉行政、これは部長が悪い、課長が悪いということを私は言いたいわけではございません。いろいろの、せっかく市の税金を使って福祉的な設備をつくっていく中で、なかなか市民が感謝するどころか反対運動をする、こういうふうに持っていくというのは、私はやはり市民参加の点で努力はされているけれども、まだまだ不十分な点がある。こういうことではないかというふうに思うわけであります。

そこで本日は、具体的には今回補正予算として提案もされており、委員会でも突っ込んだ審議がなされると思われております百草台学童クラブの補修費ということに関連して、一般質問をする次第でございます。

この補正予算が組まれたいきさつは、御承知のように三沢台小学区の父母の皆さん、千名の数に上る父母の皆さんが署名運動をして、日野市の方針である一小学校区一学童クラブ、このことで三沢台小にも一つ学童クラブをつくってほしい、こういうことが要望があって、それに対応した形で補正予算が組まれたものであるというふうに思います。ところが、残念ながら三沢台小学校区ではなくほかのところにこの学童クラブをつくるというような動きがあるために、いま市民の間でさまざまな話し合いが行われてくるに至っているわけでございます。住民の皆さんは日夜集まりまして、すでにきょう私ども市会議員が全員に配付していただいた資料によりますと、学童クラブの父母会、保育園の父母会、ＰＴＡの皆さん、あるいは教職員の皆さん、自治会、こういうような方々によって市の考え方を再検討をしてほしい、こういうような要望書が出るような事態になってきているわけでございます。

そこで、私が質問するのは市民参加の点でございますので、その点をよく意識していただいて答弁の方も明確にしていただきたいと思うわけでございます。

第一点は、百草台の学童クラブの皆さんがいま児童館にある百草台学童クラブを、百草台小の教室に設置せよと望まれたのかどうか、という点でございます。先日の本会議で私が質問した際に部長がはっきり答弁されましたように、百草台の学童クラブとしては移転を望んでいる人は一人もいない、こういうことがすでに明らかになっております。ということになりますと、望んでいないものを市がやるという問題が起こってまいります。こういう際には、望んでいても反対運動が起こるぐらいのいまの住民意識の複雑な状態がございます。望んでいないものを移そうとするのですから、よっぽど私は住民の意見を聞き、関係地域の意見を聞きながら、このことは進めなければいけないと思うわけです。その点について福祉部、あるいは教育委員会、市当局は十分にそういうことを予測して父母との対話、住民との対話、説明、こういうものをやってきたのかどうか、その経過についてひとつ答弁をしていただきたいと思います。

第二点は、現在、いま申し上げましたようなさまざまな団体、こういう団体が市側との熱心な話し合いを求めておられます。この話し合いに対して、市当局は十分に対応し、応じていく気持ちがあるのかどうか、この点を第二点として答弁していただきたいと思います。

第三点は、三沢台小学校区の中に臨時的にでも三沢台学童クラブというのを設置する、そういう可能性。再度、三度、四度とこの点を追求していく、そういう姿勢というものを福祉なり市当局なりは、お持ちかどうか。その点を三点目として答弁をしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　ただいまの三点につきましてお答え申し上げます。

最初の第一点目でございますけれど、対話をやってきたのかというようなことでの経過でございます。私どももちろん可能な限り市民参加の中で対処していきたい、こういうような姿勢は持っているわけでございます。決して父母会等を無視してきているわけではございません。学校を利用する、空き教室を利用するという考え方でございますけれど、これにつきましてはすでに六月の時点におきまして市長相談のときにも、いわゆる適当な場所がないということで空き教室の利用の考え方を父母会ですか、代表の方がお見えでございますけれど、市長の方からお答え申し上げているわけです。事実、その裏づけといたしまして、私どもといたしましてその隣接地等の確保につきまして検討をしてみたわけでございますが、なかなか適当な場所がない。また、さらに学校内の敷地の問題。あるいは教室の状況というものを教育委員会と連絡を取りながら調べたわけでございますけれど、現状の中では困難である。こういうふうな考え方で、いずれにいたしましてもこの空き教室を利用しなければ住民の要望を、確かに三沢台の中にという考え方でございますけれど、これに緊急的に対応するにはやはりこの空き教室利用、いわゆる百草台小学校、八教室ございます。現在、会議室あるいは児童集会室、あるいは卓球室等として使用しているわけでございますけれど、そういうところへこれをお願いしたい、こういう考え方に立ったわけでございます。そういう判断の中で、まず父母会に説明をするということになりますと、やはりわれわれといたしましては市の考え方を持たなければ、この説明は

できないのではないかというふうな考え方から、まず前提といたしまして教育委員会にお願いいたしまして、その学校のまず空き教室の借用、こういったことにつきましての努力をお願いしたわけでございます。

また、この時点におきましては、三沢台、あるいは百草台の小学校のどちらの児童をこちらへ移すかというような決定は、してなかったわけでございます。そういう中におきまして、われわれといたしましてはまずその前提でございます空き教室、これに対する教育委員会お願いの中で、学校長の方から、日にちを申し上げますと正確には十一月二十四日になりまして学校長より一つの了解をいただいた。当然その中におきましては、学校内における調整等も学校長の方、あるいは教育委員会で行ったわけでございますけれど、そういう過程を踏みまして、その段階で学校長なりの御意見等も伺いまして、学校側としての立場、あるいは学童クラブとしての使用上の立場、こういうふうな状況等を踏まえ、特に具体的に申し上げますと、行事などの形態の違う他の学校の児童を受け入れることは、学校の管理上の問題からも困るというような意見、こういうような意見もございまして、これの時点におきまして最終的に百草台の小学校の児童の方を百草台に移した方が適切ではないか、このような判断に立ちまして、そういう上に立ちまして一つの市の考え方が出ましたので、十二月五日、大変これにつきましてはいろいろ遅いではないかという御指摘もあろうかと思いますけれど、いずれにいたしましてもこの時点で父母会側に経過、あるいはただいま申し上げました百草台の児童の方をここに移したいというふうに、市の考え方を申し上げたわけでございます。

当然、三沢台の要望というものが、三沢台小学校内に設置してほしいという状況でございます。また、片方の百草台小学校の方から見ますれば、このために児童館からいわゆる学校内に、極端な言葉で申し上げれば追いやられる、こういう感情もあろうかと思いますけれど、われわれといたしましてはこの教室を皆様方の要望の中で、その趣旨には沿いませんけれど、緊急的に他の学童クラブで行っている方法の中で解決を図りたいという、こういう中でこの案を申し上げたわけでございます。

予算計上の時点におきましては、まだこれも、計上といいますか、要望、要求の時点におきましては、どちらの学校を入れるかというようなことにつきましては、まだ最終的に福祉部では決めていなかったわけでございます。それが先ほど申し上げたとおりの時点におきまして、一つの考え方を出した。こういうことでございます。

いろいろ市民からの、先ほどもお話がございました各階層からの要望も、きょう受け取りました。こういう中におきまして、これからの私どもの考え方は、いずれにいたしましても児童館、百草台の児童の方を教室にお願いしたい。こういうことで今後

も説得に努力はしていきたいという考え方に立っているわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いろいろ再質問したい点がありますが、時間の許す限り順番に一つ一つやらしてもらいたいと思います。

第一点は、百草台学童クラブは百草台小に動かした方が適切と判断したという答弁でございます。適切だというふうに判断するというのは、どういうやり方で判断されたのか。その点を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　三沢台の小学校の児童を入れるか、あるいは百草台の小学校に三沢台の小学校の児童を入れるかと、この二つの選択でございます。そういう判断の中、どちらにするかということにつきまして、先ほども御説明申し上げましたけれど、それぞれの御意見を伺った中でやはり百草台の小学校の児童の方をここに入れるのが適切ではないか。いずれにいたしましても、教室を利用するという前提に立っておりますので、その中からの判断でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　ですから、だれがどこでそういう適切というのは判断するものかということです。福祉部の部長とか課長が適当に判断すればいいというふうに思っているのかどうか、ということです。その辺はどこで判断されたか、こういうことを聞きたいわけです。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　考え方を少し整理してお話をいたします。

三沢台小学校をつくったことによって、また児童館も必要である。こういう要請が出てまいります。その際、日野市のいまのやり方といたしまして、児童館の数は少ないわけですが、それを一つのフォームといたしまして、それで学童クラブを何カ所か組織をする。こういう形になっています。したがって、あの地域の場合には百草台児童館がそれぞれセンターになります。ですから百草台小学校であろうがどこであろうが、そのセンターのもとに配置をする。したがって私ども福祉部に一段階の指示をいたしましたのは、百草台児童館をセンターにして両校の生徒を、つまり保育クラブを併設したらいい、教室は十分あるということですから、それが一番適切だと思っています。

ところが、地元でちょっと予測外の意見上のトラブルもあるようでありまして、学校自身がよその子供は入れたくない、こういうことをまた言うそうであります。全く、市の公有財産を何と考えておるか、これは市民の大切な財産ですから、最大限に活用する。そうしてやりくりをしながら、いまの仕事をなる

べく子供本位にやっていく。親があんまり出てくる幕ではない、このように思っております。そのようなことでこれからもやりますから。責任は持ちます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　私はいまの市長の答弁そのものの中に、非常に狭い考え方というものが、重要なものがあるというふうに思うんです。児童館をベースにするとかいろんなことについては、いろいろもちろん考えが浮かんでくるのは理解できます。ただ、事の進め方としていまの市長の姿勢というのは、はなはだ問題があるというふうに思います。それはなぜかというと、子供たちというのを中心にしたいというふうに考えておられます。そういう立場から、じゃあ子供たちや父母の立場で私が発言してみたいと思うわけです。

百草台の学童の子供たちというのは、いま百草台児童館で育っており、教育もされ、保育もされてきているわけです。子供たちというのはそういう環境になれて、生活をしております。ですから子供たちを大切にしようということであれば、そこの子供たちの気持ちや、あるいは父母、あるいは指導員、こういう人たちの意見を基礎にして事を運んでいくのが当然でございます。子供たちが政治の犠牲になって将棋のこまのように、こっちからこっちに行けとか、こっちに行けとすることの方が、私は子供たちに対する考え方として本末が転倒しているのではないか。こういうふうに思うわけです。そういう点がいままでも、この革新市政の中でしばしば起こってきて、私は革新市政の中の一つの弱点のうちの部分ではないかというふうに思います。

また、百草台小の空き教室ということについても、やっぱり市長の方も教育長の方も、それぞれ認識は違うでしょうけれど、深く理解をしてもらわなければいけないと思うんです。空き教室、空き教室というと、これは空き教室でなにか机の破損したのでも詰め込んで置いてあるというのが空き教室であります。百草台の父母、子供たちにしてみますと、すでにこの教室というものは児童の活動、先生たちの活動、ＰＴＡの活動というもので、現に使っております。そしてその結果、百草台小の教職員の皆さんの実践活動、あるいはＰＴＡの人たちのＰＴＡの諸活動、こういうものが非常に前進をいたしまして、いま子供たちの非行が、こんな言い方をすると不公平になりますけれども、非常に少ないというような、伸び伸びと育っていくというさまざまな要因にプラスになっているというふうに思います。先ほどほかの方の質問のときに、市長が答えられました。日野市はすでに四十人を割っているクラスというのが多い、そのためにあえて四十人学級の云々と言わなくても、実質で私は四十人学級は実現していくんだというような考え方を言われました。実際に百草台小もそういうことが行き届いているために、教育効

果が非常に発揮をされてきているわけであります。そういうわけですから、市長や福祉部がいろいろ考えるのは結構なことです。あるいは、用地がなければ百草台小の空き教室を使わなきゃいけないこともあるかと思います。

私が本日質問している中心点は、そういう父母、あるいは子供たち、地域の住民、こういう人たちが現実に受けている感情とか、あるいは環境、こういうものを、きょう市長なら市長が一人で決断をしてしまうとか、あるいは福祉部長や児童課長が一人で決断をしてしまう、ここに市民参加がないということを私は言っているわけであります。もし万やむを得ず三沢台の学童クラブが百草台児童館に設置しなければいけない、百草台学童クラブは百草台小に移さなければいけない、こういうことになるとすれば、まず真っ先に、部長や課長が判断する前に百草台の父母とか、そういう関係者によく話し合いをして、お互いが納得した時点で予算化するとか、さまざまな行動に打って出る。それが私は市民参加の行政だというふうに思うわけです。

ところが今回の事態は市の職員の間、あるいは一般市民のうわさでございますから事の真相は知りませんけれども、教育委員会と市長の間が滑っこくいってない、そういうことで情報が関係者に来るのが遅い、だから住民も困ってしまうんだなどというような評判を何回も聞いたことがございますけれども、私はそういうことは絶対にないと思います。ないと思いますが、やはりそういう点を密接に話し合っていく、こういうことがない限り市の諸行政はスムーズに進まないと思います。そういう点で、今回も学校が納得したとおっしゃっておりますけれども、十二月一日付の「学校だより」というのが小学生の父母に、全世帯手渡されております。ところが百草台小の校長先生には気の毒で、議会で取り上げるつもりはないんですけれども、また教育委員会から私が取り上げたからといって何かおっしゃると困ると思いますけれども、そういうことはないようにしてもらいたいと思います。――市当局からの強い要請で、百草学童クラブのために四月から教室を二室提供しなければならない状況にありますというんで、私の主観的かもしれませんけれど、不承不承というふうに読み取れるんです。そしてその次に、詳しくはＰＴＡだよりをごらんください、校長と、こういう文章が配布されまして、続きまして十二月七日、ＰＴＡからその文書というのが配られております。それによりますと、百草台小学校に併設された場合のＰＴＡから見たさまざまな障害というものが、五つほど挙げられているわけです。空き教室がいまどういう状態に実際使われているか。それからグラウンドが狭い。二つの学童で使用するということになると、かねても狭いグラウンドがどういう状態になって、どういう障害が起こるか。トラブルや責任問題が多くなって複雑な人間関係にならないか。三沢台小の子供たちにとって、学区外に通うことがいろんな点

でどうなのか。また、百草台小に移された子供たちの人間関係、人格形成上どうなのかというようなことが、いろいろ指摘されております。

ですから、恐らく私が推測するに、学校当局も父母も、父母は百草台小のＰＴＡも学童の父母の皆さんもそういういきさつの中で、いま、この市の福祉行政といいますか、百草台児童クラブの移転問題、このことに納得をされておらない。このため毎日毎日集まってこういう文書などが市議会議員に届けられる。こういう状態になってきていると思うわけです。これらの市民参加のやり方について、私が指摘した点が間違いなのか。その辺について市長なり福祉部長から答弁をいただきたいと思います。

時間が、一般質問が最近制約されているため、あと四分間となってきております。ここで解決しない問題は厚生委員会の席で、引き続き私は市長並びに部長などに質問をさせていただく予定ですので、私のこの市民参加の進め方、これが間違っているかどうか、ひとつ答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民参加の一部分ではあるでしょうが、ちょっと私の考えとは違います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いまの市長の発言は、部分的な一地域の問題ではありますけれども、私は重要だと思います。いままでも革新市政の私ども共産党という立場で市長とともに進んできておりますし、今後も親しい間柄として進むのは当然でございます。しかし、いままで最も多く私を初め共産党議員団が市民参加の点で、森田市長にいろいろと問題提起を議会内外でいたしてきております。この点は今後とも、自民党政府が行政改革を行って学童保育を抹殺していこう、あるいは保育行政を縮小していこう、福祉はカットしていこう、こういう動きがある中においては、ますます市民の福祉を守るエネルギーというものが必要になってくるわけです。

ですから、市長はいろいろ人生体験は私より豊かだとは思いますけれども、もっと市民参加という点について、私が言う深いところの意味をくみ取っていただいて、より一層市民参加、民主主義という点を十分に、憲法の精神に基づいて生かしていただく。これが必ず、どんなに反対の運動や賛成の意見、こういうものがばらばらの市民の中であっても、必ず正しい解決を生み出していく。こういうふうに私は確信しております。その例として、先ほどは数年前の保育料の値上げのやり方、あるいは百草団地の保育園の建設の問題、こういうすでに立証されたいきさつもあるわけです。そこをひとつ、しかと胸に抱いていただいて……。

時間が迫ってまいりました。厚生委員会の席で引き続き質問をさせていただきますので、そこで答弁をしていただきたいと思います。

以上で四点目の一般質問は、時間の関係で終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって七の四、福祉行政は市民参加を重視せよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後三時二十三分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

八の一、町名地番整理地区内の「日野本町」に関する名称の疑義についての通告質問者、本間　久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　通告質問でございます町名地番整理地区内の日野本町に関する名称の疑義についての質問をしたいと思います。

参考までに、お手元にＡ地区町名アンケート集計結果の参考資料を配付をさせていただきましたので、ぜひ御参考にしていただきたいと思います。

いま、私がこの質問をするに当たりまして、すでに議案の一一二号にこれらのことが載っておりますので、あるいはまた請願等も出ておりますので、都市整備産業建設委員会の中で十分にひとつ検討を加えてほしい、こういうことを前置きしたいと思います。

本問については、いま言いましたように議案の一一二号の字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについてということで、審議は都市整備産業建設委員会に付託が決定をされております。また、これに並行して請願第五六－三八号、市内の町名変更の疑義に関する陳情ということですでに出されており、これまた都市整備産業建設委員会に付託が確認され、実質審議をするわけでございますけれども、その前にぜひひとつ皆さん方に知っていただき、あるいは理事者側の再検討を要望してほしい。この旨を伝えながら質問するわけでございます。

本問題につきましては、私が九月の定例会の本会議の場におきまして、都市整備産業埋設委員会の請願審査報告ですでに可決をされました、実践南自治会提出の大坂上の地区の一部ですが、そこを多摩平地区として七丁目に改めるということで請願

が出され、私も紹介議員の一人としていたわけでございますけれども、これが全会一致で可決をされてすでにその議案の中にも織り込まれているというふうに思います。特に旧市内の日野本町についての疑問を、私はその際にも関連しまして追及をしてまいりましたけれども、私としては了解ができず、また納得がいかないままその九月定例会は終わったわけでございましたが、やはり私が住民の中に入りましていろいろ声を聞いたところ、ほとんど圧倒的な声としまして、わざわざ日野本町にする必要はなく、簡明で明快な本町で十分日野市の中心部としての歴史があり、あるいは伝統である、また草分けであることが一目瞭然で、だれでも判断できるというふうに思われるというようなことが、答えとして返ってきております。恐らく十人聞けば八人から九人は、そういう考えでありましょう。

都市計画と町名地番整理は、まさに表裏一体のものでありまして、特別な理由と、あるいは由緒ある伝統と文化を継承するような問題がない限り、住民の大多数が要望する町名にすべきだということが私は民意の反映であり、住民自治の民主的な運営と住民参加の市政であり、かつまた行政であると思います。特に今回の経過をたどってみますと、市側としては日野市本町が適当とする願望に沿いつつ住民の声を聞き、五十五年、昨年の五月二十二日にたしか自治会長会議を開き、町名候補として本町、元町、本宿、本郷、八坂、宮子という六町名をアンケートの対象とした経過の中で、同じく昨年、昭和五十五年六月二十日の自治会長会議でアンケートの調査の集計を行った結果がいま皆さん方にお配りしているような内容のものでありました。ここにハッチングの分もありますけれども、仲町の自治会がどういうわけかアンケート調査を行わなかったということから、この問題の発端があるんではなかろうかと、きわめて政治的な疑問を抱くところであります。

アンケート集約で見ますと、住民の意思はどの自治会単位におきましても、本町を希望する者が圧倒的な多数であり、本町と類似する元町は、心理的よりな同質を重視することも十分考えられ、本町と八坂との上位、仮にいままで通例でいきますと決戦投票になると、本町へ大多数の移行が考えられる想定が成り立つというのが一般論ではなかろうかというふうに思います。こうしたアンケート調査をもとに町名の決定をする際、関係当事者は住民の望む方向で検討を重ね、あるいは学者や有知識人の文化、あるいは歴史的背景が仮にあったにしても、アンケートはあくまでも参考にして、それに反する場合、あるいは若干変えようとする場合、再び住民にその理由を付して再調査をすることが住民自治の基本原則であり、また市当局としてもその指導を行ってこそ民主的な市政、行政運営となり、こういう問題は保革を問わぬ当然の責務であると私は思います。

にもかかわらず、市当局は都市計画あるいは町名の決定を急ぐ余り、一部有力者と称する者の考えが自治会長会議に出され、その妥協的産物の結果、本町の頭に日野をつけ、収拾し、その顔を立てると思われるような事実は全くなかったのかどうかということが、またさらに疑わしいことであり、もしそうだとしたら、まさにそれは田舎政治のさる芝居であると私は思い、大ボス小ボスの権力の助長するものであると言わざるを得ません。町名は半ば永久的なものであり、日野市には今後も大字あるいは字地区の未整理地区に新しい町名をつけなければならず、それぞれが日野の二文字をつけたとしたら、一体どうなるでしょうか。

いま、郵便番号が普及しております。一九一は、日野市を代表する番号であります。日野市をあらわし、日野市を省略して市内、たとえば〇〇町〇〇番〇〇号ということで郵便は届くんですね。市内〇〇幾つということで。それを、一九一を書いてまた日野本町と書き、丁寧な人は一九一と郵便番号を書いて、そのほか日野市日野本町〇丁目〇番地〇号と書くようなことがあっては、まさに簡素化した町名とは言えず、類似する字名がまだ日野市には旧市内の中にも、あるいはこれから地番整理をしなけりゃならない万願荘地区とか、東町地区とか、あるいはこれから万願寺区画整理、あるいは高幡地区とか、そういうとこにたくさんあるわけでありますけれども、そういうことの関係についても十分配慮をする必要があったんではなかろうかというふうに思います。

一日で日野市の発展の源であるこのA地区と称される地区で、本町ではなぜいけなかったのか。私が調査した経緯を報告しますと、関係住民はおろか近隣町の方々や、あるいは手紙を出す側など、多くの市民は簡明な町名、親しみやすい町名を希望され、日野市本町が了とするものが先ほど言いましたように圧倒的であって、有識者の間でも当然だとする声が多いのに驚いたことであります。手続上大変だから、あるいはいまさらお金がかかるからとか、あるいはこのような理由でいまこの町名設定をすることは、必ずしも全市民的に了とせず、問題が残るんではなかろうか。あのときに本町にしときゃよかった、日野はよけいだったとなるに私は決まっているというふうに断言できると思います。また、恐らく手紙を書くにしても、市内本町幾つと書いてしまっても郵便は十分届くんです。なぜそこに日野をつけなきゃならなかったかという理由を、私はどうしても合点がいきませんので、あえて質問をしたわけであります。

前回、九月定例会の中でも質問しましたけれども、それは一般質問として取り上げたわけでございませんので、ぜひその辺を考慮しながら都市整備産業建設委員会で審議する際に十分配慮をお願いをしたい。

お手元に配りましたA地区の町名アンケートの集計の結果でありますけれども、ごらんのとおり多い順から右へ書いておき

ました。本町、八坂、元町、本宿、本郷、宮子、そして世帯数も書いておきましたけれども、特にこの中で四ツ谷の部分につきましては栄町とダブっております関係上、パーセントが低くなっております。あるいは大坂上と神明上になる部分もありましたが、横町、あるいは下町の関係、これらがちょっとダブっておりますのでアンケートの結果が少なくなっているというところを、たとえばこれを入れたとしても約六〇%の回収率でありました。そして本町を希望する者が六二・六四%、これだけの高い数字を記録をいたしておるところであります。しかも北原、四ツ谷、谷仲山第三、多摩川、横町、森町、金子橋、下町、これらを全部含めましても、依然として横町の七一・七%をトップとしまして、すべて本町を希望している者が圧倒的でありました。

実践南自治会で過去に出された請願の中でも、実際はあすこの地区は全く度外視されて決められそうだったということで出てきたわけでございますけれども、そのときでも上位二つで決戦投票をやったというような、大坂上の方々の話もあります。だとするならば、なぜ本町の上に日野が乗っかったのか。最初から市当局の方でそうしたアンケートのとり方をしたのかどうかということが、まだ私は一点担当者に聞きたいというふうに思うわけであります。

まず、そのことを質問の第一に聞いてから質問を続けたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいまの質問に対しましてお答え申し上げます。御質問の趣旨は、アンケートの結果、本町が圧倒的にあったにかかわらず、その上になぜ日野をつけたか、そういう御質問でございます。

A地区並びにB、C地区の町名地番の整理に当たりましては、市の町名選定についての基本姿勢といいますのは、簡明な、歴史的にも由緒のある町にふさわしいものでなければならない。と同時に、町名を決める過程で市民の意思が反映されていなければならないというふうに考えております。今回の神明上土地区画整理事業地区を中心といたしまして、周辺を含めた町名地番整理につきましては、各地区、A、B、C地区でございますが、それ別に自治会長会議を開催いたしまして、町名選定の方法から協議を重ねてきたところでございます。その結果といたしまして、町名として最終的にはA地区は日野本町ということが選定されてきたわけでございます。

市といたしましては、日野という町名を使用することにつきましては、日野が日野市や既存の日野、日野台と重複すること、また、すでに日野という名称は日野市が継承しているということから、今後の取り扱いに混乱が起きないようにできるだけ使わないでほしいという御理解を求めてきておったところでございます。

います。A地区につきましてもその趣旨をお話しし、各自治会に了解を得まして本町、元町などの六つの町名候補を挙げていただきまして、その中でアンケート調査を実施したものでございます。御指摘のように、このアンケート調査につきましては仲町自治会につきましては、提出はされておりません。その結果は、本町が六二%、八坂が一二%、そのほかそれぞれパーセントが出ておりますが、一部自治会から日野をどうしても新町名にしてほしいという強い要望がございました。アンケート調査の結果を尊重するということと、それからその結果を踏まえまして仲町自治会住民の説明会を開くことといったことが、自治会長会におきまして確認されて、一応アンケート調査が終了したわけでございます。

その後、七月十九日、仲町会自治会の住民説明会を開催いたしまして、住民の皆さん方に市の基本的な考え方、あるいは自治会長会で審議してきた過程等につきましても御説明いたしました。アンケート調査の本町の町名を採用するように御了解を求めてきたわけでございますけれども、これが不調に終わったわけでございます。その後、自治会長会議を数度開催をいたしまして、道を開くためにいろいろ努力をしたわけでございますが、解決の方法が出てこないままに日時が経過してきたわけでございます。

その後、十二月に入りましてA地区が町名が決まっておらないということから、A地区内の区画整理区域内だけでも当面地番整理をいたしまして対処しようといった考え方も出てまいりましたわけでございますけれども、これをやりますと今後に大きな問題が残るということで、再度A地区の自治会長さん方にお集まりいただきまして、問題の解決についていろいろ御審議をお願いしたわけでございます。その中で種々の意見があったわけでございますけれども、日野本町で最終的には結論を得たわけでございます。日野本町に至るまで、このように多くの経過があったわけでございまして、地区内住民に対しましてそれらの経過等を文書でお知らせをして配布をしてほしいという最後の結論を得たわけでございます。

そこで、市といたしましては本年の一月にお知らせを印刷いたしまして、A地区の全世帯を対象に一応配布を行ったわけでございます。その後、現在に至ってきたわけでございます。概略の経過というものは、こういったことでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いま部長のお聞きのように、やはり自治会長とか、やはり一部の方の間で煮詰まってきたというふうなことがおわかりのように、やはりアンケートをとった以上、そのアンケートに対して、こういうアンケートになりましたよという報告が、市もやっぱり責任を持って知らせるべ

き必要があるんではなかろうか。

もう一つは、仲町が何でアンケートに参加をしなかったのか、ここが疑問なんです。だとしたら、仲町にアンケートをとるようになぜ指導しなかったのか。そして自治会長会議には首を出して、そして日野をつけろと。この理論は私は成り立たないというふうに思いますけれども、それはどうなんですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

仲町がなぜアンケートをとらなかったのかといった御質問でございます。私ども、仲町も同じようにアンケートをとっていただくことで、話をしたわけでございます。一応アンケート調査は実施をいたしておりますが、その結果が出てきておらないわけでございます。自治会長さんのところには一応その結果、集約されたものがあるというふうに私どもは確認をいたしております。

ただ、その数がどうであるのかといった点については、私ども確認はいたしておりません。そういうことで、アンケート調査をやっていただくことにつきましては、私どももお願いはいたしました。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　やはりお聞きのとおり、自治会長が握りつぶしちゃってるというふうに受け取られても仕方がないような結果で、市もそれは自治会長の言うことを聞いたことであって、そのアンケート自身を見ていない。住民にも知らされていない。このことが私は重大な問題であり、これ、本町の上に日野をつけるという話は、しかもそれは仲町から出てきているというふうにも伺っております。聞くところによりますと、ある都議会議員がその裏で話に加わっているということも、住民の間ではうわさとして流れておりますけれども、これは私が間違っていたら訂正しますけれども、そのような事態の中で町名が決まってきたというならば、まさに自治会長会議であってもやはり長いものには巻かれろ、あるいはやむを得ない、泣きの産物だからこうなったんだ、住民は納得しよう、こういうようなことで結果としてその会長会議で決まったことが住民に流されて、仕方がないなあとあきらめさせるような状況に持っていかれたんではなかろうか。だからこそ住民の間でも、この町名のつけ方はおかしいじゃないかと。あるいは全市民的にも日野市を、先ほど結城部長がおっしゃるように、日野市が日野を代表しているわけですから、そこに日野とつけなくても、本町ということであれば日野市を代表してあるいは中心部であったと、かつて。そのことは十分意味するものを、わざわざ日野市をつけるという、そういうような意見が出てきたということに歴史的な解明とか、あるいは由緒ある過去の背景とか、そういうものが全く見当たらない。類似するところはたくさんあ

る。先ほど部長も言っていました、日野台もあると。日野台は、日野町のころからありますから。これからつける町名については東光寺にしたってどこにしたって、みんな栄町、新町、あるいはこれからも、先ほど言いましたように万願寺の区画整理、あるいは高幡の区画整理、たくさん区画整理が行われるでありましょう。そうしたときに、わざわざ全部日野をつけたらどういうようなことになるのか。あるいは少数意見の尊重というならば、少数の意見がよほど多数を占めるような運動にするなり、あるいはその支持を受けるような行動、そしてまたアンケートを再び住民からとるというふうなことを怠っておきながら、一部の大ボス小ボスといわれる人たちと町名を決めたということは、私は過去に必ず問題を残すであろうということを断言せざるを得ないから、あえて都市整備産業建設委員会が開かれる前に一般質問として投げかけたわけでありますけれども、絶対にこの変更を私はもう一度、いまここで多少お金がかかる、手続が大変であっても、将来ずっとこの町名を使うわけでありますから、これについていまだからこそ直しておくこともできるんではなかろうかということで、決して私はむだにならないという立場から質問しているわけでありまして、その辺の考え方は担当部長としてあるか、ないのか。

もう一つですけれども、ついでに。議会に提案をするということは、議会の議決が必要なわけですね。もし議会がだめだとしたら、変更せざるを得ませんね。ところが、それは絶対時間的にだめなんだ、無理なんだということをおっしゃるけれども、それだとしたら議会なんか要らないわけですけれども、やはりそういう中でこうした議会が始まらない、恐らく各種の行政機関を経ながらやってきたんでありましょうけれども、このように詳しく提案をされて、説明がされて、町名地番整理委員会で審議されたというふうに私は受けておりません、内容は。なかなかちょっと問題じゃないかなということも出たそうでありますけれども、いまのような状況の中で、言ってみれば押し切られてしまった。やむを得ないじゃないかというような形で決まってしまったというふうにしか思えないんで、その辺につきましても十分お答え願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

日野本町を一部の方々の考え方によって押し通されたのではなかろうかといった御疑問があるようでございます。町名地番のこのアンケート調査を実施するに当たりまして、仲町が参加いたさなかったわけでございますけれども、仲町の考え方といたしましては当初から日野本町を希望しておったわけでございますが、仲町の方の考え方は、ここの地域が日野発祥の地である、したがいまして日野一本でつけてもらいたい、日野何丁目といった形の日野市日野という形の町名を望んでおったわけで

ございます。その点で私どもと意見が相違したわけでございますが、再アンケート調査をなぜやらなかったのかといった御質問も中にあるようでございますが、私ども一応アンケート調査の結果が出ておりますので、ぜひこの際に多数であります本町ということで御了解をお願いしたいということでずっと御説明もし、御理解を得るための努力をしてきたわけでございます。

しかし、日野という地名に仲町そのほかの地域の方々もいらっしゃるということも私は聞いておりますが、日野をぜひつけてほしいという強い要望等がありまして、日野本町をつけてくれといったことではなかったわけでございます。

そこで、私どもは審議会に諮問という形ではございませんで、一応経過を報告するとともに、現在こういった意見が出されている、こういうことで一応審議会の意見を聞くという形で町名地番審議会を五十五年の八月十二日に開催しております。この中で審議会の委員の方々の中からも、そのように住民が日野をつけることを望むんであるならば、その辺も少しは考慮すべきではなかろうか。でも市が一方的に日野をつけないんだということで押し通すのは、まずいんではなかろうか。そこで初めて折衷案として、それでは日野を本町の上につけたらどうだろうかといった考え方が審議会の中でも打ち出されたわけでございます。

それで私どもは、一応それは答申という形ではございません。意見を聞くという形で審議会の皆様方、委員の皆様方の御意見もちょうだいいたしまして、その一部の中に出ておりました折衷案、こういった点で私どもはどうであろうかといった持ちかけを仲町初め、Aブロックの皆さん方にも御説明いたしました。その辺で何とか解決できることはないだろうかといったことで、御審議をお願いしたわけでございます。

その中では、一応日野を頭につけてもらえるならば必ずしも全面的に賛成することではないけどやむを得なかろうといった考え方、御意見がAブロックの自治会長の中にあったわけでございます。しかし、この問題は単にAブロックだけの問題ではございません。同時に町名地番を実施するためにB、Cブロックの皆さん方もいらっしゃるわけでございます。それでそちらの方々にも同じように日野をつけないでほしいというお願いをしてきた関係上、やはりわれわれといたしましてはAブロックが了解したからそれでいいんだということではなくて、B、Cの自治会長さん初め住民の方々にも、やはりこういう過程をたどった上でやむを得ず日野というものをつくらなければならない、なったと。そういった経過につきまして、一応説明を先にしてほしいというAブロックの自治会長さん等の御意見もありました。私どもはB、Cの自治会長さん方に再度お集まりをいただきまして、それぞれのブロックごとに日野を上につけるということで御説明をし、御意見をちょうだいしたわけでござい

ます。

やはり日野をつけることについては、統一的な見解としてきたのであるからできることならばつけてほしくないけれども、それで町名がまとまるんであるならばやむを得なかろうといった御意見をちょうだいいたしまして、私どもは一応それを持ち帰りましてA地区の自治会長さんに再度またお集まりいただきまして説明をし、それならばということで初めて審議会に日野本町ということで諮問をいたしたわけでございます。

過程といたしましては非常に多くの時間も費やし、努力をした結果がこういうふうになってきたということで、決して一部の地域の住民の方々の意見がそのまま押し通されたといった問題ではないと私は考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　仲町の世帯が約二百七十世帯あるわけでございますけれども、この二百七十世帯の人たちがすべて日野を希望したという経過は、この上のアンケートを見てもわかりますように、あり得ないというふうに私は思いますね。仲町が総意として日野をつけろという住民の声であったというふうには、決して思えません。そういうような状況の中で考えるならば、やはり一部の人の声の大きい方が、その意見が一部採用されて、時間も迫ってきた、だから途中で妥協しようという形になって、こういう結果を招いたんじゃなかろうかというふうに思われます。

仲町が仮に反対全部したとしても、約五〇％の人間が本町を希望しています。そういうことはまずあり得ないというふうに私は思いますし、単純に見てみましても九自治会ある中でもし仲町が全部反対であっても八対一である。こういう実態で考えるならば、やはりいままで決めてきた神明、そして大坂上、なにか日野の下の方まで大坂上でございますけれども、そういうような状況の中で考えても、いままで町名地番整理をやってきた、町名を選定をやってきたという自治会あるいは住民の方々に対しても、私は今回のこの町名の決め方はまさにおかしいというふうに言わざるを得ません。

ですからこの問題につきまして、私は少なくともここでいま部長の方から、これを撤回するとか何とかってなかなか言うのはむずかしいでありましょう。しかし、私はいま都市整備産業建設委員会にこの一一二号は付託をされて、請願は付託をされているわけですから、その中で十分後で禍根を残さないようにしてもらいたいし、良識ある議員の皆さんが賢明なる判断のもとに、やはりいま多少ここで手続、多少のお金を浪費したとしても、将来未来永劫永久的に残る町名地番、名称につきましては、きちっとやはり態度を出すことが住民の大多数の声にこたえるべき私は責務だというふうに思うわけであります。もし疑問であるならば、もう一回再アンケートをとる必要もあろうか

と思いますけれども、もうアンケートは何回も何回もとらなくとも、一回パッと出たやつが一番正直なんです。そういう中で、十分民在的な市政を運営される中では多少な手落ちがあったにしても、やはり実際問題としてはこれだけの人たちが希望をしている、どこを見ても全部過半数なんです。こういうとこもなかなか少ないと思いますけれども、単独過半数が本町なんです。仲町とてアンケートをとったら、同じ結果が出たと私は確信します。ですから、私も仲町の中に友だちたくさんいます。そんな声は聞いていません。そうじゃないはずです。

したがいまして、大変自治会長さんには申しわけないかもしれないけれども、必ずしも自治会長が住民のすべての政治的な判断までゆだねることはできないし、判断することは私はできない、だからこそ住民自治が一人一人の住民と市民と接することが大切であり、住民参加の維持がそこに生まれてくるんではなかろうかというふうに思うわけであります。そういう観点からいって、今回のA地区の町名の設定につきましては、まさにその民意を反映してないし、あるいは民主的な市政の、あるいは民主的な自治会内部の運営がされていないというふうに断定せざるを得ませんので、きわめてこの辺が問題でありますので、私の質問はこういうことを問題提起をしながら、あとはひとつ都市整備産業建設委員会の中で十分議論をしてほしいし、できればもう一度町名地番整理の審議会の中で議論をされることがよいでしょうし、私は少なくともこの問題につきましては、たとえ本議案が採決されても反対します。こういう立場で、いま私は最後にそのことを通告しながら、この地区におきますアンケートの集約の結果、あるいは町名については再考を要することをお願いを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって八の一、町名地番整理地区内の「日野本町」に関する名称の疑義に関する質問を終わります。

八の二、第四幼稚園の適正運営と学童クラブの独立・児童館の建設についての通告質問者、本間　久君の質問を許します。

○十二番（本間　久君）　二番目の質問としまして、市立第四幼稚園の適正運営と学童クラブの独立・児童館の建設につきましての通告質問をしたいと思います。

すでに市立の幼稚園が他市に比べて日野市は多いということで、大変革新市政の業績が上がっております。また、注目の的でもあります。ここに示されております第四幼稚園におきましては、五十五年から二年保育が実施をされ、四小を中心としました多くの住民の父母の方々から非常に喜ばれており、さすがは森田さんだ、こういうふうなおほめの言葉もいただいているのが実態であります。

一年前に始めました二年保育でありますけれども、その二年

保育のときにちょうど四歳児一クラス、あとは五歳児一クラスで間に合っていて、空き教室が一つありました。三教室あります。その中に、何としてでも他の地域に劣らず、大変いろいろと不便な地域でございますから、また人口も急増してまいりましたから、学童クラブを一つつくってほしい。しからばどこへつくろうかということで、とりあえず第四幼稚園の一教室を学童クラブに充てたらよかろうということで学童クラブに充て、今日大変なこれまたりっぱな姿として喜ばれておるわけでございますけれども、ここで五歳児が大分ふえてまいりました。何としてでも五歳児を入れるのが基本でありますから、さりとて二年保育をしなけりゃならないということになりますと、当然学童クラブの独立をさせなければなりません。いまお母さん方の中で学童クラブ、あるいは幼稚園の関係者の中でも非常に議論がかみ合わないところもあり、あるいは対立点もあるようでございますけれども、もとはと言えば、当初は非常にいい施策でスタートをした幼稚園での園舎の有効利用ということでありましたけれども、ここを四歳児の保育を一クラス、五歳児の保育を二クラスということにしていけば、五歳児の責任を持ちつつ二年保育ができていくんではなかろうかということで、いま非常に要望が強くなっております。そして、学童クラブを何とか別な個所で十分できるようにやってほしいという声も多いわけであります。ただ、いきなりいまここで児童館をつくれとか云々と言っても、なかなかできない問題でありましょう。

そこで、四小の校長あるいはＰＴＡの会長等も話し合いましたけれども、プレハブ教室が幾つかありますけれども、そこの一部を短期間であったらぜひお貸しをしても結構です、市の方でそう言ってくれるならばというふうなことも言っております。また、お母さん方の間でも、市の方から幼稚園を出て独立して別なところで学童クラブ保育をやれというんならばいいです、というようなことも聞かれております。来年になりますとそのことはできるそうでありますけれども、やはりいますぐ、五歳児がすでに定員オーバーをしているわけでございますから、これまたさらにオーバーしてしまうといけないし、あるいはより良い保育を目指すためには、どうしても四十人一クラスの教室を確保するということが健全な、適正な運営ではなかろうかというふうに思われますので、昨年五十五年のスタートのときには三月十五日に広報で知らせて二年保育をした、間に合わせた、そして学童クラブもあわせて行ったという経過もございますから、いまここの結論では大変むずかしい時期かもしれません。

一度結論を出した問題かもしれませんけれども、その辺は市長の裁量を、あるいは担当部局の考え方も十分に再検討してもらって、何とかひとつ間に合うように努力を重ねていただきたいというふうなことを、まず四幼関係におきましては、あるいは四小の学童クラブに関係しましてはそのようにお願いしたいと

思います。

そして将来、これは二校に一つの児童館をということの市の基本的な姿勢があるわけでございますから、この基本姿勢に沿いましてできる限り、なるべく早い時期に児童館の用地を確保し、そして私は学童クラブをそこに併設をするんだという考えではなくて、児童館すなわち子供の城、まあ五時まで預かる人もいるし早く帰る人もいるという形で、まさに子供の城であるべき児童館が、子供が自由に伸び伸びとしたそこで遊び、学ぶ、上級生とともに遊ぶというような雰囲気づくりを二校に一つといわずに、その要所要所必要度に応じてつくっていくということを私は念願をするわけであります。

もう一つは児童館の、あるいは学童クラブの関係でございますけれども、実は昨日も私のところに百草の方の父母の方から電話がありました。竹ノ上議員も先ほど大変迫っておりましたけれども、この学童クラブは小学校一学区に一学童クラブということの原則もあります。なかなか政治的にもむずかしい、あるいはなかなか都市的でもむずかしい、地形的にもむずかしい面があるかもわかりませんけれども、これもやはりいますぐ私は無理だというんなら、しからばこういうふうなことで努力をしていきたいということで、校庭の片隅あるいは空き地を一部お借りをしてプレハブを建てて、その中で学童クラブをまず独立させるというふうな形で、通いやすい形で学童クラブの運営をされた方がよろしいんではなかろうかというふうなことで、そのお母さんとも大分電話でありましたけれども長時間にわたって話しましたけれども、確かに百草台児童館と百草台小学校の間の距離、これを見ましても非常にちょっと問題もあるんではなかろうかというふうに思いますけれども、どうしてもやむを得ない形での今日の実情で予算化をしたんだということとなれば当面は、いましばらく何カ月かはがまんしてても、その間に鋭意努力しながら三沢地区に学童クラブをつくるということのひとつ努力は絶えず怠らないでやってほしいというふうに思います。

厚生委員会でも、紹介議員も竹ノ上さんと、石坂新政クラブの幹事長も紹介議員になっているそうでありますけれども、ぜひひとつそういうような地域の方々の願望を受けまして紹介され、またそれが厚生委員会で全会一致で、議会でも全会一致で通った問題ですから、ぜひその願意に沿って鋭意努力することをお願いしたいと思いますけれども、その点につきましての積極なる御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第四幼稚園には、いま学童クラブ一クラスお世話になっております。そうして、いままでは何とかやれたわけですが、本来の幼稚園の二年保育を希望どおりに行うということになりますと、部屋数が足りなくなってまいります。そこで、これまではいろいろと求めてこられるお母さん方にも、もう一年間だけ学童クラブをひとつこのままにさせてください、来年はなるべく二十小建つことが望ましいわけですが、もしそこまでいかなくてもとにかく立ち退くようにいたします、そういうことで一応の了解をいただいておると思っております。

それから五歳児も大体の数は伺っておりますので、公募という形はとらないにいたしましても、何らかの方法で受け入れるようにしたい、このように教育委員会とも一応の話をつけております。

そういうことでございますので、学童クラブの独立ということは来年はいたしますというふうに申し上げてよかろうと思っております。その際に新しく、つまり四小を母体校といたします小学校ができるできないが大変大切な選択になるわけですけれど、もしできなくても、やっぱりこれは本来は幼稚園の教室であるべきものを借りているわけですから、そちらの方に優先をさせたい、このような考えであります。

児童館のことにつきましては、これまでなかなか手が回りませんでしたが、いまのお話の中の子供の城というのは、私はやっぱり学校そのものをそういうふうに考えていきたいと思います。これはしかし、いまはなかなかそうもいかない面もあるわけであります。将来、余裕ができたらということなんですがいります。児童館も、なかなか土地を買ってつくるということはむつかしいことでありますけれど、できるだけ努力をして子供たちのためにいい条件をつくっていきたい、このように考えております。当面は、百草に明年は一園、一園というんでしょうか、一館というんでしょうか、設けたい計画を進めております。以上でございます。

……。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　市長の答弁で、いまの現状の中での対策としては、ある意味ではわかる面もあるんですけれども、特に第四幼稚園の場合ですと四十四、五名までは何とかと思っておりますけれども、これも推定でありますから、これが五十名とかそれに近い数字ということになってきますと、一クラス運営ではなかなかむずかしいんでなかろうかというふうに思いますので、その辺の推移を見ながら、まだ、いまそこで全部すべてが結論づけちゃうという形じゃなくて、昨年の経緯もありますから、二月、三月の経緯も踏まえながら十分担当部局でも再検討をお願いして、できる限り両者が適正な運営ができるようにひとつ努力を重ねていただければ、より幸いではなかろうかというふうに思います。

そして、確かに私は小学区、中学区を問わずに学校そのものが子供の城というべきものであると思いますけれども、なかなか小学校も高学年になってきますとそうもいかないようでござ

十二月十一日　金曜日（第五日）

います。それがすべて受験戦争の塾通いの関係からそうなってくるんでありましょうけれども、少なくとも昔のように餓鬼大将がそこにいて、餓鬼大将という言葉は悪いんですけれども、先輩がそこにいて、いろいろと物を教わったり泣かされたり、そしてともに遊び学んだりすることがきわめていま大切であろう。いまの子供を見ますと同じクラス、あるいは同じ学年しか遊ばないというのが、そもそも問題であるんではなかろうかというふうにも思います。

これはちょっとよけいなことかもしれませんが、私のせがれの行っている一中では、うちのクラスで二十名の男の子がいるうちに十五名がたばこを吸っているそうであります。それが今日の実態です。まあ、お父さんそんなこと言わないでくれと言ったけれども、こういうこともやっぱり言わないと任務を――そのようなのが実態で、なかなか先生も注意が行き届かない。注意したらぶん殴られちゃうというようなこともあるようでございます。そういうふうな私は状況の中でも、子供に置かれているというのも、やっぱり幼児期におけるそういう場が必要であろうということから児童館が子供の城であり、そしてその中で指導員、そうしたより先生方が、あるいはお母さん方も参加をして、やっぱりそういう時期から子供の健全な育成に努めていく、そうした子供の城となるべき児童館の建設をぜひ積極的にお願いをしてもらいたいし、そしてなかんずく開発指導要綱がいまございますけれども、いろいろこれからも大きな開発があるかもしれませんけれども、必ずその中には児童館を建設をさせるというような、第一次的な条件なんかもつけさせていくのも、これはまた一つの方法ではなかろうか。市の財政もきわめていまは自民党政治のもとで厳しい現況下に置かれておりますけれども、これから積極的にひとつこの厳しい自民党政権のもとでの革新市政を市民本位に乗り切ってこそが森田革新市長の真価を問われる時期じゃなかろうか、こういうふうに思いますので、あえてそのことを質問をしながら市長にお願いをして、この問題を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって八の二、第四幼稚園の適正運営と学童クラブの独立・児童館の建設に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十分散会

昭和五十六年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十号

十二月十一日　金曜日　（第五日）

出席議員（二十三名）

一番	黒川重憲君	十五番	板垣正男君
二番	市川芳太郎君	十六番	奥住芳雄君
三番	秦正一君	十七番	石坂勝雄君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	橋本文子君	二十九番	正国務君
十四番	鈴木美奈子君		

欠席議員（五名）

四番	飯山茂君	二十六番	杉山寅三郎君
十八番	滝瀬敏朗君	二十八番	佐々木昭雄君
十九番	林重義君		

欠　　員

十一番　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	結城邦夫	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
清掃業務課長	大貫松雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一－一〇－三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子　君

議事日程

昭和五十六年十二月十一日（金）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時三十九分開議

○副議長（島村孝志君）　おはようございます。議長所用のため欠席をしておりますので、本日の議長を副議長の島村がさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十六名であります。

一般質問を行います。

九の一、住民要望にこたえて次の項目の実現を、一、第三小学校前信号設置、歩道橋の階段取りつけについて、二、日野台四丁目先の交差点に信号機を設置せよとの要求について、三、市道（日野自動車西側）舗装の整備について、四、日野自動車のコンクリートべいの耐震強度について、五、日野駅前バス停に屋根の設置について、六、姥久保市道二号線の舗装の整備について、七、新バス停の開始に合わせ都バスの乗車、降車のできるようにせよ、八、多摩川の自然回復を目指して――サケの放流を進める市民運動に関連してについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔十五番議員登壇〕

○十五番（板垣正男君）　通告に基づきまして一般質問を行います。今年度の第四回定例議会にあたりまして、私も市民の皆さん方からたくさん御要望や御相談を受けまして、どうその要求や相談を解決するかということでいろいろと努力を行ってまいったわけでありますが、いまだに解決の兆しが見えないという問題も幾つかあるわけでございます。そこで今議会にその幾つかの問題を取り上げまして、市側の考えや今後の対策をお願いするという意味で、ただいま議長が紹介しましたように、八つの質問項目を提出いたしまして、これから質問を行うわけであります。質問項目が大変具体的になっておりますので、そう多くの説明は要らないかと思いますので、理事者側におきましても具体的な解決方法の答弁をいただきたいと思います。

初めに、第三小学校前信号機の設置と歩道橋へ上る階段の取りつけを行っていただきたいという問題であります。なお似たような問題が第二項目にございますので、日野台四丁目先の交差点、これは都道二百三十五号線でございますが、ちょうど八王子の花王石鹸の倉庫がございますが、その前の交差点に信号機を設置してほしいという問題でございますので、関連させて質問を行いたいと思います。御承知のように、第三小学校前の交差点はこれまで歩道橋が設置されまして、児童の通学や地域住民の歩行の安全のために、これまで多くの役割りを果たしてきたと思います。しかしなお自動車の交通量が年々ふえてまいりまして、歩道橋の設置のみによって交通安全をすべて確保するということにはなかなか至っていないというところに、いまいっていると思います。したがいまして、日野台の三本の道路が交差するところでもありますので、信号機の設置によって交通の安全をさらに充

実させるということが必要ではないかと考えます。もう一つは、現在取りつけられてあります歩道橋に上る階段が、道路をはさんで一ヵ所ずつあるのは御承知のことと思います。通例一ヵ所ずつあるというのは多いわけでありますが、しかし歩行者の流れによっては左右から歩道橋に上れるようになっているところもありますし、あるいはもっと多いところは三方から歩道橋に上れるというようなところもあるくらいであります。この場合、ちょうど日野台一丁目方向から参ります歩行者のために、道路を横断せずして歩道橋に上れるということのために、もう一つ歩道橋の階段取りつけを行ってはどうだろうかということであります。実はこの問題については、ことしの一月の十九日付で、第三小学校のＰＴＡの方がたしか教育委員会に要望書を提出しているはずであります。その後どういう検討がなされているか、私はまだ聞いておらないわけでありますが、検討が進んでいることと思いますが、なおどの程度の実現の見通しがあるのか、あるいはその必要性や多角的な交通安全の検討とあわせて処理されようとしているのか、その辺のことについてお伺いをしてみたいと思います。ただ伺う、聞くということだけではなくて、信号機の設置や歩道橋階段の取りつけを行ってほしいということでの質問ですので、それに沿った回答をいただきたいことを要求したいと思います。

二項目の都道二百三十五号線の交差点、八王子との行政境における交差点での信号機の設置の問題であります。これも最近とみに交通量がふえてまいりました。ちょうど豊田駅から真っすぐ北に伸びまして、八王子方向に抜ける道路であります。道路幅も広い道路でありますから、交通量も多くなってまいります。八王子には工業団地を控えているというようなことがありまして、トラック等、大型の交通量もふえております。しかも最近、花王石鹸倉庫わきに運輸会社のターミナルが建設されております。これは八王子行政区内でございますので、直接日野市がかかわってるかどうかただしてはありませんけれど、トラック・ターミナルからの大型車の出入りが頻繁に行われていくわけであります。どの程度のトラックが出入りするかまだ確かなことはわかりませんけれど、相当数の交通量が予想されます。したがいまして、この交差点に信号機を設置するということは急を要するんではないかと考えておるわけであります。信号機を一ヵ所設置するということ自体はそうむずかしいことではないかと思われます。速やかな調査やまた検討を行って、設置を行っていただきたいと思うわけであります。

次に、三項目の市道舗装の整備についてであります。これは日野自動車の西側を走っております道路でありますが、一里塚四号線、ちょうど甲州街道から旧市役所、出張所のありました、現在共同作業所のありますところまでが一里塚四号線と称するそうであります。それから先、北の方向には奥原二号線というそうでありますけれど、特に私が今回指摘しておきたいところは、この一里塚四号線の部分でございます。あそこを一度通ればよく御承知のことと思いますが、大変道路が傷んできております。日野自動車から出てまいりますトラックが、あの道路をよく利用するというようなこともあるわけでございますが、古くなった舗装がひび割れ、あるいはところどころ穴をあけているという状態、そこを補修しまして現在も利用されているわけでありますが、その補修の仕方も山になっているといいますか、平にならないというところが多いために、大変この道路がでこぼこな状態にあります。自動車に乗っている方ならまだしも、自転車等で通りますと大変な振動を与え、危険ですらあるという個所もございます。障害者の共同作業所があそこにあるわけでありますから、そこに障害者の方も毎日通勤するということがあるわけであります。そういう条件なども考慮に入れるならば、速やかな整備が必要かと思うわけであります。四丁目の中央公園周辺の整備も予定されているようでありますが、それと合わせて、いま指摘したような傷んだ舗装の整備も急いでいただきたいと思うわけであります。

道路整備に関係いたしますので、第六項の姥久保市道二号線の舗装について質問を行います。ここは市側の努力などもありまして最近側溝が整備されました。これは大変いいことでございまして、雨水排水が良好になったということであります。私どもは道路の管理や、あるいは道路をつくる際の基準といいますか、そういったものには疎いわけでありますけれど、現実に道路を利用いたしている者の立場から見てまいりますと、道路がいろいろと補修された後、かまぼこ型に道路がふくれ上がるといいますか、側溝の両側部分が低くなって、要するにかまぼこ型になる。雨水排水を良好にするということの理由だとするならば、余りにも傾斜があり過ぎるのではないかという気を持っているわけであります。もっと平らな道路にはできないものかどうかという感じを持っているわけでありますが、実はそういうことを考えてるのは私一人ではなくて、そこを利用する住民の方も同じように言っているわけであります。たとえば私が聞いただけでも、道路の端を自転車で通ってさえ、傾斜があるために、過ってわきの畑に落ちたという例が三つあります。原因の一つは道路が暗いというようなこともございましたので、街路灯のつけかえを一ヵ所行ってもらいました。それによって比較的交通もしやすくなったという声も聞くわけでありますけれど、いかんせん、修理をした後の道路がかまぼこ型になっておるために、自動車が来たときにどうしても端によけざるを得ない。そういたしますと、ハンドルを取られてたんぼに転落するということであります。整備をする際、そういった点などもう少し利用者の、歩行者の、あるいは自転車利用者の立場に立った舗装を行っていただけないものだろうかということもあわせて、舗装整備の問題について質問を行いたいと思います。市

内の道路の整備は、いま私が取り上げました二ヵ所だけではございません。穴がたくさんございます。これは市側も十分御承知のことと思います。たまたま私は今回二つの例を挙げただけでございまして、市内各地域の未舗装部分の舗装化、あるいは古くなった舗装の張りかえ、等々、市内全域にわたる道路の整備を行う中で、いま私が取り上げた個所についても速やかな検討をお願いしたいわけであります。

次に日野駅前のバス停の問題についてでございますが、これは五項目と七項目が共通しておりますので一緒に取り上げたいと思います。ようやく神明上の区画整理事業も最終段階に入ってまいりまして、来年の三月いっぱいには駅周辺の整備も終えるということであります。つい先日跨道橋の道路もできまして開通式を行いました。あわせていまバス・ターミナルの整備が進められております。このバス・ターミナルに屋根を設置してほしいという要求でございます。これは項目そのものずばりでございますので、そう多くを言うことは必要でないわけでございますが、日野駅前はまだ屋根がかかっておりません。高幡の駅前、豊田の駅前にはバス停が屋根かけが行われまして、雨の降る日など、利用者の便利を図ることが実行されてまいりました。バス利用者などの粘り強い運動などもあって実現したものでもありますが、これを新しく整備された後の日野駅前バス・ターミナルにもちゃんと設置してほしいというものであります。

しかも余り小さなものではなくて、かなりの人数が十分利用できる規模を持ったものにしてほしいということでございます。朝のバス停は大変混雑しております。バス利用者が多いわけでありますが、日中、夕刻問わず、利用者の利便を図る、こうした屋根かけの設置を行っていただきたいと思います。

七番目の新バス停の開始に合わせてという部分でございますが、これは駅西側の、いま申し上げましたバス・ターミナルのことでございまして、利用の開始に合わせて、都バスの乗車、降車ができるようにしてほしいということでございます。バスを利用されてる方ならすぐわかることでありますけれど、八王子方向から立川方向に向う際、バス・ターミナルを利用できないということがございます。たまたま京王バスで現在のバス停留所、バス・ターミナルにおります。バスを利用して立川方面に行きたいという場合、京王バスは二十号線を走っておりませんから都バスを利用せざるを得ないわけです。その際バス・ターミナルからは乗車できませんので、日野駅を越えて次のバス停まで行かないと乗車できないようになっております。これは大変不便この上もないわけでございまして、整備されて利用開始ができるようになりましたら、都バスの乗車、降車が八王子方面行きは現在利用できます。立川行きも利用できるように、市側も都バスとの交渉を進めて実施できるようにしていただきたいわけであります。

次に四項目でありますが、日野自動車のコンクリートべいの耐震強度の問題であります。これもかつて第三小学校のＰＴＡの皆さん方から、私にも口頭による陳情もございましたし、さきに御紹介いたしました一月十九日付に提出した要望書の中にも、第三項目に、通学路のブロックべいの安全確認をしてほしい、こういう項目がございます。教育委員会で十分検討済みのことと思いますけれど、広大な敷地を占めます日野自動車の周囲をブロックべいで囲まれてあります。最近建設される学校の周辺でも一部ブロックべいで囲むというようなところもございます。そのほか企業などでもコンクリートべい、あるいはブロックで囲んでいる部分もあるわけでございますが、代表的なところとして日野自動車のコンクリート、ブロックべいの耐震強度についてお伺いするわけであります。ちょうど工場の北側部分のコンクリートべいは、最近新しく建て直しました。かなりよく整備されているように思うわけでありますが、しかし専門的な立場からの検討はどういうものなのか、私はまだ一度も伺ったことはないわけでございますので、改めてこの場で質問として取り上げてるわけであります。工場の西側の部分、市道に面しているところは、まだ古いコンクリートべいで囲まれておりますが、このへいが、わきから見るとよくわかるのでありますけれど、ちょうど波を打ってるようなかっこうになっておりまして、いかにもいまにも崩れそうな恐怖感を与えております。

それに加えてあそこは斜面でありまして、へいの部分が高くなっているというようなこともございますので、一層そのわきを歩く児童や住民に不安を与えているわけであります。あれがいつ崩れるか、特に地震時など、どの程度の地震で道路側に倒れてくるのか、これらについてはっきりと調査をする必要があるのではないかと思います。そして余りにも危険が高いということであるなら、市が工場に対して改善策や強度補給策を命ずるとか、あるいは場合によっては全面的に建てかえさせるというようなことも必要ではないかと考えるわけであります。昭和五十三年六月の十二日に発生いたしました宮城県沖地震の際に、仙台市の十三名の死亡者のうち、九名がコンクリート・ブロックべいの倒壊によって死亡したと記録されております。この宮城県沖地震の調査は議会でも調査団を派遣いたしまして現地を調査してまいりました。私もその一員として、また調査団の団長を命ぜられまして調査を行い、議会にその報告書を提出いたしましたし、市長にも提出を行いました。この報告書の中にも、ブロックべいやコンクリートべいの調査についても触れておりまして、その後災害対策の一環としてどう取り組まれたか、お伺いしたいところであります。その中で、この日野自動車のコンクリートべいの耐震強度は一体どの程度なのか、不安がないのかどうか、こういったことも明らかにしていただきたいわけであります。

以上、とりあえず七点について質問を行いまして、八点目については後ほど質問するということで、一まず理事者側の答弁をいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問につきましてお答えいたします。まず第一点の日野第三小学校前信号機設置、歩道橋の階段取りつけについてでございます。この歩道橋は市道日野・八王子線に架橋されております。南側には西側に、北側には東側に階段が取りつけられております。御要望は道路南側の階段を東側にも取りつけるようにとのことでございますが、この階段には、階段に接する歩道の幅は二・五メートルでございます。階段の幅は一・七メートルを必要といたしますので、そのまま取りつけることは支障を生ずる恐れがございます。設置するとすれば歩道の拡幅から用地の買収が必要ともなりますので、この必要度合ともあわせまして、今後検討したいと考えております。またこの信号機の設置でございますが、歩道橋との兼ね合いがございますので、警察署とも協議いたしまして今後検討したいというふうに考えております。（「それは申請済みになっているよ、そんな答弁ないぞ」と呼ぶ者あり）

次に日野台四丁目先の交差点に信号機を設置せよとの要求でございますが、同地点は、都道二百三十五号線と日野市道補助七号線、八王子市道の区域境にあり、御指摘のとおり現在は設置されておりませんので、この設置の必要を道路管理者であります都を通じて要望したいと考えております。

次に市道、日野自動車西側奥原二号線及び一里塚四号線の補装についてでございますが、本線につきましては昭和五十三年、五十四年度で側溝を改修しております。御指摘のように簡易舗装であるために、大分傷んでいるということでございます。重量の大きな自動車が通行する頻度が激しいために、方々市内至るところ市道が傷みが激しいところがございまして、順次改修を計画しておりますけれども、とりあえず日野自動車の西側にあります日野台公園の南の一里塚五号線につきましては五十七年度で整備する計画でございますが、本線につきましては今後検討して、計画の中に取り入れていきたいというふうに考えております。

次に姥久保市道二号線の舗装についてでございますが、本線につきましては五十四年、五十五年で側溝を整備いたしました。この側溝整備の際に道路の全面舗装をすべきではなかったかというふうにいまになっては考えておりますが、この舗装につきましては、計画では五十九年度に繰り入れてございますが、この傷みあるいは状況によりましては、その優先順位を検討してはどうかというふうに現在考えております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　五点目と七点目の御質問についてお答え申し上げます。まず五点目でございますけれども、現在区画整理で日野駅前の広場を築造してございますが、この広場の中にバス・ターミナルが設置されることになるわけでございますが、そこに屋根を設置してほしいという御要望でございます。私ども現在この広場の築造をするに当たりまして、バスレーンを五レーン計画をしております。そのうち現在三レーンを、とりあえずこの工事の中で設置をするということで、同時に屋根をかけていく予定になっております。

それから七点目でございますが、バスターミナルに都バスの乗降所を設けてほしいという御要望でございます。先ほど申しました五レーンのバスというのは設置されるわけでございますが、そのうち一レーンを都バスの専用レーンに充てております。したがいまして、都バスもバス・ターミナルの中に入ってくるということになるわけでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　第四点目の日野自動車のコンクリートべいの耐震強度についての御質問でございます。これにつきましては二点目との関連で申し上げたいと思いますが、御指摘のように日野自動車の北側につきましては百メートルぐらいのところが二ヵ所ばかり防災上非常に好ましくない構造になってございます。一つ目は東北部の七十メートルの区間でございます。これにつきましては盛り土をしてその上に万年べいが設置してあるわけでございます。もう一つは西北部の方でございますが、これにつきましては三十メートルの区間が石積みで、その上に万年べいが設置してございます。こういった点を実際に調査しまして、これから起こり得ます東海地震の震度五程度の強震に耐え得るか、こういうことの判断につきましては非常にむずかしいわけでございます。これにつきまして管理者でございます日野自動車の方に一応申し入れをしてございますが、一応このへいにつきましては、一応日野自動車の管理下でございます。それで日野自動車の方といたしましても年次計画を立てまして、改修をやっているわけでございます。私どもの方も、やはりその改修計画について、いま申し上げた二点が特に危険な状態が判断されますので、一応道路管理者の立場で改修方を申し入れしていきたい、かように考えておるところでございます。それから強度等につきましても、やはりこの管理者の立場で、一応いろいろ判断された中で改修工事がなされていると判断されるわけでございますが、なお消防署等によりまして耐震度については測定していきたい、かように考えております。それから三点目の一応耐震の、ブロックべいとそれからコンクリートべいの震度の中の震度計と申しますか、鉄筋が入ってるとか入ってないとかいう形の調査の機械がござい

ますけれども、これは都下のある市で購入されて、実際にやっているところですが、まあ新聞報道の範囲を越えませんが、非常にその機械の利用率が悪いと、こういうような新聞報道もなされているわけでございます。そういう判断の中で、私どもの方では一応それを、全面的に否定するわけではございませんけれども、一応広報あるいは市民便利帳等の中でいろいろ市民の皆さん方にＰＲしていきたい。そのＰＲの中に地震行動等の際の十のポイントという形の中で門や、ブロックべいには近寄るな、こういう形で市民にＰＲして、危険のないようにＰＲをしてまいりたい、かように考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　一通りの答弁があったわけでございますが、教育委員会、教育長に一つ質問しておきたいのですが、先ほど私が、ことしの一月十九日付で三小ＰＴＡから教育委員会に提出された要望についてどう検討されてまいったか、お伺いしておきたいと思うのです。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いまの一月十九日の三小からの陳情というのは、一つはやはり歩道橋に関係する交通安全の問題だと、こういうふうに思っておりますが、これにつきましては私たちも検討いたしましたけれども、いま歩道橋があるということによって、学童の交通安全というようなことにつきましては、特にそれだけでかなり間に合っているんじゃないか。したがって、今後そこに信号などをつけられたとしても、私たち子供たちの指導としては、むしろ階段を使う方がより安全じゃないかというような話し合いをしております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　教育委員会に要望したいのは三点あるんですね。恐らく教育長が見ておられないだろうと判断されますね、いまの答弁ですと。恐らく要望書を見ておられなかったんではないかと思うんですが、先ほど建設部長が答弁しまして、建設部のサイドからの検討が今後行われるということですので、ひとつ教育委員会側からの立場で、より交通安全の対策が進むよう、協力を行っていただきたいと思います。三小前の信号機の設置、歩道橋の階段取りつけについては今後の検討を待ちたいと思います。

それから都道二百三十五号線の交差点における信号機の設置、東京都を通じての信号機の設置をぜひ実現させていただきたいと思います。先ほど私が申し上げましたように、運輸会社のトラック・ターミナルができることによりまして、予想される台数が大体四十台から五十台ぐらいになるんではないかと話を伺っておるものですから、相当頻繁な出入りが予想されるわけであります。歩行者、あるいは自動車、安全を守る、あるいはスムーズな交通の流れを行わせるために、信号機の設置を要求しておきたいと思います。

市道関係の整備については、年度計画等もあるようでございますので、速やかな実施を重ねて要望しておきたいと思います。

それから五項目、七項目のバス停の整備に伴う屋根の設置、都バスの乗車、降車のできるようにしてほしいという点でございますが、これは要望するということだけではなくて、そう行ってほしいということで、市側が京王バスや東京都に要望してほしいんですが、この二点について、これはできるという回答を現在もらっておりますか、それともまだもらっていませんか。要望しただけにとどまっているのかどうか、その辺のところを確認したいと思うんです。

それから四点目の日野自動車のコンクリートべいの問題でありますけれど、管理責任者が企業にあるということは、これはよくわかるんです。よくわかるんですが、だからといって市がどの程度の強度があるのかということも知らないでいるということにはならないのではないか。すぐわきを市道が走りガードレールがつくられ、歩行者が毎日のようにあのわきを通るということであるなら、歩行者の安全を守るという点で、古くなったへいの強度がどの程度なのか。あるいは新しくつくられたへいの工事が鉄筋の入りぐあい等々、その責任者にただすというようなことは当然あってもよろしいんではないかと思うんです。

先ほどの答弁で、大体市側の考えはわかりましたけれど、なおいま私が申し上げましたようなことをつけ加えて、今後の対策に取り組んでいただきたい、そう要望しておきたいと思います。

なお、私たちが仙台市にまいりまして、報告書を市長にも提出してまいったわけでありますが、その後の具体的な取り組みというのがまだあらわれていないというふうに判断せざるを得ないわけでありますが、この際なお今後の対策をお願いしておきたいと思います。

それでは先ほど都市整備部長に質問いたしましたバス停に関することだけの確認の答弁をいただきたいと思うんです。

○副議長（島村孝志君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、バス・ターミナルの屋根につきましては、現在の工事の中で五レーン中三レーンを実施するということで現在進めております。これは市の方から当然都、または京王の方に要望を出し、その結果といたしまして、現在市側に申請が出ておりますものは、京王からとりあえず三レーンをこの工事の中でお願いしたいということでございます。したがいまして、広場が築造される段階では、三レーンの屋根はでき上がります。

もう一点の、バス・ターミナルの中に都バスの乗降所をということでございますが、これにつきましても、むしろ都の方か

ら中に入れてほしいという要望がございました。私どももそれにしたがいまして一レーンを設けてあるということで、五レーン中、一レーンはこの広場の中でセットをするということでいま進めております。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　次に質問の八項目に移りたいと思います。多摩川の自然回復を目指しまして、さまざまな角度から取り組みが行われていると思います。市民の意識の中にもあるいは行政サイドでの取り組みはあろうかと思いますが、きょうの朝日新聞の記事にも、全国の河川や湖や、あるいは大小都市近辺の海岸などで、水質がますます悪くなってるということが伝えられております。日本の国土がもっと美しく、もっと人間の生活に多大な利益をもたらすような自然を回復させてほしい、そうだれしもが願っていることと思います。私たち日野市の近くを流れております浅川や多摩川、あるいは市内を流れている用水等の清流を取り戻すということは、森田市長の行政スローガンでもあります。緑の回復とあわせて清流をどう取り戻すか、これはなかなか大変な、しかも長期を要する事業でもありましょう。そのための一つとしまして、下水道を早期に完成させるという課題があります。東京都の流域下水道計画の促進がいま図られつつあるわけでありますが、これもかなりの時間を今後要します。私たちは三多摩の上下水道並びに道路建設促進委員会の下水道部門で、ついこの間も建設省に来年度の予算要求の内容を伺ってまいりました。事業費で九％削減されております。したがって東京都に配分される予算も減ってくるわけでありますが、こういうことで、下水道事業の計画も暫時先送りという方向に進まざるを得ない傾向があります。下水道事業の促進だけではないと思いますが、そういうことを待って、都市化の進行ということとあわせて、河川の水質が一向によくならないということになっているのも一つはあろうかと思います。そこで市長も、三年前から清流を取り戻す事業の一つとして、用水にこいの稚魚を放流するなど、市民の関心を高める努力を行っていると思います。最近市民の中から、多摩川の清流を取り戻そうじゃないかということの運動の一つとして、サケの放流を進めることなどが行われようとしております。これは自然を回復させる、多摩川や東京湾をもっともっときれいにする、そういうことの関心を高めるものの一つの運動として行っているものでありますけれど、こういう市民運動に呼応いたしまして、市ももっともっと市民の関心を高める、あるいは東京都や建設省、政府に対して自然の回復を求める措置を要望する運動を展開されてもいいんではないかと思います。そういう見地に立ちまして、市長の清流を取り戻す事業や運動、あるいは考えというようなものを、この際お伺いしておきたいと思います。これまで市が行っております下水道事業、こいの稚魚の放

流、あるいは看板を立てたり市民意識の向上を図っているわけでありますが、これまで行ってきたこうした施策の上に立って、今後の展望などをお聞かせいただきたいわけであります。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市民生活の環境を守る立場から、緑という自然の健康に象徴される環境づくり、並びに日野市は特に水系の多い都市でありますから、清流を取り戻そうということは市民の共感を得られる大変なテーマだというふうに考えて、鋭意取り組みを努めておるところであります。基本的には御承知のとおり、一口に言えば清流条例、正しく言えば公有水面の流水の浄化に関する条例というのを、たしか五十年ごろ一定の指針として定めております。その中で行政の責務、市民の責務という形でそれぞれが努力をする、その分野を定められております。行政の分野といたしましては、四項目ぐらいしかあるわけでありまして、まず下水道の促進をすること、それから有効な手段を行うこと。それから市民の責務といたしましては、清流を取り戻すための浄化に関する努力をしなければならない、こういうふうな精神的な規範ができておるわけであります。それに基づきまして市民の方々にはＰＲをし、あるいは清流フィルターを配布し、また清流運動につきましての啓蒙をやっておるわけであります。そうして市内にあります三十八キロに及ぶ用水路の幹線に伴いましては、清流監視指導員という方々を一キロにつき一名ずつ、地元推薦で委嘱をいたしております。その行事に伴いまして、稚魚を放つ、あるいは堆積いたします汚泥のしゅんせつをする等、不十分ではありますけれど、それぞれに努力をいたしております。そして特に市内を貫いて流れます浅川につきましては、浅川自然公園計画というものを計画いたしまして、そしてこれから市民と水辺とのより近しい関係、たとえば親水公園でありますとか清流公園のようなものをつくろうということを進めつつあります。いま御提案の、特に流域幹線でありますところの多摩川がきれいになるということは、三多摩地域のために最も優先されるべき事業の一つのはずであります。上流にダムがありまして水が冷たいとか、あるいは雨の降らないときには水が流れてこない、そういう欠点もあるわけでありますが、努めて関連地域と共同で運動を進めまして、多摩川の清流の回復ということに日野市民こぞって協力、努力をいたしたい、そういう考え方であります。その際、最近サケの還流がこの日本列島にかなり南下してくる傾向がニュース等でも報ぜられております。千葉県の川、あるいは東京湾を上がってくるというようなことも現実にあるわけでありますから、サケの稚魚を放流するという運動は、大変試みとして、市民あるいは関係者が関心を注いでいるところであります。市といたしましても、今後その可能性や効果等につきまして、専門家の意見も聞いたりし、市民運動にまた一役参加をして、そ

してぜひそういうことの実現を図ることができれば幸いであると思っております。幸いに地元出身の国会議員が環境庁長官になられ、またわれわれの親しい関係にある地元の議員も環境庁政務次官になられた、そういう状況もありますから、こぞってその運動に訴えて、この地域の住民の大きな運動に仕立て上げることがチャンスがある、このように思っております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　多摩川や浅川をきれいにするという運動はもちろん日野市だけではできるものではございません。ただいま市長が答弁しましたように、広域的な運動や取り組みは当然必要になってくるわけであります。その辺の具体策と申しますか、今後の施策といったようなものについてもう少し伺いたいという気はするのでありますけれど、しかし今後の一層の検討や努力をお願いしておきたいと思います。以上で私の八項目にわたる質問、いずれも市民の皆さんから私に寄せられました切実な要求でございます。市側の一層の努力を要望いたしまして質問を終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって九の一、住民要望にこたえて次の項目の実現を、一、第三小学校前信号設置、歩道橋の階段取りつけについて、二、日野台四丁目先の交差点に信号機を設置せよとの要求について、三、市道（日野自動車西側）舗装の整備について、四、日野自動車のコンクリートべいの耐震強度について、五、日野駅前バス停に屋根の設置について、六、姥久保市道二号線の舗装の整備について、七、新バス停の開始に合わせ都バスの乗車、降車のできるようにせよ、八、多摩川の自然回復を目指して――サケの放流を進める市民運動に関連して――に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩
午後一時十四分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十の一、医療で悩む市民に救いの手をについての通告質問者一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　医療で悩む市民に救いの手をと題して、医療の問題の幾つかを質問いたします。まず最初に、家族が重い病気にかかり、その医療費が莫大で、その捻出が家計に大きく響き、生活していくことができない、お手

上げの状態にある市民に対して、何とかならないかということであります。昨年でしたが、ある市民から、母親ががんで入院や退院を繰り返している。一日に数万円もの医療費がかかり、非常に大変だ。いまのところ蓄えがあるからいいが、この調子ではすぐにわずかな貯金はなくなってしまう。そうなったらどうしたらいいのだろう。市政の中での何か救済の方法はないものかと私のところに訴えてきました。その要望に沿って、私は、福祉部あるいは旧保健衛生課などへ行って伺ってきました。救済する手段はありませんでした。強いてあるとしたら、社会福祉協議会の世帯更生資金という名の貸しつけでありました。これとて最高二十万円です。月に四、五十万円もかかるものの埋め合わせには焼け石に水の感じです。一般の健康保険、市でやっている国民健康保険などで高額療養費として三万九千円以上は支給されています。これは二、三ヵ月おくれるので、その間の貸しつけ制度も市にはできているそうです。しかし高額療養費として支給されないものがある。これが大きな負担となってその市民を苦しめているのです。いわゆる差額ベッド、付き添い看護料、保険のきかない、それでいてどうしても飲まなければならない薬など、実際には多額の費用がかかるのです。普通の生活をしている市民にとって、このような高額な出費に耐え得ることはできないのが当然です。仕方なしにサラ金に手を出す人もいるということです。私の勤務している会社には共済会というものがありまして、返還される高額療養費以外の医療費の一部が支給されます。一日差額ベッド四千円まで、付き添い看護料四千円まで、九十日以内となっています。これだけでも多少助かるとは思いますが、これすら一般には行われていない。市では現行、これらに対して救う手段は何もないのか。今後どう考えるのかを質問いたします。これを質問一とします。

次に、先ほど触れました社協の世帯更生資金ですが、これを大幅に増額させることはできないのか、あるいはこれに相当するものを市で新設できないか、これを質問二といたします。

以上のように高額な医療に悩む前に、病気にならないようにしなければなりません。そのための手段がますます重視されてきていると思います。この病気の予防ということについてどう考えているのかということで質問を続けます。健康診断、各種の検診が行われていますが、通常その機会に恵まれないすべての市民を対象に平等に行うべきだと思います。私ども日本社会党が家庭の主婦の公費による健康診断を主張してから久しくなりますが、いまだこれが完全には実施されていません。もちろん私たちの主張は、法律によって健康診断が義務づけられている幼児、児童、生徒、学生、勤労者、老人以外の人で、検診の機会のない国民健康保険加入者など、この健康診断の対象になります。最近も成人病予防のための住民健康診断が実施され、昨年からさらに前進した形で実施されていました。十月六日か

ら五小で、十月十三日から潤徳小で実施されましたが、それぞれ五百人で締め切り、まだまだ需要に応じられていないようです。五百人以上来たら困るということで十分なＰＲはしていないと思います。これを市民に十分行き渡るような宣伝をしたとしたら、それこそ大変です。需要と供給の大きな差が露呈すると思います。これを私たちは半ば強制的に、市民の義務として健診を受けるようにすべきだと主張しているのですから、さらに大変であり、したがって現状は私たちの主張にほど遠いのであります。多額の費用がかかり、検診の人員をふやすことは簡単でないことはわかりますが、予防に十分応じられる態勢を一刻も早く整えていただきたいと思います。何よりも大切な市民の健康を守ることです。市立総合病院がこのたび増改築し、装いも新たにより充実したことは喜ばしいことです。日野市最大の医療機関としてますます発展することを願うものです。しかしこの市立総合病院が健康を守るために重要な手段である健康診断について果たしている役割りは何なのか。健康診断を強く望み、その必要性があるのに、集団検診の五百人から残念ながら外された市民が市立病院へ行って健康診断をお願いする。もちろん病院はやってくれるでしょうが、集団検診と同様にやってもらうと一万数千円取られるのだと思います。五百人の中に入れなかったがゆえに、同じ市民でありながら一方はただ、そして検診を切実に望んでいる、その必要性の強い一方の市民は一万五千円も取られる。平等とは言えないのではないでしょうか。病気の予防については健康診断だけが充実すればいいというものではありません。日常生活での健康を守るための知識を市政の中で市民に供給する必要があると思います。広報を通じてはもちろんのこと、それぞれの市民、あるいは市民団体の要望に応じて、健康に対して、健康を守ることの指導を市として行うことが必要だと思います。そのための態勢はどうなのか。指導を受け持つことができる人、保健婦さんは一人しかいないというのでは、何とも手薄ではないでしょうか。これらの態勢をもっともっと充実させ、病気の予防についての市民生活の羅針盤になっていただきたいと思います。以上申し上げ、質問三として、住民健康診断の今後の方針をお聞かせいただきたい。

質問四、市立総合病院での健康診断の取り組みについてどう考えるか。

質問五、病気の予防、健康の指導についての今後の考え方を伺いたい。

○副議長（島村孝志君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは最初の二点につきましてお答え申し上げます。最初の一点目でございますけれど、何か手段があるのか、またどう考えているのかという御質問でございますけれど、ただいま議員さんからおっしゃられた

とおり、考えられる方法といたしましては、世帯更正資金、あるいは現在行っております生活つなぎ資金、こういう制度が現在あるわけでございますが、確かにこれにつきましても額の制約がございます。そういう中では保険外医療ということでお苦しみになっている方の実情はわかるわけでございますけれど、そういう額の制約された中では、なかなか高額に支出される方の救済には充たらない、できないというのが現在の状況でございます。

そこで二点目の質問になるわけでございますけれど、世帯更生資金の枠を増額できないかという御質問でございますけれど、これにつきましては、この社協の制度として現在行っているわけでございます。これは全国に社会福祉協議会、ここに対しまして国が三分の二、都が二分の一、都道府県ですね、こういうような制度の中で、東京都社会福祉協議会を通じまして市の社会福祉協議会がこれを受けて行っている、こういう制度でございますので、これに対しまして、市単独でこれに対する増額というふうなことはできないわけでございます。したがいましてまた御質問ございましたとおり、新たな新設ができないのかという御質問でございますけれど、やるとしたらば、現行の、先ほど申し上げました生活つなぎ資金、これも一つの限度がございます。したがいまして、新しい方法を何か考えていくかどうかということになります。これらの方法があるかどうかにつきまして検討をしていきたい、このように思っているわけでございます。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　三点目の病気の予防の件でございますが、現在市の方では一応相談事業をやってございます。毎月の一日号につきまして健康相談あるいは医療保健相談、これらの相談事業を定期的に窓口を開きまして相談事業に応じているところでございます。また保健所におきましても、一般健康相談、あるいは母親相談、こういうような形で、曜日を決めましていろいろ健康相談に応じているところでございます。

それで二点目の住民健康診断の人数の件でございますが、これにつきましては、先般の決算委員会でも御指摘がございました。非常に要望に対しまして人数が少ないんではないかという御指摘もちょうだいしているわけでございます。これらにつきましてはなるべく人員をふやす方向でいま検討を加えているところでございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　御質問の第四点目の健康診断について市立総合病院として今後どういうふうに対応するかということにつきましてのお答えでございます。現在日野市立総合病院におきましては、一般市民を対象といたしまして

の個人健康診断を実施しております。年間約四百件、月に直しまして大体三十件程度の個人健康診断を実施をいたしておるわけでございます。病院側といたしましては、一般に見えられた個人の健康診断につきましては受け入れるという態勢をとっております。ただ大量に、一時に市民の方々が健康診断に見えられますと、問題は受け入れ態勢の問題になってくると思います。この健康診断につきましては内科医が御承知のとおり担当するわけでございますけれど、現在常勤の内科医が二名、パートが三名と、五名の内科医が担当しているわけでございますので、今後こういったような問題も含めまして、できるだけ医師の確保の問題とあわせまして、この市民の健康診断にこたえられるような態勢を整えていくような方法で検討してまいりたい、かように考えております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　健康で文化的な生活を と主張する市長の、この医療についてのお考えをお聞かせいただければ幸いです。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市民の保健医療に関しましてはいろいろな制度と施策によりまして、戦後だんだんと確立をしてまいっております。特に近年、成人病でありますとか、がんを中心といたします疾病につきましてなるべく早く診断を行って、そうして早期に治療するがいいということにつきましては、住民の関心も大変高まりました。したがって、がん検診等を行いますと、予定以上の参加があるということになってまいりましたので、なるべく全員が検診できるようにする努力をまずする必要があると思っております。

それから、いま前段のお話で、高額医療と申しましょうか、あるいは経費と申しましょうか、これの負担が、疾病の状況によっては非常に高いので、なかなか家庭で背負い切れない、こういう場合も決してないことはない、このように思うわけであります。しかしたてまえといたしましては国民皆保険あるいは社会保障制度の中で本来吸収されるべき問題だと思っておりますが、なお絶対に不足するという部分につきましては、何らかの救済措置と申しましょうか、資金調達の援助もできる、こういうことはできれば望ましいことであります。なかなか制度として立てることは一面困難ではないかと思いますが、何らかの方法で、市が証明とはいかないまでも、もう少し強い形のあっせんができるような、そういうことを金融機関との間に協議をしておくことは可能ではなかろうか、このようなことをいま考えております。非常にケース・バイ・ケースということになりかねないとは思いますけれど、できるだけ、手段がないというふうな状況に放置してはいけない、このように考えております。

それから、なるべく平常の保健といいましょうか、健康づくりのための施策を進めるということが、医療制度全般の健全化にも役立つと思いますし、また市民の方の生活、あるいは幸せを保つために、むしろ積極的な健康づくりの施策を奨励する、そういうことに今後取り組むべきであると思っております。公園をつくりますとか、また下水道をつくりますとか遊び場をつくりますとか、ジョギングのコースを指定しますとかいうことも、それぞれみな一面には健康保持の施策に欠くべからざる施設だ、こういうこともあわせ行っておるわけであります。なお欠ける点があれば一層密にしなければならないと思っております。そして日野市では幸いに地域保健協議会という医師会の傘下、あるいは医師会の主体によるふうな行政上の協議ができる機関がありますから、そこで市民の立場、あるいは医療の立場、行政の立場、それらを含めて十分詰めていく必要があると思っております。よく保健センターをつくるということもわれわれの公約の一つにしておりますが、いろいろなその組織に対します見解がありまして、われわれの行政といたしましては、なるべく、先の大きな構想よりも、当面の可能なことが必要だというふうに考えまして、旧庁舎区域にあります休日準夜診療所あたりを一つの拠点といたしまして、保健相談あるいは医師会の協力による診断、検診の仕組みをひとつ確立をいたしたい、このようなことも考えております。まだまだ至らない点があろうかと思いますが、市民の英知を集めまして、文化都市であるとともに健康都市である、こういうことが、日野市の目指す都市像である、このように今後も努力をしたいと思っております。抽象の域を出ないかもしれませんが、以上のようなお答えをいたします。

○副議長（島村孝志君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。この質問については以上で終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって十の一、医療で悩む市民に救いの手をに関する質問を終わります。

続きまして十の二、障害者への防災対策の強化をについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　引き続き障害者への防災対策の強化をと題しまして質問し、日野市における障害者の防災対策を示していただきたいと考えます。防災の日から始まる九月の第三回定例会には、さすがに賢明なる議員の諸氏から防災対策についての質問がありました。しかし国際障害者年のことしですが、障害者の防災については触れられていませんでした。一方、障害者問題を取り上げた一般質問も、防災についてまで及んでいませんでしたので、ここに障害者に関連した防災対策について質問いたします。国際障害者年に際しての障害者問題最後の質問として、簡単にさせていただきます。

いざ大地震が起ったとき、障害者、特に全盲の視力障害者な

ど、重度の障害者はどうしたらいいのか。このとき、このような市民に対して、市としていかなる対策が立てられているのか。それぞれの地域には避難場所が定められていますが、その場所へ簡単に行くことができないのが障害者なのです。こんなとき、障害者を避難場所へ誘導してくれるようなシステムが確立されているのでしょうか。災害が起こったとき、こんな非常事態のとき、他人のめんどうを見る余裕なんかあるものか、肉親が、家族が助けてやればいいのではないかと考えるのが一般的な考えかもしれません。しかし一人暮らし、あるいは障害者だけの家庭ではそれが期待できないのであります。こういうケースこそ、市政の中での対応が必要だと思います。まずこのような対策の必要な障害者のリストアップをしなければならないと思います。そして、災害時、この障害者にだれがいかに対処するかを決めておく、こんなことが考えられると思いますが、避難場所への誘導など、市として講ずるべき対策があると思います。

聴覚障害者への対策として、避難場所への道順を示した標識が設置されているという自治体もあると聞きます。ただこの場合、逆にその標識から、聴覚障害者の存在がわかり、その家へ忍び込むどろぼうへの案内となってしまったということもあると聞きます。どろぼうにとって耳の聞こえない障害者のお宅はお得意さんだということです。十一月二十六日の読売新聞によりますと、小平消防署では、目の不自由な人たちにも火災予防や防災の知識をと、年三回発行している「広報消防小平」の点字版を発行しました。友人の失明を機に通信教育で点字をマスターした消防署員が、ボランティア活動として点訳したもので、B五版、十四ページ、火災から命を守る備え、わが家の防災診断などの内容が盛り込まれていて、小平市内の約三十人の目の不自由な人に回覧され喜ばれているということです。また同じ読売新聞の十一月十六日朝刊には、八王子市での聾唖者を対象にした防災訓練の記事が載っていました。十一月十五日、八王子市台町の心身障害者福祉センターで、八王子市聴覚障害者協会婦人部の主婦ら約三十人が、手話を使っての訓練を行ったというものです。初期消火、応急救護訓練、起震車で地震体験をするなどの訓練だったのですが、手話なので意思疎通がむずかしいが、これからも力を入れていくということです。日野市内の視力障害者にも、防災の日、九月一日にちなんで、交通安全について警視庁から、都市ガスの安全について東京ガスから、あるいは東京電力からなど、点字によるお知らせ版が来ております。さらに小平でやられているように、消防署ともタイアップして、点字による防災情報を日野市でも実現していただく努力をお願いしておきます。情報の提供だけでなく、実際の訓練をしてほしいと願っています。障害者の施設や学校では行われているが、在宅の障害者を対象には全くやられていないのが現状です。これをぜひ実現してほしいと思います。以上を申し上げて質問いたします。

質問一、障害者、特に重度の障害者に対しての防災対策はいままでどのように考えられ、なされてきたか。

質問二、これを今後どう考えていくのか。

質問三、対策の必要な障害者のリストアップはなされているか、できていないとしたら、今後つくる考えはあるのか。

質問四、災害時、これらの障害者への対応はいかにするつもりか。

質問五、障害者に対しての防災情報の提供をどう考えていくのか。

質問六、在宅障害者の防災訓練を実施する考えはあるのか、以上です。

○副議長（島村孝志君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　避難場所等につきましては、現在、いままでの避難場所についての全面的な見直しをしてございます。御質問の重度の心身障害者につきましては、市内に約六百名ぐらいいらっしゃるんじゃないかと思うのです。消防署が各個別に調査をいたしましたところ、約三百名しかつかんでおりません。このことは一応個別調査の段階で拒否されたか、あるいはその他の調査が不十分であったかというような形の反省があるわけでございます。そこで今回の審査委員も、防災対策になりますといろいろ隣人関係とか、そういうものがむずかしい面があります。それから身体障害者の方々のやはりいろいろな面もあると思います。そういう意味合いにおきまして、今後は日野市心身障害者団体連絡協議会と協議をいたしまして、了解が得られますならば、身障者の居住地の地図の作成、または居住地の身障者マークの表示等によりまして、日野市と消防署、警察、消防団等の防災機関が的確に現状を知り、場合によっては地域住民の応援を求めるような態勢をこれからとっていきたい、かように考えているわけでございます。そういうことで五点目です。かの点字の情報等につきましても、今後の検討課題にさせていただきたい。それから在宅者の防災計画につきましても、この連絡協議会等の協議の中でこれから進めさせていただきたい、かように考えているところでございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　障害者は災害が起こったら、大地震が、火事が起こったらどうなるのか。障害者自身どう考えているのか。視力障害者のある人は、そのままうちにいる、逃げないでうちにいる、それしかないと思っているのです。これは大きな災害が起これば、ここでこのまま死ぬしかないと思っていることを意味しているのです。みずからの生命をあきらめなければならないのが現状なのです。この現状を克服

するのが行政であると思います。この現実を知り、私は障害者の災害対策がどうしても緊急に必要であると考え、国際障害者年最後の質問としたのであります。障害者への防災対策の強化について、市長の考えをぜひお聞かせいただき、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　災害時の、地震災害を想定いたしまして、いま部長が答えておりますとおり、防災対策、あるいは避難誘導等の新しい計画をいま検討しつつあります。大分、国の制度におきましても、地震予知、あるいは伝達、それから行政のそれに対しますまた対応、だんだん上の方から方策が固まってきつつあるようには思いますが、現地にどれだけ応用できるかということになりますと、また新しい問題であります。それで、いまわれわれが考えますのは、防災というのは、これは行政側の仕事である。市民生活からはひとつ自分を守る、そういう意味での避難に撤していただくといいますか、避難に努めていただく、そういう関係が現実的であるということ。市民の方に防災組織とかいうようなものを仮につくりましても、これは度合いが強ければ強いほど無理だと思いますから、ともかく一時避難をやっていただく。そして生命の安全を自分で図っていただく。身障者の場合もまずそれが原点と言わなければならないと思います。ただし身障者は自身ではその行動がとれない、こういう立場が強いわけでありますから、何らかの介助の手段をとる、その際に第一次的にはやはり家族の方である。それから二次的には周辺隣人である。その次に考えられるのが専門とする消防署、あるいは出動ができるものであれば消防団、あるいは行政の立場である、こういうことになるというふうに推測できるわけであります。一番いいのは、やはり身障者が一番具体的な行動をとってもらえる、そういうことを日常的によく考えておいていただく、それから行政側がまた連絡をいたしまして、それの助言や、場合によりまして指導を行う。一番考えられますのが先ほどの標識でありますが、標識はまた、質問者が言われるように、他の災害を招く心配が伴いますから、そのあたりがむずかしい点だと、こう思うわけであります。消防署が一番的確に状況把握をして、そうしてわれわれの方にも指導をしてもらう、こういう関係が本来のあり方だろうと思っておりますから、なお消防署とよく協議をいたしまして、具体的な行動指針をつくっておく、このようにいたしたいと考えております。

○副議長（島村孝志君）　これをもって十の二、障害者への防災対策の強化をに関する質問を終わります。

続きまして十の三、傍聴の多い活気ある議会についての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　今回の三問目は、傍聴の多い活気ある議会にしましょうと皆さんに呼びかけながら質問したいと考えます。（「賛成」と呼ぶ者あり）市民の代表である議員がこの議場で市民の代弁者として発言する。このとき、できるだけ多数の市民が傍聴し、多くの市民の前で発言し、決断することが望ましいのが当然です。日野市議会における本会議でのいままでの傍聴の状況を調べました。日野市事務報告書によると、昭和五十二年度が一日平均七・七人、昭和五十三年度、四・九人、昭和五十四年度六・二人、昭和五十五年度十五・一人となっています。昨年度が多いのは、ことし三月定例会の汚泥処理施設の契約議案と、市民ギャラリーの問題がそうさせたのだと見られます。いずれにしても、六十人も収容できる傍聴席がありながら、少ない傍聴と言わざるを得ません。聞くところによると、イギリスの地方議会は夜行われるということです。これはまず、議員は昼間、普通に一般市民と一緒に汗を流しりっぱに仕事をし、そうした中で働く市民の代表であるという的確性を身につけ、仕事が終わって、夜の議会へ参加できる。そこで真に市民の代表として発言する。一方、一般市民も夜の議会なので、昼間の仕事を終えて気安く傍聴できる。したがって傍聴する市民の多い中で会議が行われることになる。イギリスと同じように夜行うのもよいと思いますが、その主張をする考えはありません。何らかの方法で、多くの傍聴を実現させ、その見守る中での活気に満ちた議会にすべきであると思っています。従来傍聴を多くするための施策がとられていたでしょうか。確かに三ヵ月に一回出る議会だよりの一面、左肩に、「皆さんの意見を反映させる市議会を傍聴しましょう」という枠の中の文章があります。これは文字どおり十年一日のごとく八年前のものと全く同じものでした。三ヵ月に一度の発行の議会だよりに比べ、その六倍の発行頻度の「広報ひの」では議会がどう扱われているのでしょうか。最近で九月一日号に、「第三回定例会は九月十六日から始まります」というのがあり、十月十五日号には市議会欄があって、第三回定例会の内容が掲載されていました。ところが第四回定例会は十二月七日から始まるという記事がないのです。十二月一日号にも十一月十五日号にも議会が開かれることすら報道されていないのですから、傍聴への呼びかけが「広報ひの」でできるはずはないと思います。広報でも議会の日程、内容などの速報を報じてほしいのです。速報性を発揮するために、広報の旬刊、月三回を実現してほしいと思っています。広報による速報が無理としたら、この速報を独自につくり市民に配布するとか、あるいは商業新聞に載せるようにするとか、広告として載せるとか、何らかの形で議会の日程、内容について、市民を傍聴にこさせ得るようなものを知らしめるようにできないでしょうか。以上は一般市民に対する、不特定多数に対する議会傍聴への呼びかけでしたが、これはある程度特定して行うことも考えていいのではないかと思い

ます。たとえば市内の市民団体、自治会などへの呼びかけ、案内です。市の最高の決議機関である議会への認識を強めてもらうには、そのくらいしていいと思います。そしてある自治会から、いつの幾日、みんなで傍聴したいからと言ってきたら、マイクロバスで迎えにいく、こんな傍聴歓迎もいいのだと思います。いままで多くの議員から聞きます。議会でマイクロバスを購入すべきだと。行政視察に行くと、どこの市の議会事務局にもマイクロバスがある。必ずあるといっても過言ではない。この傍聴歓迎のバスはほんの一例ですが、多くの面で必要なマイクロバスを、日野市議会事務局でも早急に備えていただきたいことをこの際お願いしておきます。以上申し上げ、質問します。

質問一、いままで議会の傍聴を多くするためにどんな施策がとられたか。

質問二、今後どんな施策を考えているか。

質問三、市民団体、自治会などの要請によってはバスでの歓迎も考えられないか。

質問四、そのためにも議会事務局でマイクロバスを購入する考えは？

質問五、議会開催の日時、内容を敏速に市民に知らせることについてどう考えるか。以上が議会事務局から答えていただくことになると思いますが、質問六として、これは企画財政部長にお答えいただくものになると思います。

質問六、広報での議会の日時、内容の速報について応じることはできないか。あわせてお聞きしたいのですが、広報月三回の刊行、市議会欄の充実などについてもどう考えるかをお聞きしておきたい。また十二月七日から第四回定例市議会が始まるということが広報で報じられたかどうか。もし全く報じられなかったとしたらそれはなぜなのか。以上を質問いたします。

○副議長（島村孝志君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長（田倉高光君）　お答えを申し上げます。ただいまの御質問の内容、五点ほどにわたっておったかと思います。最初に議会の傍聴を多くするための手段と申しますか、施策というようなことの質問のようであったように思いますが、このことにつきましては、日ごろ議会報を発行する際に、議会を傍聴をしていただきたいというような呼びかけをその都度記載をいたしております。そういうことでやっておるわけでございます。

それから二点目の、今後どんな施策が考えられるかというようなことでございますが、このことについても従前どおり実施をすべきだろう、こんなふうに思われます。なお、これとは別ではございますけれども、議会制度と申しますか、議会の活動なりその内容等々について、日ごろの活動等を十分知っていただくための小冊子というようなものも準備することも適当ではないか、こんなふうにも考えられます。それからなおつけ加えさせていただくならば、特に議会の活動状況を市民に知っていただくということで、西日本、いわゆる関西の方面では、民間放送を通じて地方議会の生放送をしているというのが最近の傾向でございます。したがってこのことがどう発展をしてまいりますかわかりませんけれども、そういう傾向にあるということもつけ加えさせていただきたいと思います。

次に市民団体の要請についてバスの歓迎というような御質問だったかと思いますけれども、もちろんこの議会というものにつきましては公開が原則でございます。したがって明らかにすべきことでございますが、ただその中に、一項、秘密会ということもございます。したがって秘密会が法律の中でうたわれておるということを考えますと、バスまで用意をして出迎えをすべきだというふうに、送り迎えまでして公開をすべきだということまで法律が要求をしているのかどうか、その辺についての検討はすべきものだろう、かように考えます。ただ市民の中でこういう要望があるとすれば、市全体の計画の中で実施をしていただくことが議会としてはふさわしいのではないか、かように考えるものでございます。

それからバスを購入するかしないかということにつきましては、他市でバスを持っておるところもございます。したがって議会活動としてどの程度必要であるかということについて今後検討すべきだろう、かように考えます。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。今議会の会期についての広報掲載のいきさつにつきましては、私ただいまつまびらかにしませんので、後刻調べて、そのことについては御報告申し上げたいと思います。なお、前段の広報での日時、いわゆる議会会期の通知徹底に応ずることができるかという御質問に対しましては、定例市議会につきましては入稿等の期日調整によって応ずること可能であると私は考えております。ただし、臨時議会等につきましては、広報編集上の原稿入稿の予定日等がございますので、それらとの兼ね合わせの関係で、すべてを臨時議会等については広報で掲載することは不可能だというふうに考えております。定例議会につきましては、掲載方法等の、いわゆる入稿期日等の調整によって可能であろう、かようにただいま考えております。以上です。

落としましたのでつけ加えさせていただきます。なお、広報の発行回数の増加、内容の増加というような趣旨の御質問がございました。内容の増加の分につきましては来年一月より、先日市長が市政報告の中でもちょっと触れたと思いますが、広報の紙面をふやしまして、教育あるいは生活課対応のものを特段に掲載するというような計画がございます。それ以上に議会活動周知のための増ページというような計画はただいまのところございません。なお、月発行回数の三回という点につきましては計画はございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　ここで、市議会の傍聴を多くしたいということについて市長はどう考えるのか、お聞かせいただきたいと思います。あわせて、議会へマイクロバスを置くということについてもお答えいただければ幸いです。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の民主主義の立場から言いますと、積極的に傍聴へ来られるということは、大変望ましいことだと、このように思います。ただＰＲの、つまり市民にお知らせをする手段は、なるべく的確、緻密にやるがいいと思いますが、恐らく議会はなかなか時間どおりいかない。あるいは傍聴に来られても何一つ資料が出ない。こういうことじゃとても市民の関心は高まらないんではなかろうか、このように思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがって、輸送手段というようなことは、これは傍聴者がたくさん出ればおのずからそういうまた話題が出てくるというものであって、いまだかつて求められたこともありませんし、今後の課題とすべきものだろうと思います。

○副議長（島村孝志君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。

一昨日の市川資信議員のお話によると、現議員中、私の尊敬する四人の議員が引退するということです。したがって、マキシマム二十四人の現議員が来年三月以降もこの議場に登場してくることになりますが、主にこの方々への提起として、最後に発言しておきたいと思います。より活気ある民主的な、市民のための議会であるよう祈念して発言させていただきます。傍聴を多くし、市民の身近な議会にするため、議会での情報を市民に知らせる努力をする必要があると思います。広報などの速報性を発揮して、いつの会議には何があるかを知らせる。この日は一般質問、○○議員の○○○についてをやると前もって決めておくようにして、これを知らせる。市民を引きつける内容なら傍聴は来ると思います。それがいつやるかわからないのでは、来にくいのは当然だと思います。速報性はないが、議会だよりもまた重要であると思います。一般質問に議員名を載せることの是非がよく言われます。私は質問者の名前を載せることこそ市民へのすぐれた情報提供であり、この点他市を凌駕し高く評価できるものだと思います。今後もこれを持続し、さらに必要な議員名はふやしてほしいと思います。

このほか、請願の紹介議員の扱いなど改善し、紹介議員が会議で責任を持ってその内容を説明する。現行の議員間の頼まれ紹介議員の慣例は打破し、一週間ぐらいの調査研究を経た上で紹介議員になるようにする、こんなことぐらいを考えるべきだと思います。各会派の代表者が紹介議員としてずらりと並び、あたかも審査の必要もなく全会一致採択されるように見られるというような現状は打破すべきだと思います。

議会に図書室があります。これについて付言しておきたいと思います。率直に言って、まだまだ利用しやすい図書室にはなっていないと思います。活気ある議会にするため、ここも充実してほしいと思います。近隣などの他市の資料ももちろん必要でしょうが、何はともあれ、日野市議会がいままでどのように動いてきたか、どんな内容だったかすぐわかるようにしていただきたい。いつの定例会のいつ幾日はどんな内容だったか、これは議事録だけではわかりません。議案書はすべて製本して保管すべきです。補正予算を補った予算書、また決算書など、歴然とわかるようにしておきたいと思います。また、かつて私が発言した百科事典も一組は置いていただきたいと思います。以上私の議会での遺言になるかもしれないと考え、発言させていただきました。いつの本会議でも傍聴する市民で満員になるような、充実した議会を目指しての私の質問を終わります。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）

○副議長（島村孝志君）　これをもって十の三、傍聴の多い活気ある議会にに関する質問を終わります。

十一の一、日野台及びその周辺の生活環境の整備についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔八番議員登壇〕

○八番（古賀俊昭君）　通告に従い質問いたします。私たちの日野市も年々都市化が進むに従い、次々と新しい行政に対する要望が生まれています。また市民の長年の懸案となっている従来からの要望でも、年月の経過の中でその内容が変化してくるものもあります。日野台周辺に住む人たちが強くその実現を望んでいるものの中に、甲州街道日野坂バイパス付近にバス停留所を設けてもらいたいというものがあります。この要望は昭和五十年四月に出された請願第五〇－一三号、甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋、日野坂信号早期建設に関する請願の中にも出ております。そしてこの請願は翌昭和五十一年三月十五日に採択されているようであります。この地点はすでに信号機がつけられ、また歩道橋ではありませんが横断歩道ができ上がっておりますので、残りはバス停設置の件だけが

未達成のままと言えると思います。請願が採択されて五年以上になりますが、バス停設置に関して、京王バスや東京都あるいは陸運局とどのような交渉を行ってきたのか、まず第一点目として質問をいたします。

それから、これは主に日野台一丁目と、番地で言いますと日野の五千番台と旧甲州街道に沿った柳町近辺の方々が望んでおられるものも、日野台一丁目十二番先に甲州街道を渡る横断歩道かあるいは歩道橋をつくってほしいというものがあります。日野台一丁目にはこの一年余の間に高層住宅が二つ建ち、約百八十世帯がふえました。またこの地域は工業地域となっており、工場等に通勤する人たちの数も数多く、朝夕の通勤時は往来も激しくなります。また大坂上中学校やさらに日野台高校が新設開校してからは、朝夕の人の流れも多くなっています。一度ごらんになればわかりますが、これらの人たちのほとんどが日野台一丁目の前の甲州街道上を、上り下りの行きかう車の間を縫って横断をしています。日野台一丁目から一番近いマーケットは旧甲州街道沿いにある柳町の商店街になります。ですから奥さんたちは買い物に行きますのに、横断歩道は八王子寄りの日野葬祭寄りに一つあるのですが、これを使うとかなり遠回りになりますため、つい危険を冒してでも車道を横切っているのであります。それから何といっても問題なのは、甲州街道を横断して通学する生徒を多く抱える大坂上中学です。私も毎朝見ていてはらはらするのですが、とにかく事故が起きないのが不思議な気がいたします。どのくらいの数の生徒が甲州街道を渡って通学しているか調べてもらいました。新町、栄町さらに日野台一丁目から三丁目の生徒がそうです。一年生が二百六十六人中百四十九人で五六%、二年生が二百八十人中百七十五人で六二・五%、三年生が二百二十二人中百三十人で五八・五%、合計で七百六十八人中四百五十四人、五九%、実に六割近くの生徒がこの甲州街道を横断して大坂上中学へ通学していることになります。人間の心理は微妙なものですから、朝夕の、朝の一分一秒も争うときは、やはり一歩でも近道を選ぶものです。学校でも保護者に対しまして文書で、交通事故を起こさせないためのお願いを出して、事故の未然防止に努めてはおられますが、効果はいま一つ上がらないようです。つまり横断歩道一つつくるにしても、人の流れや歩行者の心理に合ったものでなければならないと思います。ぜひこの地点に、そうした施設設置をお願いし、そのための調査と検討をあわせてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、これが二点目の質問であります。

次に三点目に入ります。いま述べましたような施設一つつくるにしましても、財源がまず必要となります。そこで交通安全対策特別交付金の運用についてお尋ねをいたします。御承知のように、交通安全対策特別交付金というのは、一たん国庫にいった交通反則金を、人口や事故発生の件数に応じて、自治体、

都道府県や市町村に交付し、歩道やガードレール、また道路標識、あるいは横断歩道などの交通安全施設の充実のために限定して使って、交通事故の防止に役立たせようとするもので、いわゆるひもつきの交付金であります。警察官の方々が交通事故防止のために日夜取り締まりに当たられた汗の結晶でもあります。今年度は一千四百八十万円と歳入にその交付額がありますが、これをいかに運用されたのか、その内訳を詳しく説明してください。以上が三点目の質問です。これで一たん回答を求めたいと思います。お願いします。

○副議長（島村孝志君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にお答えいたします。第一点目、日野坂の途中にバス停をということについての京王あるいは東京都との交渉の経過はどうであるかという御質問でございます。このことにつきましては、このバス停設置の要望は、大分古くから当市に出されております。市民の方々の要望としては、四十九年の十二月ごろから話題に上っているわけでございます。私が企画財政部に参りましても、数度京王との交渉にも立ち会っております。それらのすべてを通じまして、いままでの経過を示す書類等はいま私の手元にあるとおりでございますが、結論として申しませば、あの中途にバス停を設けることは、あの坂が交通渋滞のまず地帯であるということと、それからバス停とバス停との間の距離数、これら営業上の問題と収益の問題との関係、いつも京王側の回答は同じでございます。つまり結論としては、困難というより、設置不可能という現状にあるというふうに認識しております。

次の二点目の横断歩道の件についてお答えいたします。最終的な質問の趣旨は、その横断歩道設置のための調査等をする意思があるかないかということでございます。結論から先に申しますれば、おっしゃるとおり、かつて日野台高校とか大坂上中学等の存在はございませんでした。それらのものがあの地区にできたという状況の変化、それからマンション等の件数の増加、四十九年あるいは五十年当時と背景の変わっていることは私も認識しております。その変化の度合いについて、これは調査してみなければわかりませんので、この席上で調査することの確約はできると思います。

三点目の財政問題での交付金の使途方法についてでございます。御指摘のように、交通安全対策交付金というものが国からまいっております。それはただいま御質問の中でおっしゃったように、反則金を財源として、道路面積延長、あるいはその市に発生する交通件数等によって案分されて交付されるものでございます。五十六年度の予算におきましては、御指摘のとおり一千四百八十万の歳入を見込んでございます。そしてそれらの充当事業といたしましては、鹿島台三号線、三井台一号線等の

安全施設のため、あるいは歩道設置、平山九号線歩道設置等々、約十二事業に振り充ててございます。一々十二事業ございますので事業名を読み上げますのも繁雑でございますので、それらにつきましては数値をもって後ほど一覧表をお届けいたしたいと存じます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　バス停のことですが、たとえば、私も調べてみたんですが、停留所の間隔が四百メートル以上なければならないとか、交差点よりある程度の距離が必要であるとか、また渋滞地域ではだめだというようなことも確かにあるそうですが、繁華街に行きますと幾らでも例外があると思います。すでに運行している路線も日野市内に、ざっと思い浮かべただけでも、豊田駅周辺にもあると思いますので、日野坂バイパス付近、改造の仕方によってはある程度の幅員も取れるのではないかと思いますので、ぜひこれからも工夫をこらしていただいて、熱心な交渉をお願いしたいと思います。

それから横断歩道、あるいは歩道橋設置については検討をお約束していただきましたので、これは再質問は控えたいと思います。さきに挙げました請願の五〇－一三、甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋、日野坂信号早期建設に関する請願の処理経過との関連での質問はこれで終わりますが、最初に触れましたように、市民要望の強いものでも、地域の開発などによってその行政需要や内容が変化してまいります。私は歩道橋、横断歩道の設置位置をさきの請願とは違った位置で検討をお願いしました。どうか一たん採択をされました請願でも、迅速かつ熱心に取り組んでいただくのはもちろんですが、地域住民意識の変化に応じた柔軟な対応をぜひお願いをしたいと思います。

次に下水道事業に関して質問をいたします。下水道は自然を守り、また健康的な生活を営むための、都市には欠くことのできない重要な基礎施設でありますが、日野市の下水道は三多摩の中でもその普及が非常におくれております。つい先日、日野台の二丁目で簡易浄化槽の設置をめぐり、一つの話し合いが行われました。この地区も他の多くの地区と同じように、日野市の公共下水道の立ちおくれから、簡易浄化槽を持つ世帯がぼつぼつふえてきたとはいえ、まだまだくみ取りが多いところであります。ここにお住まいのある方が、自宅の新築に伴って、かねてからの念願であるトイレの水洗化のために、簡易浄化槽にすることで工事に入ったのですが、近所の方から反対の声が上がりました。放流が予定される側溝は傾斜がほとんどない上に、老朽が目立っており、その機能が十分でないと判断されたためです。そのために起こる生活環境の悪化への不安が理由だと考えられます。話し合いの結果、一回は設置までした簡易浄化槽を取り、設計も変更して、従来と同じくみ取り式にすることでございますが、この側溝は昭和十二年ごろの施工でございますので、勾配が非常に悪く、流れも悪いために、したがいまして、この地内の側溝につきましても、今後計画を立てて改修をしていく考えでございます。年次といたしましては、各、こうした不良の側溝がございますので、ここだけを重点的にということではございませんので、順次改修をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　二点、質問をいただいたと思っております。一点は、市長の自宅は水洗トイレかという質問でありますが、私のうちは三十年前に建てた古い住宅でありまして、当時そのままにいたしておるものですから、くみ取りということになっております。風呂やそれから台所の雑排は、清流フィルターを装置いたしましたため桝を経て、三ヵ所ぐらいため桝を経て、近くの管渠に放流をいたしております。

それから下水道の取り組み、姿勢、こういう御趣旨だと思っておりますが、まさに日野市は、いま質問者の古賀さんはおくれだとおっしゃいましたが、おくれとも取れるかもしれませんが、要するに、私の就任前にはなかったということであります。下水道計画がなかったということであります。前の方をとやかく言う筋合いはもちろんないんですが、日野市のような用水の発達したところで、果たして下水道を布設して、料金を払って

それぞれが一応の合意をいたしました。私は下水道事業のおくれから、こうしたトラブルが起こることを大変残念に思います。幸いに側溝改良工事のための調査測量は実施していただきましたが、当面の措置として、一日も早い改良工事着工をお願い申し上げます。日野市の全体計画との兼ね合いもあると思いますが、この地区の側溝改良の見通しをお聞かせいただきたいと思います。あわせて、民間デベロッパーが開発した団地の汚水処理施設や、市内各地の水洗トイレ化による屎尿浄化槽から出される水質のチェックが万全であるかをお尋ねいたします。それからこれは市長にお聞きいたしますが、市長のお宅は水洗式トイレですか、お尋ねをいたします。これが一点目。

日野市は市内全域の公共下水道の普及が立ちおくれているために、先ほどのように浄化槽の設置基準には問題はないにもかかわらず、結局はくみ取りにせざるを得ない方がいらっしゃるわけです。下水道事業に対する市長の取り組みの決意をあわせてお聞かせください。以上です。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　日野台二丁目地内の側溝のただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。まず日野台二丁目の補助七号線につきましては、側溝が現在のところございませんので、本年度より三ヵ年で側溝の整備を計画しております。また日野台二丁目、緑ヶ丘住宅地内の既存の側溝

使用するであろうか、こういうようなことを当時の私の質問に対して言われたことがありまして、私は大変その認識の適当でないことを追求した記憶があります。その後、本来南多摩地域は全体におくれているわけでありまして、それは人口の多い北多摩から流域下水道という形で都が取り組んでまいった。都は南多摩にはほとんど促進する指導はなかったわけでありまして、日野市の場合は率先して調査会をつくり、今日の、ようやく下水道計画から下水道事業になる段階に及んでおります。ただしこの事業はきわめて必要であり、かつ大きな事業なものですから、浅川処理場がまず稼動開始ができること、それから続いて流域幹線が布設されること、これは東京都の事業になっておりますから、努めて東京都にその事業の促進をお願いをいたしております。続いてその稼動のできる、稼動の始まる時期を予定いたしまして、大体いまのところでは四年後という考え方でありますが、近いところから面的な公共下水道の整備をすることによって、逐次全市に普及させたい、こういう事業の認可を、たしか翌年、来年の秋ごろには得られる、こういうふうないまの行政手続の促進の状況であります。これはほんの端緒になる仕事でありまして、相当年月を要しますが、特に日野台地域あるいは多摩平、旭が丘、つまり高台地域につきましては、これは新たに計画決定を見るに至りました八王子秋川処理区に流入することになります。この事業もようやく区域の決定等が都市計画として決まりましたので、なお引き続き事業認可を取る手続を進められるように、八王子と常に協議を保っておる状況であります。それらが見通しが立ちました上で、面的な、いわゆる公共下水道の管渠をすべての道路に延ばしていく、こういうことによって将来全部の住宅が水洗化可能である、こういう見通しとなるわけでありまして、住民の方々にも多大の御迷惑をかけているために、つまり事業が伸展に手間取っておりますために、水洗トイレ、家庭浄化槽でありますとか、あるいはコミュニティープラントといわれます共同処理場などによって、必ずしもいま放流水の状況が解決できているという状況ではありません。しかしながらこれらもなるべく近所同士と迷惑をかけないという関係の指導をいたしまして、なるべく迷惑のないように、しかも一面個人浄化槽も使用できる、このようなことを一つのつなぎとしてやっていかなければならない、このように思っております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　建設部長に再度お聞きしますが、先ほど私が詰問しました地点をもし現認しておられましたら、すでに調査それから測量をやっていただいておりますので、五十六年度の予算か、あるいは五十七年度当初の予算ででも工事着工ができるかどうか、もしわかればお聞かせください。

○副議長（島村孝志君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　すでに原形測量をしておりますので、できるだけ早く実施したいというふうに考えております。

○副議長（島村孝志君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　できるだけ早くということでありますので、おそくとも来年度予算では予算が計上されるものと信じまして、建設部長に対する質問は終わりますが、私たちの市民の健康で快適な生活を守り、また河川などの自然環境を守るために、ぜひ行政側の一層の奮起をお願いしてこの質問を一たん終わりたいと思います。

　私はいままで述べましたような生活環境の整備、それから向上を初めとして、私たちのふるさと日野市をより実り多い豊かなものにするため、町づくりにぜひ参加をしたいと、去る四月の補欠議員選挙に立候補し、多くの市民の皆さんの御支持により当選をさせていただいたのであります。私はこの選挙を通して、みずからの信ずるところの意見を市民の皆さんに正々堂々と述べ、十日間を戦ったのであります。ところがこの選挙自体を誹謗する出版物が出ております。私ここに持ってまいりましたが、これがその雑誌です。（「関係ないこと質問するんじゃないわよ」と呼ぶ者あり）一般書店でも取り扱われている雑誌です。もちろん言論の自由や出版の自由は保障されるのが当然ですが、この中を見てみますと、ちょっと読んでみます。これはさきの定例の議会の最終日に出されました意見書をめぐってのことであります。表題は「日野市民〝自衛隊認知決議〟をうちくだき」となっておりまして、日野市民憲法記念行事実行委員会　佐瀬昭二郎という人がレポートをしております。その中に、「提案したのは自民党籍を持つ保守系会派の議員云々とありまして、

　しかしこの決議案提出の真の画策者は直接に名を出してはいなかった。古賀議員がそれである。彼はこの春の市長選挙と同時に行われた市議補選で、死亡した前市議の票を基礎に、ここなんですが、

　いわばどさくさまぎれに当選した若手であるが

となっております。どさくさまぎれに当選をしたということは、実にはなはだしい私は事実の誤認であるとともに、この選挙を戦ったすべての有権者に対する冒瀆であると思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）選挙管理委員会の管理のもとにルールに従って、そしてフェアーに行ったとの確信を私は持っております。「どさくさにまぎれて」云々というのは、たとえば昭和二十年の終戦末期に、ソ連が日ソ中立条約を一方的にじゅうりんして、北方領土を侵略して、いまなお軍事占領を続けているソ連のような動きをどさくさまぎれにと言うのではないでしょうか。終戦の日をはるかに経過した九月三日を対日戦勝記念日としていることからもそのことは一層明らかであります。

（「右翼の演説はやめろ」「関係ないでしょう、一般質問とは」と呼ぶ者あり）一般質問の通告の内容とは違うという発言がいま聞かれますが、先般の議会で共産党のある議員は、一般質問の通告項目と違ういわゆる報酬値上げのことに関して発言をされました。私は先輩議員のそうした行為をその当時とがめられなかったことを知っております。このレポートを書いた佐瀬昭二郎なる人は、日野市民憲法記念行事実行委員会の事務局のメンバーだそうですが、こうしたでたらめな、しかも品性を欠く、真実を欠いたものを発表してはばからない人であります。市長に意見を求めますが、四月の補欠議員選挙は同時に市長選も戦われており、いわば等しく時を同じくして選挙という市民の審判を受けたわけでありますが、果たしてそうしたどさくさにまぎれた云々というようなことがあったかどうか、お考えをぜひお聞かせください。また日野市では毎年この市民憲法記念行事を「広報ひの」に数回にわたり大きくページを割くなど、後援をしていますが、こうした言論の自由を盾にした、有権者や人権を傷つけるような団体を、今後も後援されるつもりがあるか、あわせてお聞きをいたします。それから私はここで、みずからの名誉とは別に、こうした指摘に該当するようなことが果たして行われたのか、この選挙を管理した選挙管理委員会の責任者の答弁を要求します。また佐瀬氏に対して適切なる指導をいただきたいと思います。以上、議長にお願いいたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（島村孝志君）　特に通告がございません質問ですけれども、特段、答弁ございますか。市長。

○市長（森田喜美男君）　答弁は私からする部分はないように思います。

○副議長（島村孝志君）　そのままの状態で暫時お待ちをいたしたいと思います。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十四分休憩
午後三時十八分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　お答えをさせていただきます。この四月に執行されました市議会議員の補欠選挙でございますけれども、四月の九日告示、四月十九日投票、四月の二十日に開票という段取りで、御承知のとおり市長選挙とあわせて執行されたわけでございますけれども、両選挙とも滞りなく、何らの問題もなく終わることができました。御質問の市議会議員の補欠選挙でございますけれども、当選になられた方は古賀候補と橋本候補でございました。両候補ともいずれも法定得票数をかなり超える得票を得まして当選されました。四月二十日に行われました開票後に行われました選挙会でも、何ら問題なく当選人が決定したわけでございます。なお市長選挙、補欠選挙、同じことなんですけれども、この四月の選挙では、その後異議、不服等一切なかったということでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　この本は「住民と自治」という書籍で十二月号、いま一般の書店にも出ているものです。いま選管事務局長の方から、問題はなかったというはっきりした御答弁がありましたので、また私も堂々と戦い、そのようなことは全くなかったと自分自身で自負しておりますので、こうした適正を欠く、また不穏当な表現をしたものが、堂々とこういう一般書店で販売されているものに載る、またこの書かれた方に対する何らかの処置も求めたいわけでありますが、とにかくそういう御回答がありましたので、これはこれで置きたいと思いますが、どさくさまぎれというような表現は、いわゆる火事場どろぼうのような、何かの混乱に乗じて何かを手に入れる、そのようなときに使う表現であります。私を含めてあの選挙で当選された市長初めほかの議員もおられるわけであります。そういう選挙戦でなかったということはだれの目にも明らかでありますので、こうしたレポートを提出するような方が、日野市の庁舎等を利用してこうした行事をやっておられる、ここにも問題があると思います。市長は先ほど答弁されませんでしたが、憲法についていろいろな発言をなさっております。私は憲法を生かす、それはそれぞれの立場があっていいと思います。その意見は。しかし憲法のそういう精神からすればこのような冒瀆は許されないと思います。ですから市長に対しても一言承りたかったわけでありますが、選管事務局長の答弁でこの私の質問を終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって十一の一、日野台及びその周辺の生活環境の整備に関する質問を終わります。

続きまして十一の二、教育行政の基本を問うについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○八番（古賀俊昭君）　教育行政の基本姿勢につきまして質問を続けて行います。市の教育行政の中に含まれる問題に図書館行政があります。先ほど前半の質問で取り上げましたこの「住民と自治」という書籍は、ただいま市政図書室に置いてあります。このような穏当を欠き、また適正な表現でないものが、また人権をも傷つける可能性のあるこうしたものが市政図書室に置かれているということに、私は納得することができま

せん。この雑誌の速やかな回収と処分をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。（「表現の自由を妨害するものだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　図書館で収集している、あるいは閲覧に供している図書というのは、一つはそういう思想とかあるいはいろいろな思想その他の政治的信念とか宗教とか、そういうようなものをすべて越えまして、あらゆるものを集めるというのが図書館の一つの大きな使命だと、こういうふうに思っております。したがってこういうものは一つの資料として置かれるわけで、それを見る人がいろいろ判断され批判されるということは、これはまた自由でございますけれども、図書館としては、こういうものは少しおかしいからといってすぐそれを排除するというようなことはできないと思います。以上。

（「そういうことは自由なんだぞ」その他発言する者多し）

○副議長（島村孝志君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　政治的なテーマ、それから政策、いろんな課題について検討し議論を闘わすことはこれはもちろん自由であります。そうした資料を提供するのは市政図書室の図書館行政の中における当然の責務かもわかりませんが、これは先ほど選管事務局長からの話にもありましたように、事実と反する個人中傷の図書であります。重ねて回収をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　さっき申しましたように、特にいま回収しなければならんという理由を、私たちには、私には感じていないわけでございますけれども、これはまた直接の責任者である図書館長ともひとつ十分相談させていただきます。

（「相談することない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○副議長（島村孝志君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　いろいろな図書を市民に提供することによって情報を与えるというのは、これは当然でありますが、実際の行われた選挙戦の内容と違ったことでもって個人を中傷しているんです。どさくさにまぎれて当選したと書いてあるんですよ。この図書は市役所の下にあります市政図書室に置いてあります。ほかの図書館には置いてありません。重ねてお伺いします。いかがでしょうか。（「そんなもの置いておくと今後に禍根を残すぞ」と呼ぶ者あり）

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　さっき申したとおりでございまして、特にいま回収をお約束するとか、そういうことは私のいまの考えではございません。（「大問題だよ、裁判で争ってから言いなさい」と呼ぶ者あり）

○副議長（島村孝志君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　デマや中傷によって人を傷つけるというのは、憲法の精神にも反することです。市政に憲法を生かそうというスローガンまで掲げられている庁舎の中に、人の人権をも踏みにじりかねないこうした図書があるということに、私は納得ができません。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）回収を重ねてお願いします。

○副議長（島村孝志君）　答弁ございますか。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　特にございませんが、さっきも申しましたように、直接の図書館長とも話はしてみますけれども、私はやはり、こういうもの、こういう一文、それは事実と反しているかもしれません。そういうようなものは、すべてのそういう図書にはいろいろな意見というようなものがありまして、それは反しているというようなことで評価されるものもあるかもしれませんけれども、それだからといってまたそのほかの表現されたいろいろなものがあるはずでございまして、それらを一緒にしてこれを回収しろということ自体が、私はまた逆にいう問題が出てくるんじゃないか、こういうふうに思いまして、いま言ったような回収をいましろと言われても、はいそうですというわけにはいかないというようなことを申し上げたわけでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○副議長（島村孝志君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　いわゆる人権にかかわる図書や発行物に関しては法務省等も回収やそういう書籍の追放を呼びかけているのは皆さん御承知のとおりです。私はそういったたぐいのものと、この問題、全く一緒だとは思いませんが、個人のやはり、いわゆる公職に、選挙という形を通じてつかしていただいた、そういう一つの手続を経たわけです。その手続が何かどさくさまぎれに行われたというような表現をした者が市役所の図書室にあるということは、とうてい納得できないわけです。私は教育行政の基本について質問を続けるつもりでございましたが、この書籍の回収を強くお願いして、後の質問は保留したいと思います。終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって十一の二、教育行政の基本を問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時三十一分散会

十二月十二日　土曜日　（第六日）

昭和五十六年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十一号

十二月十二日　土曜日　（第六日）

出席議員（二十四名）

一番	黒川重憲君	十五番	板垣正男君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
五番	川嶋博君	十九番	林重義君
六番	中山基昭君	二十番	市川資信君
七番	大柄保君	二十一番	島村孝志君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	橋本文子君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君

欠席議員（四名）

四番	飯山茂君	二十二番	大越久雄君
十六番	奥住芳雄君	二十六番	杉山寅三郎君

欠　員

十一番　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	
助役	野呂章君	
収入役	成井正夫君	
企画財政部長	生野清君	
総務部長	赤松行雄君	
市民部長	加藤一男君	
生活環境部長	伊藤正吉君	
建設部長	森久保三次君	
都市整備部長	結城邦夫君	
福祉部長	加藤一郎君	
水道部長	中村亮助君	
病院事務長	小山哲夫君	
教育長	倉又秀作君	
教育次長	長沢三郎君	
清掃庶務課長	大谷俊夫君	
水道業務課長	松本松夫君	
病院長	竹内真純君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	
次長	平敏男君	
書記	五十嵐隆君	
書記	栗原莞次君	
書記	平川雅弘君	
書記	谷野省三君	
書記	串田平和君	

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一－一〇－三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和五十六年十二月十二日（土）

午前十時開議

一　一般質問

（請願上程）

二　請願第五六－四三号

三　請願第五六－四四号

四　請願第五六－四五号

東光寺の河川敷に野球場を設置に関する請願

朝鮮の自主的平和統一の為の高麗民主連邦共和国創立方案の支持決議に関する陳情

日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める陳情

本日の会議に付した事件

日程第一から第四まで

午前十時二十六分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十六名であります。

これより一般質問を行います。

十二の一、教育費父母負担の軽減についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）　教育費の父母負担の軽減について質問をいたします。

私は、九月の定例市議会で教育、福祉行政など施策の充実のため、五十七年度予算は、より積極的な編成作業を実施せよと題しまして、一般質問を行いました。しかし、時間切れで十分意を尽した質問、答弁がなされないまま中断した形でこの十二月議会に持ち越された形になっております。そこで、この十二月議会で、もう一度テーマをしぼって質問をしたいと思いますので、積極的かつ真剣に受けとめて御答弁いただくようまず冒頭にお願いをしておきます。父母負担の軽減に対する補助について、九月議会での一般質問で、すでに具体的に明らかにしてきておりますけれども、もう一度ここで幾つかの点について指摘をし、そして、お答えをいただきたいと思います。五十年度の決算父母負担の軽減費に対する補助金の総額は日野市の場合、

三千九万三千六百二十九円、つまり児童生徒一人当たり千七百九十一円が予算執行されてきております。しかし、五十五年度では、この補助金の総額が千五百九十六万五千五百円の予算執行にとどまっております。つまり、一児童生徒当たり七百二十二円、この補助金の支出という点では大幅にダウンをしております。さらに、近隣四市との比較で申し上げますと、五十四年度決算での比較をしてみますと、日野市の場合、負担金補助及び交付金、小学生では一人当たり四百二十八円、中学生では生徒一人当たり九百八十円あわせて千四百八円の支出になっております。近隣市ではどうかと言いますと、多摩市が小学生児童一人当たり千五百八円、中学生が一人当たり五千八百九十三円あわせて七千四百一円の支出をしております。立川市では小学生二千百二十二円、中学生六千四百四円あわせて八千五百二十六円の支出になっております。日野市が小中あわせて千四百八円ですから、かなりの支出額に相違がある、こういうことが明らかになっております。九月議会でも指摘したところでありますけれども、文部省が発表した父兄が支出した教育費の調査結果によりますと、年々教育費における父母の負担が増加していくということが全国的にも数字で明らかにされております。一つ例を挙げますと、中学生の場合四十九年度では、六万一千五百十五円が負担されている、これが五十三年度では、九万七千百四十円の大幅な負担増加になっているということが発表をさ

れております。もちろん、このほかに物価の高騰ということもあわせ考えますと、逆に日野市の場合には父母負担の軽減の補助金が大幅にダウンしているということから考えまして、このままいつまでも放置しておいていいだろうか、こういう疑問が率直に起きるわけであります。結果的に見て政府や鈴木都政がこれまで進めてきております。教育や福祉医療などさまざまな国民生活、都民生活に直接かかわりのある重要な施策を打ち切ったり、切り下げたりしてきておりますけれども、こうした動きに呼応したとは言いませんけれども、日野市の場合結果的にそう見られても仕方のないような現状にあるということは言えるんではないかと思います。いま市民生活や地方自治体へ一切の犠牲と負担を押しつけながらにせの行政改革が推し進められようとしておりますけれども、こうした中で、革新自治体、革新市政がその自民党の悪政から市民の暮らしを守るという立場から積極的な対応が求められていると思いますし、そういった防波堤としての役割りを多くの市民が望み期待していると私は確信をしております。あれも削り、これも削りをして財政的にゆとりを持たせる、あるいはそうしなければ財政運営が非常にやりにくい、そういう財政危機と言われた一時期があったことは事実でありますし、そのことを全面的に私は否定する気はありません。むしろ、積極的な側面もあったと理解をしておりますけれども、しかし、この教育費の父母負担の軽減のためにこれまで支出されていた補助金という性格から見て、そして、これをそっくり削って他の施策に回すとしても、総額から見てこれをどうしても削らなければ財政運営が成り立たなかった、こうは言い切れないだろうと私は思います。一つは、学校教育における父母負担の軽減ということは、物価の高騰やあるいは先ほど文部省の調査資料を紹介しましたけれども、教育費における父母負担が年々増加しているという状況から見て、私は日野市の教育行政の中でも父母の負担をより軽くしていくということも重要な施策の一つだというふうに考えておりますし、先ほど指摘したようにこれをそっくり削ったからといって全体的に財政運営がそのことによって軌道に乗るとか、あるいは危機が打開できる、こういうことではないだろうというふうに思います。改めて私はこの機会にお伺いしたいわけですけれども、あの石油パニックの状況から地方自治体に財政危機がもたらされ、そして、それに積極的に対応しなければならなかったという事態がありました。しかし、削ったままで一向に復活させないということでは教育の中身を充実させていくという点で、私は疑問が残るわけであります。この点について九月議会でもお伺いしましたけれども、もう一度財政運営上やむを得ず削減したという言い方にはどうしても私は納得できません。この点についてまず一点私の疑問に対してお答えをいただきたい。

二点目は来年度の予算編成作業の中で、この問題がどう受けとめられ、どう予算に反映されようとしているのか、この点についてもまず伺っておきたいと思います。とりあえず二点お伺いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　このいま米沢議員が御指摘なさっているように文教費でありますので、これは憲法二十六条でございますが、これに示されてありますように無償でするということがありますようにこれに対しての父母負担の軽減を図るというのは教育行政としての最も力を入れていかなければならん問題だというふうに考えております。しかし、実際問題として、日野市の場合は学校建設などに追われてそちらの方のものが少しずつ削減されていったものもなきにしもあらずですが、特に五十六年度と五十五年度の比較の中で、問題になるのは、もう御承知かと思いますけれども、一つは入学祝い金とか、あるいは交通費補助、あるいは小学校五年生と中学二年生これの移動教室の分が削られたというようなことなどがその一つの大きな結果になっている、こういうふうに考え、したがって、今度はそれに対しまして、今年度は、一つ、その復活のようなものはお願いしているわけでございますけれども、いまの財政上のいろいろの問題がありまして、それが実現されてないわけでございますけれども、今年度もその辺の復活をお願いして対応していきたいこう思っております。ただ、この対応していく場合にいまのようにただ負担金を増せとか、あるいはこれを復活せよというような形でお願いするということが、また財政当局の方からいって非常に受け入れにくいような状況があるんではないか、というのは補助金検討委員会などで、補助金などについては十分検討して、むしろ、削減の方法でというような結論もある程度出ているわけでございますので、そういうような面からの制約というものもやはりありまして、それを検討していかなきゃならんというものもあるわけでございますので、それに対応して何かこう筋の通るような対応の仕方ができないかというようなことを財政当局の方とも話し合っているわけでございます。たとえば、一番大きな点の修学旅行とか、あるいは移動教室とか、こういうようなものに対しましては、これを負担金とか、補助金というような形になるところに問題があるんだから、むしろ、これは教育の一つの教育課程に位置づけられた一つの学校教育なんだ、したがって、移動教室は本来なら教室で行われる教育活動が、たとえば日光とか、あるいは関西とか、京都とか、そういう場所へ移されていくんだから、むしろ授業費というような形でそれの交通費をひとつ負担してくれないか、こういう形で対応するようなことが筋も通るし、それから、また補助金検討委員会の精神というようなものとも必ずしも触れることではない、こういうふうなこともいま委員会で検討

をいただいているんではなかろうか。財政当局の方とも協議を続けているわけでございます。ただ、来年度に対しましての一応の予算としては、さっき言ったようなものも復活をお願いをしたい。それから、さらにだんだん物価も上がってきますし、交通費なども上がってきていることと関連して、何かそれの増額は来年度はひとつ考えていただけないでしょうか、というようなことを思って一応予算等ではお願いしているというのが現実でございます。なお、財政的ないろいろな問題についてはひとつ部長の方からお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えをいたします。教育長の答弁につきまして補足する意味での御答弁になるかと思います。議員さんの質問の中にもございましたとおり、これらの補助金の削減につきましては、石油パニックに始まる五十一年度以降の地方財政危機に対応する施策として補助金の見直し等が行われ、その結果削減された部分ございます。つまり補助金行政というものに対する識者観、あるいはこれは世界各国での問題でもございます。

つまり補助金を与えることのよしあしという問題は非常にいろいろな議論の域を残しております。これは人によって考えの立場の違う方もいらっしゃると思います。いずれにいたしましても、五十七年度予算編成の過程の中では、父母負担の軽減という形の中でいま教育長も答えておりましたように授業という意味合いの中で考えていく、そういうとらえ方をして軽減を図るという基本方針が確立されておるところでございます。確かに御指摘のとおり、オイルショック以来の補助金見直しによっていったままになっていたという現実については対応の遅延ということでおわびするほかはございませんが、五十七年につきましては、いま申しましたような理論づけの上で検討を続けていきたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　再質問をいたします。私は決して揚げ足を取るつもりはありません。ただ九月議会のときにもちょっとひっかかっていた点が、いままた、教育長から言葉をついて出ましたので、あえてお伺いするわけですけれども、補助金等検討委員会の答申が一つ、市費負担軽減費補助の打ち切りの理由に挙げられているようです。九月議会の答弁でもそのことが出ておりました。それで私は改めて日野市における補助金等のあり方についての答申分を確かめてみました。そこではこう書いております。市独自の補助金とみなすこともできる。第一に、自己責任性の原則から考えて経済的に余裕のある一般家庭の児童生徒の分まで補助することに問題はないかどうか。第二に、この金額を他の教育部門に支出する方が、教育上より効果的ではないか。これらの問題が委員の間で討議された

が、結論は得られなかった、検討に値する問題であると思われるということで、一つの問題提起をしたにとどまっております。ですから、答申を一〇〇%うのみにして補助金を打ち切るべきだという結論には私はならないと思います。ましてやここでも指摘されているように経済的に余裕のある一般家庭の児童生徒の分まで補助することに問題はないかどうかということですね。それをボーダーライン、非常に家計の中で占める教育費の負担の割合実態から見て、おしなべて全部削減することの影響、特に所得の低い家庭に対しては、相当のやはり負担になる問題だろうと、私は思うんです。教育の効果を上げるどころかマイナス影響の方が大きいというふうに私は思います。この点について、もしお答えがあればいただきたいと思います。それから、市長に一つ来年度の予算編成に向けての決意のほどを伺っておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その趣旨は確かに、私たちも理解した上で、しかし、したがって、やはり高負担軽減という形をいまとるとすれば、やはり一番大きなのは、たとえば、さっき申しましたような移動教室とか、修学旅費というようなことでございますので、これについては今後とも努力し当局の方に理解していただいて、やはり今後もいろいろその趣旨を理解していただいて、父母負担軽減の方向にこたえていきたい、こう思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　憲法に言われておりますところの義務教育無償の原則につきまして、もちろん予算編成の立場からも厳しい対処をしなければなりませんが、どちらかといいますと、その事業がマンネリ化いたしますと、何かこう本来の精神が多少忘却されていく、そういうことが行政の場合まあるわけであります。そういう意味で、ときどき見直しをする、このことの意味もまた自治の本旨にかなうものだと、このようにも考えます。特に指摘のありますところの児童生徒に対します個人的な負担軽減、このことにつきましては、実質的な効果がある方法で、また、財政運用上からもその増税されたものを生で返すということを決していい施策だというふうに思いませんので、別の方法で効果のあるそういったこの考え方にもっていきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　最後に意見を述べてこの質問を終わりたいと思いますが、九月議会での質問の際にも明らかにしましたけれども、これまで五十一年度以降削減された父母負担軽減に対する補助金、これをそっくり一〇〇%復活しましても、多摩や立川と比べて相当のまだ差があります。どういう形にせよ、実質的に父母負担の軽減が図られるとこういう

ことであるなら、私はその予算の計上の仕方についてはとやかく言いません。実質的に後退していた部分をまずもとへ戻す。さらに、他市との比較で中身の充実した施策が行えるように目的、意識的に、さらにつけ加えれば意欲的にひとつ検討を進めていただきたいということを最後に要望してこの質問については終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の一、教育費父母負担の軽減に関する質問を終わります。

次に十二の二、就学援助（教育補助）の対象者拡大についての通告質問者米沢照男君の質問を許します。

○二十五番（米沢照男君）　就学援助（教育補助）の対象者拡大について質問をいたします。

九月議会でも明らかにしましたけれども、就学援助費の予算執行額を五十四年度決算に基づいて近隣市と比較してみますと、児童生徒一人当たりの額は、日野が千八百七十四円、府中が四千三百七十四円、多摩が八千四百三十一円、立川が七千百三十二円、八王子が三千六百四十円、こういう数値になっております。私は九月議会で、もっとやる気を出して意欲的に積極的に援助すべきではないか、申請主義という点もありますけれども、出してますというんではなく、もっと積極的にせっかくある制度ですから、活用すべきではないか、こういう立場から対象をもっと広げて積極的な就学援助をすべきだという立場から、四点にわたって具体的な提言をいたしました。すべては繰り返しませんけれども、第一は教育委員が就学援助を必要とする児童生徒のすべてを対象に積極的に援助をしていくという基本的な姿勢をまず確立する必要があるのではないか、こういう点であります。第二は就学援助の制度利用を積極的に呼びかけていく、いろいろ工夫すればその手段はあるはずです。実態は世間体を気にして申請をしにくい雰囲気があるのも事実です。申請をする側の理解不足もあると思います。そういうもろもろの障害を取り除いて積極的な援助をしていく、申請主義だから申請があったら対応するという消極的な姿勢ではいけないんじゃないかという点であります。第三点は就学援助の認定基準を大幅に引き上げる必要があるんではないか。四点目は申請の手続きでありますけれども、もっと保護者の立場に立った、申請する側の立場に立った手続の簡素化これが必要ではないかという四点の提言をいたしました。その後三カ月経過しておりますので、教育長、教育委員会として、どのような検討がされたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま米沢議員がおっしゃるように、ひけ目を感じて申請をしないんだというような人に、どういうふうにこの雰囲気を少なくしていくかというようなことについては、私たちも常に心を痛めているところでございますが、しかし、あくまでこれは申請主義であるということの基本をなかなか崩すというわけにもいきません。それを崩すとまたいろんな面で、またそういうものを受けない人たちなどからのいろいろ批判等ありまして、申請主義というようなものを一つの基本におきながらいかにして受けやすいようにしていくかということで、いろいろ検討しておりますが、たとえば学校の先生方にお願いをして、それが必要なんじゃないかというような者については把握できたら私たち教育委員会の方に知らせてください。私の方からその御家庭へ御連絡を申し上げて、こういう制度がありますというようなことについてお知らせをします。こういうようなことをやった例も幾つかございます。しかし、その数は特に取り上げてやるほど多いものにはなっておりません。しかし、そういうふうなものをだんだんとじみちに積み上げていくということも一つの方法じゃないか、そして、それについてのそれぞれの方のところに理解をさせて、そしてそのような行動に向けるように指導をしております。そしてそれに対応してやっていくべくこう思っております。

それから、もう一つはお知らせをするということですけれども、これについては、やはりひけ目というものとか、あるいは生徒のひけ目のようなものを排除することも考えまして、全員にいまこれについてのお知らせというようなものも配布していくわけです。そしてそれによって申請してもらうということでありますが、さらにこの申請を受けてその申し込みというのは教育委員会が直接お受けするという形をとっております。そして、できるだけそういうようなものを何ですか、ひけ目を感ずるというような面を特に子供にそういうようなものを及ぼしたくない、という配慮をしております。

それから、今度はこれが決まった場合でございますけれども、決まった場合にそれを知らせるのは、いままでは学校の先生を通して子供に渡していくというようなことで行ったんですが、来年度からそれを改めまして、やはり直接郵送するということで、いまこの点を反省している、そういう点を予算の上にも組んでいただくべくお願いをしているわけでございます。

それから、もう一つは基準をひとつ引き上げたらどうかということになりますが、これにつきましては、もう議員も御存じかと思いますけれども、一応日野市のその基準というのは二十六市に比べまして、実際は低くないんでございまして、むしろ、一番高い方でございます。

それから、生活保護を一つの基準としまして、それの高収入をもとにするか、あるいは所得をもとにするかということで、計算するわけでございますが、日野市では所得の一・五倍ということを一つの基準にしてそれを行っているわけでございます。しかし、ほかの市では一・八倍というのもありますが、これを

一・八倍というのは、倍数ではそうなんでございますけれども、総収入というようなものをもとにしてやっていくというような形から実質的には所得に置きかえた場合には、一・五倍というものより低く大体一・三倍ぐらいになるというふうにわれわれは算定しております。ちなみに二十六市のうちで、所得の一・五倍というような形をとっているのは、いま私たちが把握しているところでは九市でございます。それ以上のものはたとえば所得の一・八倍とか、二倍とかというようなものは現在のところはございません。こういう意味で基準をすぐ高くするというところには少し問題があるんじゃないか、やはり一応一般的なひとつの常識ということでしょうか、常識というとちょっとあれですけれども、ほかとのバランスというようなこともございますのでそういう形で対応をさせていただいて今後もこれをしばらく続けていきたい。こんなふうに考えております。

それから、手続きの問題でございますが、これもいろいろですね、証明書や何かをやっぱり取らないわけにもいきませんが、申請でも客観的な資料というものをいただかなきゃならんということで、めんどうな点もあるかと思いますけれども、それはひとつ御協力をいただきたい、そういうふうに考えております。

それから、前によく問題にされたわけでございますけれども、この窓口の応答が非常に不快感を与えるんではないかというような話もありました。これに対しては鋭意私たちも努力して、そういうことが絶対にあってはならんということで、申請する向こうの立場に立って対応するという方向で現在は努力しているし、そのようになっていると、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　再質問いたします。いまお手元にお渡ししましたのは、多摩市の保護者に対するお知らせのビラ、そして申請書の写しであります。それと日野市の保護者の皆さんへという呼びかけと申請書の要旨写しであります。九月議会でも紹介をしましたけれども、多摩市の場合の就学援助の状況は数の上で、そして、総額の上で冒頭指摘しましたように大変な差があります。その実態がそっくり教育長、教育委員会の姿勢にかかわるんだとは申し上げませんけれども、少なくとも日野市よりも多摩市の教育委員会の方がより積極的な取り組みをやっているということは言えるだろうと思います。二、三もう一度御紹介しますと、たとえば南諏訪小学校では、六百八十六名の児童中二百三十二名が就学援助を受けております。全体の三三・八％の児童が対象となっております。西愛宕小学校では、七百六名の児童中三百十二名、全児童の四四・二％が受けている。さらに中諏訪小学校では六百十五名中二百五十八名、全体の四二％が就学援助を受けております。中学校では、一つだけ例を挙げますと、諏訪中学校では、三百四十八名中百

二十名、全生徒の三四・五％が就学援助を受けております。同じように保護者に対しては呼びかけをしているんだろうと思います。どこに違いがあるのかと言えばこの呼びかけ分にも若干違いは感じられますが、何よりもこの申請書の用紙を多摩市は、独自に市でつくっているという、日野市は、これは多分文部省あたり東京都を通じておりてきている用紙だと思うのです。㊙扱いになっていますけれども、多摩市ではそういう状態はとっくにもう克服して決して㊙扱いにはなっておりません。つまり気軽にやはり申請をするという雰囲気が努力によってつくり出されているんだというふうに私は理解をしております。この点について、もう一度、ひとつ積極的に来年度から就学援助を受ける児童の対象者が拡大されるように取り組んでいただきたいと思うわけですが、この点についてもう一度お伺いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　当然そういうものを受けられるような一つの資格にあられる方々に対しては、ひとつ進んで別にこれがひけ目を感ずるようなことではなくて、やはりそういうような状況にあるんだから、その間は、それに対しては援助を受けるというのは決して恥しいことではないんだというようなことについての周知方というんですか、そういう雰囲気を学校の中で、父兄会などでも通しまして、そういうような雰囲気というようなものをできるだけ周知徹底していくということは一つ大事なことです。そのような方法を通しながら進めていきたいと思いますが、私たちはあくまで積極的な姿勢でこれに取り組んでいきたい、こう思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　最後に意見を述べて、あと質問もありますので終わりたいと思います。

最初に御紹介しましたように各市と比較して、就学援助にかかわる予算執行額に大きな開きがあります。日野市だけが周辺市と比べて裕福で教育援助など受けなくても十分やっていける。そういう所得階層の市民だけだと、こんなことはないと思います。生活保護家庭の人口比という点では、あるいは日野市が他市よりも若干低い点もあるかと思います。だからといって教育援助の対象者が少ないんだということではないと思うんです。この点はひとつ積極的に国の制度を活用して、より子供の通学に経済的に困難な家庭に一〇〇％、やはり助成援助ができるようにひとつより工夫をこらして精力的に来年度から取り組んでいただくように心から要請をしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の二、就学援助（教育補助）の対象者拡大に関する質問を終わります。

次に十二の三、消費者行政の充実についての通告質問者、米

沢照男君の質問を許します。

○二十五番（米沢照男君）　消費者行政について質問をいたします。この問題については九月議会予定していましたけれども、全く触れることなく一般質問の時間が経過をした中で、十二月議会に持ち越された問題であります。すでに三カ月前に私のまとめた資料は七日にお渡ししてあったと思います。日野市の教育行政の市民の要求にこたえて、これまで取り組んできましたけれども、この夏に行った近隣市の行政調査の結果では、少なくとも五十四年度決算の段階では相当予算執行額の面で、そして消費者行政の中身の点でもかなりおくれている、こう指摘せざるを得ません。各近隣市の消費者行政の実績については、すでにお手元にお渡しした比較一覧表のとおりでありますけれども、これは五十四年度の予算執行の内容であります。執行された消費者行政にかかわる事業費の比較では、日野が八十九万円、府中が一千百五十四万七千円、多摩が七百六十七万八千円、立川が九百十六万一千円、八王子が四百八十八万二千円となっております。各市の特徴をこの比較表からピックアップしてみますと、府中では消費者教育事業費として、百十二万三千円、産地直送販売として七百四十六万九千円、それぞれ予算執行されております。多摩では消費者ルームの設置費として五百十七万円、生鮮食料品販売費として七十六万四千円がそれぞれ支出をされております。立川では消費生活展として百三十二万九千円、産地直送安売りの経費として四百二十一万四千円、地域消費者祭りとして三十万円、八王子市では消費生活展として百四十二万二千円、それぞれ予算執行がされております。この比較一覧表を見ておわかりのように他市の事業内容は、日野市と比べてかなり充実した内容になっております。日野市の消費者行政は、予算執行額、事業内容から見て率直に言って、いかにも貧弱であります。おざなりといった感が強いわけでありますけれども、もう少し何とかやる気を出して予算もきちっと計上して、本来の消費者行政と言えるような施策ができないものだろうか、こう考えるわけであります。御答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　いま確かに御指摘のように金額的には非常に少ないわけでございます。これらにつきましては、石油パニックを背景といたしまして、日野市では産地直送利用が鎮静化したということで、廃止になってございます。そういう意味で相当の大幅な減額になっているわけでございます。それから、御存じだと思いますけれども、一応地方自治法では節のものについては規定がございますけれども、目についてはある程度自治体の判断に任される、そういうような

形の中で、私どもの方では消費者という形の予算の中に組まれているもので、他市と比較いたしますと、たとえば産業経済課に一部分入っておったり、そういったいろいろな組み込みがございます。そういう意味合いにおきまして、御指摘のとおりでございますけれども、一概にこのあれについての何といいますか、差があるというようなことについては、ちょっと私の方はもう少し分析しなきゃいけないんじゃないかというような判断をしているわけでございますが、いずれにしましても、来年度におきましては、もう少し拡充してまいりたいとかように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　これまで日野市の消費者行政といいますと、消費者団体に五十万円の助成をしているということが大体中心です。部分的に農業費の中に、日曜市でしたか、地元の農家が直販することに対する一部助成がされている、そういうことも承知しておりますけれども、しかし、先ほど言った他市の取り組みの状況、予算の執行額から見て、もう少し消費者行政と言えるような積極的な予算の計上、そして取り組みが必要ではないかと私は考えております。この点について市長から一言御答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　消費者行政には、一方に市民の消費者運動との連携プレイがないと、なかなか発展しにくいわけであります。今度旧庁舎を複合的な活用を図ろうということで、生活センターというふうな仮称を考えております。その際、旧庁舎の本館の裏の建物を改築をいたしまして、そして消費材の直販事業、それから、リサイクル事業これらの業務を行う拠点にしようという発想でおります。従来の消費者運動をグループにプラスいたしまして、より一層新しい考え方を入れまして、もっと積極的で、しかも広範な影響力のあるこういう仕事をしたいと思っております。消費者行政というのは、かなり広範でありまして、環境浄化でありますとか、あるいは食品や洗剤等の無公害のものを扱う運動、あるいは産地直売といいましょうか、直販といいましょうか、こういうつまり経済社会の流通に別の流れをまたつくりながら、そういう刺激をもって経済優先に一方的に流れないようにしようと、こういう大きな意味を持つ事業でもありますので、そういうことを市民運動と行をしながら、もっと積極的にやりたい、これが生活センターの機能の中の一部で意としておるところであります。来年は何か新しい仕事を始めることをいま予定をいたしております。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　四点目の質問に入る前に、これまで三点にわたって具体的な提言も含めて一般質問を行ってきました。この三つの質問事項について、総括的に最後に一

言だけ意見を述べておきたいと思いますけれども、それは予算編成に当たっての取り組みの問題でありますけれども、ヒヤリングの段階で財政当局とそれぞれの主管課との間で、積極的な意欲的な論議をしていただきたい。言われるまでもなく、すでにやっているということであれば、聞き流していただいても結構でありますけれども、私は予算編成に携わる基本的な立場姿勢というのは、絶対に行政水準は後退させない、少なくともわずかずつでも水準は向上させていくんだと、こういう基本的な立場から、財政当局と主管課が、他市の先進例なども参考にしながら、詰めた論議をやって立派な予算を編成してほしい、市民の期待にこたえた積極的で中身のある予算編成をやってほしいということを最後に要望して、三点目の消費者行政についての質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の三、消費者行政の充実に関する質問を終わります。

次に、十二の四、にせ行政改革に対する対応についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○二十五番（米沢照男君）　それでは、四点目のにせ行政改革に対する対応について質問をいたします。

この問題についても、九月の一般質問の冒頭で、指摘したところでありますけれども、去る四日の日に共産党市議団は、森田市長に対して自民党政府が進める市民生活と地方自治破壊の臨調路線に反対し、市民本位の民主的行政改革の実施を要求する申し入れを文書で行いました。すでに質問を通じて明らかにされてきておりますけれども、にせ行政改革が実施されますと、たとえば保育料は、三歳未満児、D七階層で一万三千円から三万五千円に引き上げられることになります。そして、老人医療費が国基準にまで引き下げられますと、六十五歳から六十九歳までのお年寄り、平均一人四万円の負担、日野市全体では一億一千六百万円もの負担がお年寄りにかけられることになります。さらに学校建設の抑制ということで、学校建設に対する国庫補助の削減も行われようとしておりますし、私立幼稚園への保護者負担金の補助金の打ち切りも企画をされております。こういうにせ行政改革に対して、十五万市民の暮らしに重大な影響がもたらされようとしている、こういうときに市民生活への犠牲と負担のしわ寄せから、市民の暮らしを守る防波堤としての役割りを果たすことが革新市政に求められていると、私は確信をしております。そこで、二点質問いたしますけれども、一点は、これは当然のことでありますけれども、格好づきの行政改革によって、そして、また鈴木都政の三多摩各市町村に対する財政的な圧迫規制などこうした動きから、予測される影響について調査をし、その結果を市民に明らかにしていく必要があると考えております。その手段は広報という手段もあります。説明会を開いていかにこれから進められようとしている格好づきの行

政改革によって市財政が、そして市民生活が影響されようとしているのか、この点について市民にわかりやすく、明らかにしていく必要があると思いますし、さらには、シンポジウムなども開いて積極的な市民の理解への働きかけが必要ではないかと考えております。そして、全市的にこの問題について市民が積極的に受けとめて、あすからの運動に注目するような市側の取り組みが必要ではないかと考えております。この点について一点市長からお伺いしたいと思います。それに関連して、当然のこととして、その結果は市議会に報告されなければならないと思いますし、市議会は、市議会独自の立場からこの問題についても、市民の暮らしを守る立場から取り組みを強めていく必要があると考えております。以上についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いま政府並びに第二次臨調と言われているところから、いろいろと行政改革につきまして、都道府県、あるいは市町村に指示が来、あるいは新聞報道で言われているようないろいろの課題と申しましょうか、問題を受けとめております。そして、決して市民生活のため、あるいは自治体の運営経営のために大きなショックが来るに違いないと、このような恐れを抱いておることは申し上げるまでもありません。まだ、必ずしも具体的な数字としての影響調査は、都道府県段階の対応が固まりませんために完全なものをつくることはできませんが、ある程度の把握はできるわけであります。それらにつきましては、財政部長からお答えをいたしますが、その調査をし、また影響を明らかにするというこの作業は、もちろん、いろいろな団体でやっております。たとえば市長会の立場、あるいはそれぞれのたとえば国保などにつきましては、運営協議会、こういう上部組織がいろいろと情報をわれわれにも流してきてくれてあります。ただその際、一自治体として、あるいはその自治体の首長としてどういう反論なり、反対行動がとれるかということになりますと、必ずしも有力ということにはならないわけでありまして、やっぱり組織を通じて、国にお願いをする要望をすると、こういう形の運動は、それぞれに展開をいたしております。市民の力を得ることももちろん大きな支えでありますしますが、いま、余り市民の方にその影響を間に立ってお知らせをしますと、あたかも政府の下請けをするような感なきにしもあらずと、したがって、いまは新聞論調等の報道にゆだねる、そういう立場でおります。影響が明らかになります際には、これは大きな政治問題でもあるわけですからして、やはり正しい情報を伝えて、そして、市民の方々のそれぞれの判断を仰がなければなりません。ただ、われわれの自治体もまだ弱点がいろいろな点であるわけでありまして、したがって、

○二十五番（米沢照男君）　市長の答弁、大変私は消極的だと、自民党の議員から「いい答弁だ」と、こう声がかかるような答弁では（「真実の答弁だ」と呼ぶ者あり）しようがないと、私は思っております。少なくとも十五万市民に責任を負う市長の立場から当然のこととして、これから受けるであろう影響、市民生活にどうそれが反映されてくるのか、市の行財政にどういう影響をもたらすか、このことを広く市民に知らせるのは当然の義務じゃないかと私は思うんです。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）積極的にその点は受けとめて、私の意とするところを受けてやっていただきたいと思います。

最後に要望意見でありますけれども、大きく分けて二点あります。一つは、政府と都政に対して市長として、あるいは市行政として働きかける問題があります。二つには、市独自に民主的で効率的な行政改革を進めるという積極性の問題であります。政府と東京都への働きかけは、一つには老人医療の有料化の動きなどに見られますように地方自治体独自の施策に対する権力的な介入に対しては断固反対をしていく、地方自治体としての自主性を尊重させていくということが必要であります。さらに、福祉や教育、下水道事業などに対する公共事業の支出金、補助金、あるいは臨時特別交付金などの廃止の動きに対して市民の暮らしを守る立場から、積極的にこれに反対をし、従来どおり、逆に、さらにこうした支出金や補助金の増額を要求していく必

われわれの自治体の経営内容にも、もっと厳しい自己改革をすることとあわせて行わないと、市民の支持、信頼は得られないんではなかろうかと、このように思っております。そういうことを総合的に果たしながら、いろいろな形で市民生活を守るということにつきましての努力をいたしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　影響調査の結果を発表するということにつきましての事務的なことについてお答えいたします。

例年地方財政計画なるものが、この十二月末ごろから発表されてくるわけであります。その発表がありますと、それに基づいて概略の算定はできるわけでございますが、ことしにつきましては、私もどこかでもう一回ぐらい申し上げているかと思いますが、現段階でのまだ、いわゆる市町村段階における配分等の内示がございません。そのためにいまここで直ちにということは、ちょっと事務的に不可能でございます。当然一月末等になりますれば、いまのところの予測では、一応地財計画も提出されるであろうという見通しがありますので、それによりまして、影響額等の調査ができるものから算出していきたい。あるいは、お知らせしていきたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

要があると思います。三点目は、四十人学級の早期実現や高校の増設などに対しても積極的に要求をしていくと同時に私学に対する助成の増額もあわせて働きかけていく必要があると思います。さらには、特に最近強まっております市町村行財政に対する東京都の支配と干渉に対しても、これをはねのけて自主性を確立をしていく必要があると思います。最後に市独自の民主的で効率的な行財政運営の確立、行政改革でありますけれども、これについては、かつて提言をしたことがありますけれども、職場からの行財政の点検運動を起こしていく必要があると思います。そして、超過負担の委任事務の実態や効率的でむだのない予算運用の検討等々と積極的に民主的効率的な行財政の確立を図っていく必要があると考えております。さらには、最近マスコミでも取り上げられておりますけれども、建設事業の発注に伴うさまざまなうわさや問題の指摘がされております。日野市でそういう指摘されるような問題が存在しているとは思いませんけれども、みずからの姿勢を正して、そして、公正な行政運営を徹底していく必要があると思います。こうした立場から市長を先頭とする市当局が、さらに一層努力をされるように最後に心から要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の四、にせ行政改革に対する対応に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩
午後　一時　十　分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

十三の一、昭和五十七年度の予算規模と重点事業を問うについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔十七番議員登壇〕

○十七番（石坂勝雄君）　議長からお許しがありましたので、通告質問に基づきまして、質問をしたいと思うんですが、私が通告をしておいた案件は、昭和五十七年度の予算規模と重点事業に問うということでございますが、最初に予算の規模に対してお伺いをして、その後に、三つの項目を挙げてありますが、流域下水道と処理場の問題、二つ目に過大校の解消についての問題、三番目に市立総合病院の拡充と、それに関する問題等を通告してございます。特に市立病院の問題に対して、病院長さんきょう公務であるにもかかわらず御出席いただいたことを心から御礼を申し上げます。

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

私は昨年度の五十五年の十二月の議会、いわゆる今年の四月に市長選挙が行われましたので、十二月の議会に市長にも申し上げたんですが、やはりこれに近いような予算の編成方針についてお伺いをしております。そういう中で、森田市長は三選をされまして、今年度、五十六年度予算は、やはり改選期だということで、骨格予算だということで臨まれていたのは事実でございます。そういう点から見れば、来年度の予算は市長にとっては、三期目の恐らく自信を持っての予算編成でなければならないし、また、そうあることが十五万市民の恐らく熱望するところではないかと思います。われわれは批判的立場ではありますが、市民サイドに立って市長に私の考えを交えてある場合には要望し、ある場合には施策として実行していただきたいと思います。そういう点を踏まえまして、まず第一点に、予算の規模に関して申し上げたいと思います。振り返ってみると、昭和五十四年度から予算のいわゆる当初予算の伸びが五十四年から五十五年が一二%、五十五年から五十六年が一・七%、去年はそういう意味では、ことしの予算は五十五年から比べると、本年度の予算対比は、前年対比で一・七%きり伸びてない予算でありました。そういう点からまた一面自然収入から見た場合を考えますと、日野市の自然収入は、昭和五十四年度から非常に何というか、普通地方財政というのは、三割自治だということが申されております。それにもかかわらず、日野市は五十四年度から予算に占める構成比が五十四年度で五六・九%で約百二億、五十五年度は構成比が六〇・四%で百二十九億、今年度の五十六年度が補正を含めると百四十七億になっておって、恐らく予算との厚生費は当初予算で六九・八%でございました。まず、第一点伺いたいのは、来年度の予算のいわゆる総額ですね。いわゆる自然収入を大体どのくらいに抑えて予算の規模はどのくらいになるか、現時点でのいろんな財政当局なり、企画財政部では、各課、部の調整中であって、非常に見通しがまだ困難かと思いますが、来年度の予算の総額の規模なり、自然収入はどの程度持っておられるか、この一点をまず聞きたいと思います。

第二点は、私の考えるのには、自然収入がたとえば明年度百五十億と想定した場合には、特に政策的経費、一般経費を除いた特に政策的経費が自然収入の一割でできるんではないか、見方によると非常に強いと言われるかもしれませんが、自然収入の一割は政策的経費に充てられるんではないか、まず百五十億と仮定しますと、十五億でございます。これにいわゆる起債なり、都なり国の補助金をつけて事業計画をやった場合には、四十億ぐらいの仕事ができるんではないか、こういう点を組まれた場合に企画財政として、いわゆる予算編成時における、政策的な経費はどの程度に見られているということが、第二点であります。

三点目に申し上げたいのは、後の質問と関連するんですが、病院なり、こういうところのいわゆる事業、改修事業なり、設備の改善をするには公営企業債を受けられると思います。そういう点で、公営企業債というのは、一般の市債と同様な手続が取られるのではないかと、私は思いますが、その点を考えて公営企業債というのはその事業の内容とか、それから、非常に一般の起債を仰ぐより厳しいのか、いつの時点で決められるのか。以上三点をまず伺いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御質問は、来年度の予算規模というふうに伺っておるわけでありますが、いま、まだ予算規模を締めくくったわけでもありませんが、将来のこともいろいろ考えまして、ことしそう飛躍をするという特別の考え方は持っておりません。先行きに下水道事業を初めといたしまして、学校もまだ三つほどつくらなければなりませんし、区画整理事業を三つほどまた抱えることになります。そんな意味でなるべくことしはできるだけ蓄えて行こうといいますか、そう無理をしないで行こう、こういう考え方であります。市民会館につきましても同様であります。市民会館は来年から始めまして、三年計画ぐらいで完成をさせたい、こういう考えでおります。御承知のとおり、まだ桑園跡地の国有地を取得するにも少なくとも数十億円という経費を必要といたします。それらのみな必要な仕事ばかりでありますからして、財政計画をしっかりと立てながら、必ずそれらの事業を順調に進めていこうと、こういう考えでおります。したがいまして、いまのところ自然収入が幾ら幾らということは、見込みといたしましては、一応把握はしておりました。予算の伸びといたしましては、そう一〇%伸ばすというほどの内容には考えておりません。かなり何回も言いますけれども、ここ後につながります二、三年の間の事業というものに十分目を配りまして、堅実な歩み方をいたしたい、こういうことであります。いま一応集計をいたしておりますのが、五十六年当初二百四億六千万でございましたが、五十七年度は、いまのところ二百十五億程度、したがって、伸びは十億程度そのような範囲で考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　二点目、三点目についてお答えいたします。

御質問の中で、自然収入百五十億程度に抑えたいと、こういうことでございますが、まことに見込みといたしましては、その辺の上下であろうかと、財政当局も考えております。しかし、実際に抑えた中での新規事業に回せる費用はという御質問の趣旨でございますので、普通新規事業のいわゆる純生財源といいますか、われわれの言葉でよく生財源と申しますけれども、そ

れは、毎年度会計で約予算の中で八億程度が見込まれるわけでございます。当然新規事業のあるいは政策の選択した事業の内容にもよります。補助金等が期待できる事業でありますと、生財源は少なくても済むというような形がございますので、その事業規模と生財源の関係は必ずしも比例いたしませんが、一応いま申し上げました八億程度の生財源を想定できるのではないか、そのような見込みに立っております。

それから、三点目の公営企業債の点でございます。公営企業債も御質問のとおりでございます。一般起債と同様でございます。ただし、起債枠につきましては、一般起債とは別枠をもって対応されていると、それが現状でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま三点の質問で市長からは日野に山積する下水道の問題、市民会館の問題、そういう点を考えて、そう積極的な予算を組まないで、むしろ何というか、将来の何というか、蓄積をするというようなお話なので、私の方もこれ以上はぜひ私の政策的経費というのから見れば、企画財政部長がお答えになった経費は、半分の八億、十五億ぐらいできるんではないかということを申し上げたんですが、八億程度だというようなお話でございます。より一層の努力をされまして、先般来、うちの方の市川議員、午前中の共産党の議員団の方々が非常に何かきめ細かい予算の要求をされているので、私もそういういわゆる保革を問わず市民の要望にこたえるための市長の格段な積極的な政策を強くおいて、第一点目の予算規模のことについての質問を終わります。

続いて項目別にしておきました問題について御質問をしたいと思います。

下水道に関しての質問は、さきに市川議員なり、ほかの議員からも出ておりますので、重複を避けたいと思います。私はそういう点では、日野ではいままで日野の下水道がおくれたという理由は、もちろん最大の理由であることは、学校建設なり、いろんなほかの事業にやったということもあるかもしれませんが、地形的に山の地帯が開発されて、いわゆるたまたま低い地帯が水田地帯だと、いわゆる自然を利用してといってはしからんですが、いわゆる用水路が下水化をさしていたれるかも知ということが、下水道をおくらした最大原因ではないかと思います。しかし、現在までに十五万の市政になってくると、もうそういうことは言ってられないと思います。何回もいままでの下水道関係の都市整備部長なり、下水道課長なりの私も考え方を聞いておりますが、憲法にも明記されているように健康で文化的な生活を営むには、いわゆる都市は一日も早く下水道ができ上がると、ということは当然でありますし、また、しなければならないという市長を初め、われわれの議員にも責任があると思います。そういう点を踏まえまして、ただ現実に仕事をやる

場合に、実際どうなのかということに対して、質問に入っていきたいと思いますが、日野の地形上から日野台の方は秋川処理区というんですか、こっちの方へ一部来、全体的には浅川の処理場に入り、それから、西部団地から以東落川、百草、西武団地の入り口から以東は多摩ニュータウンの南多摩処理場に入る三地区のいわゆる下水道計画が日野の現状だと私も理解しております。それで、いろんな資料に基づきまして、幹線は日野の処理場の場合には石田地区から八王子の長沼町まで行くというこういう全長六千八十メートルというようないわゆる基幹幹線に日野の個々の接続個所が十三ヵ所あると、こういう中で、下水道計画が進められておりますが、一番大切なのは処理場の私は、また早急に急がれなければならないのは、処理場の用地の確保だと思います。この処理場の確保についても、先般来の質問の中にいろいろな答えが出ておりますので、私はこれも重複を避けます。そういう中で、先ほどの来年度の予算規模に対しても、市長は積極的に予算を組まないと、いわゆる後日に対する蓄積だと、こういうふうなことを申されていましたが、一面では、私もそういうことを了とします。農林省の跡地の拝借の問題、下水道の問題にしても、非常に日野の負担だけでも何十億かかる、下水道だけでも約四十億日野の負担がかかるという中で、それは大変だということがわかります。ただ、問題は多くの市民はあしたにでもいわゆる下水道の事業はできてくるんではないかと、また家庭との直接のつながりがなるんではないかと、こういう期待感を長年持ってきていると思います。そういう点では、具体的な問題を出して、この年度にはこういうことだと、この年度にはこういうふうになるんだということの計画を早く示すことが、事業認可を受けたことの点からいって必要ではないかと、こういう点を踏まえて私は質問したいと思います。高台にこの日野の現在の庁舎を建設するときには、いわゆる低い地帯から非常に高台から来る雨水排水の問題、いわゆる低い地帯が浸水をするということで、下の地帯からの水路の改修が強く叫ばれてきました。また、私たちのいわゆる会派としましても、道路の問題とこの用水路の改修、こういう問題を一つの条件にして、この調査をつくってきたというのが経緯であることは、市長も関係部長も御存じだと思いますので、その点で私は質問に入ります。

第一点に、根川の改修は実際終わるのか、いつ何というか、もし終わってないとするならいつ完了するのか、こういう点をまず一点お聞きしたいと思います。それにあわせて万願寺の区画整理と処理場との問題についての話し合いは、どうしても私は不可能だと思いますが、その辺の点をどう話し合われているのかをあわせてお聞きしたいと思います。

次に、下水道をやっていくためにこれはまだそういう問題は早いと言われるかもしれませんが、市の非常に財政力が下水道

の事業というのは、財政力が非常にかかる問題なので、浅川の流域下水道、多摩川右岸の南多摩処理場に行くニュータウン関係の二百二十ヘクタール分、秋川の流域下水道こういうものも同時に着工していくだけにいけるのか、また、いけるだけの理事者なり、関係当局に何というか、財政的なことを踏まえてできるのかどうなのか、さもなければ、いわゆる部分的に何か年次的にお考えになっているのか、同時にやられるのかの点をお聞きしたいと思います。

次に、下水道事業をやるには、都ですか、幹線は都の責任だと、それから、市のこういうところは市の責任だと、そういう区分があると思います。そういう点で受益者負担の問題が当然問題になると思いますが、いまからこういうことを言うといろいろな補助金等のいろいろな関係もあるかもしれませんが、受益者負担を取る考えがあるのかどうなのか、なぜ、私この問題をお聞きするといいますと、開発行為でできている京王の分譲地なり、西武団地なり、日本信販の団地なり、こういう民間がつくった、いわゆる一戸建ての住宅地帯、区画整理で行われているこういう地帯の問題を考えた場合に受益者負担というのは、されるのか、されないのかということがまた一部ここは取るけれども、ここは取らないというようなことが現実には出るのではないか、こういう点を考えた場合に、これは市長の答弁になられるかと思うんですが、私はいまの時点では事務サイドでも結構だし、できれば市長のお考えをお聞きしたいと思うんですが、受益者負担を取られるお考えがあるのか、ないのかということを伺います。

それから、次に現在これだけの二番目の質問の同時にこういう流域下水道事業を着工していく場合に、非常に何というか、処理場の用地の買収は都の責任だといっても、いろいろまつわる問題が多いと思います。そういう点を考えた場合にどうしてもこれに携わる職員の問題、いわゆるスタッフの問題が非常に大切だと思います。そういう点で現在の機構なり人員で十分な事前の調査なり、実際にできるのかどうなのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。それから、第五点目ですか、五点目には、下水道事業と私はどうしても下水道の先般の黒川の下水路の埋設の点で、いわゆる事業が延びたということを聞いたときに、私はこの質問をしたいから申し上げたんですが、今後やはり年次計画の中で、どうしてもいろいろなことの遅延する原因にどうしても管を埋設する場所の同意なり、こういうものが出てくるんではないか、こういう点で都市計画の道路の進行状況と、それから、道路のないところに布設する場合のこういう道路計画というんですか、特に旧七生地区の方にはこういう都市計画の路線というものは、在来の昔からあった都道以外には行われておりません。こういう点を考えた場合のいわゆる市の道路計画、市の独自の道路計画というものか、都市計画道路等を考えるのか、その辺は私いま関係者のお答えで結構だと思

うんですが、そういうことをあわせてやらないで、いわゆる下水道の埋設管をしていく場合にスムーズにいくのかどうなのか、こういう点であります。

次に、何というか、処理場の買収の時期見通しという点では、先般竹ノ上議員なり、市川議員の質問に答えられている中の何人の地主さんから承諾を得られているとか、あの中にある事業所の関係でどうだということなので、よろしゅうございます。以上五点を質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私から受益者負担ということについてのいまの考え方を一点お答えをいたします。流域下水道の関係は担当者よりお答えをさせていただきます。間もなく流域下水道事業に伴います日野市施工の公共下水道事業、これを連ねて事業化をすることになっております。来年度の半ばにはそういう時期に入る予定でおります。その際、いま問われております受益者負担の考え方を事業の中に盛らなければなりません。したがいまして、いま考えておりますのは、日野市の場合よく問題にもなっております都市計画税を定められた上限で徴収いたしております。その際に、特にごく標準的なこの宅地にまで同じ率を課するということは、大衆課税になるきらいがある、こういうことをわれわれも感じておりました。しかしながら、そのときに将来来るべき公共下水の負担金をなるべく少なくおきたいと、このような考え方で進んでまいっております。したがいまして、平米数百円程度の負担はこれは事業計画の上で位置づけなければならないと思っておりますが、よそより決して高くない、よその市より上回るようなことはしたくない、このように考えております。そのあたりでひとつ、いまのところはお答えにさせていただきます。あとは担当者の方から、それぞれの所管につきましてお答をいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　まず第一点の根川の改修につきまして、お答えいたします。

根川の改修につきましては、五十一年度から五ヵ年計画で電建団地の裏までを改修いたし、竣工しております。さらに、その上流を五十六年度より三ヵ年間で、高速道路の交差するところまでを計画し、改修を進めてまいります。なお、用地買収等がございまして、用地買収等で支障がある場合には現況のさらに擁壁を改修し、川底を下げまして流下の能力を深め、洪水に対処したいと、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えを申し上げます。二点目の質問から順を追って御説明を申し上げます。

まず二点目でございますけれども、万願寺区画整理事業と処理場、浅川流域下水道の終末処理場でございますが、これとの

関係についての御質問でございます。処理場の建設、用地の確保等に当たりまして、当初万願寺の区画整理区域内の用地、具体的に申し上げますと、多摩川と浅川の合流点、日野高校の北側に当たる十六ヘクタールの用地でございますが、これを計画いたす段階で地元の権利者の方々、または住民の方々といろいろお話を進めてきたわけでございますが、計画当初の考え方は、住民の方々がお考えになっておったことは、まず区画整理の区域をはっきり定める必要がある。その中で、処理場の位置をどうするかといったことを決めるべきであって、区画整理事業の事業認可を取る以前に処理場の方の事業認可を取るのはおかしいといった御意見があったわけでございます。その点につきましては、処理場の方が先行いたしまして、認可が約一年ばかり早く認可を取ったわけでございますが、その後引き続き万願寺区画整理事業の認可も取ります。現在では万願寺区画整理事業の方が先行して進んでいる状況にございます。そういうことで地域住民の方々は特に権利者の方々がおっしゃっておりました万願寺区画整理事業を施工するということで、現在は進めております。それで、万願寺区画整理事業につきましては、区域が確定いたしました。この区域の中には、処理場ははずされてはおります。したがいまして、処理場の区域と万願寺区画整理事業の区域というものは、現在はっきり定められておるわけでございます。こういうことで両事業は、現在並行して進めていくやや区画整理事業の方が先行しているという形になっておるわけでございます。

それから、次の御質問でございます流域下水道、これは議員さんの御指摘のとおり、三つの流域下水道事業を日野市はこれから考えていく、実施していくということになるわけでございますが、この建設に当たっての財源、これは流域の負担金だけを見ましても、今後南多摩下水道関係では二億数千万、それと浅川の流域下水道では三十六億、それと秋川の流域下水道におきましては、まだこれは概算額でございますけれども、約三十億が想定されるわけでございます。これは東京都が処理場建設、あるいは関係の建設を行っていく、それの分担金として、関連市が負担するものでございまして、日野市だけでもそれだけの分担金が出てくるわけでございます。そのほかに日野市が直接施工しなければならない、いわゆる公共下水道というものがあるわけでございます。これは御指摘のように流域の幹線につなげるための細い管でございます。そういう整備はすべて市がこれから実施をしていくということになりますと、その経費だけでも数百億の経費をこれから用意をしていかなきゃならない。膨大な資金がこれから必要になってくるわけでございます。したがいまして、この三つの事業は同時に進行をするとすると、非常に多額の財源を用意をしなければならない。ピークの時期になりますと、二十億、三十億といった経費が必要になること

も考えられるわけでございます。したがいまして、今後私どものこの事業を進めるに当たりましては、当然多くの財源を必要としてくるわけでございますが、まず必要なところから実施をしていく、できるところから実施をしていく、ということで計画を立案していきたいと、また、そのように計画を立てているわけでございます。今後もこの計画につきましては、やっぱり手を入れながら、財源政策の方と見合うようにできるだけ早く完成をさせていくということで、政策面でしっかりとした立案をしていかなければならない、このように考えているわけでございます。

次の御質問でございますが、先ほど市長がお答えになりました受益者負担金についての考え方、これは公共下水道の認可を取る事業に入っていくという段階では、下水道の条例をここで見直さなければなりません。それと同時に受益者負担金を取るに当たっては、受益者負担金条例もあわせて制定していかなければならないわけでございます。こういった中で、私どもいま現在調査、作業を行っておりますが、一つの問題といたしまして、すでに開発されております団地等で、いわゆるコミプラと呼ばれております処理施設がございますが、それと同時に各家庭からそのコミプラまで持ってまいります管渠もあるわけでございます。そういったものにつきまして、今後の取り扱いをどうするかといったことが当然検討されていかなければならない問題であると考えます。各開発期によって行われました下水道の整備、それにつきましては、各事業体が責任をもって実施をして現在維持管理を行っているところでございますけれども、いわゆる公共下水道としての一定の基準が施設なり、または管渠にあるわけでございます。したがいまして、公共下水道としてのその基準にあっているかどうかが、今後の大きな問題になろうかと思います。したがいまして、受益者負担金を徴収するに当たるようになった場合には、そういった点も十分検討し、いままですでに入っている管というのが、いわゆる規格に合わないような場合には、またすべてそこの地域をやり直さなければならないといった問題も出てまいります。そういう場合には、受益者負担を徴収するという方法で決定されたならば、やはり同じようにその地域も徴収せざるを得ないといったことも出てくるかと思います。これはまだ現在では考え方でございまして、今後条例を煮詰める段階で、そういった点につきましても検討を進めていきたいという考えでおります。

それから、次の御質問である、これらの下水道事業を今後大大的に推進していくに当たって現在の体制でどうかといった御質問でございますが、私どもの方の現在のこの計画に従事しております職員は十一名でございます。しかし、これだけでは今後の膨大な資料をつくり、また、工事等が行われてまいりますと、御存じの現場監督、あるいは地主さんとの電話連絡、交渉、

地域の説明会、そういう事務が非常に多く出てくるわけでございます。したがいまして、ピーク時期には現在の人員では処理し得ないことも起きてくるかと思います。そういうことから、職員計画ということも私どもは一応考えております。この計画に基づきまして一定の増員要求もお願いをしておるところでございます。

次の御質問でございますが、下水道の年次計画と道路計画との関係でございますが、御指摘のとおり、下水道管は、いわゆる公共の道路、いわゆる公共空間の下に埋めているというのが原則でございます。しかし、一部やむを得ない場合には、民地の地下権を借り上げて、地下権を設定いたしまして、借り上げといった形の施工も行うところもあろうかと思います。主として道路、いわゆる都市計画道路、そのほか区画街路等に管というものは埋設を今後していくことになるわけでございます。したがいまして、道路がないところ、そういったところには下水道管を埋設することは不可能でございます。私ども都市整備部といたしましては、現在道路計画につきましても、地域の面積の開発、おもに区画整理事業でございますが、それによりまして、道路の整備を着々と進めておるところでございます。また、幹線道路につきましても、東京都及び国ともいろいろ協議をしながら、この方につきましても、計画が進んでいるところでございます。したがいまして、下水道管が埋設をする時期には、道路が少なくとも用地が空いておる、また用地の確保ができておるというようなことで、今後道路計画の方と整合させながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　非常に丁寧なお答えなんですが、限られた時間に自分も聞かなければならないので、答弁の方もなるだけ要点に答弁をしていただくことをお願いして、重複を避けていただきたいと思います。

一点だけ確認ですが、市長がいま述べられたことと何か都市整備部長が言われたことの受益者負担の問題なんですが、条例を制定して、今後の問題だと、いわゆる取る方向だと私は多額のものは取るんではないが、いわゆる平米当たり数百円と、小さい額で取るんだということに現時点では理解してよろしゅうございますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　それでは、同じ下水道でも立場の違う二百二十ヘクタール分のことについて、これは、いわゆるお答えは簡単にひとつお願いしたいと思うんですが、日野分の多摩川右岸の南多摩流域下水道へ行く二百二十ヘクタール

分の事業認可はされているのか、されないとするなら、いつ、なるのか。

それから、九月議会にも私もちょっと聞いていると思うんですが、二点目は、大栗幹線の工事の進捗状況が、この前、何というか、都市整備部長のお話では、計画には昭和六十年、たしか申されたと思うんですが、その年度で狂いはないのかどうか。

三点目は、来年公共下水道事業の日野で、ニュータウン関係二百二十ヘクタール分でその何か実際に工事をされる個所があるのかないのか、されるとしたら予算規模はどのくらいのことをお考えに、いまの段階で予算編成時期で非常にむずかしいと思うんですが、お答えができればお願いしたい、こう思います。それが三点目。

それから、四点目は、どうもいままでのこのニュータウン関係の下水道事業もおくれているので、このおくれのためにいま現地点に開発行為の行われた西武団地なり、日本信販なり、京王の何というんですか、分譲地なりの処理場が現在の処理能力で、たとえば五年なり六年延びても大丈夫なのかどうなのか。そういう点を市が何というか、いまの管理者は当然管理組合が、たとえば日本信販なら信販の自治会の管理組合が行われているんだろうが、そういう点と今後の問題で話される用意があるのか。いわゆるそういう処理能力に十分耐え得るものを指導されてあるのか、ないとするなら、どうなのか、その点の問題で、また、できればこの地帯の私も一つのスローガンで掲げておるんですが、こういう地帯の集中浄化の管理している管理組合の補助金を増額するべきでは、下水道がなかなか年次計画でいかないという場合には、管理負担というのが年々恐らくふえていくんではないか、こういうふうに察せられるんで、こういう負担の補助金を考えていられるのかどうか。できればそこまでお答えを願いたいと思うんですが。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えを申し上げます。

まず一点目の南多摩処理区の認可、これは取ってあるのかどうかといった御質問でございます。本年度中に認可を取ることで現在作業を進めております。

それと、二点目の大栗幹線の進捗状況でございますが、五十九年度までに新大栗橋まで、この管渠が到達いたします。そういたしますと、現在すでに多摩向こうで公共下水道が整備されておりまして、今年度で日野の境までこの管渠と到達いたします。日野市の方では、来年度から落川、百草を中心といたしまして、初めての下水道の管渠埋設工事が行われてくるわけでございます。この点につきましても来年度は雨水管といたしましては、約千七百メーターの埋設、雨水管として、約三百五、六十メーターのものを現在計画をして、予算の要求もしておると

ころでございます。それ以外の高台の地域になりますと、大栗幹線が一ノ宮交差点まで到達することが必要になってまいります。東京都の現在の計画はちょっとおくれてまいりまして、六十年以降に一ノ宮交差点に到達をする計画になっております。したがいまして、高台の方になりますと、六十年度以降に整備をいたしまして、水洗化が可能になってくるということになるわけでございます。

それから、五十七年度の南多摩分の予算につきましては、まだ現在査定を行っている段階でございます。金額についてはまだ未定でございます。先ほど申し上げました施工の規模で御了承願いたいと思います。

次は、コミプラのいわゆる各団地等で開発いたしました、コミプラの処理場の能力は、時期はおくれてきたからそれまでもつかどうかといったことでございますが、やはりこれをつくるに当たっては、監督官庁のチェックも受けております。現在の維持管理上水質保全の問題につきましては、都の環境保全局の定期的な検査も受けております。したがいまして、そういう中で、各コミプラの組合の単位ごとに維持管理が行われてきておるわけでございます。現状では、水質の一部悪くなったところもございますけれども、そういったところは、すぐ改善命令を出され、改修が行われるといった方法がとられております。これらに対しまして、市の負担金をある程度出す考えがあるかどうかといった点につきまして、私ども少なくとも早く管渠を埋設し、処理場の運転を稼働にしていくということに全精力を挙げたいと思います。したがいまして、現在の考え方といたしましては、それらのコミプラに対しての補助金といった問題につきましては、考えはございません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　御答弁をいただいたので処理場関係の質問は、いわゆる関係部局の鋭意努力と一日も早く計画を実施にできるよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

次に、過大校の解消についての問題に触れたいと思うんですが、過大校そのものの問題については、やはり市川議員が質問されて、過大校は教育サイドの考えから見ても、一日も早く解消するということが当然であるということを私も同意見でございますし、私が過大校解消という点では、特に三中の過大校の解消ということに対しては、市川議員なり、竹ノ上議員でもう解明がされていますが、いわゆる独立校をつくるという、小中学校の独立校をつくるなり、今後の幼児人口の減少の中で、現在の学区を考えて、これからの独立校なり、学区の編成をどうしていったら、過大校の解消ができるのかという点に特に私の質問は市長部局の考え方をお聞きしたいと、こう思いまして、この問題を取り上げております。

現在、日野では、小学校は御存じのように十九校、中学校は八校ございます。それで、今定例会の予算にも二十小用地の確保の予算が出ております。そういう点でいけば、いわゆる人口の割合から見ても、小学校は十九校できている、機械的に計算してもこの半分だということを見ても、もう中学校は九つできていなければならないというように私は理解しているので、先ほど申し上げたように教育的な見地から見ても、施設の点から見ても、いわゆる三中の過大校の解消というのは当然ではなかろうか、こういうふうに考えております。ただ問題は、新旧の学校のいわゆる施設の格差、どうしても二十年前につくった学校と、現在つくられている学校との設備なり、何というか、設備の内容が違うのはやむを得ないのでありますが、等しく何というか、同じ形の中で、義務教育を行われているという点から考えれば、この何といいますか、少なくとも少しでもこの格差を解消するのが当然ではないか、そういう点では古い学校の施設の改善、そういうことをまず当然なされていかなければならないと思います。

それから、現在の日野の全体の状況を見た場合に、非常にいままでの昭和四十三年ぐらいから四十九年ぐらいまでの人口の伸びと、いわゆる五十年から現在までの人口の伸びを見た場合に、恐らく前段の四十三年から四十九年ぐらいまでの人口が五万人伸びたとすれば、恐らく四十九年以降現在まではその半分だと、こういうように一応人口の伸びは鎮静化しているんではないか、この原因は土地のいわゆる値上がり、こういう問題に大きく国の土地政策というんですか、それから、非常に土地単価が高くなってきたと、こういう問題に起因するところが非常に多いかもしれないんですが、そういう点でいけば、現在の日野の十四万五千の人口の中で、どうしてもこれから学校をつくらなきゃならんということを決めていく場合に、二十小の問題は当然小学校の場合を見ますと、用地の場所なり、用地の確保の予算ができているんですが、いわゆるその以後の学校の見通しというのは、幼児人口の減少の中で非常にむずかしいんではないか。現在の特に学校の場合、どこに独立校をつくるかということは、非常に大変ではないか、理由では私が申し上げたように土地の問題、土地の高騰の問題等も大きく占めていると思います。特にまた、万願寺のようなところで区画整理をやれば、当然こういうところには小学校用地というものもある程度考えられるということがあるかもしらんけれども、また一面非常に五千坪なり、六千坪の学校用地の確保ということも、大変になってくるんではないかと思います。恐らく私が一つ聞きたいことは、現在の日野の人口十四万五千でございますが、昭和六十五年ぐらいになった場合に日野の人口をどの程度に抑えられて、小学校の何というんですか、独立校なり、そういう学区をお考えになっているかどうかをまず一

点お聞きしたいと思います。

次に、私その点から少し細かく申し上げますと、いま現在十九校で、小学校は一万五千七百七十人であります。これが昨年度のいわゆる事業報告書の人数でございます。現在のいわゆる五月一日現在では一万五千六百九十七人で減っております。こういう減少を見たときに、どう考えるかということが一点です。それから、中学校の方を見ると、中学は五十六年の五月一日現在で六千四百二人で、前年度の事務報告書の六千八十五人より、約三百人ふえている、こういうことでございます。これは恐らく実際には日野の現状を見ると、流入人口より、特に小学校、中学校の子供たちがいわゆる転入してくる子供より転出する子供の方が多いんです。特に学校で例を挙げますと、中学校では二中なり三中は出て行く人の方が入ってくる生徒より多いわけです。小学校では、一番何というか出ていく子供の多いのは百草台小学校、高幡台小学校、程久保小学校、多摩平五小、六小というのは、はなはだしい、百草台小学校なんかを見ると、いわゆる転出する子供の方が流入してくる人口より五倍もあると、こういう現状が一つの数字の中で出ております。こういう点を見ると、ただ問題は、先ほども申し上げたように中学の場合は、単純な算術計算から見ても、いわゆる義務教育小学校は六年、中学校は三年の中で、当然中学校というのは半分つくられなければ適正規模の八百人は、適正規模だということをいえば当然いま一つつくられるのが妥当でありますが、今後のいわゆる幼児人口の伸びから見て非常に小学校の独立校と、またそれから私が六十五年の人口を聞いているのは、現在の幼稚園の四歳児なり五歳児が十年後に中学校へ入ってくる時代になった場合は、非常に減ってくるというこういう中で、学区をいまから見直さないでいった場合に、そのときのいわゆる何というか、アンバランスが出てくるんではないか、そういうことを二点目に聞きたいんです。その内容としては、中学の場合は、一中と二中の何というか、両校のいわゆる何というか、学区の見直しをして大坂上中学校ができているし、四中と七生中学のいわゆる学区の見直しで、平山中学校ができております。それから、その前に七生中学校が分離して三沢中学校ができている、そういう点では三中だけが当初から全く一貫してあの形態を持ってきている。しかも、幼児人口が、その地帯はいわゆる転出の方が転入してくる子より多いという中で、先般学童クラブの部屋の問題も出ておったんですが、学校に空き教室が出てきた、こういうことの予測をだれが百草台の小学校の増築なり、高幡台の小学校の増築を考えたときに考えられなかったことでは私はないかと思うんです。そういう点を非常に今後の一つの財政的に見ても非常に窮乏な時代で、日野でも非常にこれからの公共事業、先ほども私が質問したような事業が山積する中で、義務教育といえども、これはもちろん義務教育ですから、用地取得ができれば国なり都の責任においても必ずやってもらえるということがわかりますが、問題はやはりこれも一校つくることによって、一般財源から出る市費の負担が当然行われなければならんもので。慎重にあるべきではないかということを申し上げておきたいのであります。その中で、私が質問したいのは、先ほど申し上げたように三中というのは、そういうことで当然独立校だということでございますが、ただ三中だけのいわゆる何というか学校、いま恐らく行っている子供たちというのは、三沢台小学校、百草台小学校、高幡台小学校、程久保小学校だと私は、一部ほかから入っているかもしれないが、これが主力の小学校の学区が三中の学区になっていると思います。そういう点を踏まえた場合にこの地帯が非常に一面三沢台小学校を見れば、日本信販、西武団地とこういうところの一戸建ての分譲地でございまして、一定の時期に来れば、子供の何というかなくなる時期が当然私は出て来ると考えられます。それから、高幡団地、百草団地、こういうところ先ほど申し上げた点から見ても当然小学校の低学年は多いんですが、五年、六年生になると減っていくというのが現状です。こういう点を考えただけに機械的に三中だけの独立校をつくっていくのか、三沢中学校を含めての学区を考えていくのか、こういう点で私は問題点があるんではないか、この点を三中だけの独立校を教育委員会としては考えているのか、将来の展望を踏まえて、三沢中学校との兼ね合いも考えてこの学区なりを考えて独立校をつくる考えでいられるのかどうなのか。

次に私がお聞きしたいことは、三中は独立校につくられるということになれば、当然用地の問題があると思いますが、先般来の質問された中で、この独立校というようなことがあるけれど、まだ場所は全くいまの段階では言うべきではないというようなことであるんなら、しかし、あの地帯は限られた西へ行くとすれば動物園の周辺、丘陵地帯で東へ行くとすれば杉野学園、こういう地帯、下でいけば当然水田地帯、こういうことになるので、あらかじめかなり場所を選定してかからないと、やはり開校の時期というのは非常に大変になってくるんではないか、そういう点で、理事者サイドで何かお考えがあって発表できるなら、することはよし、今後何か関係者なり、関係地帯と相談をされて、検討を加えるということがあれば、その辺を踏まえてお答え願いたいと思います。

私はいま一度最後に申し上げたいのは、先般、文教委員会に学区の変更が出ております。この過大校を解消するにどうしても私は先般の何というか、学区の変更してくれという市民の請願は出されております。それで、しかもこの請願が各派の代表が、代表という言葉が適切でなければ各派の議員が紹介議員になっております。そういう中で、この学区の変更が一部分であってもできないのか、そういう点の問題に対して、市長部局と

教育委員会は非常に密接な連携のもとに詰めてあるのかないのか、私が以上申し上げたような今後の児童数の推移の中で、どう対処していくのか、こういうことを踏まえて、次の四点目の質問にお答え願いたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　答弁者は簡明にお願いをいたします。答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　人口の伸びは確かにいま鎮静をいたしております。いま進めております基本構想では、おおむね十年後、十年後をわれわれは市政施行三十年目のあたりを目指しますが、その際に十六万ないし十七万程度とこのように踏んでおります。何ともそれは推測でありますから、正確を期するということは、むずかしいかと思いますけれども、日野市の地理的な位置、あるいは経済力、周辺都市の都との今後の人口増加ということは、まだまだ続くと、こういう予想であります。したがって、どこに学校を建てるということは、もう土地をどこに得られるかということとも兼ね合ってまいりますし、大変むずかしくなっております。しかしながら、現在の過大校をそのままにしておくわけにもいきませんので、何とか新設校もつくらなければならない、これが現状であります。しかし、むだはしたくないということはありますけれども、現在にやっぱし対処することが優先すると、将来仮に学校が多くなってもコミュニティープラント等に使えばりっぱな施設となり得る、このように考えております。（「コミュニティーセンター」と呼ぶ者あり）コミュニティーセンターであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　全体的の構想につきましては、いま市長が申されたとおりでございますが、ただ、学区などを手直していくかどうかというようなことについては、いま検討中なんでして、果たして、このふえていくところはふえていくし、減っていくところは減っていくというようなところの地域的なアンバランスというものは、非常にまだ鎮静しておりませんものですから、もう一、二年たつ、あるいは二、三年たてばある程度の見通しがつくんではないかと、こんなふうに考えております。以上です。（「三中の工事やなんかいいですか。まだ何んか出ますかね」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま申し上げられる材料はございません。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　ちょっと答弁に不満でございますので、この問題は、私文教委員会に所属しておりますので、過大校解消の請願も二件出ておりますし、当然前の学区の変更の問題もいわゆる文教委員長のもとで、恐らく今議会中に審議されると思いますので、これ以上の追求はしません。ただし、

要望として、現時点たとえば足らないんなら、いわゆる学校はつくるんだと、この市長の教育に対する理解、これは了としますが、ぜひ、何というか、計画性に富んで何ぼコミュニティーの場にするにしても、むだのないやり方をすることが、それこそ行財政の中で、私はいかに公共用地といえども、見通しの上に立ってやることが必要ではないかと思うので、なるだけ長期にわたっての綿密な計画のもとに小中学校をつくられることを強く希望して、この過大校解消の問題は終わります。

次に、市立総合病院の拡充とバスの運行ということを通告しておりますが、先ほど申し上げましたように、院長に出席要請をしていただきまして、きょう何か公務にあったにもかかわらずおいで願っておることを最初に厚く御礼を申し上げておきます。

日野の市立総合病院が開設されて二十年を迎えて、二年度にわたって、約六億円をかけて増改築がされて、去る、十一月に二十周年の式典と同時に落成式が行われました。私もその落成式に行きまして、病院の中を見学をさせていただいたり、また、「二十年の歩み」という病院の何というんですか、一つの機関誌というようなものを見せていただきまして、非常に二十年間の病院長さん初め職員の労苦を理解できたり、また、地域社会にいかに市立総合病院が医療の中核体として貢献されてきたことも私も理解をするのであります。ただ、その中で、市長なり議長なり、病院長なり外科の医長さんなり、内科の医院長さんがいろいろなごあいさつを述べているのを私ずっと読ませていただいた中で、これからの市立総合病院の整備拡充なり、お医者さんの確保なり、交通の利便の問題というのが非常にこの病院をよりよくするのには必要ではないかということを痛感いたしました。そういう点でぜひとも六億円をかけて新装新たになったというか、一つの段階はきたと思いますが、まだまだ病院長のあいさつの中にも決して何というか、満足すべき状態ではない。いわゆる医師として、そして、責任ある医療業務を遂行する立場と恐らくお考えが述べてあられると思いますが、そういう点を踏まえて私質問をしたいと思うんですが、病院長さんのあいさつ中に二十年たって病院は成人を迎えたがまだ一人前ではない、そして、日野市の中核病院にするには、設備なり、規模なり、内容なりを今後ますますやっていくことが必要なんだと、そして、いろんな何というか関係ほかのお医者さんなり、看護婦さんなりと一緒に若いエネルギーを結集してやっていくんだというようなことが述べられております。こういう点で、病院長さんが考えられる何というんですか、規模なり、設備の内容について私は伺いたいと思います。その点は内科の医長さんであられる川村先生がＭＥ機器というんですか、ＭＥ機器は家庭電気製品同様後から買うほどよいものが入手できると、こういう点でぜひとも、何というか、ＭＥ機器は高いものである

けれども、現在の医療を、医療行政なり、医療の何というんですか、市民要望に答えていくのにはどうしても必要なものだと、こういう点を述べられております。そういう点でこのMEという機械はどういう機械であるか、ひとつ医学的に私素人でございますので、ひとつ御説明を願いたいと思います。

次は、私はいままでの通念、観念からいきますと、お医者さんというのは、長年の経験なり、知識なりこういうものをもっていられれば、いわゆる診察ということの一つの技術の中で、りっぱに何というか、医師としての責任を果たせるということと私も理解しておったんですが、現在のいわゆる医療機械の進歩と、現在の医療体制の中ではどうしても、それにプラスすることなく、そういうME機械のようなものをそろえないと自治体の病院としては、内部は成り立っていかないんだと、こういうことを申されております。しかも、そういうものをそろえられないと、福祉の後退ですということを言っておられまして、こういう点をひとつわからないものなので、いま少し具体的に院長の立場で、ひとつお答えを願いたいと思います。

それから、現在のベット数、きょうの新聞にも出ておりましたが、青梅の市立病院は約四百三十五ベットですか、こういうベットは用意したが、看護婦の不足のために一病棟あいていると、こういう報道がなされておりますが、それと逆に青梅が二百四十ベット持っているが、日野は百六十二ベットだと、こういう中で、お医者さんの確保をする場合に、私はあの二十年の歩みを見ていると、施設なり、内容がよくないと、どうしても何か関連病院というんですか、そういういわゆる慶応なら慶応病院なり、都立病院なり、国立病院との連携がうまくいかなかったり、また、お医者さんの確保がむずかしいというようなことが考えられるんですが、そういう点もひとつできる範囲の中でお答えを願いたいと思います。

次に五点目なんですが、やはり二十年の歩みの中の検査の人が、あいさつというか、報告されている中で、日野の医師会とその検査センターとしていることを四十二年からですか、何というか約束されていると、しかし、現実には、機械等なり人員の点もあったのかもしれませんが、ほとんどいままでは、外注をしておったと、しかし、今度何かデーター処理措置の導入ができたので、ある程度の検査はできるが、まだまだ現在ではそれでも何か特殊な検査は月間五百件ぐらいよそへ出していくんだと、こういう点を考えた場合に、こういう機械を導入すればそういう検査の十五万市民のためにできるのか、また、そういう点のためにあくまでも院長さんという立場で、どうお考えになっておられるか、この点。

次は、病院長さんとしての長期の展望に立った場合に病院の位置づけ、どの程度の病院の規模なり、いわゆる施設の内容というんですか、そういうものをお考えになっているのか、たとえば、ベットなら先ほど私が申し上げている青梅は二百四十だということで、これはもちろん医師会とか、そういうことの何か調整もあるやに聞いておりますが、日野では特に地域医療の問題は、市長が理解を持たれて、非常に何というか、医師会との連携がよくて、地域医療協議会というのもできておって万全を期されているということでございますが、その辺を考えてどの程度のいわゆるすぐ、すぐでないにしても、展望をお考えになっているのかと。

次は、どうしても私はいままで議員に出て以来終始一貫どうも日野市立総合病院に行くには、交通の利便が非常に悪いために、特に高幡以東の者の利用者というのは、二〇%以下だと、一七%ぐらいだと、こういう中で、非常に何か病院に対する関心も薄く、できれば高幡周辺に日野市立病院の分院というものをつくるべきではないかと、また、つくるのが当然ではないかというような考え方である場合には理事者に質問したり、決算委員会等なり、予算委員会審議の中でも申し上げてきました。しかし、この二十年の歩みの中を見た場合に、いたずらに何か病院をふやすということも高齢者社会の中で非常に必要だと思います。また、お年寄りの場合なんか特に近くに公立の病院があるということは、利便の点でも急務だと思います。しかし、内容の設備をそう限られた市でも財源の中でやっていくということには、大変だということを考えると、現時点の問題を解消するには、何か少なくとも京王沿線の人の特に高幡駅から以東なり、いわゆる不便なところの人の市立病院に行くところの足の確保の問題をしなければならないんではないか、こういうように考えまして、一つは今年度予算の中に百三十五万ですか、何か七生支所から日野市役所へ用事のある者は来るというようなバスを考えられていられるようですが、そういう点を見た場合に、どうしてもこういう足の便を事務担当なり、市長なりがお考えになっているかどうか、以上の点をお聞きしたいと思います。まず、お願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　答弁を求めます。病院長。

○病院長（竹内真純君）　お答えをいたします。

たくさん御質問があるんですが、時間も限られておりますので、簡単にお答えを申し上げますが、最初病院の規模内容について今後どう考えるかという御質問でございましたが、後に出てくる問題とも関連いたしますので、次の問題から入らせていただきます。

MEという言葉が出てまいりました、メディカルエレクトロニクスという言葉でございまして、要するに医療関係の電気工学的な応用ということになると思いますが、わかりやすく申し上げますと、所沢の市民病院で問題になりました超音波診断装置、あれが一つのME機器になります。あれは具体的に御説明いたしますと、いろいろ機械がございまして、頭ができるもの、

胸部ができるもの、それから腹部ができるものというふうにいろいろ分かれておりますが、たとえば、女性の場合に婦人科の方で利用するという場合になりますというと、その機械をおなかに当てるだけで、双子か、三つ子か、一人かということがわかりますし、その他子宮筋腫、子宮がん、その他いろいろな病気がわかります。胎児の状況が心臓の搏動まで全部見えてまいります。そういうふうなことで、いままで私ども先ほどちょっと関連あります御質問で、経験があれば何とかわかるんじゃないかというお話がありましたが、もうそういう時代は過ぎました。私ども自身もそういう考えでやっておりましたが、たとえば、私たちが卒業しました昭和十六年、あのころに胸部のレントゲン写真が写り出して何年かたったばかりでありましたが、それまでのわれわれの先輩の医者は聴診器と打診と手の先でもって胸部をたたいたり、聴診器を聞いて、肺結核だと、これは肺門リンパセンがはれているとかいうようなことを言っておったんですが、私どもが卒業した時代には、すでにレントゲン写真一枚ぱちっと撮れば、肺病か肺炎か全部わかるというふうなことで、そういう時代もありましたが、現在はここで非常に電気工学の進歩に伴いまして、それが医療関係に応用されて、いままでのような単なる経験とか、技術とかいうふうなものだけではなくて、そういう機械を応用することによって、十日も一週間もかかるようなものが、その場ですぐぴしゃとわかるというふうな時代になってまいりました。川村君が言いました、先ほどのお話にもありましたけれども、経験ある医者ならば何とかできると思われた時代は去りました。その点はひとつ皆さん方もぜひ理解していただきたい。竹内は医者になってもう何年もやっているんだから、内科ばかりでなくなんだってわかるだろうというふうなお答えがあるかもしれませんが、とんでもない話でして、いまはそういう機械を使うことによって若い人たちが、その設備を持ってない私どもよりもりっぱな診断を下して、りっぱな治療をするというふうな時代になってきたということでありまして、ＭＥ機器というのはそういう方面に使われております。そのほか簡単に申し上げますが、ＣＴというお言葉を大分聞いたと思いますが、ＣＴというのはコンピューターとレントゲンと組み合わせた機械でありまして、これが逐次アメリカから始まりまして、日本にもだんだん広がってまいりました。この地区では、頭についてのＣＴの機械を持っているのは立川の共済病院、それから、全身のＣＴの検査ができるのは、市立の稲城病院、あそこに総額相当高額の金を投じまして、稲城の市立病院に導入いたしました。非常にそれが役に立っております。たとえば、脳溢血か、脳梗塞か、とにかく頭がわれそうに痛い、倒れたというかつぎ込まれた患者をそのＣＴの機械にかけますというと、それが脳梗塞なのか、くも膜下出血なのか、脳出血なのか、一遍に診断がつきます。そうすることによって、最近は脳外科の進歩がすばらしいものがございまして、いままでは脳出血というふうなことがありますと、じっと寝かしておくというのが大体医者のやることだったんですが、いまは、どんどんと手術をいたします。くも膜下出血だと一〇〇％手術することができるわけです。したがって、そういう診断を早く的確につけるにはＣＴという機械をぜひ備えるというふうに考えておりますが、いまのところ、私どもの方には脳外科がございませんので、その機会がございません。先ごろもそういうことで倒れた患者が、私どもの病院に救急車で運び込まれましたが、そのとき家族がいわく、院長ここにはＣＴはあるのか、ない、それでは診断つかんだろうと言われたんですが、大体脳梗塞であろうということは私もわかりました。それはあくまでもあろうでありまして、はっきりしたことは言えませんが、それこそ私の経験から見まして、これは脳出血ではない、脳梗塞だというふうに判断したんですが、脳梗塞の場合には手術はできません。したがって、私どもの病院でもそのまま入院させてある程度注射をすることによって回復をすることができるんですが、それがもし脳出血であった場合には、場所によっては程度によっては手術をすれば早く治るということもあり得るわけなんですが、その家族の方は、そのことがよくわからん。とにかくＣＴのある病院が一番いいんだというふうなことで、ＣＴがないんならすぐ連れていくと言われたので、いま動かすのは非常に危険ですと、でも、あなた方どうしても連れていくというのなら私はいいですけれども、私は、この方の病気は手術の必要はないので、うちの病院でも十分治し得るというふうにお話したんですが、とにかくＣＴがなければだめだというふうな観念が一般社会にもだんだん出てまいりました。先日救急隊との懇談会、救急病院と救急隊の懇談会がありましたが、救急隊の方が何と言ったかというと、市立病院にぜひＣＴを入れてもらいたい。患者を運ぼうとすると、市立病院にはＣＴがあるのかと、ＣＴのある病院に運んでくれということになるので、非常にわれわれも困るので、なるべく近いところの市立病院にＣＴが入れてもらえると非常に楽だというふうなことも言っておりました。私どももいずれはこういう機械も入れていかなきゃならないと、いずれはといってもそう遠い将来であってはならないんですが、入れていきたいというふうに考えております。そのほか、今後私どもの病院をだんだんと発展させるには、二十年の歩みにも書きましたが、いま申し上げましたＣＴとか、それから、このＭＥの方は一部入ります。来年度ぜひ入れたいと思っております。私、市長にお願いしまして、今度は予算化するという予定でありますが、頭のＭＥ、心臓のＭＥからです。心臓を断層と申しますか、心臓を丸いものとします。それを縦割りにずっと切ります。斜めにも切ります。どういうふうにでも切ってその中のどの部分にどういう病気があるかということ

がぴしゃっと、コンピューターと、やっぱりこれも電子工学の関係で出てくるようになっておりまして、そういうふうな機械があるんですが、いずれにしろ、医療機械は、このごろよくはなったんですが、それだけ値段も高くなってきたということで、すぐ何千万ということになりますので、やたらに私どもの方でも買いたくても市立病院が赤字を出して御迷惑をかけているところへもってきて、さらに大きな予算をお願いするということも私も言い出しにくくて、いままではがまんしておりましたんですが、それでは、やはり病院の近代化にはおくれるというふうなこともありますし、この際、病院の職員の努力によって少しでも赤字を解消すると同時にそういう機械もぜひ入れていきたいということで、予算化していきたいというふうに思っております。

それから、青梅の市立病院が四百五十ベットあって、看護婦不足で一部閉鎖しているというふうなお話がございましたが、私どもの病院は、看護婦の不足もまだしておりますが、急に青梅は膨張しましたので、ベット数を埋めるだけの看護婦はないということでありますが、私どもの病院もだんだんに増築をしてまいりましたが、そういうことで、私の考えで、これはお話が前後するかもしれませんが、一応日野市が人口の将来図を考えまして、また、病院の置かれている土地を考えますというと、大体二百五十ベットぐらいの病院で、しかも、その中にいま申し上げましたようなもっともっとたくさんあるんですが、時間の関係上割愛いたしますが、そういう新しい機械がどんどん入れられることによって、本当に日野市の中核病院になり得ると思います。いまは開業医の先生方から送られてくることは送られてきますけれども、それこそわれわれの技術でカバーしているという程度でありまして、新しい機械を駆使してどんどんやるようになれば、医師会からも患者をどんどん送ってくるというふうになると思いますし、私の将来は二百五十ベットの病院がちょうど適当ではないかと、検査科から出まして、いままで外注で頼んでおったのが、オートアナライザーというんですが、自動分析装置、これもコンピューターが入っているんですが、三千万ですか、した機械で今年度入れましたが、それが入りますというと、たとえば、二日も三日もかかるような検査が一時間ぐらいの間にぱっとできます。私どもが検査を急いで早くデーターを見ないと、さらに診断がつけにくい、治療がしにくいという場合に、いままで二日も三日もかかった検査が、一時間ぐらいの間にぱっと出てくるというふうなことによって非常に能率が上がってきたというふうなことで、医者の場合ばかりでなく検査部門においても、そういう新しい機械がどんどんできておりますので、ぜひそういうものを入れていきたいというふうに考えてます。一応そういうことです。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　時間がないようですので、最後に市長に私の方でまだ医学的なこういう実際の機械のいろんなことを言われても、確かにこういうりっぱな機械でこういう機械があればいいんだなということはわかっても、実感的なものはわかりません。そういう点で、市長も非常に何というか、医療行政というんですか、いわゆる市民の健康管理に対しては、深い理解をもって市政を進めていく中で、こういう二十年の歩みの中の市長の言葉もこれからのいわゆる個人の予防衛生、そういうものを踏まえての市立病院でなければならない。保健管理の問題というようなことも述べられている中で、こういう医療機械なり、特に市立病院の長期の展望に立っての市長のぜひ御理解が必要ではないかというようなことを、私病院長の言葉などを見ると、だから市長のそういう病院に対する、こういう機械の購入に対する市長の考え方を一言聞かしていただきたいと、こう思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　病院は、日野市の事業として特徴でもありますし、また、事業会計ということで、独立性もある意味では持てるわけであります。したがって、その機器の導入等につきましては、なるべく病院長に任せると、こういうことで院長とも話しております。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十三の一、昭和五十七年度の予算規模と重点事業を問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時三十八分休憩
午後三時　十五分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

十四の一、中学校完全給食化早期実施をについての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔五番議員登壇〕

○五番（川嶋　博君）　それでは、通告の中学校完全給食化早期実施をという題で質問を行います。

市民クラブから来年度予算に向けまして、これから行う質問事項も予算化に盛り込んでほしいという要望も出してあります。中学校の完全給食化早期実施ということは、題名のごとく前置きを抜きにしまして、この問題について、これから質問に入りますけれども、さきに調査をいたしました八王子市、立川市、武蔵野市、府中、町田、小金井、多摩市という各市に中学校の

給食状況を調査をいたしました。その中で、府中市と多摩市は中学校の給食を実施しております。ほかの五市はまだ実施をしておりませんけれども、その中で、この日野市からも平山中学校から、給食が実施されたというのは、はなはだ父兄からも非常に歓迎されております。その中で、いままでの経過についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、その中で、今後の給食実施する計画、そういう関係をまず一点お伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。

平山中学校の完全給食は、ことしの一学期から始めておりますが、その状況について御説明申し上げます。

実施を開始をしたのは、連休明けの五月六日からでございます。それから、土曜日とか、期末の短縮授業とか、あるいはテストのときは給食を中止しておりますけれども、年間その他の曜日には完全に給食をやっております。それで、その日数は全体として一応百六十日ぐらいに考えられております。これを栄養士一名、調理員六名でもって給食を調理し、それで毎日給食する数は、大体八百二十食ということになっております。それから、給食費は、月三千五百円ですが、そのうち、市より牛乳代という形で百円補助をいただいております。それで、大体一食約八百カロリー、その中で、週二回の米飯給食というものをやっておりまして、これは大変喜ばれているというのが実情でございます。したがって、一食分の費用は、小学校では百八十円でございますけれども、中学校では大体二百二十円ということになっております。これについてのいままで二学期間たってきての評価でございますけれども、これについて、いろいろメリットとか、あるいはデメリットというものが考えられておりますけれども、しかし、全体からいえば、メリットの方がはるかに大きいというふうに私たちは評価しております。それは、一つはさっきも議員が申されましたように父母とか、生徒からは大変喜ばれている、喜ばれている程度もおもしろいのは、これは、調査によるんですけれども、三年と一年というと一年の方がより多くの者が大変喜んでいる。二年は中くらいで、三年の方は少し喜び方が少ないというような傾向があります。これは一つは、小学校から順に移っていって給食に慣れているということも一つあるのかもしれません。上級生はしばらく切れていたもんですから、そういうことが一つあると思います。

それから、給食に当たっては、これは何といっても一つのところで、生徒全体と教師とが一緒にめしを食べるということが、非常に大きな問題でありますので、それのために私たちも初めから先生方にひとつ必ず一緒に食事をしてくださいということをお願いして、これは、完全にいまのところ守られているし、

今後も守られていく、こういうふうに指導しております。それから、そういうふうなことを通しまして、私は、やはり担任と生徒との間に目に見えない一つのつながりというようなものが育っていくんではないかと、いうような点はやはり評価しなきゃならない。こんなふうに思っております。

それから、もう一つは生活指導上の問題でございますけれども、給食代をもらって、そして学校へ出てくる生徒も三〇％ぐらいはいるんじゃないかというふうに想定されております。そういうような者は、そのお金を全部食事に充てるかというと、一部分をパンぐらいでもって済まして、あとはほかの小遣いに使うというような子供が何人かはいるわけです。そういうようなことが、一つのいろいろ問題行動の一つの温床になっているということも否定できない。そういうような面から見ましても、生活指導上から見ても、これは積極的な意味からいっても、消極的な意味からいっても大変意味のある状態だとこういうふうに思っております。

それから、もう一つは言うまでもなくこれは栄養上のバランス、これはやはり非常に大きいと思います。したがって健康上大変役立っている、こういうふうに考えております。デメリットというようなものも、じゃ、全然完全無欠でいい面ばかりかというと、それはいろいろな問題もあります。（「いい面だけ言ってればいいの」と呼ぶ者あり）しかし、これは実態をむしろ理解していただくという意味でその方が必要かと思って申し上げますが、それはデメリットというほどのことでもありませんけれども、ただ、昼食のための準備のために時間が少しかかるために、お昼の休み時間というのが少し少なくなるというふうなことが、問題じゃないだろうかというような話があります。

それから、これは先生方の一つの一種のわがままというんですかね、先生方の一つの一部分の意見でございます。給食費の納入状況の把握などのためにかなり気を遣ってこれをどうするかというようなのは、いままでの仕事でもいわゆる雑務なんだと、こういうような言い方を考えている人がありますが、しかし、これはやっぱりそれを通してむしろ子供の実態というのを把握することになるんじゃないか。ということで雑務だと考えないようにということで指導しております。大体以上です。

続けまして、今後の各学校への取り組みのことについて、教育委員会で考えていることを申させていただきます。

教育委員会としては、父母の非常に強い要望もありますし、それから、いま言ったような教育の一環としての意味も非常に強いわけでございますので、これは平山中学校で始めた以上、できるだけ早くいま八校ございますけれども、中学校全体に完全給食を実施したいというのは基本的な姿勢で、そのためには努力しているわけです。そのためには、一年に二校ぐらいずつで進めれば一番いいなと思いますけれども、これは漠大な費用

がかかることは事実なので、それに財政上の問題などを含めても、一年に二校はひとつお願いしたいということで、昨年もことしについても予算を組んでいただいたわけです。ただ、その場合にその論議の中で、一中からという意見が出まして、それで行こうということだったんですが、一中につきましては、実際にやるということになると、校舎の構造などからいって非常にむずかしい問題がありますが、それで、そういうようなことについては、しかし、やはり古い学校からやっていくというその原則はあくまで守っていきたいと同時に、一年に一校ぐらいは少なくともやっていきたいというような原則で、いま取り組んでいるわけでございます。したがって、一中につきましては、来年度において、もう一回どうやったら、もう少し合理的な方策がとれるかというようなことについて検討をさせていただく、それから、さらに、じゃほかの学校のことについては、さっきこの前の行政報告の中でも申しましたけれども、できれば学校の増設というようなものとかみ合わせてやっていくことが、地方自治体ではないか、というようなことを考えていま計画を進めております。

それから、五十七年度の予算についてもお願いしているというのが現状でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　ただいま教育長から経過についてよく調査をされ、報告をしていただきましたけれど、私は中学校の完全給食を早期実施ということで質問しているわけでございます。それでは、その中で、できるだけ早く完全にしたいと、年に二校ぐらいだというようなこともおっしゃっておりますけれど、なぜ、同時全校を実施できないかということの理由でございますけれども、その点財政的なことなのか、それとも設備的な建設的な問題なのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　これは一つは何といっても、財政的な問題をやはり配慮しなきゃならんというのが、私たちの一つの考えでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　財政的な問題といいますけれども、これは、ただ財政的で延び延びになるものではなくて、先取りをしても、生徒に利用していくのが、行政の行き方だと思いますけれども、この点につきまして、森田市長の取り入れ方をお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでにもこのことにつきましては、一つの考え方をすでに申し上げております。最小限一年間に一校で実施したい。また、ときによっては二校ということも努力すると、こういうふうに考えております。いま聞いて私も少々驚くわけですが、そのために職員を六名配置、七名ですか、しなきゃならないことは、これまた大変な課題であります。別の財源を取るためにまた探さなければならない。こういう感想で受けとめております。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　私は繰り返すようですけれど、中学校完全給食実施化早期実施ということを一日も早くこれが実施されることを要望いたしまして、この質問に対して終わらさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十四の一、中学校完全給食化早期実施をに関する質問を終わります。

十四の二、駅前自転車置き場対策について行政施策を問うについての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

○五番（川嶋　博君）　二項目、駅前自転車置き場対策についての行政施策を問うという質問をいたします。

過去多くの請願、または議員の方々からも自転車置き場の問題につきましては、多くの質問も出ております。その中で、長い間いろいろな問題に突き当たって現在に至っておりますけれども、自転車の置き場につきまして、いままでの経過をまずお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　自転車置き場につきまして、ただいま御質問がございましたが、駅前周辺の自転車の放置につきましては、担当といたしまして、鋭意努力をしているところでございますが、現在まで各駅の状況を申し上げますと、市内の中央線、京王線五駅のうち多摩動物公園駅以外の各駅の放置自転車の台数は、約五千八百台ばかりございます。現在、市では各駅に駐車場の設置をすべく努力をしておりますけれども、駅前の自転車問題を解決するには総合的に制度化しないと解決しないというふうに判断しております。その基本的な考えとして、第一に、まず常設の駐車場の設置が必要である。また、駐車場の設置がなされても、駅前の放置規制取り締まりを強化しないと。その実効は上がらないというふうに判断しております。さらに、利用者への啓蒙活動を積極的に実施する等を柱に準備を急いでおるところでございます。特にこの中で、最大の課題といたしましては、駐車場の用地の確保でございますが、駐車場が設置されなければ問題の解決はできないというふうに考えております。この問題について現在までの調査した結果、各駅とも周辺に利用可能の鉄道用地等の公共用地は、ほとんど見当たりませんので、民有地に依ることになりますが、この民有地についても、各駅に至近距離は確保が困難でございますので、三百メートル前後離れた程度のところもやむを得ないというふうに考えております。具体的に各駅の用地の確保の

状況を調査したところを申し上げますと、日野駅につきましては、西側にはミニ用地がまだ見当たりますので、所有者の内諾を受けているところが一ヵ所ありますが、東側については、土地利用が進んでおりますので、現在のところ見通しが立っておりません。豊田駅につきましては、すでに常設の都道二・二・六号線、中央線南の駐車場がございますが、さらに、二、三ヵ所の設置が必要と考えておりまして、候補地を予定しており、所有者への意向の打診をしているところでございます。高幡駅につきましては、当初北側駐車場に予定していましたが、地元の意向によりまして、周辺の交通状況から適当でないとの声が上がりましたので、他に地元のあっせんで民地に二ヵ所の設置をするよう要請しているところでございます。現在所有者と協議中でありますが、しかし南側につきましては、市川、竹ノ上議員さんの質問にお答えいたしましたとおり、見通しがついておりません。南平駅につきましては、現在南と北に公共用地がございますので、設置を協議中でございます。特に北側の水路沿いに設置すべく設計も完了いたしておりまして、施工について地元と協議中でございます。平山駅につきましては、北側の滝合橋下を利用して設置すべく、すでにこの橋の下を利用しております人が三人ばかりおりますが、この方にここに自転車置き場を設置するので、立ち退いてほしいということを申し入れまして、置いてあります資材等を撤去するように申し入れておりますので、この場所も近く整備をして、自転車置き場となることが見通しがついております。百草駅につきましては、現在駐車場はございませんけれども、路上に駐車はしてございません。動物園については、放置自転車がないということは、先ほども申し上げたとおりでございますが、以上の状況のとおり見通しのできていないところについては、さらに調査検討の上努力するとともに二月十五日号広報で、用地の提供方を広く市民にお願いする予定でございます。また、見通しのできた場所につきましては、逐次契約、工事に入る予定でございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　過日、テレビで国立市の駅前自転車の問題も放映されておりました。私例を申し上げますと、朝、豊田の駅の北口に立っておりましたら、女性の高校生のような方が電話ボックスのわきへ自転車を置いて、さっと駆けて三十秒ぐらいで改札まで行けるところだと思いますけれども、そこへ置いて電車を利用する方も、その方も時間がないというような一つの理由もあると思いますけれども、いろいろ社会道徳の面に問題があるんじゃないかと、そういうように思います。

　いま、建設部長の答弁の中に一人で非常に努力されているという現状を私は認識いたしますけれども、その中で総合的に判断をしなくては解決しないと、そういうこともおっしゃられまして、そして、一つ社会的なモラルの確立も大切でありますが、何といっても乗り物の中では弱者の立場でありますから、自転車は、やはり規制というわけにはまいりません。そこで、やっぱり駅から三百メートルぐらい以内は、なるべく乗り入れを規制をする、その周辺に置き場をつくる。駅の近くには有料の施設にする、こういうような考えが当面の妥当な考え方ではなかろうか、このように考えております。そこで、いま部長も答えましたとおり、自転車置き場の用地、あるいは子供の遊び場の用地、その他市民生活に必要な広場の用地、これらを含めまして、当面用地を借地していこう、こういうことを方針づけております。そのことを積極的にＰＲいたしまして、なるべく空き地を貸していただく、しかもそれはいまの考え方では課税額の二倍程度を借地料として払う、こういうふうな積極的に行っていきたいと考えております。これに成功を期待しているわけですが、土地が果たして確保できるか、このことに問題がかかってまいります。一層いろんなアイデアを出していただいて、またわれわれも考えて一つの社会秩序の中の置き場ということで設置をしていきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　私はこの問題につきまして、一つのプロジェクトとこういう大きな問題は、ただ建設部長が真正面からこの問題に取り組んで、財政的にもだめだ、市民の協

した。そこで、各部長さんに総合的というとあれですけれど、新しい見方によって、どういう意見を持っているか、早く自転車置き場を解決する一つの意見ということで聞かせていただくように私はお願いいたします。そこで、助役、収入役、（笑声）それから、企画財政部長、総務部長、都市整備部長、教育長、市民部長、生活環境部長、教育次長、福祉部長、水道部長、病院事務長、それぞれの新しい角度から自転車置き場の問題について、私はこう思っている、早く解決したい、そういう意見をお聞かせ願い、それをもとに森田市長が早期解決をする、そういう意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。（「全市を挙げてやるべき問題だ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　それでは、答弁をお願いをいたします。市長代表してお願いいたします。（笑声）

○市長（森田喜美男君）　この駅周辺の自転車の問題は、これはもう社会問題であり、政治レベルの問題にまで高まっております。政府もようやく重い腰を上げて何か基本的な法律をつくろうというふうに努力をし、東京都でも諮問委員会を設けて、そして総論的な考え方の取りまとめが第一次分として発表されております。われわれの市も市内に七つの駅を迎えまして特にその中で問題になるのは日野駅、それから豊田駅、高幡駅、南平であります。これまで比較的応急対応的な限度しか対策が出し得なかったんでありますけれど、今後はある程度の考え方

力もいただけない。私鉄や国鉄の協力もいただけない、ないないづくしでいままで来たと思います。私は真正面じゃなくて、一つのプロジェクトとして、大勢の方々から別な角度で、いろいろな意見を聞いて、それを取り入れて実施すると、それを実はいま聞きたかったです。それをいま市長が代弁していただきましたけれども、私はこういうことで、さらに早期自転車置き場の解決に向かっていただきたいと思いますけれども、各部長さんからの新しい考えを聞けなかったことは残念だと思います。（笑声）これをもちまして私の自転車置き場に対する行政施策を問うという問題を終りますが、一日も早く市民の要望にこたえていただきまして、安全な都市にしていただきたいと思います。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十四の二、駅前自転車置き場対策について行政施策を問うに関する質問を終わります。

一般質問二の一、現下、日野市の学校教育について問うの通告質問者、正国　務君より取り下げたいとの申し出がありますので、ここで取り下げます。

これをもって一般質問を終わります。

これより請願第五六－四三号、東光寺の河川敷に野球場を設置に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手もとに配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－四三号、東光寺の河川敷に野球場を設置に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより請願第五六－四四号、朝鮮の自主的平和統一のための高麗民主連邦共和国創立方案の支持決議に関する陳情の件を議題といたします。

請願要旨は、お手もとに配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－四四号、朝鮮の自主的平和統一のための高麗民主連邦共和国創立方案の支持決議に関する陳情の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより請願第五六－四五号、日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める陳情の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。

請願第五六－四五号、日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める陳情の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十七分散会

十二月十八日　金曜日　（第七日）

昭和五十六年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十二号

十二月十八日　金曜日　（第七日）

出席議員（二十七名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十二番	本間久君	二十六番	杉山寅三郎君
十三番	橋本文子君	二十七番	高橋通夫君
十四番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君	二十九番	正国務君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

四番　飯山茂君

欠　員

十一番　三十番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	都市整備部長	結城邦夫君
助役	野呂章君	福祉部長	加藤一郎君
収入役	成井正夫君	水道部長	中村亮助君
企画財政部長	生野清君	病院事務長	小山哲夫君
総務部長	赤松行雄君	教育長	倉又秀作君
市民部長	加藤一男君	教育次長	長沢三郎君
生活環境部長	伊藤正吉君	清掃庶務課長	大谷俊夫君
建設部長	森久保三次君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	平敏男君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子君

昭和五十六年十二月十八日（金）
午前十時開議

（議案審査報告）
一　議案第一〇五号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第五号）
（厚生委員会）
二　議案第九三号　日野市老人憲章の制定について
三　議案第一〇六号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第四号）
四　議案第一〇九号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）
五　議案第一一〇号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）
六　議案第一一九号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会）
七　議案第一〇七号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第四号）
八　議案第一〇八号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第四号）
九　議案第一一一号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）
一〇　議案第一一二号　字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについて
一一　議案第一一三号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更について
一二　議案第一一四号　農業共済無事戻金の交付について
一三　議案第一一五号　市道路線の廃止について
一四　議案第一一六号　市道路線の認定について
（総務委員会）
（請願審査報告）
一五　請願第五六―三六号　国鉄運賃値上げ反対に対する陳情

一六　請願第五六－三七号　土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止する陳情（文　教　委　員　会）
一七　請願第五六－二四号　中学校区変更に関する請願
一八　請願第五六－四〇号　第三中学校過密化の解消と教育施設の充実を願う請願
一九　請願第五六－四一号　三中を母体とする新設中学校建設に関する請願（厚　生　委　員　会）
二〇　請願第五六－四二号　日野市不用品交換所継続設置に関する請願（都市整備産業建設委員会）
二一　請願第五六－二七号　通行規制等設定に関する請願
二二　請願第五六－三一号　豊田駅南口下排水路設置に関する請願
二三　請願第五六－三三号　日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願
二四　請願第五六－四五号　日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める陳情（総　務　委　員　会）
二五　請願第五四－三〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願
二六　請願第五六－三二号　郵便貯金問題に関する陳情
二七　請願第五六－三九号　韓半島自主統一への南北最高責任者相互訪問実現支持決議陳情
二八　請願第五六－四四号　朝鮮の自主的平和統一の為の高麗民主連邦共和国創立方案の支持決議に関する陳情（文　教　委　員　会）
二九　請願第五五－二三号　南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願
三〇　請願第五五－二八号　（ソフトボール）運動場増設に関する請願（三項）
三一　請願第五六－二二号　図書館分室新設に関する請願
三二　請願第五六－四三号　東光寺の河川敷に野球場を設置に関する請願

三三　請願第五五－　七号　日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）
三四　請願第五五－二〇号　違法開発行為についての請願
三五　請願第五五－三一号　日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願
三六　請願第五五－三三号　公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願
三七　請願第五五－三五号　グリーンボックスに関する請願
三八　請願第五六－一四号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願
三九　請願第五六－一六号　給水本管の口径変更に関する請願
四〇　請願第五六－二三号　地区センター早期建設を願う請願
四一　請願第五六－二八号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願
四二　請願第五六－三四号　老人保健法案の反対に関する請願
四三　請願第五六－三五号　ガソリンスタンド建設に反対し、建設の許可の取り消しを求める陳情（都市整備産業建設委員会）
四四　請願第五三－五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願
四五　請願第五四－　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情
四六　請願第五四－　五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願
四七　請願第五四－三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願
四八　請願第五四－四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情
四九　請願第五五－一一号　住宅環境保全に関する請願
五〇　請願第五五－二四号　「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願
五一　請願第五五－三〇号　用水の架橋反対に関する陳情

五二　請願第五六ー二〇号　「程久保六六二番地地域山林緑地保存」に関する請願
五三　請願第五六ー三八号　市内の町名変更の疑義に関する陳情
（取り下げ）
五四　請願第五五ー二九号　みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願
（特別委員会審査報告）
五五　特別委員会審査中間報告の件
（継続審査議決）
五六　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五七　ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五八　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五九　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六〇　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（請願上程）
六一　請願第五六ー四六号　甲ぶた設置に関する請願
（議案上程）
六二　議案第一一七号　日野市教育委員会委員の任命について
六三　議案第一二〇号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
六四　議案第一二一号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について
六五　議案第一二二号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第五号）
六六　議案第一二三号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第五号）
六七　議案第一二四号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第五号）
六八　議案第一二五号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）

六九　議案第一二六号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第四号）
七〇　議員提出議案第二七号　電気災害防止に関する意見書
七一　議員提出議案第二八号　「七十歳老人医療切り捨て、老人医療有料化」に反対し健康で豊かな老後を保障するための決議
七二　議員提出議案第二九号　四十人学級の早期実施を求める決議
七三　議員提出議案第三〇号　運政審答申による住民の足を奪うバス路線廃止反対の意見書
七四　議員提出議案第三一号　立川基地跡地から伸長する幅員四十メーター道路計画の白紙撤回を求める意見書
七五　議員提出議案第三二号　国民本位の行政改革を要求する意見書
七六　議員提出議案第三三号　産炭地夕張市の再建促進に関する決議
七七　議員提出議案第三四号　国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書
追加日程
（緊急質問）
一　日野衛生公社とのくみ取り契約に関する市の責任について
（議案上程）
二　議員提出議案第三五号　日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める意見書

本日の会議に付した事件
日程第一から第七七及び追加日程第一から第二まで

午後一時四十七分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

これより議案第一〇五号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件を議題といたします。

本件については、四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（本間　久君）　それでは付託をいただきました議案一〇五号のうち、総務委員会に付託されました内容について御報告をいたします。

総務委員会に付託されましたのは、一般会計補正予算第五号のうちの歳入全般、並びに歳出のうちの議会費、総務費、第二表の債務負担行為の補正、同じく第三表の地方債の補正についてでございますが、これも過日提案の際にる説明がありました。特に歳入予算の補正につきましては、一般会計でございますが、六億六千五百四十四万八千円を追加をしまして、総予算としまして二百十六億三千六百八十三万四千円ということで歳入となったわけであります、総額が。この歳出、歳入につきまして、慎重審議を重ねた結果、全会一致をもちまして、これを可決としたわけでございます。

また次に、一般会計とは別に、債務負担行為の補正でございますが、追加補正でございますけれども、これまた慎重審議をいたしました結果、全会一致でございました。特にその中で意見として出されたのが、第二中学校のプールの改修の問題でございますが、昭和三十七年に工事を着工した際に、現在の一般的なプールよりは若干浅くなっているために、これを若干かさ上げするということで、その補正の問題が質疑をされましたけれども、全体的に全会一致でもって可決を見たところでございます。

あと地方債の補正でございますけれども、これは変更と追加でございまして、変更の方は浄化槽の汚泥処理施設の新設でございますけれども、当初二ヵ年計画であったものが三ヵ年に延びたということもございます。また二十小学校の、仮称でございますが、この用地の取得としまして、その予算が組まれたということでございます。汚泥の方の関係は三千万、そして二十小の関係は三億九千四百二十万でございます。その特に小学校の用地取得につきましては、これは追加でございますけれども、四千四百平米ということであるそうでございます。慎重審議の結果、全会一致でもってこれを可決したわけでございます。以上報告します。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。議案一〇五号のうち、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第五号、歳出のうち、教育費について、今回の補正額は四億九千九百七十七万一千円でございます。主な内容といたしましては、小学校費では、水道料金が値上げされて、その不足分、また燃料費の単価アップ分など、さらには第二十小学校用地の買収費などでございます。

中学校のところでは、燃料費の単価アップ、七生中学校の技術室の机やいすなどの部品購入。幼稚園費では同じく光熱水費、教材用の不足額などでございます。

図書館費では、利用者のマスター原稿作成の委託、保健体育では体育指導委員の報酬差額、市民グラウンドの整地の人件費などでございます。

当委員会といたしましては全会一致可決といたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより総務委員会関係並びに文教委員会関係の質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係並びに文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは厚生委員会関係の審査報告を申し上げます。昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第五号、歳出のうちの民生費、衛生費、消防費につきまして御報告申し上げます。民生費につきましては、老人福祉費の工事請負費三百万円、これにつきましては旭が丘の鉄塔下の道路敷を利用いたしまして、土を入れかえまして老人農園を造成する内容でございまして、すでに十九名の申し込み希望者があるということでございます。次の扶助費につきましては、二十名増加に伴いまして増額補正でございます。都の高齢者事業振興財団への分担金が四百五十万円等が主なものでございます。

次の社会福祉施設費につきましては、仮称婦人センター用地といたしまして、三菱銀行の跡地百六十八平米を取得するものでございまして、六千万円の補正をいたしまして、新年度で改造費を計上いたしまして、予定といたしましては来年後半に開設をいたしたい、このような内容でございます。

児童福祉費につきましては、このうち保育園費では、旭が丘の保育園増築工事の契約差金の減額、並びに追加工事分の補正と、平山保育園増築に伴いまして、住宅供給公社用地を六十平米借用いたしまして、自転車置き場の移設をいたしたい、これが主なものでございます。

次の学童クラブ費につきましては、百草の学童クラブの予定数増加に伴いまして、百草台小学校の二教室を借用いたしまして新設する改修工事費が主なものでございます。百草台小学校の校庭を三沢台小学校の学童と同時に使用するといろいろ問題点もあるというようなことで、六団体からすでに学童クラブの新設に伴いまして要望書が提出されております。各委員から多くの質疑がなされまして、こういう要望書の提出の現状もありまして、この件につきましては、予算執行に当たりましては、関係者とよく話し合っていただきたい、このような付帯意見をつけたわけでございます。

次に生活保護費につきましては、生活扶助二十世帯の増加分が主なものでございます。

衛生費につきましては、焼却炉改修に伴いまして多摩市へ委託する費用と、残灰の羽村への投棄運搬委託料、並びに燃料費の不足分と、八十キロの浄化槽処理施設工事が二ヵ年が三ヵ年に変更になりましたので、これに伴います減額補正が主なものでございます。

次の消防費につきましては、五十五年度の基準財政額で算定をいたしましたんですが、五十六年度の基準財政需要額にて算定するようにというような指示によりまして補正するものでございます。

以上厚生委員会といたしまして審査の結果、百草学童クラブの移転改修関係予算につきましては、先ほど申し上げましたように、関係者とよく話し合っていただきたい、こういう付帯意見をつけまして、原案を可決いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　百草の学童クラブの問題でありますけれども、いま委員長の報告でありますと、関係者との話し合いをするということでございますけれども、すでにこの議会でもって決定をしたとなりますと、当然四月開園という形になるわけでありますけれども、いま現在、三沢地区及び百草の方々が要望されているのは、仮設であれば私はやむを得ないと思いますけれども、四百万からのお金を費やすということになりますと、単なる仮設にならなくなっていくだろうということが心配されるわけでありますけれども、あくまでも、一学校区一学童クラブというのが市の基本方針でありましょうし、またそうした方針に沿っていくならば、むしろ三沢台の小学校の関係、あるいは父母の関係、先生の関係、また住民との関係も含めて、もう少し説得ある態度、あるいはそこに建設するための努力、あるいは今回仮にこの学童クラブが百草台小学校にできようとも、近日中に、可及的速やかに三沢台の方につくるといったような、そういった意見、指導、あるいは市の姿勢、こ

うしたものが伺うことはできたかどうかということを一点聞きたいわけです。

○議長（滝瀬敏朗君）　厚生委員長。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　お答えいたします。三沢台小学校区域内への新設ということで、理事者側といたしましても、用地あるいは学校の校庭等を検討いたしたようなことでございます。しかし、市有地が南側に七十坪ばかりあるというようなことで、これらを基本にいたしまして検討も重ねたようでございますけれども、地形的にも、また所有者の了解というようなことも困難である、というふうな見通しのために、やむを得ず百草台小学校の方へ新設をする。四月一日を開設目途といたしておりますので、なかなか期間的な、何と申しますか、見通しがないことだけに、四月一日を開設目途ということで、理事者側としては百草台へ決定をした、こういうような経過でございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　確かに厚生委員会で審議を、私も傍聴を若干しておりましたけれども、なかなかむずかしい様子もありありとわかりますけれども、少なくとも、やはり三沢台小学校に本来ですと、もう学校の用地を確保すると同時に、学童クラブのことも考えてやっていくべきだったかな、というふうに思うんですけれども、なかなか行政もそういうふうに、学校の用地だけ確保するのも大変だったことでしょうし、あそこのまた隣設をする過程におきましても、住民との間に大変な苦労があったということも十分察しはついておるし、そのまた現実であったというふうに私は思いますけれども、少なくとも、五十七年の四月から開校ということでございますけれども、私は少なくとも、五十七年の四月の開校、まだ時間がございます。そして十分審議尽くしてきたでありましょうけれども、かなり反対の住民がおるかもしれません。あるいは父母会なども反対されるかもしれません。しかし学校の、どうしても間に合わなければ、用地の中に、どこでもあるわけですから、プレハブでも建ててしないと、恐らく建ったはいいけれども、三沢台の方の遠くから倉沢の方から通う子供さんたちにとってみれば、非常な問題がありはしないかと、非常に心配をするわけでありますけれども、それらにつきまして、五十七年度四月開校はしたものの、先ほど言いましたように、それはあくまで仮設であって、五十七年度中、できれば早いうちに三沢台小学校の方につくるということが確認は取れるでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　厚生委員長。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　お答えいたします。ただいまの質問の件でございますけれども、基本としては一学区一学童クラブ、こういう基本線で進めておりますので、将来は三沢台学区に学童クラブをつくるということでございますので、当分の間、百草台を利用させていただく、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　それでは福祉部長にちょっとお聞きしますが、いまそういうことで当分の間ということを聞きますけれども、恐らく建ってしまえば二年、三年、あるいは三年、四年とそこに既存するというのが現実問題として出てきやせんかと心配するんですけれども、そのなるべく早い時期というのはどのくらいの予測ですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　ただいま委員長の方から当分の間とお答え申し上げたとおりでございまして、条件の変化、特別な状況が変化がない限り、やはりこれは当分の間ということでございます。それでは何年かということでございますけれど、いまここで私の方から具体的にお答えはできません。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それでは市長に最後にお尋ねしますけれども、確かに市長も苦労されて、大変な思いをしたと思いますけれども、その御苦労をさらに苦労を重ねていただいて、住民要望に沿った一学童クラブの市長の基本姿勢に沿った方向で、今後もなるべく早い時期に、五十七年度四月開校を目指しておりますけれども、その中でも鋭意努力してもらい、さらに四百万円というお金は決してむだにならない、別な方法もその場所ではとれると思うし、三沢台小学校区に学童クラブ、たとえば日本信販の住宅には空き地がたくさんありますけれども、一時借りて、そこにプレハブでも建てて間に合わせするというような方法をとりながら、五十七年度中に新しい学童クラブをひとつつくるということの努力は重ねていただけるでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　厚生委員会でお答えしたとおりですが、状況を十分見きわめまして、一番いい方法でいきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　重複を避けていきたいと思うんですが、一点は、いま本間議員が百草の学童クラブの問題なんですが、市長なり、福祉部長の答弁では、何か期間も当分とか何とかいうんじゃなくて、審議の過程に、緊急措置というような形でなくて、ある程度の期間だと、こういうようなことの理解でいいかどうか、ということが一点聞きたいと思います。

それからいま一つは、婦人センターの問題なんですが、請願は文教委員会で扱って、今度新設された生活課というんですか、そっちの方の中で、厚生委員会の用地費の中の辺に載っているんですが、過日上程された経緯の中では、今後の過程にいろいろな協議会なり運営委員会をつくってやるんだ、ということな

んですが、他市との、いわゆるこういう婦人センターを扱うのは教育委員会の社会課が扱うのが適当なのか、まあそういう新設の生活課で、これは市の方針だろうと思うのですが、その辺のところが審議されたかどうか、その辺二点お聞きしたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　厚生委員長。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　お答えいたします。ただいまの期間の件でございますけれども、当分の間ということですから、多少長くなるんではなかろうか。いろいろ信販のあの辺の用地とか、あるいはまた校庭の中へとか、あるいはまた市有地の七十坪を利用して付近を借りるとか、そういうようないろいろな理事者に対しての質疑を行ったわけでございますけれども、まあ理事者側としては当分の間ということですから、多少長くなるんではなかろうか、こういうような見方をいたしました。はっきり何ヵ年ということは結論は出ませんが、当分の間ということで終わっております。

次の件につきましては、余り詳しく突っ込んでは検討いたしてございません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　婦人センターの問題で一つお伺いしておきたいと思うのです。提案の際にもいろいろと論議があったのですが、来年度内部改装の予算を計上して、その実施に取り組む、という市側の説明がなされております。そこで私、厚生委員会でも論議されたんではないかと思いますけれど、内部改装を行う際に、そこを利用する婦人の皆さん方の意見、希望、気持ちというものを十分くみ取った中で実施していただきたい、ということをお願いしておきたいわけですけれど、そういうところまで厚生委員会、論議が及んでいたかどうか、その点確認の意味で質問しておきたいと思うのです。

○議長（滝瀬敏朗君）　厚生委員長。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　お答えいたします。かなり内容についてまで審議をいたしました。ただし、この運営に当たりましては、やはり意見を十分くんで運営に当たりたい。なお条例改正等も伴いますので、慎重に行いたい、というような経緯を踏まえて、内容につきましても、いろいろ講座室だとか、あるいは料理室だとか、いろいろかなり市民の要望に合ったような施設にいたしたい、という内容でございまして、ただいまの質問のような意見は取り入れて行う、ということでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会に付託されました補正予算第五号のうち、歳出の農業費、商工費、土木費についての審査報告をいたします。

まず農業費でございますが、主なものは東京都優良集団農地保全育成事業の面積の増加に伴う補正でございます。

それから商工費につきましては特段ございません。

次に土木費でございますが、土木費のうち街路灯費でございますが、これは七百二万五千円の補正でございますが、これは蛍光灯等の電気料それから修繕費の補正でございます。

続きまして河川新設改良費でございますが、主なものは、根川の改修に伴う物件の補償でございます。この中で三百万円は日野水産のウナギの死亡事故でございます。これは工事の振動により約五万匹のウナギの稚魚が死んで浮き上がった、これに対する補償でございます。養鰻組合等へいろいろと相談いたしまして、調査の結果、三百万円という額が妥当であるということだそうでございます。それで妥結した額の支払いでございます。

それから町名地番の整理費でございますが、これは来年の七月に予定されております町名地番の変更の、神明上とか日野本町、これらに対する新旧の対照図等の作成の費用でございます。

それから下水道費は繰り出しに伴うものでございます。

以上慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決と決しました。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　ただいま委員長の報告がありました議案の第一一二号の字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについてと題する、いわゆる町名地番整理の問題でありますけれども、これは、私もかねて一般質問でも取り上げられましたように、多くの疑問を持っているわけでございます。都市整備産業建設委員会もちょっと拝聴をいたしましたけれども、その中でもどうも私は理事者側の方の説明が悪いのか、あるいは審議の突っ込みがまだまだ足りなかったのかは、その辺ははなはだわかりませんけれども、少なくとも私は、このA地区の町名アンケートの集約も過日発表しましたように、明らかに、だれが見ても一回で「本町」ということで決まったにもかかわらず、仲町という自治会が初めからアンケートを握りつぶしておいて、そしていわば大ボス、小ボスの談合によって、結局折衷案として上に「日野」をくっつけたという話を私は聞いてまいりました。これは大きな問題だろうというふうに思うわけであります。普通、町名地番を、このアンケートを取らすということは、市が当初決めたことは「日野本町」にしてほしい。ところが自治会長会議の中で、いや、「本町」、「八坂」、「元町」、「本宿」、「宮子」と、この六町名の中でアンケートを取ったわけでありますけれ

ども、いずれにしてもすべてが「本町」で過半数を制しております。にもかかわらず、自治会長会議で決まったんだからということでこれを押し通していくというところに、私は大ボス、小ボスの支配を許す態度を見逃すことができない、というふうに思うわけであります。初めからごねたのは仲町である。仲町がアンケートに参画をしたのかしないのか、この辺ははなはだ疑問であります。聞くところによると、一応アンケートは取ったけれども、そのアンケートの取り方も、「本町」の前に「日野」というものを持ってきて、取ったというふうにも聞いておりますし、あるいは取ったにもかかわらず握りつぶして出していないし、そしてその自治会長会議の中で、その会長をやっている仲町の方が入ってきまして、その中で「日野」を主張したというところに私は大きな問題があるし、せっかく、何のためにアンケートを取ったのか、再アンケートの調査を私たちは要望するものであります。そうしないと、これをただ、いまこれからこの新旧の対照表をつくるためにとか、あるいはこれから経費が若干かかるからということでもってのみ、大切な町名を決める際は、やはり住民の意向を十分反映するような町名にしない限り、どうしても納得がいかない、というふうに思うわけであります。先ほども議員団でもっていろいろ相談をしてまいりましたけれども、その辺を、アンケートを、結果を、どうしても合点がいかないし、この結果が「日野本町」と称する名前を決定をするというか、結局、半ばあきらめさせたというような状態に持っていった、というところに一つの大きな問題ではなかろうか、というふうに思うわけであります。したがって、これについてどういう議論といいますか、どういう理事者側の説明がされたのか、その辺をいま一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えいたします。この補正予算の審査の段階で、この町名地番の整理費を審査する段階では、そういうお話は出ませんでした。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いや確かに、奥住委員長は、それは委員会運営でもって、それなりに奮闘されたと思いますけれども、過日もやはり、繰り返すようでありますけれども、一般質問でも申しましたように、明らかに、恐らくここでいまアンケート取ったら、「日野本町」にするか、あるいは「本町」にするかでアンケート取ったら、私は九割方「本町」でいいというアンケートの結果が出てくるに決まっている、と確信を持っています。そういうような実情の中で、なぜこのような形で決まってきたのかということを、再び、むしろ都市整備部長に聞いた方がいいのかどうかわかりませんけれども、そのぐらいに、これから大和田――日野の個所がたくさんあるわけです。

全部が「日野」をつけたらどういうことになりますか、一体これは。こういうような実情も考えながら、一目でも、ただ単に郵便番号を書くのが簡単だからとか、そういうことの問題ではなくて、本当に民意を反映しないで、一部の人たちによって押しつけたというところに私は問題を感じている、ということを主張せざるを得ないので、その辺、納得いける説明を都市整備部長の方から受けたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。再アンケートを実施したらどうかといった点があったわけでございますけれども、私ども、この「日野本町」という折衷案を住民の皆様方にお諮りし、自治会長会の中でもそういう方向でまとまるならばそれでいいんだ、といった考えに基づきまして、再アンケート調査ということはやらなかったわけでございます。アンケート調査を再度やるかということも話題の中には出ましたけれども、そこまでやる必要はなかろうということで、一応住民の方に徹底をしていただきたいということでございましたので、私どもは最終的にはお知らせ版をつくりまして、住民の方々すべてにこれを配布したわけでございます。したがいまして、十分な検討を経た上で、このような決定が最終的になされてきたわけでございます。そういった経過につきましても御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　後に、先ほど言いましたように、一一二号のところでまた意見を述べたいと思いますけれども、予算が絡んでおるものですから、予算の段階でも一言言わざるを得ませんという立場で言いましたけれども、われわれはどうしても納得できません。そういうことをいまは言って、一応聞き置く程度にしておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって都市整備産業建設委員会関係の審査報告を終わります。

委員長報告について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　さっきの百草台学童クラブの予算にも厚生委員会で意見がついてるようなんですが、一学校区一つの学童クラブだということで請願も採択されているわけで、本来の趣旨に沿って早くつくれることを強く要望しておきます。

それから婦人センターの方の問題は、いわゆる設置に対する運営協議会ですか、そういうものが設けられる場合には、広くいい意見を吸い上げてもらって、りっぱな会館ができることを強く要望しておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　先ほどの学童クラブの移転改修に関連しての意見、要望になるわけでございますけれども、すでに学童クラブの新設あるいは整備、こういうふうな関連につきましては、五十三年以降を見ますと、実に六件、こういう大きな、多くの請願等が出される、あるいは切実な課題になってきておるというふうに考えております。こうした背景等も含めまして、市長も大変に理解と努力をされながら、一学校区一クラブ、こういう基本方針の中で年々整備がされてきておる、このこともまた理解しております。そうした面から考えますと、学童クラブ事業あるいは施策が、単なる福祉、こういうふうな位置づけの中でなくて、もっと広い、児童の健全な育成、あるいは指導、交流、こういうふうな社会教育的な一つの観点、あるいは位置づけ、こういう中でさらに整備を進めることが必要じゃないか、こんな感じもしております。そうした点から、できるだけ早く一学校区一クラブ、こういう実現とあわせまして、先ほども本間議員の方からも触れましたように、やはり一学校区一クラブと、こういう基本であるならば、むしろ新設校等についてはそうした絶対必要条件の施設だと、こういう中で用地等の確保もしていただきたい、こういうふうに思います。さらにはいままでのいろいろの場も、討議あるいは論議等の中でも、この施策、あるいは事業が国の制度等に先行する中で、住民要望あるいは地域的な必要性、こういう中から発展をしてきておる、こういう中で、かなり未成熟な部分もあるということも言われております。そうした点から、ぜひもっと成熟、発展をさせるために、関係の父母あるいは関係者、こういう方の御意見等も十分聞きながら、この学童クラブ事業をさらにさらに発展をさせていただきたい、ということを一つ付言しておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いま学童クラブの話が続きましたけれども、私も先ほど主張しましたように、確かに四月開校になっておりますけれども、できればということでなくて、五十七年度中の早いうちに、三沢台小学校区に学童クラブを何らかの形で建設することを強く要望し、また、それをわが党の議員団としまして条件に、これを認めていきたいというふうに思うわけであります。

　また第二点は、婦人センターの問題でありますけれども、婦人センターの運営は、確かにこれから初めての試みで、むつかしいところもありましょうし、御苦労があると思いますけれども、もちろん住民の意見、婦人の皆さんの意見を取り入れながら、駐車場の問題が非常に心配されるわけでありますけれども、ぜひひとつ安全対策を考えながら、その駐車場の設置場所についても早急に、一緒に御検討をいただき、スムーズに、事故なく運営されるように望みたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　二点意見を申し上げたいと思います。一点目は、百草台学童クラブの予算執行についての意見でございます。本来、私は厚生委員会の副委員長ですので、ここで意見を言うのはおこがましいことになるわけですけれども、厚生委員会の審議経過から発言の必要を感じましたのでお許しいただきたいと思います。

　厚生委員会で私が市長に、百草台学童クラブ、三沢台学校区の学童クラブについて意見を発言中でございましたが、市長がこれを押し切りまして、市長の発言になり、最後席を立って出ると、こういうことが厚生委員会でございました。そのときは市長もいろいろ、自分の政策と委員会と違った意見などが出て、いろいろあったかと思うんですけれども、もう二日間たっておりますので、そこで言えなかった点などを若干この場をかりて言わしてもらいたいと思います。

　一般質問でも取り上げましたので、ダブる点は省きます。一つは、当然のことながら、請願の趣旨というものが、住民の意向、また厚生委員会の意向としては、三沢台学校区の地域内と、こういうことを条件として、また可能性を展望しながら厚生委員会でも採択をした、というものであったわけです。この件については福祉部長の方から、議会に対してはそういう採択だったけれども、予算執行の段階では、手続上議会に相談する必要はないものとは言いながらも、一言も相談しなかったという点は、率直に認められたわけでございます。それからもう一つの点は、この請願が百草台学童クラブから出たものではなくて、もちろんそこの父母の皆さん、中心になって運動されましたけれども、百草台学童クラブに入れない、はみ出す、そういうことを危惧した住民の人たちから出ているわけです。ところが予算に当たっては、三沢台学区の学童クラブという形ではなく、百草台学童クラブをよそに移すんだというような、実際父母が望んでいないことがいきなり起こったというようなことから、やっぱり私は民主主義のルールという点から、請願などを予算化する際に、やっぱり不十分な点があったというふうに思うわけです。そういういきさつがありまして、先ほど委員長が簡単に報告されましたけれども、ここに文書で印刷されておりますように、この予算を認める前提として、「付帯意見、議案第一〇五号」ということで、「もぐさ台学童クラブ移転改修工事費、四百四十万円の予算については、学童、保育園、学校、ＰＴＡなど関係団体と合意の上で執行されたい」ということを委員会としてはつけざるを得なかった、こういうことになります。住民の人たちの考えからすれば、住民が当初望まなかったような形の予算なので、これを否決してくれぐらいの要求もあったんではないかと思います。しかし私どもは委員会として、三沢台学区に学童クラブをつくってくれということで請願を採択して

おりますので、場所の問題は市当局、市長部局の執行権の範囲でございますので、そういう趣旨から、予算を否決ということを、修正ということはしなかったけれども、こういう強力な意見書をつけた、こういうあたりをぜひ市長や担当部長、課長がのみ込んでいただきたいと思うわけです。そんなことはないと思いますけれども、いま各会派の議員から要望が市長に出されました。これが市長の側で、あるいは部長の側で、来年選挙も近いと。各議員が住民の意向に迎合するような形で意見を言ってるんじゃないかというような、もしそういう浅い理解が市長の方にあるとすれば、私は大きな問題だというふうに思うわけです。いままで高幡保育園の問題も議会で私取り上げてまいりましたが、やっぱり住民参加の点で、不十分さというものが結果的にあらわれております。そのほかたくさんございますけれども、たとえば百草団地、日本信販との間に十六メートル道路が貫通した問題がございました。このときもる市長に私申し上げました。十分ではもちろんございませんでしたけれども、あの中で賛成派、反対派入りまじった五つぐらいの自治会を集めて住民との対話というものを市長がされたことがあります。そういう前例などもありますので、今回もぜひこの議会の付帯意見というものを尊重して、ひとつ今後の行政を行っていただきたいというふうに思うわけです。

もう一つこの点で私強調したいのは、きょう市の職員の賃金の引き上げに伴うことが議会に内示がございました。この市の職員の報酬の問題などについて、たとえば一般の新聞が、日野市は非常に賃金が高いということを報道したために、市民の皆さんから、いろんな関心が起こっております。しかし、私は個人的にはこの公務員の賃金というのは決して高くない、と思っております。日本全体が非常に賃金は低い、こういうふうに思っているわけですけれども、市民がそういうふうにいろんな批判をするというところには、私はこの市民参加の運営という点で、いままでしばしば、この市民とうまくいかない、なめらかにいかない、こういう問題などがたくさんあったと思うんですね。そういう点から考えても、今度この百草台学童クラブというタイトルでついてる予算の問題については、そういう点も深く、やはり市長なり部長なり課長なりが考えていただいて、市民との対話集会、こういうことを私は深めていただきたい、というふうに思うわけです。市の方で、単に小学校区ごとに対話集会をやってるから対話集会は十分だ、というんではなくて、繰り返すようですけれども、どんな意見でもやっぱり聞いた上で、住民参加を貫いていくということを、もちろん市長も強く望んでいらっしゃるわけですので、その辺をぜひくみ取っていただきたい、というふうに思います。以上の点を強く申し上げまして第一点の意見といたします。

それからもう一点は、婦人センターの問題です。これも委員

会におきまして内容の設備、それから管理、運営、使い方については、民主的にやっていただくようにということで、委員長からこれも市当局が認めました、という報告でございました。これに加えまして、ちょっと不足しておりましたので、その民主的な運営とともに、この室内の設備の仕方についてです。これもやはり私は、婦人団体などと相談をしていただいて、やはり婦人だけが使うということになっていくと思いますので、婦人らしさとかやさしさとか、そういうものを生かした設計ということをぜひ考えていただきたい。照明その他ムードについても、日野市で初めてのことですので、どこの市にも負けないような、小さいものではありますけれど、そういうムードと言うとちょっと言い過ぎですけれども、雰囲気も婦人センターらしいものにしていただくことをお願いいたしまして、二点目の意見といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇五号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九三号、日野市老人憲章の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは議案第九三号、日野市老人憲章の制定について、厚生委員会の審査報告を申し上げます。本議案は、市民が老人を理解し、老人が明るく生きがいのある生活ができるよう、老人憲章を定めるものでございます。二十六市の状況を見ますと、三鷹市、小平市が老人憲章をすでに制定してございます。三鷹市につきましては、昭和四十七年の九月、議員提案で議決されて制定しております。小平市につきましては、昭和五十一年の五月に議決なしで制定をいたしております。本会議におきましても、いろいろ文面その他につきまして質疑がなされましたので、それらを委員会といたしましても十分検討いたしました。地方自治法によりましては、議決を要する法的根拠はございませんので、この前本会議でも質問ございましたんですが、そういう内容のものでございまして、なお文章につきましては、小平市と三鷹市の文章等も参考にいたしまして、小平市につきましてはやわらかい文で「何々をしましょう」、あるいは「なりましょう」と、こういうやわらかい文章でございますが、三鷹市につきましては「何

何と考えられる」とか、あるいは「尊重される」とか、かたい文章で制定されております。

本市につきましては、いろいろこの文面も議題になりましたが、手直しするとなかなか専門的な問題になってまいりますので、一応文面につきましては、よろしいんではなかろうかということで、厚生委員会といたしましては、原案を可決いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九三号、日野市老人憲章の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇六号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　議案第一〇六号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）につきまして、厚生委員会の審査報告を申し上げます。補正額は、歳入歳出ともそれぞれ七百万六千円を補正するものでございます。内容につきましては、歳入につきましては繰越金を充てまして、歳出におきましては十二月の診療分から医療費の通知を実施することになりましたので、これに伴います経費と、療養費保険者負担金の不足額九百万円を補正することが主な内容でございます。

委員会で審査の結果、原案を可決いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇六号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇九号、昭和五十六年度日野市立総合病院

事業会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　議案第一〇九号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算第三号につきまして、厚生委員会の審査報告を申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出ともそれぞれ六千三百九十六万四千円でございます。

内容につきましては、まず歳入では四月以降の入院収益で一日一人当たり千三百八十四円の増収が見込まれましたので、歳入補正をするものでございます。歳出につきましては、検査技師一名並びに看護婦二名の退職に伴いまして、不足を生じてまいりましたので一千万円、外科のレントゲン・フィルム等の材料費の不足分四千三百四十一万三千円、並びに経費として今回の病院増改築に伴いまして、机、いす等の備品、光熱水費の不足分、医師住宅賃借料の不足分、それぞれが補正されている内容でございます。なお、たな卸し資産の購入限度額につきましては、薬品等材料費の値上がり等によりまして、限度額を三億四千八百六十一万九千円と改めるものでございます。

委員会で審査の結果、原案を可決いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇九号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一〇号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　議案第一一〇号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第三号につきまして審査報告を申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ五千五百八十八万九千円を減額するものでございます。東京都の受託水道事業でございまして、歳入では歳出に見合う額を都の支出金で五十五年度の決算確定に伴いまして、多摩平下水道関係の受託事業収入をそれぞれ減額補正したものでございます。

歳出につきましては、職員人事異動によりまして人件費関係の調整と、動力費につきましては、浄水費と配水費との配分比

率が変わりまして補正するものでございます。浄水費の工事費は、本年度工事追加分として一・三・二号路線の中央線西側の部分でございますが、導水管移設工事を行うものでございます。配水費の工事請負費では平山の都道二・二・六号線、程久保川改修、黒川下水路等の工事が、来年度に見送られましたために、減額する内容でございます。水道改良費の工事請負費は、程久保地区の道路改修の工事分と、南平九丁目の宅造計画の中止等によりまして、三千三百三万一千円の減額でございます。水道建設費につきましては、利根分水配水管工事の設計委託料三百万円と、日野三九一番地先の配水管布設工事が主なものでございます。厚生委員会で内容審議いたしました結果、原案を可決いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一九号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

会計補正予算第二号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一九号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　議案第一一九号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、厚生委員会の審査報告を申し上げます。本議案は、市立総合病院の増改築に伴いまして、病床数が二十ベッド増加いたしましたので、第二条第三項の病床数を、いままでの百四十二床から百六十二床に改める内容でございます。なお東京都の認可もありまして、五十六年十月一日から適用いたしたい、こういう内容でございます。

委員会で審査の結果、原案のとおり可決いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一〇号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別

午後二時五十分休憩

午後四時　三　分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって市川資信君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって市川資信君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことに決しました。

市川資信君の発言を許します。

○二十番（市川資信君）　ただいま議長より私の緊急質問に対する取り計らいのお許しがございましたので、緊急質問を行わせていただきます。

去る十二月の九日、私は一般質問におきまして、その最後に資料要求を要求いたしました。その資料要求のある部分は希望どおりいただいたのですけれども、肝心の資料が整っておりません。その資料がありませんと、私もやはり決定的な質問と申しましょうか、要求をすることが非常に困難であります。それはそれとして、私はよろしいと思うんですけれども、むしろその資料が提出できないということに、大きな疑問を抱いたわけでございます。したがいまして、これからそれらについて質問をしてまいりたいと思います。

私は、この件につきまして、多分ことしの六月ごろだったと思っております。議会が終わりまして、あるうちの近所のお医者さんから呼ばれました。そして非常に不思議なことを患者さんから聞いたので調査してくれないか、こういう要求があったんです。まさかと私は思いまして、内偵に内偵を重ねて、私は一人で今日まで、それが真実であるかどうか、ということを調べてまいりました。調べが進めば進むほど、おかしい、疑惑に包まれたものである、ということの、ある意味の確証を得たの

であります。したがいまして、この議会において資料要求したのでありますが、その肝心の資料が整ってない。提出されてないというところにきわめて不自然である。市の完全行政の中で、そういう不備があって果たしてしかるべきものであるのかどうか、その点までの疑惑を持ったのでございます。したがいまして、それらに基づいて、これから順次質問してまいりたいと、かように思います。

まず一点目でございますが、くみ取り申請はどこへ申し込んだらくみ取りしてもらえるのかどうか、まずその点について、お答えいただきたいと存じます。

○議長（滝瀬敏朗君）　助役。

○助役（野呂　章君）　お答えいたします。私、清掃部長の事務取り扱いをしております。したがって、補助者といたしまして、庶務課長の大谷に答弁させることがございますものですから、御了解願いたいと思います。したがいまして、本件につきましては、大谷庶務課長に答弁させたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　清掃庶務課長。

○清掃庶務課長（大谷俊夫君）　清掃庶務課長でございます。ただいまの御質問でございますが、くみ取りの申請は、本庁並びに多摩平支所、七生支所、そして清掃部で受け付けてございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　これはどういう方法で申し込まれますか。たとえば用紙に一枚書いて申し込むだけなのか、あるいは複式になっているのかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　清掃庶務課長。

○清掃庶務課長（大谷俊夫君）　複式ではございません。ただ申請書一枚でございますが、それが清掃部に送ってまいります。それをコピーいたしまして、公社の方に送っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　コピーを業者の方に送ると解釈してよろしいですね。そうしますと、そのいわゆる申し込んだ申請書は市に保存されていると、こういうふうに解釈してよろしいですね。

○議長（滝瀬敏朗君）　清掃庶務課長。

○清掃庶務課長（大谷俊夫君）　そのとおりでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　私は資料要求の中に、基本台帳を見せていただきたい、その複写を呈示していただきたい、かように申しました。そうしたら、基本台帳は市にない、と申しております。なぜないんでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　清掃庶務課長。

○清掃庶務課長（大谷俊夫君）　御承知のとおり、屎尿のくみ取りが無料化になりましたのが、四十六年の四月一日でございます。もちろん有料のときには手数料を徴収し、それを台帳に消し込みますので当然台帳が完備されてございます。それ以後無料化になりまして、消し込みの必要がなくなると同時に、委託業者が一ヵ月に一度確実にくみ取るならば台帳は必要じゃない、というふうな判断に基づきまして、台帳の整理をそこでやめました。したがいまして、申請はありましても、転出の場合の整理等ができてございませんので、したがいまして、純計が出せないということから、要求されました資料が出せなかったわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　私はここがきわめて不自然だと思うのです。いわゆる、先般提出していただきました基本台帳以外の資料に基づいて、昭和四十七年から五十六年までの資料を見たんであります。特に四十七、四十八、四十九、五十、この程度までは別に何ら疑惑はないのであります。五十年度からきわめて不思議なんであります。ちょっと数字を読ませていただきます。たとえば四十七年に排出量が二万八千百七十七キロ立方メートルであったんです。対象人口は六万六千人であります。そのときの契約台数は十台、一台当たりの契約金額は五十七万四千円。ところが五十年度を例にとりますと、排出量が二万九千六百五十キロリットル、対象人口は七万四百二十三人、契約台数は十二台であります。一台当たりの五十年度の契約金額は、九十五万円。ところがです。五十六年度の排出量は二万三千四百七十四キロ立方メートル、対象人口が四万四千二百二十五人、契約台数は十二台であります。同じなんです。これは排出量において二一％の減であります。対象人口が三七％の減であります。にもかかわらず五十年度と同じ契約を結んでおる、きわめて不自然だと思うのであります。そして私はこの議会において発言するんですから、もっときわめて精密な調査の上にしようと思って、基本台帳を一つ一つ当たって、この場で発言を求めたのであります。けれども、残念ながら、その基本台帳がないのであります。同じ契約台数を、その点もおかしいと思うんですけれども、いわゆる一人当たりの排出基準というものは、厚生省基準で一・一リットルから一・二リットルである。一・二リットルというものが最高の、いわゆる文化水準を持った高い地域であるという指摘がされております。日野市の一人当たりの排出基準は、今年度単価で見ますと、一・四五リットルであります。このように年を追って、明らかに排出量、対象人口等が減少している中で、この数値がはっきりしているにもかかわらず、推定契約で今日まできているということに、きわめて疑問に思うんですけれども、その点についての明快な答弁を求めます。

○議長（滝瀬敏朗君）　助役。
○助役（野呂　章君）　ただいま歴年を追いましての収集の、いわゆる人口の、世帯の減ったこと、及びくみ取りの台数については、五十年以降につきまして差がないではないか、このことでございます。そこで私どもといたしましては、いまの御指摘のとおりに、確かに世帯数も減っておりますし、くみ取り量も減っております。けれども契約はあくまでも、私の方といたしますると、いわゆる年金額、そして月額幾ら、こういうふうな契約になっておりまして、しかもその内容におきましては、二十五日間隔もしくは十五日間隔でくみ取れ、こういうふうな契約になっております。ただし、そこの金額を出す場合におきましての積算、いわゆる歩掛かりといたしましては、いろいろその方法がございます。けれどもその歩掛かりの中におきましては、確かにいま御指摘のとおりに、十二台という一つの台数がございます。けれどもこの歩掛かりの一台当たりの係数というものは、五十年の場合におきますところの係数とは違いまして、いま御指摘のあったようなぐあいに、年々屎尿のくみ取り量が減っておりますものですから、したがって、たとえば一台千七百五十リットルというのが千七百リットルというふうに換算、置きかえたといたしますると、どのくらいに当たるのか、こういうふうに逆計算をいたしまして、したがって、その一台当たりの歩掛かりというものを、年々減らしてまいりました。そして積み上げた形におきますところの総金額、トータル金額、このトータル金額をもちまして、契約金額としておるわけでございます。以上のとおりでございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。
○二十番（市川資信君）　まあ、いまの助役の答弁は本当にどう見ても私は納得できない、理解できない、いわゆる私が前回数値をもって示した質問に対する答弁にはなっていないんではないか。それでは私はさらに質問したいんですけれども、じゃあ排出量、対象人口の数字が算出されているわけです。何をもとにそういう数値は算出しているのでしょうか。
○議長（滝瀬敏朗君）　助役。
○助役（野呂　章君）　お答えいたします。推定いたしますところの世帯の数字でございますけれども、先ほど担当の課長からお答えいたしましたように、昭和四十六年のくみ取り、四月一日廃止前というものは、基本台帳がございました。確かにそうです。その後におきまして、いわばくみ取りを確実に図るために、各世帯にくみ取り券を置きまして、そしてくみ取った後は必ずそれをもらってきて、そしてその台帳と照合いたしまして確実性を図ってまいりました。しかし非常に当時は人口増加があり、しかもその余暇利用等におきまして不在者が多い。それで、どうしてもそのくみ取り券を収受できないということも出ましたし、またくみ取りのこの券と台帳を照合いたしました。そこまで私に言っておって、私は引き下がることができないわけです。したがいまして、書きかえた原簿を要求しても、もぬけのからの原簿を要求しても、やむを得ないと思うんですけれども、もしあるならば、その原本と、書き直した原本、両方の資料要求をいたします。まず一点、その点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　助役。
○助役（野呂　章君）　お答えいたします。原本とおっしゃっておりましたけれども、いわゆる転入してまいりましたときに、屎尿くみ取りの申請というのが、私の方にあるわけでございまして、それをもとにいたしまして、基本台帳というものを整理するわけです。その基本台帳はございません、と先ほど理由を申し上げたわけでございます。したがって、その申請されたもののコピーを取りまして、新しくこういう方が入ったのだからということで、衛生公社にくみ取りを指示するわけでございます。そして、したがってくみ取りの世帯戸数、一軒一軒のことを約束しておりませんで、全体的なくみ取りの額ということの中におきまして、行ってきているわけでございます。したがいまして、日野衛生公社におきましては、どのような作業をしているかということについては、われわれはいわば、その十一区域の中に割っておりますものですから、その十一区域の中において作業員がそれぞれの持ち分をもちまして整理している、かような形になっておるわけでございます。したがって、て、確実性を図るというふうに、職員等の増も出てまいります。そういうふうな観点から、いわば衛生公社に対しまして、確実に一ヵ月二十五日サイクルをもってくみ取る、こういうふうな約束のもとに行ったわけでございます。しかしその間におきましては、台帳というものにつきましては、やはり市民のサービスの確実性を期するために必要ではないか、ということから、四年前に一応着手したことはございますけれども、非常に大きな観点から、それは行わなかったわけでございます。したがって、そういうふうな点を考え、しかも簡易浄化槽等が届け出してくる、幾つかのそういうふうな実例等を参酌いたしまして、差し引きいたしまして、そして四万四千何がしかの世帯数を出しているわけでございます。以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。
○二十番（市川資信君）　まず一、二点さらに質問したいんですけれども、そのコピーというものは、先ほど申請のコピーは、まだ市に保存されているだろうと思うのですが、そのコピーを、いわゆる原本ですね、それを要求することと、それと十二月の十五日に、私のところにそのお医者さんから電話があったんです。「市川さん、この件で議会で質問されたんですか」「いいえ、まだ質問はしておりません、資料要求だけです」「実は日野衛生公社の社員がうちへ参って、毎日徹夜で原簿を書き直しております」こういう知らせが朝五時半にまいりまし

ただいま資料要求というお話がございましたけれども、その申請されたことの写し、相当数ございますけれども、そのことは私どもの申請書の内容でございますから、差し支えございませんけれども、企業者であるところの日野衛生公社が行っているということについては、これは管理者との間に合意を見る必要がございます。したがって、前段のことにつきましては、大変枚数が多うございます。一枚一枚でございますものですから、枚数がございまして、とてもこれは直ちにというわけにはまいりません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　少なくとも日野衛生公社との契約は、日野市においてはほとんど単独ですから、随意契約と同じだと、こう思っても差し支えないわけです。それだけに、これが競争入札でありますとか、あるいは何社かで毎年契約を取り交わすようなシステムがあるならば、これは別に疑惑を持たれる筋合いはないと思うんですけれども、そういういわゆる特殊な契約でございますので、ある意味においては、私は理解いたします。しかし、先ほど申したように、三七％もくみ取りの人口が減少しておる、排出量においてもニ一％減少しておる、その数値も厚生省基準から見れば、一・二としても一・四五リットルですから、その数値をもってしても明らかにおかしいということをこの長年放置しておった、この行政の怠慢というんでしょうか、行政の責任というんでしょうか、そういうものを私は追及せざるを得ないのであります。なぜ私がこのような質問に立ち至ったかと申しますと、ことしの、先ほど申したように、夏、そのお医者さんから呼ばれまして、うちへ来た患者さんが治療中に「私は月に四百五十万円黙ってても入ってくるんだ」「なぜですか」――それを言ってるんですからどこまで正しいかどうかわかりませんけれども、そもそも私がこの調査を始めた起点というのは、その言葉から発生しているわけです。「契約台数が十二台である。実動九台である。したがって三台分が黙ってても私のふところに入ってくるようになっているんだ」こういう言葉がそのお医者さんに課せられたわけです。それに基づいて私は、そんな、まさか、ばかなということで、まあ内偵には内偵、極秘にやってまいりましたけれども、少なくとも、先ほど申した私のこの数値をもってすれば、その言葉が裏づけられてるわけです。だとすると、市の契約自体にも私は問題がありましょうし、この会社自体にも問題があるでしょうし、そういった点について、私はいま助役の答弁では、どうしても私のこの良心を説得させるだけの答弁はできておりません。もしさらに、こういう答弁があるんだ、何かあるんだったらお話しいただきたいと思うんですが。（「質問するんだったらよく調べて質問しろ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　御静粛に願います。助役。

○助役（野呂　章君）　行政が努力をしていないんじゃないか、こういう御指摘でございます。確かに五十年度のときにおきましては最高のこれは額でございますし、最高の世帯でございました。それを基準にいたしまして、契約する額の積算の基礎として、十二台をわれわれは取ったわけでございます。決してその十二台というものは、契約書の中の事項ではございません。したがいまして、それ以後におきまして、たとえば五十二年の第二次石油ショック等もございました。したがって、これらについても、人件費等が上がっておりましたけれども、その後年々人件費等が減ってございます。そこで私らといたしますると、そのいま御指摘のあったところのくみ取りの実態のいわゆる量が減ってる、こういう点を勘案すると、必ずしもこの問題について放置することはできないわけでございまして、したがって、年々、五十一年以降といたしましては、年々これは賃金の上昇率ではございますけれども、それ以下の数値で行ったわけでございます。したがって、十二台というのが、先ほど申し上げましたのは、十一くみ取り地域がございますものですから、日野市の中はそれを大きくいたしますると、サービスの粗さが出てまいります。したがって十一区域はこれをそのままにしておきまして、しかも一台の予備車というものを見込んでおきまして――これは緊急車でございます。さらにその上総体の一台当たりの歩掛かり係数を、これを大体の実績に見合うように整備してまいったと、こういう努力でございます。したがって、先ほど御指摘のような十二台の契約数とおっしゃいましたけれども、逆算いたしまして、総金額から割り出しますると、そのようになりまするけれども、契約事項としては入ってはございません。しかし、そういう努力を積み重ねまして、何とか実情に合わせ、かつまた市民のサービスを粗さのないように密度を図ろうと、こういう策からまいったわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　私は現在までのところでは、これ以上の質問を続けるということは、いろいろと問題もあるでしょうから――。少なくとも先ほど言った資料要求、これに基づいて、さらに私は私なりに調査を続けてみたいと思います。資料をよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　要するに、行政はもっと厳正なれ、こういう趣旨の質問であるということは、われわれにも謙虚に承らなければならない、こういう感じでおります。ただし、衛生、このくみ取り事業は、そのもとをただしますと、なかなかその業者がないときに、いろんな、ある程度の成り立つふうな条件をつけて、そうして発足したものだ、と聞いております。これは農協に頼んであったそうですが、それが業者に置

きかわったということでありました。いわゆるお店のように、どこでも物が買えるという、こういう業種ではないわけでありまして、また一方に他市の事業を聞いてみましても、だんだん下水道が普及するにつれて、くみ取りの仕事は減ることも明らかでありまして、大きな意味では、その事業の、これまである程度依存をしてきた面もあるわけですから、これに対する一種の補償的な、あるいは仕事をほかにつくってあげるという、そういう配慮がまた必要である、こういう種類の仕事でもあるわけであります。したがいまして、御指摘の行政をなるべく克明、正確にやれ、ということはよく理解をいたしますが、何かその間に不詳とか、あるいは不清浄とかいうようなことがあるかのごとく思われるとすれば、これは非常にわれわれとしても(「そういうことを聞いてみんな素直に納得するか」と呼ぶ者あり)ですから申し上げてるわけですよ。そういうことは、ただすことはただしますが、そういう事情にある業種であるということも、これも理解をしておいていただきたい、そのことを申し上げておるわけです。

○議長(滝瀬敏朗君)　市川資信君。

○二十番(市川資信君)　いま市長から答弁いただいたわけでありますけれども、私は、特殊な業務であるからこそ随意契約を結んでいるんだろう、かように思いますし、業者そのものよりも、私はむしろ市の姿勢を追及しているんです。基本台帳もなくて、委託業務契約を結んでおる。もしもその業者が、そういう金額がなければ成り立たないんだったならば、そのような積算をもって契約すればいいんである。決して私は業者がどうのじゃなくて、市のこの行政の基本が欠けてるところにむしろ大きな問題、矛盾点があるんだ、こういうことを申しているわけです。(「そうだ」と呼ぶ者あり)なぜかと申せば、くみ取りが無料だから基本台帳がなくてもいいんだ、というようにも、先ほどの助役の答弁ならば取れるわけです。しかし、その支払ってるのは、やはり市の、市民の貴重な税金であるわけです。ならば、やはり人口推移というものがどういうふうに流れているんだ、減少しているのかふえてるのか、減ってるならばどのくらい減ってるんだ、というような積算が、私はなければ、本来ならばならない。その基本的なものができてない。ここに行政の欠陥があるんではないか。たとえばです。私は前回の一般質問において、いわゆる行財政改革を行ったわけです。そのときに、いわゆる企業会計と国家公務員の、官庁の、企業会計との違いは、いわゆる企業会計においては、複式簿記で動態的決算ができている。官庁においては単年度決算だから、そういった流れがわからないといえばわからないんですけれども、やはり私は監査においても、そういう動態の流れの決算であったならば、監査であったならば、もっと早くそこら辺を気がついていたんではないか。単年度決算だったからわからなかった、こう言われればそれまでです。そこら辺に、市の行政の基本姿勢というものについて、私は問うているのであります。いかがでしょう。

○議長(滝瀬敏朗君)　助役。

○助役(野呂　章君)　大変私、ただいまの市川議員の御質問に対して感ずるところがございます。確かに基本台帳というものが、そういう幾つかの事情があったにいたしましても、整備しないままに置いておくということは、大変遺憾なことでございます。御指摘のとおりでございます。したがいまして、ただいま、本来御指摘を待つ間もなく、そういうことにつきましては整備していくのがこれは当然のことでございます。したがって、私どもといたしますると、そのことにつきましては、台帳を整備して、そしてその加除、いわゆる転入し、かつまた転出していく方々についての正確性を期して、それがさらには住民のサービスということになろうかと思いますものですから、そのようなことについては努力してまいりたい、かように考えております。(「税金のむだ使いは許さないぞ」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬敏朗君)　以上をもって緊急質問を終わります。

これより議案第一〇七号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算(第四号)の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長(奥住芳雄君)　都市整備産業建設委員会関係の審査報告をいたします。

日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号でございます。この補正は、予備費を充当して充てるものでございます。主に高幡、豊田地区の区画整理事業をこれから進めるための、印刷製本費の補正でございます。慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長(滝瀬敏朗君)　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝瀬敏朗君)　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇七号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算(第四号)の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇八号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第四号)の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第四号の審査状況を申し上げます。この補正予算は二千四百九十九万二千円でございます。歳入でございますが、一般会計からの繰り入れ、四百五十九万二千円、それから市債により二千四十万円の歳入でございます。支出につきましては、市といたしまして公共下水道の多摩市建設負担金の支出でございます。これは和田地区の汚水管でございます。慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇八号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一一号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）でございます。この補正予算につきましては、後ほどの議案にございます農業共済の陸稲また麦等による無事戻金に対する補正でございます。慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一二号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一二号、字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについての件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　議案の第一一二号、字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについての議案でございます。都市整備産業建設委員会では積極的に審査をいたしました。この問題については、いろいろと一般質問その他でなされております。これは、特に日野市日野の地名を、「日野市神明」、また「日野市日野本町」、それから「大坂上」というように新しい町名をつけるものでございます。当委員会でも長時間にわたりまして、各委員からいろいろと御意見なり御質問が出ました。そして特に、先ほどもちょっと質問がございましたが、アンケート調査等行いまして、まあ市民本位のやるべき町名地番の変更についての会議を何回も開きまして、そういう中で、アンケートも拒否した自治会もあったようでございますが、そういう中で、アンケートの中では、やはり「日野市本町」が圧倒的に多かったようでございます。しかし「日野市日野本町」にしろという意見も出されたようで、そういうことも含めまして、何回かにわたって自治会長さん、またその他の方々とも相談なされたようでございます。基本的に、まあ市の方でも最初から「日野本町」がよろしいんではないかという原案は出されていたようでございます。そういう中で話が煮詰まってきまして、そして最終的に「日野市日野本町」となったわけでございます。そして昨年の五月ごろ、そういうことで大体話が決まったようでございます。その後、また各関係の自治会長さんとのお集まりを願って、そして昨年の十一月末には全部了解ができた、こういうようなお話でございます。そしてことしの一月には、各家庭にも、「日野市日野本町」だということに決定したということで、回覧等がなされております。個人的にも通知がなされております。そしてそういう中で、やはり町名地番の審議がございますので、そういう中にも答申いたしまして決まったと、こういうような経過がございます。

また一方では、ことしの九月議会に請願として出ました多摩平七丁目の問題でございますが、この地域の請願について、当委員会でも採択いたしまして、今回のこの提案にも、この地域ははっきりと多摩平の七丁目というふうになっております。しかし、ここの問題は、やはりこの地域に自治会というものがなかったんで、皆さんに一々お話しする機会がなかったということで、この地域は、要するにつんぼさじきに置かれた中で、「大坂上」という地名になるんだということで、大騒ぎになったわけでございます。これは、やはり担当の方でも全部住民にお話ができなかったということで、時期的にも間に合うということで、「多摩平七丁目」というふうにここに議案として入っております。そういう中で、いろいろと陳情等も出てまいりましたが、そういうことを加味しまして、再三、長時間にわたっていろいろと審査したわけです。しかし現状といたしまして、この

神明上の区画整理事業の終了が昭和五十六年度いっぱいというふうになっておりますし、またすでにいろいろな文書的なものも作成をしておりますし、手配もしてある。そしてまた、これに変更する場合は、やはりこの神明上の区画整理の審議会の委員の任期が五十七年の三月いっぱいということになっておるそうです。またこれを変更するような場合になりますと、この審議員の選挙もしなければならない、そういった面でいろいろと莫大な費用もかかる、こういうようなことで、とうてい不可能である、こういうわけでございます。そういうような担当の方のいろいろ説明でございます。各委員から、最終的にはやむを得ないだろうという結果が出てきたわけです。そして意見といたしまして、本当にこういう問題はここまできて、そして市議会の段階に持ち込むより、やはりもっと早い機会に市の方で努力いたしまして、住民本位でやるべきである、こういう御意見があります。また、一部のアンケートに協力しなかったような事態が起こった、ということも遺憾である。議会サイドの問題でないんで、今後ともひとつこういう区画整理をやるには、町名地番の変更をするには、もっと慎重を期して、できる限り住民の総意をもとに決定すべきであるという御意見がございます。

以上申し上げたわけでございますが、こういうことで、当委員会も全会一致、原案どおり可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　先ほども言いましたけれども、議会に議案として諮られる以上は、当然議会の承認が必要とするわけであるからこそ今回も議案として出してきたわけであります。その前に手続がどんどんどんどん進んでしまっていて、関係機関を通したからといって、期間がないからといって、お金がかかるからといって、だからそれを納得してくれと言われても多少問題があるんではなかろうか、と冒頭言わざるを得ません。その際、特に問題となるのは、私は北原は、このアンケート調査によりますと、本町を希望するものが六五・六%、四ツ谷が六三・七%、谷仲山の第三が五四・一%、多摩川自治会が五八・一%、横町が七一・七%、森町が六〇・五%、金子橋が五四・五%、下町が六四・三%、仲町がアンケート握りつぶし、このような結果が出て、どこの自治会を見ても明らかに単独過半数を占めていて、本町に類似する元町を希望したものが一二%、八坂町を希望したものがやはり一二・四五%あるわけでございますけれども、これらを、特に元町と本町は類似するところでありまして、もし仮に本町が過半数、単独占めてなかった場合には、決選投票になった際に、恐らく元町に流れただろうというふうに推察します。大坂上の地名を決める際にも上位二者でもって決選投票をやって決めたといういきさつがございま

すけれども、今回の場合は、どれを見ても明らかに単独過半数を占めてる、こういうような実態はちょっとなかなか類を見ません。市長の住んでるような旭が丘につきましても、相当、四回も五回も繰り返して上位二者でもって決めたという、町名地番の整理はそのように難問を来しながら決めていく、というのが実態です。これといった歴史的な背景がないにもかかわらず、アンケートにも加わっていない仲町自治会の、それもしかも本当に、そのアンケートが、いるいは住民の意思がどうであったのか、できればそのアンケートの結果を見せていただきたいというふうに思うわけであります。そして、それがないにもかかわらず、意見があったからといって、大多数の住民が、声なき声の人たちがアンケートに記入をしたことも無視して、一部の人が決めたと。それを結果的にあきらめさせるような方向に持っていった。また委員会の説明、あるいは町名地番の整理の委員会の説明の中におきましても、そのように持っていった、議事を。そこに私は問題があるというふうに思うわけであります。仮にいまここで日野本町にするか、あるいは元町にするかということでアンケートを取れば、私は本町を希望する者が圧倒的多数になる、というふうに確信します。そういうような状況について、できれば仲町のアンケートの結果を知らせていただきたい、というふうに思うわけであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えいたします。この委員会の審査の中では、仲町だけのアンケートの結果は発表はなかったということでございます。その点、本間議員さんもある程度傍聴されたので、おわかりになるんではないかと思うわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　都市整備部長にお伺いするわけでありますけれども、確かにいま奥住委員長、言いますように、委員会の中でも市側の説明が、きわめて、私から見ればちょっと不満な点が非常に多いし、多くの住民の意思を、確かにそれは先ほど言いましたように、表現は悪いかもしれないけれども、かなり大ボス、小ボスの人たちと一緒になりまして決めてきた、こういう経過です。自治会が必ずしも住民全部を、自治会長が必ずしも代表している、というふうには私は限定できないと思いますね。そういうふうな状況の中で決めて、それだったらアンケートは一体何のために取ったのか。アンケートというのは住民、あるいは民意を反映するために取るべきものでしょう。それを参考にします、単独過半数をどこの自治会も占めておきながら、むしろ「日野」を主張する側を説得するのが私は役目だというふうに思ってるわけですね。多くの住民が知ったときには、もうすでにおそいんですよ。今回の陳情につきましても、あるいはいろいろ不満を述べる人に対しても、それ

を結果的には押さえつけてしまう、言葉悪いかもしれませんけれども、そのような形にしていくのが今日の実態である、というふうに思うんですけれども、まだまだ手間はかかる、確かに途中からお金がかかるでしょうけれども、将来に残す重大な私は町名だというふうに思いますし、そんなに急がなくて、もう少し期間を、まだ余裕があるんでなかろうか。もう一度ぜひひとつ再調査を、全住民対象にやっていただきたい、というふうに思うわけですので、その辺について部長から答弁いただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。「日野本町」の町名地番につきましては、私ども当初からこれを御提案申し上げたわけではございませんで、あくまでも「日野本町」ということでアンケート調査の結果を踏まえまして、お願いをしてきたわけでございます。ただその中で、一部仲町の自治会等がアンケートの提出はございませんでした関係上、私ども仲町につきましても、アンケート調査を提出してほしい、ということでお願いをしてまいりましたけれども、残念ながらその結果については、手元に届いてはおりません。そういう中で、一応「本町」ということで御了解を願いたいといった点につきましては、私ども仲町自治会と再三にわたりましてお話をし、協議もしてきたところでございますが、最終的には日野何丁目ということで「日野」をどうしても使ってほしいんだ、それ以外の町名は考えられない、というところまでまいりまして、私どもといたしましては、皆さん方の意向を知るためのアンケート調査であったわけでございますけれども、そのアンケート調査が最終的にはこれを「日野本町」でいった場合には必ずしもまとまらないということから、一時私どもの方といたしましては、「日野」「大字日野」の地域を、一部区画整理区域におきましては、番地の訂正だけをしまして、そして町名につきましては、今回は考えないといったところまで内部検討もしてきたわけでございます。しかし何回かお話ししましたように、三つの地区が同時にスタートをした町名地番の変更でございます。そういうことで、三地区協力して進めてきた、これを一部だけ外すということも忍びない、といった点もございます。したがいまして、私ども、できるだけこのA地区の方々が御同意を得られるような町名であるならば、ということで、いろいろ検討して、またお話も進めた上で、折衷案ということで、内部で検討した上で、A地区の皆さん方にお諮りし、さらにC地区、B地区の自治会長さん方にも御同意を得た上で、最終的に折衷案としての「日野本町」ということが決まってきたわけでございます。そういう中で、過程におきましては、私どもは重々住民の方々の意見を尊重しながら、その中で模索をして、この折衷案ということで、一応三地区の御同意が得られた。これが昨年の十二月であったわけでございます。それに基づきまして、一月にA地区の皆様方に通知を差し上げまして、一応これで御了承をいただきたい。その中には、アンケート調査をやった結果があるんだけれども、一応こういった町名で決定をしたいんだ、ということで通知文を差し上げたわけでございます。その後、Aブロックの方々、そのほかのB、Cの地域の方々からもこの問題につきましては、私どもに意見が上がってきておりません。したがいまして、私どもは区画整理事業を終了させるためにこの日程を組みまして、作業に入っていって今日に至ってきているわけでございます。したがいまして、私どもといたしましては、この問題につきましては、いままで十分審議をし、民意を聞き、それで決定をしてきた、そういった経緯があるわけでございます。したがいまして、この点については、御了解を得たい、というふうに考えるわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いま部長から答弁をいただいたわけでございますけれども、まさに民意は反映はされていないというふうに言わざるを得ません。それは、いまとなっての民意の反映というのは、結果的には住民をあきらめさせるための会合を重ねたということに過ぎないということであります。ですから、少なくとも私は、じゃあ仲町の自治会長がアンケートを持ってこないでいて、その発端が、言い出しっぺは仲町の自治会だというふうに、しかもそれが総意であるかのごとき委員会でも発言をされたようでありますけれども、果たして総意なんでしょうか。そういうようなことで話をされたということも聞いておりますけれども、間違いございませんか。仲町の総意ですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。総意であるかどうかということにつきましては、アンケート調査を私ども見ておりませんし、そういった報告も聞いておりませんので、内容についてはわかりません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　余り長々やりたくないんですけれども、私は少なくとも総意ではないんですよ。総意ではないにもかかわらず、総意だとしながら自治会長会議、結城部長も入ったでしょう、関係者が入ったでしょう。自治会長三浦重春さんですよ、そうでしょう、当時。それでじわじわじわじわとなし崩し的にこのアンケート無視の方向に進んでいった、と

いうことが明らかになって、住民の中にも不満の声が起きているんですよ、いまアンケート取ったら、「日野市日野」の「日野」は要らないよというアンケートになるに決まっていますよこれは。だれに聞いたって…。やり直してください。どちらが正しいか。そのくらいに重要な、いわゆる民意の反映がされていないというところに私は問題がある。民意の反映は全然されていない。まさに納得がいきません、これにつきましては。まさに部長の説明ではどうしても、だれが聞いても私は納得がいかないと思います。このアンケートがある限りは。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　町名を定めるということはなかなか大変な作業でございます。したがって、最も民意を反映するという手段を尽くすことが望ましいことは申すまでもありません。したがいまして、いま提案をしておりますのは民意の反映である、というふうにわれわれは考えざるを得ませんが、なお非常に距離があるということであるならば、私は住民の方からそれなりの反応が出てくるだろう、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　かなり深い質疑等が行われておりますわけですけれども、私もなかなか自分なりに若干理解に苦しむ、こういう面もございますので、あえてお聞きしたいというように思います。特に先ほど来触れましたアンケート集計、アンケート調査、あるいは市民、住民の意向、要望、こういうふうな面から考えますと、先ほども部長もおっしゃっていましたけれども、アンケート集計に参加をしてないところの、むしろ要望なり主張、こういうものが主体的な中で折衷案的な名称ができた、こういう説明等もされておりますが、特にそうした面から、アンケート調査はただ単に自治会に任せる、こういうふうなことでなくて、もっと市の、当事者あるいは市が責任を持って、こうした調査等をし、あるいはそれなりの権威ある結果を尊重する、こういうふうなことでないと、たとえばこの集計表を見ましても、全然出さないところから、さらには二〇％台、九〇％台と、この回収の分布を見てもそうしたことが明らかなわけですね。こうした点から、ぜひこれらのアンケート調査の方法、あるいは主体的な責任、こういうものをはっきりしながら実施をするべきじゃないか、これが一つですね。

　さらに二つ目は、町名地番の整理の審議会との関係ですけれども、議案の上程時には、担当部長の方からは、この審議会においては全会一致で、原案といいますか、そうしたものを確認したと、こういう御報告もありました。そうした面を考えますと、いま出されておるような陳情等が出るような形がなかったんだろうと思いますね。したがって、その辺の状況等を十分に把握しないままに、あるいは甘さがある中で、審議会にそうした説明なりお話をされたんだろうと思います。この辺も含めて、ひとつ再度御説明を願いたい、こう思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。アンケート調査でございますけれども、このアンケート調査につきましては、市が指導的な立場に立ってというようなニュアンスのお話でございますけれども、あくまでも私どもアンケート調査は、そのブロック、ブロックの責任においてやっていただく、ということでお願いをしてきたわけでございます。その中で、一点申し合わせ事項といたしまして、頭に「日野」をつけないということで一応御了解を得て、それに基づきまして、それぞれのグループで、最もそこに望ましい名前という形で、アンケート調査を行ったわけでございます。しかし、大坂上につきましては、あるアンケート調査を行ったんではございますけれども、その中から上位をしぼり、またそれで決定をしていく、というような方法がなされ、またB地区におきましては、市の方にお任せする、市の方でいい案を考えてほしい、ということで、市といたしましては、それは本来私どもとしてはそういった案を出すということは望ましくないんだけれども、考えられる名前としては「神明上」がよろしいんじゃないでしょうか、というサゼスチョンはしたわけでございます。それを持ち帰っていただきまして、「神明上」と「上」をつけるのは長くなるといった点もございますので、「上」を切ろうということで「神明」に決まってきたわけでございます。A調査につきましては、先ほど来申し上げているような状況で進められてきております。

　それから二番目の御質問の、審議会に原案として出すときには、そういったことが考えられなかったんではなかろうか、だから審議会で決定をしたんじゃないか、という御質問でございますけれども、審議会にお諮りする段階では、一応自治会長等にもお話しし、了解を得た上で、それで最終案として折衷案としての「日野本町」を出したわけでございます。したがいまして、その時点では私どもの方に、これについての反対といった正式の御発言もなかったということから、これで決定をしていったという経緯でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　アンケートの実施をブロックの任意の中で実施をした、あるいは実施をしてもらったと、こういうことですけれども、私の先ほどの指摘、質問と関連するのは、むしろそうした中であるから、出さないでおこうとか、あるいはいろいろ回収等の状況のばらつき、こういうふうなものがあるんじゃないかと思うんです。そういうことですね。した

がって、少なくとも、こうした大事な問題を決めるには、いま少し担当の都市整備部なら都市整備部でいいんですけれども、きちんと責任を持った形の中で、そうした対応を図るべきじゃないかと思うんですね。話が直接各居住者の意向を把握するというくらいの、一つの責任を持った対応をしないと、やはりこうした問題に対応しきれないんじゃないかと思うんですね。言いかえれば、そうした中で全然出さないところが、いろいろの主張なり要望等を出してくる。したがって、それがあたかも全体的なような形の中で、折衷的な形にしていかなきゃいかん、こういうことになるわけですね。したがって、ぜひこれからの問題も含めて、こうした対応を図るべきじゃないか、ということを一つ強く申し上げておきたい、こう思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。本間　久君。

○十二番（本間　久君）　私は、いままで議論を重ねてきましたけれども、どう見てもA地区の町名アンケート集計の民意を、ぜひ議会でもって反映をさせなきゃならない一つの義務を感じます。したがいまして、このようなことにつきまして、今後起こらないようにもちろんしなきゃなりませんけれども、すでに内定をしているような「日野本町」ではございますけれども、再び審議を重ねてほしい、むしろ。そして地元の人たちから、恐らく署名なりが出てくるかもしれません。そして将来に私はやはり「日野」をつけることはなかったなというようなことが出てくると確信します。そういうような立場を持ちまして、声なき声の人たちが、約六三％の方々が「本町」でいいんだ、多数の民意の反映を私たちは支持するために、この議案につきましては反対いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

秦　正一君。

○三番（秦　正一君）　都産の委員で申しわけないんですけれども、一言意見を私ども述べさせてもらいます。町名地番の町名の要するに設定の場合の、民意の反映としてアンケートということでやったんでしょうけれども、これもう少し慎重にやらなきゃいけなかったんじゃないか、こんなふうに思います。たまたま仲町がどういう意図があるか知らんけれども、このアンケートに参加しなかった。六つの町名を設定して、これでアンケートということで、仲町がそれに乗ってこなかった。ほかの町名を、「日野」という町名を希望していたのかどうか、それならそれでアンケートの中にその町名でも入れていいですから、あくまでもアンケートにのっとった集計をして、それで結果を出していき名前を決めていくという形を、若干この点、仲町が参画を最初はしなかったという点に、問題が後になって起こってくるというふうに感じます。そのために慎重に取り扱

ってもらいたい。これ議会にいまの時点で出してもらっても、どうにもしようがないんですよね。もうすでにある程度内定もしているし、また審議会でもこれを了解しているし、そういったものを踏まえて、議会の方へ請願も最近になって出てきていますけれども、一年たってる過去のあれを、どうしてじゃあもっと早く、そういった憂いがあるならば、委員会なり議会の方へ話を持ってこなかったか、ということも言えるわけですよ。あくまでも議会は形式で、といってはおかしいですけれども、皆さんが、地域の人たちがそういうものであれば、もうそれでいいんじゃないか、それが総意だ、というふうに決める以外には方法はないわけですよね。そういったいろんな質問をなくすためにも、陳情とか、そういうものを出さないためにも、慎重に扱ってもらいたい、このように思うわけです。若干そういった面の今後の面で慎重に扱ってもらいたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一二号、字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについての件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一三号、日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更の件を議題といたします。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。（「いまの議長のやり方としてはちょっと横暴過ぎるんですよ。やっぱり一部反対と言った以上は、採決を取らないでどんどん進んじゃうというのは、ちょっと合点がいきませんね。採決取ってくださいよ。そのいとまがないじゃないですか。わあっと言って終わったでしょう。われわれは反対なんですよね。採決もしないで、進行して、それはないでしょう。そのいとまがないじゃないですか」と呼ぶ者あり）いまの件につきましては終わりましたので、御了解願いたいと思います。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　議案の第一一二号、日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更についての審査報告をいたします。

本議案につきましては、神明上の区画整理における事業計画の変更、特に資金計画の変更でございます。これに対する東京都新都市建設公社との契約の一部変更についてでございます。提案理由のとおり、当委員会は全会一致、原案どおり可決いた

しました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一三号、日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一四号、農業共済無事戻金の交付の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　続きまして議案第一一四号、農業共済無事戻金の交付についての審査報告をいたします。

これは先ほど農業共済特別会計の中で申し上げたとおり、水稲と麦につきまする無事戻金の交付の件でございます。提案にございますような経過でございます。慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一四号、農業共済無事戻金の交付の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一五号、市道路線の廃止の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　議案第一一五号、市道路線の廃止についての報告をいたします。

この道路は、天神一号線、天神二号線でございます。これは平山三丁目四－一四に係るものでございます。現況は廃滅し、すでに公共の用に供されていません。よって当委員会は慎重審査の結果、全会一致原案可決であります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一五号、市道路線の廃止の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一六号、市道路線の認定の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　議案第一一六号、市道路線の認定についての審査報告をいたします。

この市道認定でございますが、長銀一号線、要するに長銀住宅と称されるところの高幡の後側の方でございます。これはもうすでに前から道路として使用されておりましたが、今回手続が終わりまして、認定してくれと、こういうことでございます。

当委員会は現地調査をいたしました。

それから石田二十一号線、石田二十二号線、これもそうでございます。

それから程久保八号線、これはいま程久保川に架橋を工事をしております。これのために道路が広がって、初めて公道として寄付されて認定されるわけでございます。

それから松山二号線でございますが、これは日野台の五丁目の中央を通っております道路でございます。これは戦後、要するに道路として日野市でほとんど認めていたわけでございます。そして、市で舗装したりいろいろなU字溝を入れたりしております。しかし、何か個人の所有になっておるようでございますが、今後いろいろ問題もございますので、この際、市道として認定をした方がよいだろうということで認定をするわけでございます。以上いずれの路線も現地調査の結果、全会一致、原案どおり可決いたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一六号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時十七分休憩

午後六時十九分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第五六－三六号、国鉄運賃値上げ反対に対する陳情、請願第五六－三七号、土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（本間　久君）　それでは請願五六－三六号でございます国鉄運賃値上げ反対に対する陳情の件に関しまして報告いたします。この陳情に関しましては、国民の交通を確立する三多摩会議議長　石野　昇さん外一名の方から出された陳情でございまして、この件に関しまして慎重審議を過日の総務委員会で行った結果、全会一致で可決をされたわけであります。

同じく請願五六－三七号、土地価格の評価替えによる固定資産税の増税を中止する陳情、この陳情につきましては、八王子青色申告会会長小沢治郎さんから出されたものでありますが、これも総務委員会で慎重審議をした結果、全会一致をもちまして、この陳情を採択と決定いたしました。以上報告します。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－三六号、国鉄運賃値上げ反対に対する陳情、請願第五六－三七号、土地価格の評価替えによる固定資産税の

増税を中止する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五六－二四号、中学校区変更に関する請願、請願第五六－四〇号、第三中学校過密化の解消と教育施設の充実を願う請願、請願第五六－四一号、三中を母体とする新設中学校建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。請願五六－二四号、中学校区変更に関する請願ですが、東豊田一－二二の井口百代さん外五百四十九名の方から出された請願です。いずみ地区の一部の中学校区のことで、通学区が第二中学校へ通っているので、ぜひ七生中学校へ通わせていただきたいということで、二中の通学路としては、環境や交通安全の面でも問題があり、また放課後のクラブ活動後の下校にも問題が生じるので、自由にクラブ活動ができない。またくるみ団地はすでに七生中学校にあるということで、第二中学校から七生中学校への通学区の変更です。このことにつきましては、教育委員会と文教委員会とともに現地を調査してまいりました。その中での審議では、教育委員会といたしましては、通学区については、いま全体的な見通しの時期にきており、一つ認めると連鎖的に次々と出てくることも考えられる。またいずみ地区の学区の変更は、隣接の第一自治会の動きにも影響してくるので、いま自治会の役員と役員会の中で話し合ったが、役員会としては、いますぐに七生中学校に入りたいという意思はないという、こういう説明がございまして、委員の中では現地調査をした中では、現状に見合った、生徒が指定されてる通学路を歩いてないという点や、また、この請願の内容では、いずみ自治会で全員の賛成を得ているということや、また学区の変更は慎重にすべきだが、今後出てきた場合にはケース・バイ・ケースで検討していった方がいいのではないかということで、全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

次に請願五六－四〇号、第三中学校過密化の解消と教育施設の充実を願う請願です。これは高幡台団地の四〇－五〇二の松村和子さん外六百六十三名の方から出された請願です。第三中学校が非常に過密になり、千名を超える中学校となっているということから、ぜひ第三中学校を母体とする新設校の建設、二つ目には給食の早期実現、三つ目には体育施設の充実、四つ目にはナイター設備の設置、この点についての請願内容です。審

議の結果、企画財政の中で新しい第九番目の中学校の建設をいま検討中であるということなど出されまして、この四〇号につきましては、第三中学校はいまお話ししたとおりですが、二番目の給食の点でも早期に実施していく、三番目は、ことし中に、あるいは来年度中に卓球台を一台入れる予定があるということ、四番目には、三沢中学校でいまナイターの設備の検討をされておりますが、三中も全体計画の中で検討していくということが報告されまして、全会一致採択といたしました。よろしくお願いを申し上げます。

次に五六－四一号、三中を母体とする新設中学校建設に関する請願です。これは程久保六五〇－二九－四〇一、関　不二子さん外六千五百十九名から出された請願でございまして、四〇号と同じ内容でございますので、このことにつきましては、長年三中で運動を進めておりましたが、さらに各小学校のＰＴＡ挙げて三中を母体校とする新設中学校を一日も早く建てていただきたいということで、四〇号に報告したとおり、教育委員会としても検討しているということが報告されまして、全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は採択であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－二四号、中学校区変更に関する請願、請願第五六－四〇号、第三中学校過密化の解消と教育施設の充実を願う請願、請願第五六－四一号、三中を母体とする新設中学校建設に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五六－四二号、日野市不用品交換所継続設置に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは請願第五六－四二号、日野市不用品交換所継続設置に関する請願につきまして審査報告を申し上げます。本請願は、日野市平山、石毛あけみさん外六百六十六名から提出されたものでございまして、過去四年間運営されておりまして、テレビ等で全国的に紹介されましたこともありまして、利用者も年々増加されております。この時点で十二月末日までに市が場所を明け渡すよう通知されたことでありまして、速やかに市立の交換所を地域を考えて二カ所以上設置してもらいたいことと、設置後の運営につきまし

ては、家具などの大きなもの、あるいはまた重量物等の搬入搬出につきましては、市で便宜を図っていただきたい、このような趣旨の請願でございまして、なお、不用品交換所を消滅させることなく、市の責任で継続していただきたい、こういうような内容の請願でございます。理事者側といたしましても、機能を残したいとの意向もございまして、委員会といたしまして審査の結果、本案を採択いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－四二号、日野市不用品交換所継続設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

都市整備産業建設委員会の請願審査報告の前に、請願第五六－三八号、市内の町名変更の疑義に関する陳情の代表者に変更がありましたので、事務局より報告させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（平　俊男君）　ただいまの陳情代表者の変更届につきまして、事務局より御報告申し上げます。

昭和五十六年十二月一日付にて提出のございました請願第五六－三八号、市内の町名変更の疑義に関する陳情の代表者につきまして、次のとおり変更いたしたい旨の届け出がありましたので御報告申し上げます。変更前の陳情代表者、住所、日野市日野二四一七番地、氏名、松本　保でございます。変更後の陳情代表者、住所、日野市日野二四四六番地、氏名、森久保和伸。なお変更届け出の年月日は五十六年十二月九日でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより請願第五六－二七号、通行規制等設定に関する請願、請願第五六－三一号、豊田駅南口下排水路設置に関する請願、請願第五六－三三号、日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願、請願第五六－四五号、日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会関係の請願の審査報告を申し上げます。

請願第五六－二七号、通行規制等設定に関する請願でございます。これは下田自治会長の川久保高男さん外の方々から出された請願でございます。この件につきまして現地調査をいたしました結果、当委員会では、地域の住民と警察等関係機関とよく話し合った上、打ち合わせて、それで規制を実施するようにと、こういうことで、全会一致採択と決しました。よろしくお願いをいたします。

続きまして請願第五六－三一号、豊田駅南口下排水路設置に関する請願でございますが、これは豊田の三－三一－三、古代高義さん外の方々から出された請願でございます。この方も現地調査の結果、この地域は、非常に排水が悪いので、何とかしてやらなきゃならないという皆さんの御意見でございます。そしてこの地域は、御案内のとおり、今後区画整理を進めていく場所である。そういう意味で、今後区画整理の中でやると、こういうことで趣旨採択でございます。ただし、住民にはすぐできるように思わせないようにしていただきたいと、こういうことで、これも全会一致採択と決しました。よろしくお願いをいたします。

続きまして請願の五六－三三号、日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願でございます。これは西奥原自治会長の久保仁四郎さん外の方々から出されたものでございます。この請願につきましては、先ほどの認定議案の中で認定いたしました松山二号線のことでございます。この請願の要旨が、やはり市道として認定してほしいということでございますので、この方も全会一致採択といたしました。よろしくお願いをいたします。

続きまして請願の五六－四五号、日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める陳情でございます。これは日野市南平九－一七－一一、金辺順炳さん外の方々から出されたものでございます。この件につきましても、去る六月の議会で同様な趣旨の意見書等を議会でも採択をいたしまして、そして各方面に送付されております。そういう意味で、この陳情も全会一致採択と決しました。そしておくれましたが、後ほどお手元に配付されるような意見書を提出したいと思います。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は、採択であります。本四件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－二七号、通行規制等設定に関する請願、請願第五六－三一号、豊田駅南口下排水路設置に関する請願、請願第五六－三三号、日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願、請願第五六－四五号、日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五四－三〇号、韓国の自主的平和統一に関する請願、請願第五六－三二号、郵便貯金問題に関する陳情、請願第五六－三九号、韓半島自主統一への南北最高責任者相互訪問実現支持決議陳情、請願第五六－四四号、朝鮮の自主的平和統一のための高麗民主連邦共和国創立方案の支持決議に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本四件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五五－二三号、南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願、請願第五五－二八号、（ソフトボール）運動場増設に関する請願（三項）、請願第五六－二二号、図書館分室新設に関する請願、請願第五六－四三号、東光寺の河川敷に野球場を設置に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本四件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五五－七号、日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）、請願第五五－二〇号、違法開発行為についての請願、請願第五五－三一号、日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願、請願第五五－

三三号、公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願、請願第五五－三五号、グリーンボックスに関する請願、請願第五六－一四号、日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願、請願第五六－一六号、給水本管の口径変更に関する請願、請願第五六－二三号、地区センター早期建設を願う請願、請願第五六－二八号、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願、請願第五六－三四号、老人保健法案の反対に関する請願、請願第五六－三五号、ガソリンスタンド建設に反対し、建設の許可の取り消しを求める陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本十一件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三－五八号、流域下水道事業建設計画に反対する請願、請願第五四－三号、用途地域線引き見直しに関する陳情、請願第五四－五号、家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願、請願第五四－三四号、一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願、請願第五四－四六号、一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情、請願第五五－一二号、住宅環境保全に関する請願、請願第五五－二四号、「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願、請願第五五－三〇号、用水の架橋反対に関する陳情、請願第五六－二〇号、「程久保六六二番地地域山林緑地保存」に関する陳情、請願第五六－三八号、市内の町名変更の疑義に関する陳情の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本十件については、都市整備産業建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。都市整備産業建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって都市整備産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五五－二九号、みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、都市整備産業建設委員長より報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　請願の取り下げの審査報告をいたします。このみなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願でございますが、これは請願代表者の南平二－七－二四、小沢洋一さんから取り下げてほしい、という旨の申し出がありました。これは、この請願の趣旨につきましては、都市計画課、また東信不動産等と話し合った結果、要望どおりに解決いたしましたので取り下げると、こういうことでございます。委員会でも取り下げを認めましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、請願第五五－二九号、みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願の件については、取り下げることに決定いたしました。

これより日程第五五、特別委員会審査中間報告の件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関して中間報告をしたい旨、申し出がありましたので、委員長の発言を許可します。

〔下水道対策特別委員長登壇〕

○下水道対策特別委員長（板垣正男君）　下水道対策特別委員会のこれまでの調査研究について御報告をいたします。

下水道委員会では、市の公共下水道計画、並びに流域下水道計画、それに加えまして、都市下水路の建設問題について鋭意調査研究を進めてまいりました。この間、東京都の事業の促進、日野市の下水道事業に対する取り組みも進んでまいりまして、事業の特徴的な進展が幾つか見られるわけであります。一つは多摩川右岸、浅川流域下水道計画の事業も都市計画決定に続きまして、今年度事業決定を見るべく申請が行われ、年度内に決定される見通しになってまいりました。日野市は、御承知のように地域を三ヵ所に分けまして、下水道の終末処理場が利用されるわけでありますが、一つは来年度からいよいよ事業化が始まってまいります南多摩処理区域、先ほど申し上げましたように、浅川流域下水道への放流、もう一つの地域は、秋川系統、

八王子処理場への放流というふうになっているわけでありますが、これまで市側から説明がありましたように、南多摩処理区域の利用については、いよいよ来年度から事業化が始まる、という段階にまで進んでまいりました。これまでおくれておりました秋川流域の下水道計画につきましては、十月三十日、東京都の都市計画審議会におきまして、計画決定がなされております。ほぼ時期を同じくして計画決定、事業決定の見通しなども進んでまいりまして、来年度からいよいよ具体的に、日野市内における市の公共下水道事業が開始されるまでに至ったわけであります。こういう経過などを経まして、委員会でもさまざまな角度から調査研究を行ってまいりました。そして市側のこうした計画を確認を行ってまいったわけであります。なお、浅川流域下水道計画の処理場用地につきましては、現在、東京都が中心となりまして、地権者と話し合いを進めているところであります。

もう一つ委員会の主要な調査活動の一つであります都市下水路の建設があるわけでありますが、これにつきましては、ことし二回の現地調査を行いました。一つは多摩川第二排水区、日野駅前の工事現場を調査いたしました。もう一ヵ所は、黒川都市下水路の樋門の完成に伴いまして、樋門の調査研究を進めてまいりました。この間、市は南平の地域、平山の地域、西平山、多摩平、日野駅周辺、そして神明上地区外対象地域の水害解消を行うべく、都市下水路の建設を下水道事業計画の一環としてはありますけれど、先行的に事業を進めてまいってきたところであります。これらの建設が進む中で、市内の水害地域も徐々に解消されてまいりまして、一層住みよい環境がつくられつつあるという点も確認されてまいりました。

なお今後、下水道事業計画には、多くの努力とそして資金と、また市側の人員の投入も含めて努力が継続されていかなければならないわけでございます。関係する地権者との十二分なる話し合いを進め、事業が予定どおり円滑に進むことを、委員会としても確認を行ってきたところであります。

以上、下水道委員会における調査研究の結果、なお議会としても、市側の事業推進のために一端を担わなければならないわけでございますので、委員会としても、市側に特段の努力を要請を行ったところであります。以上をもちまして下水道対策特別委員会の報告といたします。よろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関して中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の発言を許可します。

〔高幡踏切対策特別委員長登壇〕

○高幡踏切対策特別委員長（市川資信君）　高幡踏切対策特別委員会の現在までの調査研究の報告をさせていただきます。

日野市議会の高い見識のもとに、昭和五十五年三月議会において高幡踏切対策特別委員会を設置されたわけでございます。早速、昭和五十六年の当初予算におきまして、調査費四千五百万円を計上され、本年十月末をもってA調査の終了を見たわけでございます。A調査終了までの概況を、おおむね申し上げますと、本来二・二・十一の立体化促進を図ったわけでありますけれども、東京都としては、周辺地域の開発とあわせ工事を進めたいとの要請があり、この付近一帯の区画整理事業と並行して事業を遂行すると相なったわけでございます。そして区画整理事業のまず目的は、歩くことが楽しい町づくり、イとして健康で快適な生活が営める環境のよい町、ロ、郷土の文化財や自然に親しめる、散策する楽しみがある町、ハが、便利で安全に楽しいショッピングができる町、ニが日常サービス施設まで徒歩で安全に利用できる町、さらに㈠として、京王線との立体化を図る、このようになっております。

計画概要は、面積三十九ヘクタール、計画人口ヘクタール当たり百人——現在は六十五人でございます。大きく三として、都市計画の施設は、まず新設として駅前広場、南側四千五百平米、北側二千五百平米、都市計画道路、南側が十六メーターの百四十メーター、北側が十六メートルの長さ二百六十メーター、この中においてロとして変更が、二・二・十一の幅員が十六メートルから一部二十八・五メートルに変更、同じく二・二・十一の十六メートルが一部十八メートルに変更、さらに平均減歩率が約二六・五から二七%となっております。概算事業費は八十五億円、十二月の十一日と十二日に七生農協におきまして、全権利者を集めまして、説明会を開催したわけでございます。全権利者は四百五十名、その二日間の出席者は百六十名となっております。この後直ちにB調査に入り、いわゆる測量等を測って、この事業の推進を速やかに行われることを、この調査委員会では強い要請をしてあります。またこの委員会におきまして、各委員より活発な意見をいただいたわけでございますが、その幾つかを申し上げますと、一つ、北口の開設、二、南北の通路の確保、三番、自転車置き場の確保、四番、南にも公園の設置を、五として京王電鉄にもこの区画整理に積極的に協力するよう要請する、というような意見がございました。

以上をもちまして、高幡踏切対策特別委員会は、この事業の遂行が速やかに、またこの計画概要のごとく完成することを強く要請して、中間の報告にかえさせていただきます。失礼しました。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関して中間報告したい旨申し出がありましたので、委員長の発言を許可します。

〔農林水産省跡地利用対策特別委員長登壇〕

○農林水産省跡地利用対策特別委員長（川嶋　博君）

農林水産省跡地利用対策特別委員会の調査研究の報告をいたします。

まず委員会の構成を言わせていただきます。古賀委員、藤林委員、板垣委員、大越委員、佐々木委員、そして副委員長の米沢委員でございます。

去る特別委員会で、計画決定が発表されたその内容につきましては、日野桑園九・五ヘクタールのうち、南半分は公園用地として利用する、北半分のうち、一部は小学校用地として利用し、残りの部分については、本地域における望ましい都市像が決まるまで、利用計画の決定を留保するということが発表されております。その後、学校用地といたしまして、〇・七ヘクタールの土地を一・一九ヘクタールまで拡張することが計画では決まっております。

さらに第二桑園におきましては、一・五ヘクタールのうち、流域下水道用地としてすでに計画が決まっております。

第三桑園の神明上の土地につきましては、幼稚園用地として、これもまた決定をしております。また淡水区の三・一九ヘクタールのうち、小中学校の用地として市の計画の段階ですでに決定をしております。その後、委員会といたしましては、本年八月十九日には、春日部市に跡地利用対策の調査研究に参り、十分なる調査研究をしてまいりました。また担当部署におきましては、積極的に調査研究し、また来年の十月には、地方審議会もすでに計画をしております。また森田市長におきましては、十四万市民のために、さらに積極的に、早期跡地を解決するように努力することを委員会といたしまして要望し、中間報告といたします。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関して、中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の発言を許可します。

〔市民会館建設対策特別委員長登壇〕

○市民会館建設対策特別委員長（黒川重憲君）

市民会館建設対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。

当委員会は、五十五年三月に設置以来、相模原、厚木両市の現地視察を含めまして、大変密度の濃い委員会を開催してまいりました。種々、調査検討を重ねてまいりました。特に委員会での検討事項は、建設資金、建設時期そして予定地、施設の内容、あるいは駐車場等の問題でございました。去る九月議会に、六百四十八万補正計上されました基本設計及び日照図の作成は、五十七年三月までに完了との報告でございます。庁舎隣、南側駐車場を建設予定地に、総工費約二十五億を予定いたしております。座席数は、最大千二百席、会議室等を含めた複合的な文化交流施設になるよう計画中でございます。日野市民が長い間待ち望んだ市民文化会館、五十八年度着工を目途に、この市民

の多大な期待、要望にこたえるべく、つくられんことを願いまして、大変簡単ではございますが、委員会の報告にかえさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　以上をもって中間報告を終わります。

次に日程第五六、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五七、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長より、ごみ問題対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五八、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五九、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続

審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六〇、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五六－四六号、甲ぶた設置に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりであります。

お諮りいたします。請願第五六－四六号、甲ぶた設置に関する請願の件については都市整備産業建設委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第一一七号、日野市教育委員会委員の任命を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　日野市教育委員会委員の任命について提案をいたします。本議案は日野市教育委員会委員の任期が昭和五十七年一月九日付をもって満了となりますので、新たに委員を任命するための、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

恐縮でございますが、議案の用紙に上の段から、住所、日野市日野五六一九番地の一、氏名、肥後和夫、生年月日、大正九年八月十五日と御記入をお願いいたします。よろしく御承認いただきますようにお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　全協のときに資料をお願いしておいたのですが、この資料によりますと、肥後委員は、昭和五十二年一月から五十六年十一月まで委員会が四十七回開催されておりますが、そのうち十二回欠席されております。これは二五％欠席したことになりますが、教育委員会は小人数でありますので、一人欠席されても五分の一の人数が減るわけでございますが、学校教育行政の重大性にかんがみ、お忙しいと思いますが、今後、御出席に御努力されることを要望いたします。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一七号、日野市教育委員会委員の任命の件は原案のとおり同意されました。

これより議案第一二〇号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一二〇号につきまして提案の理由を申し上げます。本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条件の一部を改正するものであります。これは、昭和五十六年度人事院勧告及び東京都人事委員会勧告がなされた中で、職員組合の要求に基づき、財政状況、各市の給与改定状況等を勘案し、職員組合と交渉した結果、合意を見ましたので改正するものであります。なお、実施時期につきましては、昭和五十六年四月一日にしたいと存じます。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の一二〇号について御説明を申し上げます。

ただいま市長より提案理由の説明がございましたような状態の中での、要するに人事院勧告とか、あるいは組合との交渉という中での提案でございます。まず七条の三項でございますけれども、扶養手当の改正でございます。配偶者及び配偶者のいない欠配第一子についての扶養家族を改める、一万一千円のものを千円上げまして一万二千円にする。それから八条の二の二項でございますけれども、これは調整手当の改正でございます。従来百分の八であるものを百分の九に改める、こういうものでございます。この二つにつきましても、人事院勧告の線に沿う

たところの改正でございます。

それから別表の第一、これにつきましては職員の、行政職の給料表でございます。これにつきましては、給料そのものは四・五四%の引き上げでございますけれども、いま説明申し上げました扶養手当、調整手当等の改正、及びこれらのはね返りを算入しますと、五・一八%の改正となるわけでございます。東京都の勧告以内の改正ということになるわけでございます。それで四・五四%は八千九百九十二円でございまして、五・一八%は一万二千二百円の引き上げと相なるわけでございます。

それから別表の二でございますけれども、これは十一人の市立病院のお医者さんのものでございます。東京都の医療職の号俸に合わせて二等級と三等級に合わせて上げ幅を少し上げたということと、人材確保を図っての改正でございまして、この方は四・八六%の引き上げになっております。金額でいきますと、一般職よりも倍近い引き上げでございまして、一万五千百九十一円の引き上げになるわけでございます。

それから別表の第三の三十三の要するに特殊勤務手当の中での改正でございますけれども、年末年始手当の改正ということで、四千五百円を五千円にしたい。これにつきましては、十二月の二十九日、三十日、それから一月の二日、三日、こういう年末年始でございます。それから従来五千五百円のものを六千円にするというものにつきましては、大みそかと元旦の年末年始に出勤した、職員に対する手当でございます。

付則へまいりまして、五十六年の四月にさかのぼって実施させてほしい、こういう施行期日でございます。それから給与の内払いということで、改正後の条例の定めに基づく給与の内払いと、いままで支払ったものについては内払いとみなして精算する、こういう内容のものでございます。

それから新旧対照表、それから号俸等がございます。それを説明しますところの付表が、二つございますけれども、先ほど御説明申し上げたとおりの人事院勧告に基づくものでございますし、それから地方公務員の給与の適正化という行革法案の中での方向づけもございますので、初任給の抑制とか、あるいは全体についてのラスパイレスの抑制というもの等の考慮を図った中で、二十六市の中での市長会の指導、あるいは助役会での協議を経まして、このような処置をしたわけでございますので、何分の御理解を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　官民格差ということがよく言われておりますが、さらにそれを押し上げるものに、特殊勤務手当と呼ばれるいわゆるお手盛りといいますか、そういう手当があるわけです。日野市の例規集を見ますと、職員が特殊の勤務に従事する場合、特殊勤務手当を支給する、というふうになっております対象を見ますと、日野市の場合三十三あるわけです。幾つか納得できるものもありますが、たとえば、公金取り扱い手当、税務手当、それから保育手当、それからもう一つ、動く窓口車の乗務手当、というようなものも含まれております。お金を扱うのは銀行の銀行員がやってることですし、公金を扱うことがどういうことで特殊になるのか、それから動く窓口車というのも大変な仕事かもわかりませんけれども、どこにそうした、いわゆる危険あるいは不快、不健康、そういうものを対象にされる特殊勤務手当という趣旨に該当するのか。それからまた保母さんというのも大変な仕事だと思うんですが、子供さんの相手をし、お預りした、保育に欠ける方のお世話をすることが、また逆にそういう手当の対象になるのかということを、若干疑問に思います。そこまで拡大していきますと、満員電車に揺られてくる人にも何か手当を支給せざるを得ないんじゃないかと思うんです。どこが不快なのか、危険なのか、いま挙げました点について説明を求めたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　御指摘のように、日野市の特殊勤務手当といいますのは、三十三種目ございます。その中での疑義を御指摘されたわけでございます。長い習慣によるもの等もございまして、それらの変遷の中から、御指摘を受けるようなもの等も出てきておるわけでございますけれども、まず一点、公金の取り扱い手当といいますのは、非常に長い一つの時日の中で、手当制度ができているという面があろうかと思いますけれども、この税務関係の滞納整理とか、あるいは税務調査手当とか、こういうものがございます。これらにつきましては、やはりはっきり東京都のあるいは自治省の、要するに指導等によりまして、都道府県税の賦課徴収の事務については、特殊勤務手当的な考慮を払えというふうなもの等もございます。国家公務員におきましては、税務職については特別な、要するに高い給料表を、税務職の給料表を当てはめておるわけでございます。都道府県だとか市の場合におきましては、そういうふうな考慮が払われておらない、という点もございまして、特殊勤務的な考慮を払いなさい、こういうこと等とか、あるいは福祉事務所について、あるいは市立病院だとか伝染病だとか、いろいろ指導がございまして、それらの中からこの三十三の手当が、日野市の場合には、市立病院が特別にございますので、多少多い面もあるわけでございますけれども、そういう指導の中から生まれてきておるわけでございます。

それから保育の保母でございます。これにつきましては、やはり保育の保母についても、事務職と同じような給料表を当てはめておるというふうな取り扱いの中から、普通でしたら保育保母については、また別な給料表というものが、要するに専門

職別に編成されまして当てはめるということになりますと、特殊勤務手当というものの必要性はなくなるわけでございますけれども、日野市は大体事務職全体について、保育園も幼稚園も同じような俸給表を使っておるものでございますので、このような考慮が払われている、という一面が出ておるわけでございます。

それから動く窓口車でございます。これにつきましては、単に自動車に乗っかりまして、市内一円の動く窓口のそれぞれの駐車ポイントがございます。を回って歩いて、市民の用を足すということではなしに、中の事務を詳細に調べてみますと、大変な事務量の受け付けをしておるわけでございます。収納額にしますと、多いときは三百万、普通の日でも百万平均ぐらいの収納をしておるわけでございます。多いときは、三百万のときは百九十四件の税務額の受け付け、そのほかにいろんな事務的な受け付けもしておりまして、日に大体、年間二百九十四日出動するわけでございますけれども、事務の密度が非常に高い、こういうことですね。要するに一般の窓口に比べて何倍もの事務の密度が高いという面等もありまして、こういう考慮が払われておるわけでございます。御指摘の点もいろいろございます。これらについては、先ほど申し上げました地方公務員の給与の適正化という方向づけの中で、やはり全般的な見直し等の考慮も今後の課題になるんではないだろうか、このように先々の問題としては考えておるわけでございますけれども、長い習慣等で積み上げた公金取り扱い手当等については、全体的なところで考えていかなきゃならん、そう考えているわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　適法に支給されている給与であっても、それが果たして適切であるかということが問題であると思うのです。その職務が本来、その職場でなされるべきものに、特殊勤務という形で、多くの自治体で、いわゆる砂糖をまぶすといいますか、さらに格上げのそういう措置をとられたということが目立ったために、自治省は昭和五十五年に地方公務員の給与の適正化というものを出しております。その中で、特殊勤務手当は著しく危険、不快、不健康な勤務に支給されるものであるという、自治省から、自治省の通達かもわかりませんが、そういうものが出ております。五十五年に出されておりますが、その後日野市の方で何かそれを受けて検討されたというような経緯があるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　職員の方からは、やはり特殊勤務手当の、要するに手当制度を設定してほしいというふうな要望等も、年間の中には何件かございます。それで自治省の指導とか、先ほど申し上げました行革法案の中での地方公務員の給与の見直し、ということ等も含まれておりますので、新

しい、新設ということについては手控え、従来の制度につきましても、見直していきたいというふうな考え方で、抑制を図っておるわけでございます。現実としては、その程度の対応でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　ほかの自治体も、総じてこういう手当を大体、おおむね支給しているんですが、たとえば昭島市では、従来たくさんあったんだそうですが、特殊勤務手当は、伝染病防疫作業、それからもう一つ行路病人死亡人取り扱い、三番目、災害出動のわずか三種類に限定をしております。日野市は三十三、八王子、立川は多いんですが、昭島では三、それから町田は多くて四十二、小金井十九、小平十八、東村山十四、田無十七、国立十八、こういうものから見ますと、日野市はやはり手当の数が多いんじゃないかと思うのです。こういうよその市町村と一緒にやってれば、みんなでやればこわくないということかもわかりませんが、市長も、こういう他の市町村の実情、昭島の例なんかを、三つにしぼったという、そういう行政の一つの適正化、改革をやってるわけですが、どうお思いになりますか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　給与の特別手当ということは、これまで組合交渉との慣行の中で、多少積み上げられた面がなきにしもあらずというふうに思っております。しかしながら、お互いに甘えのないように、厳しく戒めるべきまた一面も絶えず伴っていなければならない、このように考えております。それから比較でございますが、一口には言えないかもしれませんが、昭島の場合には、病院がないというようなことも一つの例にはなるかもしれませんけれども、ひとつ十分参考にさせていただきたい、こういうように思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　報酬の改定について一言意見を申し上げたいと思います。今回の自治省からのいろいろの公示等にございますとおり、日野も、非常に高いという仲間に入ってるわけでございます。そういう通達が出たやさきに改定、

こういうことでございます。ここいらにおいても、市民感情としていろいろと問題があると思うわけでございます。そしてさらに、私の申し上げたいのは、ただ給料を上げるということに問題があるんではなくて、やはり給料を多く取るには、やはり取るように、職員がちゃんと、一生懸命に努力してやっていただくように、理事者側で指導しなければならないと思うわけでございます。いろいろと住民側から苦情がくるのは、やはり受付の応対が悪いとか、それからまた十二時前に食堂に行ってしまったり、何回議会で言っても直らない。また五時の退庁ベルが鳴ると同時に飛び出しています。早過ぎる。もう四時半ごろから支度して、帰ることしか考えていない、こういうことは一般市民によくわかってるわけです。それからまた法律で決められております違法ストを、この秋にも何回も行っておりますね。こういう指導が理事者からはっきりとなされていないわけです。こういうことに、市民は抵抗するわけです。どうかひとつ、この際に、値上げということで、えりを正して、理事者側はしっかりと、こういう職員の綱紀を正していただきたいことを要望しておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　市の職員の給与に関して一言意見を述べておきたいと思います。

もちろん市の職員の給与が、もし不必要に高いという部分があれば、これは大胆にただすべきだ、という点については、私もそのように考えるものであります。しかし、いまの公務員の給与体系というものは、それが民間の労働者の給与体系を決める一つの基準になっております。また、生活保護の基準を決める、そういうものにもなっております。ですから、いたずらに、公務員の給与が高い高いというふうに非難するというようなことは、私は勤労国民の給与水準、あるいはひいては購買力、こういうものに対して、悪い影響を与えるものだ、というふうに思います。そういう点で、市民から、もし、市の職員の給与が高いというような非難があった際に、市側がどうするかということについて、私は二点だけ問題提起して、意見とさせていただきたいと思います。

その一つは、いまも若干奥住議員の方からも似通った点がありましたけれども、私はそういうことじゃなくて、もっと清潔な行政をさらに追求していく、それから市民サービスをもっと正しい意味で徹底していく、それから福祉の予算のところでも触れましたけれど、市民参加ということを、もっと市の職員が活発にできるような態勢に持っていく、こういうことが必要だと思います。そういうふうにして、市長以下全職員が市民の中で、市民の要求をよくつかんで、それを行政に反映させていく、ということをするならば、いたずらな非難というものは起こってこない、というふうに思うわけです。もし非難したり批判し

ようということになれば、やはりいまの政府の高級官僚とか、天下り制度とか、こういうもっと大きな、国民生活とは無縁なところに問題がある、というふうに私は思いますので、そういう点を市民も知っていけば、私はいたずらな意味での非難は来ないんではないか、と思います。ですから市長や助役の答弁でも、何か団交で、粘って粘って低い賃金に引き下げるよう努力するかのごとく印象を与えるような、議会に対する答弁が、まま見受けられますけれども、私はそういう方向で解決はできない、というふうに思うわけです。

第二点は、市の職員の能力発揮についての進め方について、一つ要望したいと思います。それは全国市町村では、各地でいま実現しているところも多くなっておる問題でございます。要するに、職員参加を正しく行っていくことだ、というふうに思います。いま政府から地方自治体に対して、いろんな、いわゆる締めつけというものがきております。そういう中でいたずらに、そういう政府の地方自治体の行政、財政の権限を縮める方向で、職員を導いていくのではなく、そういう現状の中でも、部ごとあるいは課ごとの職員参加による会議とか、研修とか、そういうものを活発に行っていく、そして、そういう中で市の職員の能力を大いにくみ上げていく、こういうことが必要だと思います。そして市長と部長、課長、係長、職員というものが、正しい意味で民主的に団結して、日野の行政を進めているんだということが、一般市民にもわかるように持っていく、こういうことをしていただきたい。以上の、大きく分けまして二点の問題を、私は市当局が努力していけば、マスコミが指摘したり、一般の市民がよく知らなくて高い高いという、こういうことに対して、問題を正しく解決していくことになると思いますのでひとつ要望を意見としておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　先ほど、いま発言なさいました議員が、午前中に、この給与の改定に関しまして、日本の勤労者の所得が低い、というような発言がありました。私は、冷静に数字を見れば、決してそのようなことはないと思うのです。日本の勤労者世帯の年間収入は、七六年で三百七万近くがある、ということが統計で出ております。世界で裕福な国といわれるアメリカにして、その額を現に下回っているわけです。まして社会主義国、共産主義国においては、これに遠く及びません。仮に、日本の勤労者の給与が低いとすれば、一体どこの国に比べて低いのか、私は不思議に思うのです。先般の指摘が誤りであったことを、私の意見として申し上げておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり

決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一二〇号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一二一号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第六号）、議案第一二二号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）、議案第一二三号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）、議案第一二四号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第五号）、議案第一二五号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一二六号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第四号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第一二一号から議案第一二六号までの六件を、一括提案理由を申し上げます。

まず議案第一二一号についての提案理由を申し上げます。本議案は、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第六号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ六千四百四十九万六千円を追加し、歳入歳出の予算総額を、二百十七億百三十三万とするものであります。

次に議案第一二二号についての提案理由を申し上げます。本議案は、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第五号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ百八十万六千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二十三億一千七百二十二万一千円とするものであります。

次に議案第一二三号についての提案理由を申し上げます。本議案は、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第五号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ七十八万一千円を追加し、歳入歳出の予算総額を十一億八百六十一万八千円とするものであります。

次に議案第一二四号についての提案理由を申し上げます。本議案は、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第五号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ百五万一千円を追加し、歳入歳出の予算総額を十三億二千八百六十七万三千円とするものであります。

議案第一二五号についての提案理由を申し上げます。本議案は、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第三

号であります。補正額は歳入歳出それぞれ九百九十一万六千円を追加し、歳入歳出の予算総額を九億五千七百五十七万四千円とするものであります。

議案第一二六号についての提案理由を申し上げます。本議案は、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第四号であります。補正額は、収益的収入及び支出それぞれ十六万六千円を追加し、収益的収入及び支出の予定額を二千五十万四千円とするものであります。

それぞれの議案について、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それではただいまの提案されました議案につきまして御説明申し上げます。

議案一二一号から一二六号まで、補正の理由といたしましては、先ほど御審議いただきました議案一二〇号、給与の改定に伴う補正でございます。期末勤勉手当分〇・二五ヵ月分の増、それと給与改定一・五四％分、その他扶養家族等の改正に伴うものを計上いたしました。全会計で一般財源として一億八千七百二万一千円を計上してございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本六件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本六件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一二一号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第六号）、議案第一二二号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）、議案第一二三号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）、議案第一二四号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第五号）、議案第一二五号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一二六号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第四号）の件

は、原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。
午後七時四十分休憩
午後八時三十二分再開
○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
議員提出議案第二七号、電気災害防止に関する意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。大柄　保君。
○七番（大柄　保君）　お手元にお配りをしてございますけれども、電気災害防止に関する意見書ということを皆さん方の御賛同をいただきたい。提案理由につきましては、お手元の文面を御参照くださいますように、お願いを申し上げます。以上です。
○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二七号、電気災害防止に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。
議員提出議案第二八号、「七十歳老人医療切り捨て、老人医療有料化」に反対し、健康で豊かな老後を保障するための決議の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。
○二十三番（一ノ瀬　隆君）　議員提出議案第二八号、「七十歳老人医療切り捨て、老人医療有料化」に反対し、健康で豊かな老後を保障するための決議でございます。案文はお手元の印刷物のとおりでございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二八号、「七十歳老人医療切り捨て、老人医療有料化」に反対し、健康で豊かな老後を保障するための決議の件は、原案のとおり可決されました。
議員提出議案第二九号、四十人学級の早期実施を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。橋本文子君。
○議長（滝瀬敏朗君）　議員提出議案第二九号、四十人学級の早期実施を求める決議でございます。お手元にお届けしたとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二九号、四十人学級の早期実施を求める決議の件は、原案のとおり可決されました。
議員提出議案第三〇号、運政審答申による住民の足を奪うバス路線廃止反対の意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。本間　久君。
○十二番（本間　久君）　議員提出議案の第三〇号でございますが、運政審答申による住民の足を奪うバス路線廃止反対の意見書でございますけれども、お手元にすでに配付をされておりますとおりの案文でございますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。
○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三〇号、運政審答申による住民の足を奪うバス路線廃止反対の意見書の件は、原案のとおり可決されました。
議員提出議案第三一号、立川基地跡地から伸長する幅員四十メーター道路計画の白紙撤回を求める意見書の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。
○十五番（板垣正男君）　議員提出議案第三一号、立川基地跡地から伸長する幅員四十メーター道路計画の白紙撤回を求める意見書案でございます。この内容につきましては、この案文にも述べられてあるとおりでありますけれど、私たちは最近の情勢の変化の一つといたしまして、立川市区域にかかわるこの道路計画が、都計審で決定された、という情勢の推移があるわけであります。もちろん東京都あるいは建設省も加わっての計画であるだけに、日野市区域にかかわる計画がさらに延びてくる、ということにもなってくる見通しであります。これまで議会でもこの問題で市側の考えや態度を、またこの計画のかかわりなどについても質問を行ってきたのでありますが、問題点とされております関係する日野住民、あるいは市の当局に

全く知らされることなく、計画が進められている点であります。しかも、四十メーター幅という大変広い道路が、基地内の道路から延びてまいりまして、中央高速に高架で、インターチェンジで接続するということであるとか、そのまま計画道路が延びてまいりまして、一・三・一計画道路に接続するというものであります。この道路がつくられてまいりますと、日野市民の利益というのは、一体あるのかどうか、ということについても大変疑問でありますし、立川基地内の自衛隊関係のトラック、その他の重量車両が通過する、ということにもなってくることも十分予想されるわけであります。市内をこうした、いわば軍用道路とも言えるべき道路が、非民主的な作業によって、どんどんどんどん計画が進められる、ということについては、私は反対の立場をとるべきであり、直ちに白紙撤回を行うべきだ、こう強く要求するものであります。議会におきましても、こうした事情を十分理解をいただきまして、全会一致可決を見ることを幾く要望いたしまして、提案理由にかえたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝瀬敏朗君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第三一号、立川基地跡地から伸長する幅員四十メーター道路計画の白紙撤回を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第三二号、国民本位の行政改革を要求する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　国民本位の行政改革を要求する意見書案について、提案理由の説明を申し上げます。案文については、お手元にすでに配付したとおりでありますけれども、若干つけ加えたいと思います。

今日、日野市民と市政を取り巻く情勢は、きわめて厳しいものがあります。御承知のように、自民党鈴木内閣は、第二次臨時行政調査会の答申に基づいて、行政改革をこれから行い、軍事大国化と大企業本位に、国と地方の行財政構造を根本的に変えてしまおう、こういうねらいを持って、事態が進行いたしております。福祉や教育を中心に、中小企業、農業、生活関連公共事業などの切り捨て、地方自治体への補助金や地方交付税の削減、国の負担の肩がわり、公務員の削減、さらには自治体独自の老人医療無料化制度の廃止を初めとする国基準の地方自治体への押しつけ、まさに国民生活全般にわたる攻撃と、地方自治を破壊するという暴挙とも言える内容の計画が進められようとしております。すでに八月末の五十七年度予算概算要求段階でさえ、合計一兆七千億円の国民生活関連支出が、削減をされ

ております。それに加えて、大蔵省はさらに査定で一兆円の追加削減を行おうと、こういう動きになっております。まさに市民生活と市政の危機、と言っても決して過言ではない今日の事態であろうと思います。こうした行政改革に名をかりた軍事優先、国民総がまん路線は、国民とは全く無縁のものであります。断固反対しなければならないと考えております。政府があくまで、国民生活優先の立場から、国民本位の民主的な、そして効率的な行政改革を実施していくよう、強く要求した内容で意見書案がまとめられております。皆さんの良識ある判断で御採択をいただきますよう強く要望して、簡単ですけれども提案理由の説明といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより討論に入ります。原案反対者の発言を求めます。市川資信君。

○二十番（市川資信君）　ただいま提案されました議員提出議案三二号、国民本位の行政改革を要求する意見書、この意見書に対して反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

日本の歴史の中で、行政改革を行ったのは明治維新とマッカーサーだけだと言われております。確かに補助金を切られ、役所の席が減り、ある程度の福祉政策の軽減、また教育もしかりでございますけれども、このような平和時に、国民のいやがる、またいま申したような行政改革をするということを押しつけるということを好む人は、だれ一人としていないのはあたりまえでございます。今回の行政改革は、戦後三十数年たって、わが国の行政がややもすれば、甘えとごね得といった弊害が出てきたり、そういったことで、もっとすっきりした基準をつくって、もっと簡素にして効率的な政府をつくる、あるいは地方自治体をつくる、そして自主独立、自立といった国民の精神を確立しようというところに基本的な概念があるのであります。たとえば昭和四十八年のオイルショックのときに、民間企業が減量経営をし、そして官庁がそのままの状態できた。あるいは国鉄と私鉄との差を見れば、これはだれしも一目瞭然でございます。財政改革についても、あの石油危機の乗り切りに、欧米では増税という路線をとりました。その結果いかがだったでしょうか。失業者はふえ、不況が長引き、高金利となってスタグフレーションになったではございませんか。それにひきかえ、わが国は借金をして、いわゆる公債を発行して、それで公共事業を伸ばし、福祉行政を伸ばし、失業者を救って、今日のいわゆる景気を維持してきたのは、だれしも認めるところでございます。その結果、わが国は世界の優等生となったのであります。しかし、その一方で公債は強大にふくれ上がりました。これを、そのままの状態でもし放置していくということならば、あるいはもしここで、その公債を返すために増税という道をとるならば、一体、日本はまたあの欧米のような、スタグフレーションの道を

歩まざるを得ない、こう思わざるを得ないのでございます。いわゆるこの危険の高いわが国が、これを乗り切るには、国民的課題である、またある意味では、歴史的挑戦でもある、こういう行政改革をここでやはり行わざるを得ない。たとえば、第二次大戦直後のあの悪性インフレーション、あれは戦時公債がもたらした、いわゆる爆発したために、あのような結果になったわけでございます。現在の国の借金が八十二兆円という膨大な公債を抱えております。これをいわゆる、きちっとした管理のもとに運営されておるから、火薬庫の中にきちっとしまわれておるから、爆発しないんでございますけれども、もし、この一端運用を間違ったならば、あの終戦直後の大インフレーションになる道を、大悪性のインフレに発展しない、という保障はどこにもないのであります。そういう意味において、最近行革は皆さんが言うように、総論賛成、各論反対という多くの意見をお聞きするのでございますが、特に福祉、教育、建設等の削減等、心配の声を強く聞きます。この行政改革の内容、仕組み等を克明に説明し、またもっともっときめ細かな数字等挙げなければならないのでございますけれども、私は、特にいま共産党の米沢議員が申されたような防衛費の増とか、社会保障費のいわゆる削減であるとか、申されましたけれども、たとえば防衛費一に対して社会保障費が、アメリカは一・八であります。イギリスは一・五であります。フランスは一であります。それに対してわが国は三・七であります。また防衛費がGNPに、ヨーロッパでは四%、アメリカでは七%、日本では御存じのように〇・七であります。そしていわゆるわが国の防衛に依存する現状と、あるいは貿易の輸出超過、そして外国の失業者の増大と経済の不況の中で、わが国だけがひとり防衛費も忘れて、景気の謳歌におごっておるということが、果たして国際社会の一員として、その認識が外れていないかどうか、もっと国際社会の現状という厳しいこの現状を認識する必要があるのではないか、かように思うわけでございます。八十二兆円というこの大きな借金を、いつまでもこのままでよい、などと思う人は、国民一人としていないと思うのでございます。臨調委員の提出したこの意見を尊重し、いわゆる政治は次の若者のために、次の時代を担う若者のために、財政再建、行政改革をやらなければならないんだ、これが現在生きるわれわれ為政者の、あるいは上に立つ人の使命である、と考えるのでございます。政治とは次の時代のために汗を流すものである。それだけに行政改革、財政再建を図って、与野党を問わずに、協力するべきところは協力し、そして、これまでおおむね目的を達した既定のいわゆる補助金の統合、あるいは補助金の新設の抑制、補助金の終期の設定などについて慎重に検討し、この二年間、三千七百件の補助金のうち六百件以上を整理したのであります。しかし、補助金総額の八二%を占める法律補助には、ほとんど手をつけておりません。件数は減っても、補助金総額はなお年々増加しております。たとえば、ここに資料があるんですけれども、五十六年度の補助金総額が、十四兆五千億でございます。対前年比六千五百億円も伸びておるんです。いわゆる法律補助ですから。その中で、社会保障関係、教育費で全体の補助金の六〇%を占めております。たとえば百億円以上五十六年度ふえた補助金の内訳を見ますと、老人保護、児童保護、生活保護、老人医療、国民健康保険の国庫負担分、原爆被爆者対策、住宅金融公庫の利子補給、義務教育の国庫負担、私学助成、水田利用の再編成計画、国鉄や鉄道の建設公団への、それだけでも百億円以上ふえてるのが締めて十四兆五千億、いわゆる法律的補助金の総額だけで十兆二千億になっております。そしてまたそれらにさらに水増しする補助をすることができるという金額だけで一兆七千億でございます。それらを考えるときに、件数は減っても、補助金総額は年々増額しておる。これらを大型新税を導入などして、五十九年度までに赤字国債依存財政から抜け出す、そういうことをしたならば、また先ほど言ったようなスタグフレーションに立ち入らざるを得ない。そういう意味でいって、予算規模の三分の一を占める補助金の思い切った整理、縮減をやはりこの際やらざるを得ない。すでに十二兆円の巨額に達している法律補助の整理、あるいは合理化を避けて通ることはできないのであります。中でも、補助金総額の三分の一以上を占める社会保障関係の補助金の内容を、時代に即して見直して、本当に社会保障が必要な人に、必要な限度をもって温かい手を差し延べていくというような、公正で合理的な制度に改めることが、補助金制度の大きな柱だと思うのでございます。そういう考え方で、政府は五十六年度予算では、老人福祉年金引き上げ額は、扶養義務者の所得額に応じて差をつけ、また児童手当についても、所得制限を強くしたわけであります。今後は医療保障についても、薬づけ、検査づけといわれるような、行き過ぎた診療が行われている昨今、健康保険制度を公正で合理的なものにまた改めよう、というものでございます。五十六年度八十二兆円の国債が、今年度二兆円の減額を見たとしても、昭和六十年度には百十兆円になり、私たちが心から願っている福祉の充実や教育の振興、科学技術の発展も、産業経済の繁栄も、あるいは道路その他の生活環境など社会資本の整備も、さらには国の安全保障や、エネルギーの確保、世界平和と繁栄の貢献も、できなくなるのであります。総論賛成、各論反対ではなく、いわゆる高い視野に立った、国際認識の立場に立って理解していただき、反対の立場から、この意見を申し上げました。どうぞ多くの賛成を得られますよう、心からお願いして私の意見にかえさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に原案賛成者の発言を求めます。本間　久君。

リ自走榴弾砲、これを一門二億六千二百八十八万円でありますが百四十門買う。また七四式の戦車を、一両三億四千二百四十五万円のものを三百一両買う、また潜水艦一隻三百二億円のものを五隻も買う、そのほかＥ２Ｃ早期警戒機を、一機百二十四億五千六百二十五万円のものを四機も買う。さらにはＦ15の戦闘機でありますが、これまた一機八十四億四千九百万円のものを百機も買うんです。またＰ３Ｃ対潜哨戒機、一機九十六億一千二百万円のものを三十七機も買う。このような膨大な予算が仕組まれております。まさに防衛費を聖域扱いにしながら、軍事費を削って、あるいはまた福祉、教育にと予算を回さなければならないいまこの重要な時期に、このようなことを財界主導あるいはアメリカにべったりでもってやっていくのが、鈴木内閣であり、また鈴木都政のやり方ではないかと思います。（「鈴木都政のこと言ったら話が違うぞ」と呼ぶ者あり）

現在、小中学校四十人学級が、対潜哨戒機二十六機でできる、そして老人医療費が一部有料化は、対潜哨戒機一機分で避けられる、というふうに言われております。また身体障害者のためには、戦闘機百機と、対潜哨戒機十一機で、月四万円の所得保障ができる、とまで言われております。また保育所におきましても、一年分の建設は、七四式戦車三百一両で可能だ、というふうに言われております。また住宅難で困っている勤労者のためには、ミサイル装備護衛艦の六隻で、一年分の住宅の建設が

○十二番（本間　久君）　先ほど米沢議員の方から提案理由の説明がありましたけれども、特に社会党革新クラブとしました場合、また一方逆な面からも、あるいは補足的な考えから、若干、このにせ行革の問題を皆さん方に知っていただきたい、というふうに思うわけであります。一般的には、行政改革ということで言われておりますけれども、なるほど行政改革と聞けば、耳ざわりの非常にいい言葉かもしれません。しかし、これが、全く何のねらいでもって行政改革が出てきたのかと、一口に言えば、平和路線ではなくて、軍事化路線をたどる大きな問題があるわけであります。その一つとしまして、いま、このにせ行革をとらえた場合に、たとえば、自衛隊が問題でありますけれども、中期業務見積もりによりますと、採用計画を、海上自衛官を三千六百五十人、また海上予備自衛官を千五百名、航空自衛官を千八百名、航空予備自衛官を千五百名、こういうふうにふやしていきながら、現在の公務員の十五倍にしよう、十五年間で、そういうような計画が組まれております。八一年度の予算を見ますと、二兆四千万円だったものが、何と七・五％増の二兆五千八百億にも達しよう、といたしております。いま一つ自衛隊がこの中期業務見積もりの中で購入する主な兵器としまして、一体どれくらいかかるのか。ミサイル装備護衛艦が一隻六百二十億円します。それを十六隻も買います。七三Ｃ装甲車を一両九千九百十一万円のものを四十四両買う。あるいは七五式の百五十五ミサイル装備護衛艦八隻で解決ができる、このように言われているわけでありますから、すべてこの行政改革が、まさに国民本位ではなく、自民党、財界本位の行政改革、すなわちにせ改革である、ということを断言せざるを得ません。したがいまして、先ほど提案者が説明されたことに、私たちは賛意を表しつつ、このにせ行政改革を、ぜひ皆さん方の見識で、また賢明なる皆さん方の良識をもちながら、この議会で、何としてでもこの意見書を通していただきたい、こういう立場から訴えたいと思います。そして最後に、いま非常に老人医療の問題、あるいは国保の問題、三年間ももう連続されております。あるいは水道料金の大幅な値上げ、都民の負担が、ますます増加の一途をたどっております。こうした問題、さらには自治体行政にも大変市民生活にも大きな重大な影響を及ぼすこのようなにせ行革に対して、断固としてこの日野市議会で、見識ある皆さん方の反対をお願いしたい。そのために、意見書に賛成をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に原案反対者の発言を求めます。古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　議員提出議案第三二号、行政改革に名をかりた軍事優先、国民総がまん路線は国民とは全く無縁のものであり、断固反対するものである、という意見書に断固反対する立場から、私の意見を申し上げます。行革は国の歩みにかかわる問題でありますので、少々長くなるかもわかりませんが、意見を述べます。

今日の日本は、驚くほど豊かな国になりました。世界人口の三％を占めるに過ぎない日本人が、世界の総所得の一割近くを得ています。つまり、国民一人当たりの所得水準は、世界の平均値の優に三倍であります。また各国民を一人当たりの所得の高い順に並べると、日本は上位一割の中に入ります。他の国々との比較で言うなら、日本が経済大国になったというのは、紛れもない事実であります。しかも、国内での所得分配の平等なことは、先進国中第一位であります。日本人の九割は、中流意識を持っているとよく言われますが、それは平均所得水準の高さに加えて、所得分配のこの平等さによるところが大きいのであります。さらに租税と社会保障負担率の合計は、日本の場合、これまた先進国中の最底水準にあります。つまり所得が個人の手元に残る割合が高いのであります。たとえば、スエーデンや西ドイツの一人当たり所得は、日本よりも二割強多いが、税、社会保障負担分を差し引いた残りを見れば、スエーデンは、日本の半分程度、西ドイツは九割程度に落ちてしまうのであります。日本は、明治維新以来百年と少しで、第二次世界大戦でいえば、わずか三十数年で、ここまで豊かで平等な社会をつくり上げることに成功をしました。追いつき型近代化、これほど目

覚ましいスピードを達成した国は、ほかにはありません。日本が国民総生産で、西ドイツを追い越して自由世界第二位となったのは、一九六八年、つまりちょうど明治百年のことでありました。その後一九七〇年代に入って、日本はニクソンショックや第一次、第二次石油危機に代表される一連の危機に、次々と見舞われました。そのころ日本の繁栄は、油の上の楼閣に過ぎなかった。これ以上の経済成長はもはや不可能になった。日本はかつて戦争で米欧にいっぱい血にまみれたように、今度は経済戦争でやられてしまった、といった声がよく聞かれました。しかし、気がついてみると、日本経済は、急速にショックから立ち直り、危機を乗り切っていたのであります。一九七〇年代後半の日本経済は、六〇年代のような実質年率一〇%以上といった高い成長率こそ達成できなかったのでありますが、実質五%前後の安定した成長振りを示してきたのであります。これは、先進国病に苦しむほかの諸国の実績を、大幅に上回るものであり、むしろ強過ぎる日本の存在が、他国に脅威を与え、さまざまな摩擦を引き越こすことにもなっているのであります。何しろ、他の国々から見れば、日本製品は、いまや世界じゅうの市場を席巻している。世界の有名な観光地や一流商店は、日本人の老若男女で満ちあふれているのであります。だから私たちは、日本が豊かな社会になったということ、しかも日本の経済社会は、依然として力強さを失っていないこと、この二点を、よく心にとめておかなければならないと思います。

いまの日本は、一昔前の貧しい国、おくれた国ではなくなりました。言いかえれば、追いつき型、近代化の過程はすでに終わったのであります。このことに一早く気づいたのは、民間企業の人々でありました。この数年の民間企業は、労使ともども血のにじむような努力で、新しい時代に適応できるように、経営体質の改善や、新しい技術の開発に取り組んでいます。過去の高度成長期には、資源の合理的使用とかコストの引き下げは二の次にして、経営規模の拡大や製品の市場シェアの拡大に血道を上げていた民間企業は、第一次石油危機以来、厚い壁に突き当たったのです。しかし資源、エネルギーの節約や人員の減量といった受け身の対応だけでは、経営環境の激変に対処していけないことがすでに明らかになったのであります。そこで多くの民間企業は、技術や製品や経営システムの飛躍的改善、企業体質の抜本的改革によってこの壁を突き破ろうと試み、りっぱにそれに成功したのであります。これが日本の逆転した日であります。日本の民間企業は、経営意識の一大転換と経営のスタイルの一大改革に成功したのであります。

次に、いわゆる財政危機について申し上げます。しかしながら、今日の日本は、決して何もかもいいことづくめではないのは確かであります。表の繁栄と力強さの陰に、深刻な病が潜伏し、進行していることを示す兆候は少なくありません。このま

ま成り行きに任せるならば、とりわけ日本が豊かな社会に到達したことに気づかないで、政府や国民が貧しい時代の意識や慣行にとらわれ続けていれば、日本はやがて不治の病に倒れてしまいかねません。その危機を告げる兆候の最たるものが、財政危機であります。いわゆる財政危機とは、歳出に対する税収の大幅不足、それを補うための公債の大量発行とそれに伴う公債発行残高の累積、新規債の売れ行き不振などの相対であります。よく知られているように、昭和五十年度以降、公債、とりわけいわゆる赤字公債の発行額が、急増しました。一般会計の公債依存度は、以後一貫して二〇%を超えているのであります。昭和五十二年から五十五年度は、三〇%台を続けています。その結果、公債の発行残高は、いまでは八十二兆円、国民一人当たりに換算して七十万円にも達してしまいました。これは、年々の税収の二倍半を超える額であります。大蔵省は、新規に発行される国債の引き受けが、円滑に進まないのに手をやいているのであります。最近では、十年もの長期公債の発行を一時中止せざるを得ないところにまで追い込まれているのであります。昭和五十年度以降、発行されている十年ものの長期公債の償還期限が、昭和六十年度から始まることを考えると、昭和五十九年度までに財政再建がぜひとも必要だ、と考えるのは無理からぬことであります。とはいえ、財政危機の現状自体は、必ずしもそれほど深刻だとは言えないのであります。何よりも現在のわが国の政府支出の規模は、国民総生産に対する比率を見て、先進国中最低であります。公務員の総労力人口に占める比率で見ても同様であります。公債の残高が大きいといっても、国民総生産の三分の一に達してはいません。国民の側からすれば、相対的に最も安全確実と思われる金融資産である公債が、この程度存在することはいいことだという考え方も現にあるのであります。長期公債が消化難なのは、発行額の大きさよりも、発行条件の悪さによるところが大きいと言えます。すでに発行された公債をも含めた公社債の流通市場が整備され、市場の実質に合わせて公債の利子率が決定されるようになれば、消化難という事態は生じないように思われます。それに赤字公債という名称は、誤解を招きやすいと思います。よく建設公債は、それに対応する資産が政府部門内に形成されるからよいけれども、赤字公債はそうではないからよくない、という言い方がよくされます。しかし、それは表面上の区別にしか過ぎません。実質的に意味があるのは、政府部門が全体として公債発行に対応する投資を行っているか、あるいは政府部門の資産が、公債残高を上回っているかという点であります。この点に関する限り、内田忠夫氏という経済学者がおりますが、この方の指摘するとおり、政府部門の全体としての資産形成顔は、公債発行額をはるかに上回っているのが現状であって、その意味で真の赤字国債は存在しないのであります。そればかりか、ここ数年続いて

いるような安定成長が今後も続くとすれば、政府歳出をある程度抑制しさえすれば、財政再建は容易に達成できるのであります。法人税や個人所得税の自然増収が、期待できるからであります。その際、物価上昇が何がしか続いているならば、事実上の個人所得税の増税が行われることになります。そのことが望ましいかどうかは別にして、個人所得税の増税は、財政再建のための最も手っ取り早い手段であることは確かであります。所得減税さえすれば、増税と同じ結果が得られるからであります。

それでは、目下の財政危機はそれほど心配なことはなく、多少のがまんとやりくりさえしていれば、時が自然に解決してくれると言ってよいのでありましょうか。表面的にはそのとおりかもしれませんが、しかし、一歩立ち入って財政危機の発生したそのものの原因を考えてみれば、そう安心してはいられないことが明らかであります。目下の財政危機の起きた主な原因は、次の四点だと考えられます。第一に、第一次石油危機を契機として、日本経済の成長率が、急激に下方へ屈折したことにあります。所得、とりわけ利潤と賃金の伸びが少なくなると、法人税収や個人所得税収も、それに応じて伸び悩む。つまり、他の条件が等しい限り、政府の歳入の伸びが急減する結果となるのであります。とりわけ、昭和五十年度の税収が前年度比一三%減となったことの打撃は、大きかったと思われます。これが赤字公債発行の契機となった、ということは言うまでもありませ

ん。

次に第二に、昭和四十八年度の、いわゆる福祉元年予算以来、福祉、文教関係の支出を中心に、財政支出の持続的な拡大が、予算の中に制度的に組み込まれました。加えて、いわゆる高齢化社会の急速な到来は、年金や医療関係の支出の増大を、一層加速したのであります。こうして、昭和四十八年度から五十六年度にかけての九年間に、税収の伸びは二・四倍になったのに過ぎないのに対し、厚生年金や老齢福祉年金の月額は五倍に、社会保障関係費は四倍に、小中学校の校舎整備への国の補助額は五倍に、私立学校運営費への国の補助額は八倍以上になったのであります。適切な制度改革がない限り、この傾向は、今後ますます深刻化するものかと思われます。

第三に、昭和五十三年度予算、及び昭和五十二年度の補正予算もこれに加えます。これらの予算に典型的に見られるように、公共投資の拡大によって景気の刺激を図る、という高度成長期そのままの財政政策が、再び採用された。昭和五十一年度から五十四年度にかけて、公共事業関係費の伸び率は、常に二〇%台でありました。この間、税収の平均伸び率は、一五%であります。

第四に、このため支出の拡大と税収の伸び悩みのギャップは、公債の大量発行によって埋められるしかなかったのであります。大量の公債発行が何年も続けば、公債の利子負担だけでも膨大

な金額となるのは明らかであります。それはそれで、政府支出の一層の拡大の第二次的な要因となっているのであります。いわゆる国債比は、そうした昭和五十六年度一般会計予算の一五%近くを占めるに至っております。とはいえ、以上、四つの原因のどの一つを取っても、それ自体が絶対的な悪だということは言えません。不況化の増税は、国民にとって耐えがたい負担となるばかりか、景気回復の足を引っ張る働きをするのであります。福祉、文教支出の拡大は、高度成長のゆがみの是正や、成長の果実の国民各層への平等な分配に資するところが少なくありません。不況対策としての公共事業の拡大は、経済学者の一部に、その効果を疑問視する向きもありますが、最も正統的な景気対策として、多数の支持を得ているのであります。成長率の下方屈折時には、民間の貯蓄率の急減が同時に発生しない限り、民間の投資過少、つまり貯蓄過多を生み出す、余分な貯蓄を政府部門が借り入れなければ、経済は均衡せず、深刻な不況が発生することになるのであります。

このように考えてくると、世上言われているような、民間が苦しむ、苦労しているときに政府はさぼって無原則に支出を拡大してきた、という批判は必ずしも妥当ではありません。むしろ石油危機以後の政府は、高度成長期のゆがみの是正に努める一方では、事態の変化に民間が一早く対応して、新しい突破口を探るという、いわば前衛的な役割りを果たしたのを、側面から支援してきたといってよいと思います。つまり政府は、それなりに公営としての役割りを果たしてきたのであります、とはいえ、そのことで財政の個々の支出項目の内容を正当化するわけにはいきません。一たび経済が新しい安定成長軌道に乗った後では、政府がこのような公営的役割りを果たし続けることは、不必要になります。しかし、だからといって、増税や歳出削減に容易に踏み切れないとすれば、現在の財政の体質を、改めて問題にしなければならなくなります。さらに、より遠い将来まで視野を持っていけば、いままでのようなやり方では、とうてい続けていけないと思われるのであります。民間と同様、政府もまた、事態の変化に即応できるように、行財政の体質の抜本的な再検討と、改善を行っていかなければならない時期に来ているのではないでしょうか。現在、財政危機の意義は、まさにこうした反省のきっかけを与えてくれた点にあります。財政危機への対処策としては、一つ増税、一つ公債の増発、一つ歳出の削減など、方向がいろいろ考えられますが、政府及び臨時行政調査会は、当面の財政再建策として、歳出の削減などの方向を選択しています。しかし、歳出の単なる削減だけでは、問題が解決されるはずはありません。にもかかわらず、歳出削減には、それなりの意味があるのです。というのは、削減のための厳しい努力は、行き着くところ、個々の歳出項目や、その基盤となっている政府の施策、あるいは行政思想そのものにまで、

見直しの目を向けることを要請するからであります。とりわけ、豊かな社会の到来と、たまたま同じ時期に生じた国際環境の激変によって、新しい行財政需要が、急増しているという状況のもとでは、見直しの必要は、一層強くなるのであります。比喩的に言うならば、第一に、特定の患部に対して、強引な対症療法を行うことで、他の部位より根本的な病因が存在していることが明らかにされている、という効果がもたらされると同時に、第二に、そのより根本的な治療に取り組むため、国民的合意の形成が促され、また治療のための多少の時間のゆとりもみられる、ということであります。近年の財政危機は、それ自体としては、必ずしも深刻な症状だとは言えないと思います。事実、行政改革や財政再建には、総論としてはほとんどの人が賛成であっても、各論となると、とりわけ自分に利害関係がある部分の話になると、にわかに反対の声が強くなるところから見ても、事態がそれほど深刻なものとは受けとめられていないことは、確かだと思います。そうして、そのような受けとめ方が、全くの誤りとも言い切れないことは、すでに述べたとおりであります。何よりもほかの点では、日本の経済社会は、世界に誇るに足りる実績を上げています。財政だけ危機状況にあるにしても、そう気にすることはないかもしれないのであります。

しかし、一たび将来の問題に目を転じてみると、日本の未来は、それほどばら色に輝いているとは言えません。それどころか、わが国の前途に、暗い陰を落としている難問が、少なからず存在することが否定しがたいのであります。日本は、資源や食糧の多くを、海外から輸入しなければ生きていけません。しかし、その値段が急騰したり、供給が円滑にいかなくなったりする危険は、少なくないのであります。とりわけ戦争や内乱のために、あるいは政治的な金融政策によって、輸入が途絶するといった事態は、どう対処すればよいのでしょうか。日本はまた、海外からの輸入を続けるためには、自国の製品を海外に輸出し続けることが、可能でなければならないのです。ところが特にここ数年、日本からの輸出が急増したことに対して、日本の輸入、とりわけ工業製品の輸入の伸びがはかばかしくないことから、貿易摩擦とか、経済摩擦とか呼ばれるあつれきが、アメリカやECとの間に生じるようになっています。その結果、日本が自発的に輸入規制に踏み切らざるを得ないような、事態さえ生じているのであります。自由貿易の態勢の維持、対外貿易活動の順調な発展は、今後どこまで可能なのか考えなければなりません。また仮に、貿易への制限がそれほど深刻化しなかったにしても、日本は、今日のような強い国際競争力をこの先どこまで維持し続けるだろうか、考えなければなりません。

わが国が経済大国になってくるにつれて、国際社会へのより多くの貢献を求める声が、内外に強まってきております。日本がどんな政策をとるかによって、他の国々が、少なからぬ影響

をこうむることになってきているからであります。そういうわけで、いまや、日本が国際社会の平和と発展に、大きな責任を負うようになったことと、積極的に貢献すべきことは喜んで認めるにしても、実際に、どこまでその責任を果たしていけるだろうか、貢献の不十分さを非難され続ける危険はないだろうか。逆に、経済面や安全保障面での日本が、国際的な協力を強めようとすると、そのために、かえって新植民地主義や、いわゆる軍国主義の復活という批判を、外国からこうむる恐れはないだろうか。国際政治の様相は、一九七〇年代の半ば以来、大きくさま変わりをしてきております。いわゆるアメリカの力による平和は、過去のものとなり、ソ連の軍事力の拡大や日本の経済力の拡大が、世界の平和に対する攪乱要因になるかもしれない、ともいわれ始めております。南の世界も、分裂や混乱の傾向を強めています。世界は、二極化からさらに多極化に向かって動いているのであります。その中で、日本がこれまで同様の安全を享受し続けることは、果たして可能でありましょうか。世界の先進国は、いわゆる先進国病に苦しんでいます。インフレや失業の増加、財政や国際収支の悪化、社会秩序の動揺などが、そのおのおのの症状であります。いまのところ、日本一人が健康体だといわれていますが、いつまでそれが続くだろうか。

日本社会の高齢化は、いまほかの国々とは比べものにならないほどの速さで、進行しているのであります。日本人の平均寿命も、戦後急速に伸びて、人生八十年といわれる時代になってきました。そうなると、中高年齢者の雇用問題を、改めて真剣に考えなければならなくなります。年金、退職金、健康保険などの制度は、このままでいくと、早晩破綻してしまいそうであります。国や地方自治体の財政負担が、急速に増大していくからですが、それは結局のところ、増税ないし社会保険料負担の増大か、そうでなければ、公債の増発で賄うほかはないのであります。それができなければ、給与水準の引き下げしかあり得ません。いわゆる都市化の傾向は、依然として衰えておりません。都市に集まってくる人々は、住宅やそのほかの社会資本となるべく、安価に提供するには、どうすればよいだろうか。快適で安全な生活環境をつくり出し、維持していくすべはあるだろうか。あるいはまた、価値観の多様化といわれる問題もあります。豊かな社会で、人々が多様な生き方を求めるようになるには、当然だし、望ましいことでもあります。しかしその結果、働こうとしない人の数がふえたら、どういうことが越こるでありましょうか。その人々の生活は、働いている人々が保障しなければならないのではないでしょうか。

こうした問題点を考え立てていくと、われわれの前途には、ただならぬ困難や、危険が横たわっているように思えてまいります。それを回避するには、政府が機動的に、適切な役割りを果たす必要があるのではないでしょうか。つまり、内外の情勢

の激変に伴う行政や財政に対する新しい需要は、今後とも、相次いで発生するでありましょう。それなのに、財政は現在すでに機動性を失って硬直化し、危機状況にあるのであります。仮に、行政サービスの拡大が可能だにしても、それに伴って、政府が国民の個人的生活への規制や、介入を強化せざるを得ないとしたら、それはそれでまた別の好ましくない問題を引き起こすことになると思います。大幅な増税や、管理態勢の一方的な強化など、どんな副作用をもたらすか、考えてみると明らかであります。

よく言われることでありますが、成功は、それ自体のゆえに新しい問題を引き起こすと申します。しかし、同時に新しい問題を解決するための可能性を、準備してくれている場合も決して少なくないのであります。事実、今日のわが国の前途に横たわる危機の多くは、国民と政府が賢明に行動しさえすれば回避できる、あるいは回避できなくとも、十分に対処できるのではないでしょうか。なぜそう言えるか。その理由は、大きく分けて二つ考えられます。第一は、わが国の、わが国民の成熟であります。近代化の成功は、日本の経済水準を大きく引き上げました。大きくなった経済の生み出す所得が、国際的に見て、比較的平等に分配された結果、安定した所得水準と高い教育、知識水準を兼ね備えた国民層を大幅に、大量に出現させました。成年人口の七〇%を占めるとも、九〇%をも占めるといわれるこの人々は、基本的な自活力を持つばかりか、さらに積極的に、社会にそして世界に貢献する能力を持っているのであります。第二は、日本の社会が受け継いで、伝え継いできた、すぐれた伝統であります。日本人は、旺盛な知的好奇心や向上意欲を持つだけではなく、自分一個を越えた集団や、社会のあり方に強い関心を抱き、積極的に貢献しようとする伝統を持っています。また、国家と個人の中間に、家族、地域、企業のような多様な社会集団をつくり、それに進んで参加しようとします。他方、それらの社会集団は、国家にはなるべく頼らないで、その成員をみずからの手で保護し、そして福祉の増進を図ろうとします。そうした特質は、日本にのみ見られるものではないにしても、日本の社会が、伝統的に持つすぐれた特質であって、明治以来の近代化や、戦後の復興と発展に、日本が目覚しい成功をおさめることができたのも、これらの特質による面が少なくないと思われるのであります。しかし、こうした資質を生み、生かすためには、これまでの行政のあり方を、大きく改める必要があるのです。行政のあり方を大きく改めるためには、国民の生活意識や行動様式を、大きく転換する必要があります。

今次の行政改革の最大の眼目は、まさにこの点に、つまり国家と国民を合わせた、全体としての国の歩みを変えることに置かなければならない、と思うのであります。明治以来の日本は、国家レベルの行政の活動に、無理からぬことであったとはいえ、

余りにも多く依存してきました。近代化を目指した日本にとっては、何よりもまず政府が国民を啓蒙し指導して、その目的のために結集させ、動員せねばならなかったのであります。同時に行政は国民よりも一段高い視点に立って、国民の私的な活動とりわけ相対的な強者の活動の自由を規制するとともに、相対的な弱者の活動を保護助成する必要がありました。また近代化の成果となるべく、平等に国民に分配することも、行政の義務とみなされました。しかし、行政が豊かになったことや、縦割り行政への伝統的な指向のために、行政の側からするさまざまな施策、特に国民の福祉にかかわる政策は、個別的、断片的、競合的になされる傾向が強かったのであります。他方、国民や企業の側には、行政をお上と見て、恐れたり甘えたりする風潮が、根強く残っています。こうした風潮の中では、戦後の権利意識の発達も、むしろ行政に対するたかり、物取りの傾向を助長する役割りを果たしてきていることも否めません。今日の日本にとって、最も大切なことは、政府と民間とのこのような関係そのものを、改革することであり、そのためには、官民双方が、その意識と慣行を変えなければなりません。また補助金や許認可行政のあり方、中央省庁の編成や各部局での施策、中央と地方の、あるいは官業と民業のあり方など、行政改革の中で、課題とされる個々の項目も、同様な観点に立って再検討されなければなりません。これが本来の行政改革にほかならず、そのきっかけをつくり出そうとするのが、今回の臨時行政調査会の答申、それに基づく行財政の再建の役割りであります。したがって、本当の行政改革は、まさにこれから始まるものでありますし、相当の長期間にわたって続けられることを、覚悟しなければなりません。

次に行政改革に対する批判に対して、批判を加えます（「いいかげんにしろ」「休憩、休憩」「意見書の範囲を越えてるぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）行政改革に関する報道や論議の中に、自由民主党が、その票を集めるために結びついた補助金を初めとする各種の既得権には、絶対に手を触れることはできないだろうと誤って、土壇場になれば、総論賛成、各論反対で、必ず行革つぶしに回るに違いない、というものがあります。野党の中には、行革で自民党の党内や支持団体との関係が、ハチの巣をつついたような大騒ぎになり、自民党がみずからの手で、その支持基盤を破壊していくのを、高みの見物するまでさ、と嘲笑する者さえいます。だが、こうした見通しや判断は全く間違っています。確かにわが、自由民主党及び行革を支持する国民は、行財政の複雑な仕組みや、その歴史的な変遷の経緯と問題点について、最も精通しています。行政改革や歳出削減が、いかなる受益者層にどのような痛みをもたらすか、最もよくその機微に触れて、知っているのであります。それゆえに、私たちは一部野党のように、無責任な反対のための反対

だけに明け暮れたり、一見もっともらしくは見えるが、実際には財政的裏づけがないような、非現実的な提案で人気取りだけをしているというものには、ついていくわけにはいきません。つまり、できることはできる、できないことはできない、とはっきり国民に告げなければなりません。それが責任ある政党のやることですし、責任ある国民の態度でありましょう。痛みを知りつつも、必要とあらば国民に自省を求め、互譲を求め、長い目で見て、最も賢明な選択を国民に説得しなければなりません。知的、文化的な水準の高いわが国民は、またこのことを必ず理解してくれるものと信じます。私たちは独断的なドグマやイデオロギーにこり固まった政党ではなく、比類なき柔軟性と変化への適応力を持つものであります。戦後、ここ一貫して政権を担当した私たちの属します自由民主党は、その政権を担当し続けた秘密は、この柔軟性と変化への適応能力の高さにあったと思います。開かれた国民政党である以上、党内世論の統合に多少の時間がかかったり、若干のあつれき、摩擦があることは当然でありましょう。しかし、良識に基づく意見の一致は、必ず達成されてきたのであります。すでに述べましたように、行政改革の歴史的意味、その背景にある新しい時代意識や発想は、確実に全国民のものとなりつつありますし、またきっとなるでありましょう。そのとき、私たちは自信を持って、もっと賢明かつ巧みに、行政改革を指導していく責任を負っているのであります。

次に、行政改革には理念がないという批判について、批判をいたします。今次の行政改革に関する報道や評論の中には、この行政改革には理念がないとか、理念がはっきりしないという批判が、少なくありません。しかし、すでにこの私の意見で述べましたように、この理念なき行革という批判も、全く見当外れであります。今回の行政改革は、これまでも述べたとおり、明確な理念を持っています。臨時行政調査会第一次答申は、これを国内的には活力ある福祉社会の実現、対外的には国際社会に対する貢献の増大、の二つの基本理念を求め、行革推進の方向を、一つ、変化への対応、二つ、簡素化、効率化、三つ、信頼性の確保、の三つの観点から簡単に論じています。来るべき高齢化社会や高福祉社会は、一歩対応を誤ると、活力を喪失して停滞を招いたり、いわゆる先進国病にかかりやすいのであります。活力を喪失した停滞社会にあっては、低成長、失業、インフレなどから生活水準の下落、福祉の切り下げは避けられなくなってしまうことは、歴史の示すとおりであります。それゆえ、活力とゆとりとを両立させた、成熟した社会を実現していくために、自由経済社会の持つ民間の創造的活力を生かし、自立、自助の精神を維持し、行財政の変化への対応力、機動性を確保し続けることが、不可欠となるのであります。また国際社会における日本の地位の変化に伴い、世界貿易への積極的な寄与、発展途上国への経済協力の推進、平和維持努力の強化などの面においても、新しい対応が迫まられると思われます。今回の行政改革が、理念なき行革と批判する人は、しばしばこうした新しい時代認識を欠いており、むしろこうした新しい理念を理解できない点にこそ、問題があると言わなければなりません。

次に弱者切り捨てという行革に対する批判について、批判をいたします。行政改革に対する批判の中に、弱者切り捨てにつながる、というものがあります。これも曲解か誤解に基づくもの、というほかはありません。弱者切り捨て論は、たとえば臨調の第一次答申が、文教、福祉の分野の歳出抑制をも提案しているところを、その重要な論拠としています。日本共産党は第二臨調第一次答申の徹底分析、鈴木行革の反国民的路線をつく「前衛」五十六年九月号の中で、臨調答申が国民生活への反動的攻撃の宣言書と極論し、この文書の持つ基本的特徴を、行政改革に名をかりた反国民的来年度予算編成のための処方せんというべき性格、また増税なし財政再建を表看板にした、来年度予算編成を突破口とした本格的な政治反動化路線への転換をねらう国民への挑戦状という性格の二点にある、と非難をしています。だが、福祉や文教関係の予算の見直しを提案すると、内容を冷静に吟味することもせずに、直ちに反国民的とか、反動的とか、弱者切り捨てとかというレッテルを張りつける手法は、デマゴーグ政党の常套手段とはいえ、許しがたいものがあります。すでに述べたように、昭和五十六年度の税収三十二兆円に対し、公債残高は八十二兆円、国民一人当たり七十万円に達しており、公債の利払い費だけでも、一時間当たり六億円に達するのです。共産党のような政党ならばいざ知らず、責任政党としての自由民主党は、この状態をこのまま放置しておくわけにはいかないのであります。国民の大多数が、増税を望んでいない以上、増税なき財政再建を目指すほかはありません。そこで具体的には、来年度予算編成に当たって、一つ、新規増税を行わず、特例公債の発行を減額することを基本方針とし、各省庁ごとの歳出額は原則として前年度と同額以下に抑制する、いわゆるゼロ収入。もう一つ、地方公共団体においても、国に準じ、支出の節減、合理化抑制を図る、ということになっていることはすでに説明したとおりであります。第一に福祉文教関係の予算の見直し、節減、合理化が、直ちに弱者切り捨てに短絡するという考えが、全くおかしいと思います。今日のように高水準となり、広く普及している福祉や文教は、決して、弱者だけのためのものではありません。もしも、福祉、文教関係予算の受益者を、すべて弱者と呼ぶならば、全国民は、すべて弱者ということにならざるを得ないし、この弱者関連予算に手を一切つけてはならない、ということなら、行政改革は、何一つできなくなるのであります。第二に、一部野党やマスコミは、従来、補助金行政にこそ自民党の悪政の最たるものがあり、諸悪の根

源であるかのように主張してきたのでありますが、この予算総額の約三分の一を占める補助金の中で、最大の比重を占めるのが、社会保障関係費、第二位が文教、科学技術、第三位が公共事業で、この三者で全体の八割を占めている以上、福祉、文教もノータッチというわけにはいかないのです。ちなみに、補助金の第四位は、農林水産、第五位は国鉄助成、となっています。第三に、臨調一次答申は、弱者の中の弱者である生活保護については、抑制の対象から外すことを明記し、弱者保護を貫いているのであります。第四に、福祉文教も含めて、歳出の見直しに際しては、時代的役割りを終えてしまったと思われるもの、民間の自発性や、家庭、職場、地域などの自助、民業にゆだねた方が望ましいと思われるもの、また行政の過剰介入や過剰サービスが、かえって自立精神を崩壊させ、家庭崩壊など複雑な負の副作用を生じさせていると思われるものなどに、特に注意しなければならない、ということを挙げているのであります。以上のような点からすると、いわゆる弱者切り捨て論は、余りにも粗雑な議論で、その真意は、弱者に名をかりてただ行革をつぶすためのものではないか、と判断されるのであります。

（「そうだ」「何言ってるのよ」と呼ぶ者あり）

次に、軍事相互安全保障関係の、行革との絡みの批判についての批判を行います。行政改革に対する批判の中には、それが軍拡推進の露払い、これは日本共産党の目指す軍事相互安保優先の行政改革、というものがあります。たとえば、昭和五十六年七月十二日の赤旗は、「老人医療を削るのが行革か、臨調と厚生省に抗議、戦闘機買う金あるのに、東京で集会、炎天下九十一歳の恐り」などという扇情的な大見出しで、行革を無理やりに軍拡と結びつける、という記事を書いております。ソ連の軍拡には目を全くつむり、もっぱら日米安保条約の打破と、日本の自衛力の粉砕を意図する共産党の考え方からすれば、国民の圧倒的な多数は、自衛力の整備、充実と経済協力やエネルギー戦略を含む相互安全保障政策の拡充が、日本の平和と安全のために必要不可欠なものと判断しており、また平和と安全のないところに、福祉もあり得ないことをよく理解しているのです。それゆえに、安全保障と福祉は、決して矛盾するものではありません。（「議長うまく指導してよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）私どもは、老人医療を初めとする福祉の一層の充実のためにこそ、行政改革を断行しようとしているのでありまして、また平和で、自由で、豊かな国民生活の確保に責任を持つがゆえに、責任ある安全保障政策を、堅持しているのであります。戦闘機を買う金あるのに式の、老人や弱者に名をかりた反安保宣伝は、日本の安全を危うくし、国際共産主義運動を利するデマ宣伝にしか過ぎません。私たちは、こうした悪意あるデマ宣伝を打ち破って、防衛と福祉の関係について、正しい国民的理解を確保しなければなりません。

以上で、行革反対に対する批判を終わりますが、私たちの国民的課題である行革の成　と、そして一日もおくれることを許されない、この事業の国民的な協力による達成のため、この今回出されました意見書に、反対の意見を申し上げ、私の意見といたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　私、先ほど表現の方をちょっと間違ったところが一カ所ありますので、申し上げます。自民党鈴木都政と言いましたけれども、自民党鈴木内閣の間違いでありますから、訂正いたします。（「何だか苦しいな」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　次に原案賛成者の発言を求めます。竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　米沢議員が提案されました、国民本位の行政改革を要求する意見書に対する賛成の意見を述べさせていただきます。市川議員と古賀議員から、この提案に対する反対討論がなされました。私は、市川議員は恐らく日野の市民のことを、真剣に考えていらっしゃると思います。ですから政府の言っていることを、ひょっとすれば誤解していらっしゃるんだと思うんですね。もしそうでなければ、これは大変な問題ですけれども、恐らく誤解だと思うから、この意見書には、ぜひさきの発言を反省していただいて、賛成をしていただきたいというふうに思うんです。それから古賀議員の方の意見は、これは自民党発行の行政改革に対する反対の国民の意見に対する反論集、これを最初から最後まで読み上げるというような形でございますので、私は彼、議員の本人の意見なのかどうか、迷ったわけであります。非常に長い意見でございますから、これに全面的に反論したいと思うんです。しかしその反論は、私は二、三の点を指摘すれば十分だというふうに思います。

第一番目に、鈴木内閣の行政改革というのが、市川議員等が望んでいるような行政の簡素化、効率化であるかどうか、という点についてでございます。今回、臨時国会において三十六本の法案が出ました。しかし、この中には大臣の給与に関するもの以外は、行政の簡素化、効率化ということを目指したものは、一本もなかったわけでございます。そして、鈴木総理大臣その他がおっしゃったのは、国民とともに、政府がいまの日本の財政状況を考えるに、痛みを分け合おうではないか、こういうことを言われたわけです。それがもし本当なら、私ども共産党も賛成をします。たくさんの例がございますからその中の一部だけ私は例を挙げまして、本当に国民の痛みを分け合うものなのかどうか、この点を指摘しておきたいと思います。それは結局、提案された三十六本の法案、それからその背後にある臨調答申、これを読んでいただければ、自民党の方でもわかります。内容

は、たとえば国保、児童扶養手当の給付費、こういうものを二千七百億円カットして、地方の負担に持っていく、というような内容が一つございます。これについては、世論の反撃があるために、自民党の方も現在動揺されているようですけれども、そういう方針である。それから老人医療費などは、七千億円カットする、小中学校の教材費の補助金も十九億円カットする、プールの運営などに関するものも四百二十億円カットする。中学校のあるいは小学校の牛乳給食に、日野市では百円の補助金を出しております。いま一本当たり二十銭というわずかな政府の補助金があります。これすらもカットする。その金額は、わずか六、七億円でございます。そのほか私学助成、それからあらゆる福祉、教育の面で、結局は国民にだけ総がまんを押しつける、そして高級官僚とか大企業は、痛みは分かち合わないという内容になっているわけです。たとえば、大企業は、市川議員と古賀議員が、盛んに日本の歴史の中で大いにべたほめされましたように、企業の利益を現在上げてきております。ところが、そういう大企業に対しては、小中学校のミルク代を削って私たち日野市民の子供たちをいじめるこの行政改革が、造船、海運事業などには、補助金を一八%も引き上げる、コンピューターの開発のためには、三三〇〇%も補助金をアップする、ウランの開発に関連しても十九億円、一四〇%の補助金をアップするというところには、惜しみなく、痛みどころか、ほうびを差し上げているというのが、今度の臨時国会で私ども国民が知った内容でございます。そしてまた、軍備費の方はどうかといいますと、これが日本は少ないようなことをおっしゃいましたけれども、軍事費が今年度二兆六千億円、七・五%のアップです。福祉、教育のアップ率はこれに及んでおりません。その上さらに、ことしの十二月二十五日にP3Cというのが三機ほど日本にやってまいりますが、いま、その一部がくることになります。ところが自民党の提案は、F15、これを四十三機買う、P3Cを十七機買う、合わせますと約二兆七千億円になります。ですから来年度と、今後月賦でローンで払っていかなければならない。こういうF15やP3C、こういうものを合わせただけでも五兆円、こういう負担になります。この軍事費の負担、一世帯当たり十七万円であります。いま読売新聞の調査でもNHKの調査でも、軍事費の予算をふやしてはいけないというのが読売では七割、NHKでも五割、こういうふうに世論調査はあらわれているわけでございます。ですから、実質いまの政府がやっているいわゆる行政改革や臨調路線というのは、日野市民も同様なふうに考えているに違いないと思います。

それからまた、理念問題でもいろいろおっしゃいましたけれど、たとえば、活力ある福祉社会とか、国際社会への貢献をするんだとか、いろいろおっしゃっております。しかし、臨調答申の幹部のメンバーを見ただけでも、九人中六人は財界の代表、

私ども勤労国民の代表はほんの一人ぐらい、労働組合代表を入れている程度でございます。こういうものでありますから、いま申し上げたのは、結局スローガンだけで、その内容は、私が一、二指摘しただけでも、財界による財界のための行政改革と、こういうことに私は過ぎない、というふうに思う次第でございます。

また国際問題にも触れた反対がありました。提案者はそういう問題まで提案しておりませんけれども、反論の方が先に出たということでございますので、この点には、一言だけ私は触れておきたいと思うのです。日本の国の中で、行政改革というべきかどうか知りませんけれども、岸　信介という方が、日本では明治維新とマッカーサーだけしかやったことがないと、こういうふうに中曽根さんに言ったということが国会で話題になりました。ですから、本当に自民党が考えているのは、これは財政再建ということではなくて、国の道筋、路線というものを明治維新あるいはマッカーサーのことを例にして、大きく右寄りに、核軍事大国、核戦争も辞さない、そういう路線に切りかえる、これに行政改革を利用している、というふうに私は言わなければいけないと思います。それと申しますのも、この十一月十日にも、マスコミなどで問題になりました、レーガン大統領が、アジア極東地域で限定核戦争があり得る、ロスト軍備管理軍縮局長も言いました。アジア地域にも、中距離核兵器を配備する。ところが日本の政府は、これに一切反論をしておりません。ですからこういう方向をうのみにして、それに鈴木内閣自民党政府が従っていく。そうなりますと、日本の防衛費の負担をどんどんふやさなければいけない。いまのような予算規模ではいけない、ということから、さまざまな福祉を切り詰め、あるいは教育を切り詰めて軍事費の方に回していく。そしてレーガンの期待にこたえていく、こういう路線を私ども国民に押しつけよう、というのが、私は本当の行政改革のねらいだと思います。

財政再建のことについて言えば、八十二兆円の赤字国債がある。共産党はこれに強く反対して、これが今後問題になることを提起いたしまして、一貫して、赤字公債を発行しないで財政再建をする、という提案をしてきたわけです。いま一人当たり八十二万円、こういう大きな国民負担を押しつけたのは、だれの責任でもありません。歴代自民党政府の責任でございます。私はそういう、国際的に見ても財政の点から見ても、行政改革というのは、確かに国民が望んでおります。それを逆手にとって、私たち日野市民や、日野という地方自治体に圧力を加えてくるのが行政改革だ、だからにせ行政改革だと、こういうふうに称しているわけであります。

また誹謗、中傷などもあったようですけれども、核兵器の問題については、日本の国内のただ一つの党として、はっきりと

アメリカの戦域核兵器、あるいは戦術核兵器、それからソ連の戦術核兵器、戦域核兵器、こういうことのアジアへの配備に反対、という態度を明らかにして、もちろんヨーロッパからも撤去しろ、ということを共産党は言ってるわけです。そしてレーガンが、世界的な世論に押されて、ゼロオプションなんというのを提案しましたけれど、本当の核兵器ゼロという選択をするように、わが党は主張しているのは、他人の資料で、赤旗の引用などするような方にはわからないでしょうけれど、赤旗の新聞などをよく読んでいただければ、明らかなところでございます。

ところで、この行政改革について、国民の世論というのを私は申し上げました。しかし、これは国際的にはどうかということを申し上げますと、アメリカでレーガンが就任して、いま八カ月であります。レーガンは、レーガン型の行政改革ということをアメリカに提起して、八カ月たってきました。ところが、これによって失業者はもう九百万人、こういう状態になっています。ですから、ワシントンで、九月の十九日には五十万人のアメリカ国民が、あるいは労働組合がレーガン型の行革に反対する、というデモをやったんですね。そうして、そういう響きが反核の集会にもなりまして、ロンドンでは五十万人、ボンでは三十万人、パリでも十万人、これは連日やってる。ギリシァでも四十万人、スペインでも五十万人というふうに、レーガン型の行革とか軍拡路線に反対する国際的な世論は、盛り上がっているわけです。日本の国内でも同じように、全国からいまの行政改革に反対する世論は盛り上がってきております。日野市でも、私はそういう世論が盛り上がってきているのじゃないかと思います。市川議員や古賀議員が、日本の労働者の賃金は高い高いと、労働者が聞けば、恐るようなことをおっしゃっております。民間企業が、どうのこうのとおっしゃっております。私は、民間企業の代表であるIMFJC、金属労協というところに資料を聞いてみました。食パン一キロ買うのに、日本の労働者は――金属労協の調査ですよ、十一分三十秒働かなければいけません。アメリカでは五分三十秒働けば食パン一キロを買えます。韓国は四十一分だそうです。インドは七十九分、こういうふうに、韓国やインドよりは確かに高い、しかしアメリカに比べると、こういう状態です。家賃はどうかというと、二DK、この家賃を払うのに、日本は三十三時間三十分働かなければいけない、アメリカは十九時間三十二分で二DKの家賃が払える、こういうふうに、金属労協のことしの秋の調査で、そういう発表がされているわけであります。ですから国民の、私たちの生活感覚、こういうことは市川議員や古賀議員が言っているように、日本の賃金が実質的に高いというものではない（「それじゃ天下をとりなさいよ」「連合政府を早くつくることだよ」と呼ぶ者あり）実質賃金も月々低下しているわけですね。

そういうこともあわせ考えると、いま福祉や教育をどんどん行政改革という名前で削っていくことが、大変な市民負担になる、というのは明らかだというふうに思うわけです。

それから私は、また東京都の問題にも触れたいと思います。この問題では、日野市はどうか知りませんけれども、東京都では臨調路線の先取り、ということを東京都政はやりました。公共料金も五十種類ぐらい値上げをいたしました。都民一世帯当たり十九万円の負担増ということになっています。これは日野市の多摩動物園の入園料から始まりまして、水道料もこの前上げたわけです。これが鈴木都政のいまの姿です。しかし、その鈴木都知事も、政府が先日発表しました臨調答申に従って、東京都の負担が三百八十億円もふえる　ということには驚きまして、都知事としては、この行政改革の路線には反対だ、というような考えを持っているようなことを記者などで発表しているわけです。そういうふうに、自民党の都知事でも、行政改革というのには反対せざるを得ないのが、いまの日本全体の世論です。それはきょうの市議会でもわかりますよ。次の、最後の意見書を見ていただければわかります。これは、自民党の党籍、あるいは党籍のない方もいらっしゃるでしょう。保守系の全国市議会議長会で、今度の行政改革路線に沿って、国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入、これに反対だ、という意見書を全国市議会で挙げてくれと、全国議長会から、この日野市議会にも依頼があったわけです。こういう一事を見ても、いまの自民党政府の行政改革というものが、広く国民、日野市民、すべての地方自治体で反対、そういう方向が出ているのは、私は明らかだと思うのです。すでにレーガンも、アメリカの新聞に出ていたそうですけれど、わずか八カ月で、ハネムーン・イズ・オーバーということで、大変だと、こういう状態になっているんです。私は必ず、この行政改革に反対する声というのは、日本国内でも、国際的にも大きくなっていって、そして恐らく国民の代表の政府というのが、たとえばフランスのように、ギリシアのように、日本でもできるのは、これは実現の可能性がだんだん近づいているんじゃないか、というふうに思います。いろんなやじがありましたけれども、まあ、これから日野市議会でも長く、こういう行政改革と自治体の関連を論議するわけでございますので、恐らく私は、米沢議員に賛成した方向で進む、というふうに確信するものです。どうか、いままで反対の討論をされた方も、この行政改革の問題についてだけは、私は日野市議会満場一致で意見書を決めて、政府の方にひとつ意見を挙げていってほしい、こういうふうな願いを込めまして、賛成討論を終わらせていただきます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　秦　正一君。

○三番（秦　正一君）　若干簡単ですけれど、議事進行

の場をかりまして……。先ほど賛成討論の中に、鈴木都政で、内閣と都政と間違えたということで、訂正があったんですけれど、私たちは、この国民本位の行政改革を要求する意見書、これには賛成するわけです。現在の肥大化する国政の中で、行政改革は、当然やらなければならないし、やるべきである。ただ、それが軍事拡大とか、財界優先のそういうものであってはならない。あくまでも国民生活優先、福祉、教育、そういったもの優先のものでなければならない、ということで、ここにもありますけれど、こういった趣旨のもとに賛成していきたい。若干、いま賛成討論もありまして、ニュアンスが違う面も多少ありますけれど、そういった面で、一言発言をしておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって討論を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝瀬敏朗君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第三二号、国民本位の行政改革を要求する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第三三号、産炭地夕張市の再建促進に関する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。本間　久君。

○十二番（本間　久君）　大変お疲れのところ恐縮であります。議員提出議案第三三号の産炭地夕張市の再建促進に関する決議でございますけれども、お手元にすでに配付されております案文のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　質疑討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三三号、産炭地夕張市の再建促進に関する決議の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第三四号、国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐々木昭雄君。

○二十八番（佐々木昭雄君）　議員提出議案第三四号の提案理由の説明を申し上げます。本意見書につきましては、全国議長会にて検討されまして、議長より厚生委員会に要請があったものでございまして、委員会といたしましては、審査の結果、意見書を提出することに意見一致を見たわけでございます。内容につきましては、お手元に配付してあるような要旨でございますので、皆様方の御賛同をいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三四号、国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

ただいま議員提出議案第三五号、日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める意見書の件が提出されました。

お諮りいたします。この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、議員提出議案第三五号、日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める意見書の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議員提出議案第三五号、日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　本議員提出議案は、先ほどの委員長報告にございましたとおり、都市整備産業建設委員会に付託されました陳情を採択いたしました。よって、当委員会全員の賛同を得まして、ここに提出するものでございます。内容につきましては、お手元に配付されましたとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三五号、日本農業を守り食糧自給率向上、都市農業再建を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十六年第四回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後十時十二分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十六年十二月　　日

日野市議会議長　滝瀬敏朗

日野市議会副議長　島村孝志

署名議員　石坂勝雄

〃　林重義

〃

1387826

日野市立図書館
☎81－7354
13 87 826